及近接郡村に防疫班を設け、検病調査を励行せしめ、十一月二十五日迄に戸数百八十二萬七千九百四の消毒を終り、同日之を以て一先ず防疫班を解散したり。

（ロ）隔離及収容所増新設　災後傳染病患者増加の虞ありしを以て、其疑ある者は悉く収容隔離して流行を防止するの方針を採り、一面患者収容設備の調査を行ひ必要なる病床を増新設せり、十一月二十五日現在病床數二千七百二十八床、収容患者數千五百五十二名なり。

（ハ）井水其他消毒　水道水の供給一時杜絶したると部部に於ける急激なる人口の密集とは、不良水の飲使用を餘儀なからしめたるより、速に水道の復舊を圖ると共に、適當なる飲料水なき方面には、良水の運搬配給を行ひ、東京衛生試驗所をして水質檢査班を組織し、九月十一日より二十三日迄で井水の檢査及其の「クロールカルキ」消毒の勵行方を注意せしめたり、檢査井數二萬三千二百三十八（二〇・七%）、不良二千百三十八（七四・三%）、内良八千百九十四（七四・三%）、又傳染病發見の處ある毎に其井水を檢査して消毒を施行し、必要箇所に傳染病院を増設又新設し、又井水飲食物の檢査を勵行し、不良飲食物を取締り、十月以降は、防疫職員を常置し、横濱市部殊存置域及近接郡部村に防疫班を設け、檢病調査を勵行せしめり、十一月二十五日之を以て一先ず防疫班を解散したり。

（ニ）患者早期發見　九月七日より警視廳をして巡回防疫班（一班醫師二名、防疫監吏二名）を編成し、臨機各方面に出動して、傳染病患者の早期發見、系統調査、消毒其他の防疫事務に當らしめ、診療官班（一班醫師二名、助手二名、看護婦二名）を編成し、各所に配遣して救護に從事すると同時に、防疫措置に遺憾なからしめ、又各警察署をして檢疫的戸口調査を勵行せしめ、更に醫師會と協議し、一般醫師の傳染病患者死者の報告を迅速ならしむ。

（ホ）消毒藥劑配給　東京衛生試驗所員をして極力井水消毒用「クロールカルキ」を蒐集せしめ、約二萬封度を得、一萬封度を警視廳に、五千封度を水道原水殺菌用として東京市に供給し、其他は使用方法及水量に對する其分量等を指示し、水質檢査施行地域に於ける各警察署及町村役場に配布したり、又石炭酸配給の必要を認め、東京衛生試驗所に之を供給せしめ、更に之を各警察署及近接町村役場に配布せしめ、尚警視廳消毒班に對しても必要なる消毒藥品を供給したり。

（ヘ）一般的注意喚起　一般民衆の傳染病に關する注意を喚起する爲、廣く印刷物を配布し、生水、生物等を飲食するの危險なること、消毒の必要なること、患者の速に治療を受くべきこと等に就き、特に「震災後の傳染病豫防」「簡易なる井戸水の消毒法」等の印刷物を管内各方面に頒布せしめたり。

（ト）神奈川縣　災後十一月二十五日までに發生したる傳染病患者二千三百二十六名にして、九月上中旬は著しき發生なかりしも、下旬に至り、赤痢の發生最高頂に達し、二十九日の如き一日二十五名（內二十二名）、十月上中旬は稍減少の傾向ありしも、下旬に至り、赤痢は再び增加の傾向を示し、十一月中旬には橫濱市に二百十二名發生し、郡部にも多少の發生あり、十一月十六日橫濱市に二十五名外に一名の發生を見たる外、著しき發生を見ず、腸窒扶斯は、每日平均二十七名乃至二十四名の發生を見たるに過ぎず、部員自ら奔走入して焦眉の急に應ぜり、而して之が配給は、東京衛生試驗所を臨時材料倉庫として、各方面より受納したる材料を一應收納し、品目を整頓し、要求するに從ひ、之を警視廳東京府市神奈川縣日本赤十字社濟生會協調會東京帝國大學慶應義塾大學の救療機關に配給せり、就中最苦心を費したるは、各地送付の藥品類を於受すること、混亂せる際なるを以て、到着荷物を一々點檢して材料を發見し、部員自ら貨物自動車に搭載し、人夫を指揮して倉庫に送付し、之が荷解を爲し、內容に從て整理し、各希望に應じて配給する等、共勞務決して容易の業に非ざりしなり。

此外海外諸國よりの寄贈材料續々到着し、殊に北米合衆國よりメーダス號及ソンム號に積載して、多量の病院材料藥品等の寄贈品一時に到着するや、事務局に於ては、明治神宮外苑青山工務所倉庫を借りて保管したり、又大阪市より藥品類に關する注意あり、途に材料上の支障を見ざるに至れり。

又傳染病續發の虞あるを見、消毒藥品補給に十分の注意を拂ひ、東京附近に於てクロール、石灰、クレゾン、石炭酸、クレオソート油等を

廢止し、別に假小屋地域內に於ける消毒を施行せしむる爲消毒班二十班を編成し、十一月十六日より作業を開始す。

（ヘ）牛乳其他檢查　災後日を經るに從ひ、市內各所に設備不完全なる各種假設飲食物販賣業者著しく增加し、不良飲食物を供給するの虞あるを以て、警視廳をして各警察署長を督勵して取締をなさしめ、更に飲食物檢查班四班（一班衛生技手一名、巡查二名）を編成し、九月十九日以來罹災者の集團地域に對し連日檢查を施行せしむ、又市井販賣牛乳良否檢查の必要を認め、東京衛生試驗所をして九月二十四日より十月六日迄三十二箇所に依囑收去したる檢查品に檢查を施行し、試驗作數八百五十八中良と認むるもの七百四十四（八六・七%）、不良百十四（一三・三%）の成績を得たり。

（ト）消毒藥劑配給　東京衛生試驗所員をして極力井水消毒用「クロールカルキ」を蒐集せしめ、約二萬封度を得、一萬封度を警視廳に、五千封度を水道原水殺菌用として東京市に供給し、其他は使用方法及水量に對する其分量等を指示し、水質檢查施行地域に於ける各警察署及町村役場に配布したり、又石炭酸配給の必要を認め、東京衛生試驗所に之を供給せしめ、更に之を各警察署及近接町村役場に配布せしめ、尚警視廳消毒班に對しても必要なる消毒藥品を供給したり。

（チ）一般的注意喚起　一般民衆の傳染病に關する注意を喚起する爲、廣く印刷物を配布し、生水、生物等を飲食するの危險なること、消毒の必要なること、患者の速に治療を受くべきこと等に就き、特に「震災後の傳染病豫防」「簡易なる井戸水の消毒法」等の印刷物を管內各方面に頒布せしめたり。

（リ）神奈川縣　災後十一月二十五日までに發生したる傳染病患者二千三百二十六名にして、九月上中旬は著しき發生なかりしも、下旬に至り、赤痢の發生最高頂に達し、二十九日の如き一日二十五名（內二十二名）、十月上中旬には橫濱市に二百十二名發生し、郡部にも多少の發生あり、十一月十六日橫濱市に二十五名外に一名の發生を見たる外、著しき發生を見ず、腸窒扶斯は、每日平均二十七名乃至二十四名の發生を見たるに過ぎず、赤痢は次第に減少し、十一月

を購入したる外、特に部員を栃木縣に派して生石灰の生産狀態を調査し、鐵道省に交渉して之が輸送に十分の貨車を得、爲に京濱住宅地の消毒作業を完うするを得たり。

丁、屍體處置

屍體處置は、東京市に在りては東京市之を擔當し、橫濱市に於ては、救護事務局及橫濱市協力して之を處置せり。

イ、東京市　本所深川方面は、陸軍被服廠跡に屍體山積せるを以て、同所を屍體收容所とし、同方面に於ける屍體全部を此處に集め、二日間遺族の探査し來るを待ち、同所に臨時火葬場を設けて火葬に附し、後納骨堂を設置し、芝方面の屍體は、芝浦に臨時屍體收容所及火葬場を設け、是亦同樣の處置を爲し、其他の各方面に於ける屍體は、適當の場所に收容し、家族の探査に供し、一二日後既設火葬場其他に於て處置する事とし、作業を開始したるが、往々豫期せざる故障生じ、進行意の如くなる能はざりしが、陸上に於ける屍體の收容は、日々自動車十餘臺人夫三百餘人を使役し、極力收容方督勵を加へたる結果、收容屍體數八千百三十體に達し、自動車二百三十七臺人夫八千三百餘人(延)を要し、又河川に於ける屍體收容は、日々船舶十餘艘を配置したる外、深川區內の河川筋の如き多數の屍體ある場所は、特に市吏員十餘名船舶五艘乃至二十五艘を以て出動し、水上警察署と協力して極力收容に努め、日ならずして大體引揚を了せり、其の數一萬五百二十五體、船舶百四十六艘人夫千百餘人を要したり、此の如くして收容したる屍體は、比較的多數死亡者ありたる各區は、臨時火葬場の外多數屍體の累積せる場所、其の他適當なる場所に臨時火葬場を設けて、附近に發見したる屍體を火葬し、比較的死亡者少き區及大川筋發見の屍體は、全部日暮里火葬場に送致して之を處置したり。

ロ、橫濱市　橫濱市に於ける屍體處置は、救護事務局と橫濱市と協力して之に當ることに決し、人夫約二百人を使役して屍體を久保山及三津澤に柔め、之を埋火葬に附し、是等の場所と遠距離の地にして屍體の集團せる場所に在りては、附近適當の地に火葬し、十一月二十五日迄に五千二百二十四體を處置したり。

戊、保健施設

(1)重湯牛乳煉乳給與　罹災者中の乳幼兒及傷病者にして、牛乳其他液體食を必要とするもの多きも、之が供給を受くるの困難なるに鑑み、事務局に於て之が給與の計畫を樹つ。

(イ)重湯　重湯は榮養研究所をして之が配給の任に當らしめたり、同所は九月六日より全所員を擧げて重湯の調理及供給班を組織し、上野公園、宮城前、宮城平河御門脇、新宿御苑內、高輪御殿場跡、洲崎等の六ケ所に出張し、大規模に重湯を調理し、朝夕二回乳幼兒及病傷者に對して之を供給し、十月八日迄繼續せり、此間配給したる容量四百八十二石二斗にして、受給者の數は一萬六千七十三名に及ぶ。

(ロ)牛乳　牛乳は最初一日七十石を供給する計畫を樹て、事務官を東京府下に於ける主要搾乳場に派し其生產力を調査せしめたるに、震災に因る乳牛の恐怖と飼料の缺乏との爲め、生產激減し、僅に一日十數石を得らるるに止まりしより、更に千葉縣下に部員を急派し其供給力を精査せしめたるに、一日三四十石を得らるる見込なりしも、輸送機關に故障ありて供給を受くること困難なるより、之が補給は煉乳に依ることとし、東京府下搾乳營業者より日々約十二石を購入し、之を小石川興眞舍に於て消害の上、警視廳衛生部東京市社會局及榮養研究所をして傷病者收容所、救護所、罹災民收容所等に配給せしめ、之を九月二十五日迄繼續し、二十六日以後は東京市をして自ら購入の上、事務局及警視廳の應援を得て配給に當らしめ、十一月以降東京市單獨に震災善後會寄附金の一部を以て市內主要なる場所に十箇所の牛乳配給所と二十箇所の同支部とを設置し、救助を要する乳幼兒及妊產婦に對し、六箇月間の豫定を以て每日五石七斗の配給を續行す。

(ハ)煉乳　煉乳(粉乳を含む)は、最初北海道、大阪、兵庫、愛知、石川、靜岡、千葉、岡山、富山の各道府縣に打電し、約二十萬磅の徵發方を依賴したるが、此等道府縣の送付高は豫定を超え四十五萬磅に及び、其他米國より六十萬磅、大阪每日、朝日兩新聞社より十五萬磅の寄贈ありたるを始めとし、內外よりの寄贈品以外の巨額に達したるを以て、之を警視廳衛生部、東京市社會局、榮養研究所及神奈川縣廳に交付し、必要なる方面に給與せしめり、十一月二十八日現在に於ける牛乳及煉乳配給數量及人員左の如し。

	配給數量	配給人員
東京府(牛乳)	五四二、三六二合	六〇八、八二三人
東京府(煉乳)	六七七、三一六罐	八四四、三四八人
神奈川縣(煉乳)	九五、八五六罐	一六、一一八人

而して事務局に於ては、時々部員を派して各方面に於ける配給狀況を視察せしめ、又關係當局を招集して配給の方法及範圍に就き協議し、以て配給の圓滑を圖ると共に、「牛乳又は煉乳に依る育兒法」と題する印刷物十萬枚を配布し、是等に依る育兒上の注意を促し、所期の目的を達成するに遺憾なきを期せり、受給者は何れも配給の趣旨に感激し、中には聲を放つて感泣せるもあり、龜戶方面の受給者中、猛火に包まれて全身火傷し、僅に玄米粥に依りて露命を繫ぎつつありし者の如きは、涙を流して幾度か煉乳罐を押し戴き、又母を失へる乳兒を有する家族の配給を受けたる際の歡喜の如きは、配給者も共に思はず嬉し涙に咽びし程なりしと云ふ、配給の結果を觀察するに、母乳及其の代用品の缺乏の爲め衰弱したる乳幼兒は、漸次恢復して肥滿に向ひ、恐怖と榮養不良との爲泌乳の中止又は減少したる產婦は、分泌を恢復し、又受診傷病者中、不攝政粗食のため、夜盲症非常に多かりしも、配給後著しく其數を減じたる等共効果顯著なるを見たり。

(2)飮料水配給　震災の爲め各地水道の破壞したる箇所尠からず、東京市に在りては淀橋淨水所に達する送水路二ケ所決潰し、水の供給全く絕え、又淀橋淨水所に於ては、高壓送水喞筒排出管破損し、且市內配水管にも所々破損を生じ、市民は飢渴に潮せむとする狀態なるを以て、震災當夜時を移さず、技術員及び人夫を各破壞箇所に派遣し、徹宵復舊に力め、淀橋淨水所に於ける臨時揚水喞筒は、電力の供給を受くることとなり、二日朝より一部分の送水を爲し得たるが、一方東京市及陸軍當局と打合せの上、軍用自動車及市の撒水車を以て給水班を作り陸軍當局指揮の下に、各所消火栓より取水し、以て各所に飮料水を配給し、一時の急を救へり、當時市民が飮料水を渴望せる狀況は、筆舌に盡し難く、給水自動車の周圍に雲集し、「バケツ」に一杯の水を受け、落涙合掌して謝意を表せる男女數幾千なるを知らず、給水從事者は、此の實情を目擊し、救恤の念勃然として起り、一層奮勵して、業務の遂行に寢食を顧みる暇なきに至れり、其後水道は日を逐ふて復舊し、十三日に至り、送水路決壞箇所の復舊工事完成し、又淀橋淨水所の送水喞筒も殆んど修理完成せるを以て、市內は大部分給水するを得たるが、尙未給水部分に對し、地下埋設管の復舊及橋梁上の架管等給水設備の完成を督勵すると共に、前記軍用自動車及撒水車以外に、水船運搬を開始し、日貨物自動車を補給して給水の普及を圖り、更に燒跡地に於ける給水栓の復舊に努め、九月下旬に入り市に於ける配水作業大體整頓するに至りたるを以て、二十五日を以て陸軍側の援助を打切

り、事務局も亦貸與せる自動車全部を引揚げたり、此餘の臨時配水區域は、本所、深川の一部なるが、撒水自動車四臺樽積貨物自動車六臺及水船六艘を用ひ、其の配水量一日一千石餘なり、而して淀橋淨水所に於ける出水量は、震災前に於ける一日一千萬立方尺の量を超過すること正に二百萬立方尺に上り居れり。

橫濱市水道は、靑山取入口崩壞土砂に埋むる所となり、引水不能に陷り、其れより西谷淨水場に至る間、送水及淨水設備損害を蒙り、尙野毛山淨水場及配水鐵管の破損激甚にして、全市給水を絶つの狀態に陷れり、事務局に於ては、九月八日鐵道省用撒水自動車、軍用自動車及貨物自動車を同市に廻送し、陸軍當局指揮の下に、海上より輸送し來れる飮料水を市內辨天橋袂に於て受納し、避難民集合區域に巡回配水を開始せり、市に於ては各所應急修理に着手し、九日取入口の土砂除却を終り、十一日西谷迄の送水を完からしめたるも、修理材料不足を告げたるを以て、二十四吋以下各種鐵管接輪其他の諸材料を東京市役所及內務省千住機械工場共の他より調達供給し、以て埋設管の復舊及新管敷設の便を圖り、十五日に至り野毛山に至る間八吋埋設管の修理を終へ、沿線共用栓に依る給水を開始し、爾來幹線二十四吋配水管の修理に着手し、工兵隊及大阪市其他より派遣せる應援隊の援助を得て、十月七日に至り之を完成し、其より都橋に至る配水管を十日完成するに至り、以後は都橋消火栓を以て給水の根據となし、船舶給水をも開始し、以て給水能率を增進し、一日給水量千二百石內外に達す、此の間陸軍に於ては、船舶及「タンク」積自動車を以て給水を繼續し、一日給水量約五百石に及びたるが、市の配水作業の進捗に伴ひ、二十三日を以て給水援助を全部打切ることとせり、其の後配水管の修理は大部分完了し、十一月末尙未通水の場所は、磯子、根岸、本牧方面のみにして、此の方面に對し一日四五十石宛の配水を爲す、西谷淨場よりの出水量は一日百七十萬立方尺なり、配水管路復舊の延長は百哩に及び、共用栓設置六百を超え、專用栓は約九千の設置を見るに至れり。

屎尿塵芥處理　火災を免れたる地域殊に避難民密集區域の汚物を掃除し、其淸潔を保持するは、衞生上特に傳染病豫防上極めて重要なる關の杜絶したる爲、掃除事務は一時中止の狀況となり、加ふるに避難民蝟集し人口激增したるより、殘存區域に在りては、屎尿停滯、塵芥に拘らず、震災に因り人夫、器具、運搬具等に不足を生じ、又運輸機推積の傾あるより、事務局は、極力關係當局を督勵して之が汲取及掃除に努め、東京市に於ては、市に於て避難民集團區域、公園、道路等に、假便所を急設し、之が掃除及消毒の爲掃除隊を組織派遣することとし、更に火災を免れたる各區に、器具、人夫、運搬具等を補給し、九月八日より各戶の汲取に着手し、一面附近農村の各種團體に對し、一荷に付金三十五錢以內の汲取料を支拂ひて汲取を奬勵し、以て一時の急に應じたるが、尙人夫、器具及輸送力充分ならざるが爲、未だ普く處理を告ぐること能はざりしを以て、同月二十五日從來の直營作業の外、東京生肥株式會社、東京糞屎汲取組合等と汲取契約を結び、市民の一日排泄量七千石中約四千五百石を汲取らしめ、殘りの分は市營人夫に依り汲取るべき計畫を立て、着々實行す、塵芥亦、各區に人夫、運搬具等を補給して之が搬出に努めしめ、市自ら自動車及馬車數十臺を雇ひ上げて掃除に從事し、九月十五六日頃迄には兎も角も全市の塵芥を一掃し、尙蒐集器具其の他用具の充實を計り、各戶の塵芥の搬出掃除に努むると共に、路面に堆積散在せる瓦礫の取片付を督勵し、露店地帶公設「バラック」燒跡「バラック」等に對し、塵芥容器を設備し、更に印刷物の頒布其の他の方法に依り、塵芥を道路に投棄せざる樣市民の反省を促す等、異常の活動を續けたり、事務局に於ても、事務の事務官を設け、日々各方面を巡回して狀況を視察し、關係當局を督勵注意せしむると共に、容器、運搬具等の供給に對し、十分援助を與へたり。

橫濱市に於ては、屎尿の處理に關し、縣及市當局聯絡して先づ避難民集團地域に假便所五十二箇所を設置し、又火災を免れたる地域に對し、附近農民をして汲取に從事せしめ、尙市內を六班に分ち、各班吏員一名人夫十名を以て全市を巡視し、汚物の掃除消毒に當らしむ、塵芥の處理は、市內を五區分し、更に二十五の小區分をなし、之を掃除監督五人、巡視三十二人をして受持たしめ、各小區に人夫三乃至十人を配屬し、三四日にして全區を一巡しつつあり、尙別に特種塵埃掃除として燒跡より搬出する特種の塵埃處分の爲、十月二十九日より臨時牛車、手車三十二輛、人夫二百人宛を使役し、前記五班の吏員監督の下に之を施行し、十一月末を以て打切ることとせり。

(八)義　捐　部

義捐部は、九月七日に至り設置する所、義捐金品に關する事務を掌理する事となり、大藏省國有財產整理局長鈴木繁を專任委員として事務を統轄せしめ、社會局書記官一戶二郎、同技師長瀨恆藏、奈良縣理事官土居章平、事務官として常務に當り、大藏書記官河本文一、理財局書記官佐野正次、大藏省書記官太田嘉太郎、同く事務官として大藏省との連絡を掌り、外務事務官三宅哲一亦事務官として外務省との連絡に任す、外に社會局屬三人、國有財產整理局屬一人、大藏屬一人等、各係に分屬す、部事務を分ちて、

(一)義捐臺帳係(二)義捐品引繼係(三)義捐金出納係(四)報告係

として、義捐臺帳係に於て全義捐金品の記帳を爲し、義捐品引繼係義捐品を局內各關係部に引繼ぎ、各部の配給に委するの手續をなし、義捐金出納係現金及有價證券の出納に從事し、報告係部內事務の成績を輯錄して、諸般の記錄及報告作成の任に當る。又神奈川縣支部へは、部員交替出張して執務したり。

大震災に對し、皇室より金一千萬圓、各皇族殿下より金五十萬圓御下賜の御沙汰ありて之を拜受し、攝政宮殿下御沙汰の御趣意を奉體し一刻も早く罹災者をして聖恩に浴せしめんと欲し、政府は七月三十一日附を以て、一定の標準の下に之を罹災府縣に左の如く配分す。

東京府	七、一〇八、八八九圓	
神奈川縣	二、五一九、四一四	
千葉縣	二〇〇、七八二	
靜岡縣	八六、四三五	
埼玉縣	六五、五一九	
山梨縣	一五、八二二	
茨城縣	三、一三九	

而して恩賜金の恩典に浴すべき罹災者の範圍は、震火災に因る死亡者、行方不明者、負傷並に住宅全燒全潰全流失者、半燒半潰半流失とし、內外人を問はず下附する事となし、下附金額の標準を左の如く定め、取扱上愼重の注意を拂ひ、過誤失態なき樣、特に關係地方官に注意す。

下附大體標準

1、死亡者、行方不明者	一人當り　金拾六圓
2、負傷者	同　金四圓
3、住宅全燒全流失	一世帶當り　金拾貳圓
4、同全潰	同　金八圓
5、同半燒半潰半流失	同　金四圓

而して一般の義捐品は、一應部に於て記帳の上、局內各關係部に引繼ぎ、關係部は之を適當なる標準に依り配給し來りしも、食糧其他應急救護用品頗る潤澤となり、往々配給に困難を告ぐるに至るや、義捐は

成るべく金員を以てするを便宜とし、九月十六日義捐金を以て任意物資を購入して送附する事を差控ゆべき旨、地方長官及各植民地長官に電報を以て通達し、十八日又義捐は成るべく金員を以てすべき旨を通達す、九月三十日更に地方長官に通牒して、義捐品は被服寢具類にして發送準備整備整ひたるものを除き、一應品目數量を當局に報告した上、何分の指令あるまで其發送を見合はさしむ、其後着荷地堆積の救護品漸く整理せられると同時に、地方に留置保管の義捐品比較的多量ならざるを確め、十一月十日電報を以て留置保管を解除す。

義捐金の處分に關しては、九月十七日の閣議に於て、用途を決定して、

一、食糧費　五百五十萬圓ノ豫定トス但シ必要ノ場合ハ更ニ增額スルコトヲ妨ケサルコト。

二、被服費　五百萬圓ノ豫定　但書同前。

三、左記應急施設費　豫定支出額ハ更ニ案ヲ具シ經伺スルモノトス。

(1)　罹災地ニ於ケル簡易浴場ノ經營又ハ補助（經伺支出決定額六三六、〇〇〇圓）。

(2)　罹災地ニ於ケル簡易治療所ノ經營又ハ補助（經伺支出決定金額二、七九三、六〇〇圓）。

(3)　罹災地ニ於ケル日用必需品簡易市場ノ建設（經伺支出決定金額二二一、七六〇圓）。

(4)　孤兒迷子扶養者ナキ老廢者假收容所ノ經營。

(5)　死亡者遺族ニ對スル葬祭料給與及追悼會施行。

(6)　細民住宅建設（經伺支出決定金額二、六六二、〇〇〇圓）。

(7)　罹災民族費補助トシテ一圓乃至五圓ヲ交付スルコト。

尙是等ノ支辨シタル義捐ノ殘餘類ノ處分方法ニ就テハ、更ニ案ヲ具シテ閣議ヲ請フコト。

九月二十六日の閣議に、罹災兒童學用品及教科書購入費二十萬圓計三十六萬圓をも義捐金より支出するに決し、十月二十六日には、一支出項目費額十萬圓を超えさるものは、事務局に於て支出方を決し得る事となり、二十七日罹災外國人救護費十萬圓の支出を事務局に於て決定したり、十一月二日の閣議は、薪炭費百萬圓（但し必要ある場合は更に增額するを得）簡易食堂經費及補助五十二萬圓、外國寄贈品運搬費十五萬圓、外國義捐者に對す救護狀況宣傳費二萬圓の支出方を決定し、十一月二十五日までに、義捐金より支出方を決定したるもの總計二千三十八萬三千三百六十圓に及ぶ。

義捐金の取扱方に關しては、九月二十二日勅令第四百二十二號の公布あり、恩賜金及義捐金は、臨時震災救護事務局に於て之を取扱ひ、寄附有價證券及直接救護の用に適せざる寄附物件は、之を換價することを得べく、尙日本銀行へ預入に係る現金に對しては、大藏省預金部の通常預金利子を附し、又現金に關する出納官吏の取扱手續に就ては、資金前後官吏現金取扱の例に準ずる事となれり、九月二十六日大藏省は省令第十八號を以て、震災救護義捐金出納事務規程を發布し、義損金の保管出納有價證券受拂保管に關し、詳細なる取扱規程を設け、事務局義捐部專任委員主任出納官吏として北海道長官府縣知事及事務局總裁の命ずる者、分任出納官吏として義捐金を收支し、又主任出納官吏又は事務局總裁の特に指定したる分任出納官吏に非されば、支拂を爲す事能はざる事としたり。

尙勅令第四百二十二號第二條の規定に依り、直接救護の用に適せざる寄附物件は之を換價し得る事となれるを以て、九月卅日之が換價方法及換價代金取扱方を定めて、局內及地方長官に左の如く通達したり。

臨時震災救護事務局達

震災救護の目的を以て寄附に係る物件換價取扱方、左の通心得べし。

第一條　大正十二年勅令第四百二十二號第二條の規定に依り左の各號に該當すと認むる寄附物件は、之を換價することを得。

一　腐敗し若は腐敗の虞あるもの。

二　急速の配給を爲すに不便なるもの。

三　分量僅少にして一般的に配給するに不適當なるもの。

四　供給過多なるもの。

五　救護用品として高價若は奢侈に過ぐるもの。

六　其他直接救護の用に供するに適せざるもの。

第二條　前條の規定に依り換價するを適當と認めたる寄附物件は、臨時震災救護事務局各部又は各部より配給の委託を受けたる府縣郡市町村に於て競爭入札に依り、競爭入札に附するの遑なきときは隨意契約に依り、之を賣拂ふべし。

第三條　前條の賣拂代金は、證據となるべき書類を添へ、現金又は小切手を以て遲滯なく東京市に在りては臨時震災救護事務局義捐部專任委員（義捐金主任出納官吏）、其の他の地方に在りては所轄の府縣知事（義捐金分任出納官吏）に送付すべし。

然るに其後、右の準則に依りて義捐品の換價を爲す場合、就中事務局各出張所に於て之を行ふ場合漸く增加したるを以て、換價代金の取扱方に付詳細なる手續を定むるの必要を感じたるのみならず、政府買上品と義捐品とを合併して換價する場合をも生じ、更に十月三十一日臨時震災救護事務局達を以て局內物資部及各出張所に左の通達を爲す。

義捐物品換價代金取扱方左の通相定む。

一、義捐物品を換價したるときは、換價處分を爲したる部又は出張所より其の品目數量代金額代金收納期日及納入の氏名住所を書面を以て義捐部に通知すべし。

二、義捐部に於て前項の通知を受けたるときは、納入に對し納入通知書を發送し代金收納の手續を爲すべし。

三、換價代金にして義捐部以外の部又は出張所に於て收納したるものは、部又は出張所より第一項の書類に換價代金を添へ義捐部出納官吏鈴木繁に送金又は納付の手續を爲すべし。

四、義捐物品と政府買上品と合併して換價する場合に、義捐品に係る代金と政府買上品に係る代金と區別し難きときは、總額を一旦義捐部に於て收納し、各共數量に對し換價代金を按分し、政府買上品に係る分に對しては、其の旨を義捐部より會計經理部に通知し、同部の發行する納入告知書に依り納付の手續を爲すべし。

五、義捐物品の換價代金の取扱は震災救護義捐金出納事務規程の定むる所に依るべし。

此くの如くにして競爭入札に附し、若くは競爭入札の暇なく隨意契約に依りて換價したるもの、大正十三年一月末までに金七十七萬七千四百九十八圓餘なり。

若夫れ義捐金品の受領總高は、事務局取扱のもの、大正十三年一月末日現在左の如し。

義捐金　申込　有價證券額面　一、三一四、九五〇、〇〇〇圓　內國　外國　義捐品見積價格約弐、五四、〇〇〇、〇〇〇圓　內國品　外國品

左の諸費目の支出を實施す。

之が起分は、九月十七日の閣議決定以來大正十三年一月末日までに

款	項	目	内外債券額面	義捐品拂下代金	義捐金
			内	内	内
			外	外	外
一、	一、	一、	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、四九二、四五〇	三、三八二、九一〇
			一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六、四八二、四五〇	二、六

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川	東京	静岡	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外	計	備考
救護人員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護班	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護班員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護人員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
醫師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
看護婦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
看護婦長	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事務員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人夫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考　本表ノ非動員及救護ノ分ハ非動員及救護ノ内ニ含マス。

第一編　震害概觀　第二章　各地、廳の活動（内務）

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川	東京	静岡	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外	計	備考
救護人員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護班	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護班員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
救護人員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
醫師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
看護婦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
看護婦長	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事務員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人夫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考　本表ノ非動員及救護ノ分ハ非動員及救護ノ内ニ含マス。

震災救護費負担額調

（大正十年十一月三十日現在）

| | 総額 | 内 | | |

（前）

神奈川縣支部

九月四日を以て設置し、本部と同じく總務部以下十一部を設け、本部と同じく總務部以下十一部を設け、八日後は縣市と共に合同作業を採り、部署を定めて活動したり。

十七日縣市と事務局との連絡を密にするため事務局官制を改め、神奈川縣知事及横濱市長を參與に、横濱市助役を委員に充つ。

（二）警備　震災と同時に火災四方に起り、風烈しく、水道は破壞し、忽ち全市を燒夷したるのみならず、流言蜚語盛に行はれ、人心恟々たる有樣なりしを以て、當局は時を移さず、戒嚴令の施行を神奈川縣下に及ぼし、各府縣より來援したる警察官吏千二百人中三百三十人を神奈川縣に配備し、所屬職員と共に警備救護の事務に當らしめ、後警察官吏を增員してこれが警備を全からしむるを期したり。

通信機關殊に電話の復舊は警察上最も必要なるより、急に電線其他の材料を徵發して、主要警察官に急設電話を架し、萬難を排して神奈川警察部との間に直通電話を設け、以て警備上の連絡交渉を圓り、罹災を予東京市各方面の狀況を明かにすると共に、神奈川縣に於ける狀況偵察及連絡保持に努む。

其他避難者の輸送又は商船に依る無賃輸送、入浴の制限、流言蜚語又は出版物の取締、及横濱市に檢問所十八箇所を設置して、不逞者を警戒何したる等、東京に同じく、人心漸く安定するや、巡査派出所小屋を建設して、必要な巡査定員を配置し、略ゝ災害の狀態を恢復して、各種の犯罪防止檢擧に遺憾なきを期したり。

第一節　應急措置　第二章　各部、政府の活動（内務省）

一、收容バラック

一、國ノ施設ニ係ルモノ

横濱市	一五、〇〇〇坪、	内一三、一七三坪完成
横須賀市	約一、五〇〇坪（繼續施工中）	

二、寺附ニ係ルモノ

横濱市		
同四郡合計	一二、〇〇〇坪（二〇〇棟）	内二七棟（一、三〇坪完成）
病室	二、〇〇〇坪完成	
兵庫縣等	三、〇〇〇坪、	内一、五〇〇坪完成。
三菱合資會社等	三〇〇坪（未完）	
三井合資會社等	一、〇〇〇坪（未完）	
計	一七、三〇〇坪、	内四、一二〇坪完成。

二、公設浴場

一、國ノ施設ニ係ルモノ（繼續金）

横濱市	十七箇所（一個六十坪）
横須賀市	一箇所（同　）

二、寺附ニ係ルモノ

横濱市	
兵庫縣等	五箇所（坪數未定）

三、公設市場

一、國ノ施設ニ係ルモノ（實費金）

横濱市	十七箇所（一箇所四〇坪）
横須賀市	一箇所（同　）

二、寺附ニ係ルモノ

横濱市	
兵庫縣等	五箇所（坪數未定）

四、職業紹介所

横濱市	
兵庫縣等	二箇所（坪數未定）

（五）衛生警察　横濱市に於ける屍體收容は、初め救護事務局横濱支部及横濱市之を處理し、十月六日までに處置したる屍體四、〇二八なるが、尙倒壞建築物下に埋沒しある屍體少なからざる見込あるより、建築物所有者に交渉して取片付を援助し、以てこれが處置の進捗を計れり。

傷病者救護は、府市其他公私設醫療機關並に各府縣の救護班之を救護し、救護班撤退後に備へ、併せて防疫上遺漏なからしめんがため、管內に診療班を配置し、以て醫療機關の充實を圖りたり。九月末日に於ける診療班は七十二あり、救護患者累計二十三萬餘、同じ頃の救護患者日々五千名內外なり。

給し、更に被服十萬落術圖十萬枚を調達して、內被服三萬蒲團十萬枚を神奈川縣に交付したり。

（四）罹災民收容　横濱市內は、官公衙學校民家寺など全部燒失して殘存家屋なきに依て、罹災民は非常に困難し、公園空地等に不完全なる小屋掛を作りて避難したるを以て、當局に於ては、急に收容設備を爲すの必要を認め、横濱倉庫及共立行庫より徵發したる建築材料を小屋掛に使用し、燒失戶數七萬五千內外に對し、差當り二萬戶のバラックを建設する事とし、之に要する職工十八萬人は、到底横濱市及其附近に於て徵傭し難きを以て、工兵隊派遣を電申し及中國筋の大工職青年團に特急派遣を依囑し、以て之が速成を圖れり、十月七日に於ける收容バラック其他の建設狀況は、左の如きものなりき。

（二）食糧配給　震災當時、横濱方面に於ける米穀現在量は、比較的多量にして、先庫內地米四萬俵外米四萬俵の外、取敢へず三萬俵を徵發したるより、米の供給に不足を感ぜず、加ふるに四日以後米穀雜等の到着し、海軍艦艇は、主として副食物を配給し、湘南一帶の糧食輸送配給も全部海軍に於て當し、爲に軍艦騾送艦數隻を同方面に派遣したり。

其後各府縣より續送し來れる米穀中、必要なる數量は、便宜橫濱に廻送し、食鹽は專賣局に交涉して六百萬斤の配給を得たり。

此くの如くにして秩序恢復するに及び、無料配給の外、殘りたる神奈川公設市場に於て十日より一般日用品の販賣を開始し、十二日よりは、市內五箇所に移動公設市場を設け、米麥干類を販賣し、尙十箇所のバラック公設市場を作る事とし、十三日より起工し、十七日を以て全部開業したり。

（三）諸材料配給　住宅被服其他の諸材料は、取敢へず横濱市神奈川縣には横須賀海軍司令部に於て之を徵發し、以て應急の需用を充たし、各府縣より廻送せる諸材料も必要に應じ之を神奈川縣廳に交付する事とし、各府縣調達のバラック用建築用材二十七萬八千餘石中、三萬十四石を神奈川縣廳に交付したり、亞鉛板其他建築用金物薪炭等亦それ〳〵必要毎に之を交付し、十月上旬までに木材一〇一、〇四〇石、建二八八、三六〇枚、木炭四四、五四二俵、薪二〇、〇〇〇五百、ナマコ板二三五、二三〇枚、木炭四四、五四二俵、薪二〇、〇〇〇五百、釘三七九八樽を交付す。外に寒氣襲來と共に、被服寢具の供給必要となり、府縣落齒品の到着を待ちて配給し、又陸軍省より謹受けたる毛布十二萬枚を配

神奈川縣に於ける救療班診療班

派遣者　派遣數(九月一日ヨリ)　現在(九月二十九日)

各道府縣　五一　三八
各市　五　一
日本赤十字各支部　一九　一八
陸軍關係　一四　二
鐵道省　三　一
各醫科大學　一　一
道府縣町醫師會其他　四　二
計　一一　一〇
　一〇八　七二

横濱市に於ける收容所患者數(九月二十四日現在括弧内ハ十月九日現在)

社會館　二一七(一五二)　濟生會病院　五八(五〇)
根岸療養院　三一(四三)　萬治病院　九〇(一五四)
青木町陸軍救療病院　三二
計　四二八(三九九)

尙簡易療養所外來診療所

一、簡易療養所

位置　收容患者豫定數　箇所數
横濱　三五〇(外來一日三〇〇)　二
同　二〇〇(同　二〇〇)　一
横須賀　二〇〇(同　二〇〇)　一
小田原　一五〇(同　一五〇)　一
計　九〇〇　五

二、外來診療所　七ヶ所

を設置するの計畫を定む、又關西聯合府縣寄附の震災救護假病院六〇〇床は、十月十日開院す。

衞生材料は、其缺乏に備ふるため、各府縣より蒐集したるものを時時神奈川縣に交付し傷病者乳兒用重湯牛乳煉乳を供給し、府縣寄贈の煉乳四十五萬磅中一部を神奈川縣に交付す。

神奈川縣に於ける傳染病は九月一日より十月五日までに六百四人あり、內赤痢百五十三人腸窒扶斯四百五十一人にして、例年より多し、之が豫防に關しては、一般民衆の注意を喚起すると共に、診療班巡回防疫班を組織して、患者の早期發見に努め、十月十日各警察署に救護醫員救護員及巡査各數名づゝを配置し、戶毎に檢病戶口調査を行はしめ、又消毒班を組織して、井水便所下水溝溜等を消毒し、病者を收容するため病舍增築を計畫す。

(六)飮料水配給　水道破壞し水の供給焦眉の急務なるを以て、極力工事を急ぎしも、八月末までには開通するに至らず、依りて海軍艦船を以て各方面に蒸溜水の配給を爲すと共に、井水の調査をなし、一定の場所に水船を回送して便宜給水し、七日給水船鳥羽丸入港まで、辨天橋に水ポート三艘を繫留して附近の罹災者並に船夫に給水したり、九日に至り、水道復舊工事約十萬石、十三日約三十萬石を送水し得る程度に達し、二十日後は、市內の大部分に給水したり。

(七)交通通信　に關する施設は、

(イ)鐵道　横濱驛櫻木町驛は燒亡し、高島驛共他は大破して使用に堪へず、線路亦全然破壞し盡さるなきを以て工兵隊鐵道聯隊の應援を以て復舊を急ぎ、十二日頃は、横濱品川間横濱大船間は開通し、每列車二千人乃至二千五百人を收容せり、十四日よりは横濱品川間を十九往復に、品川茅ヶ崎間を七往復に增加し、十八日の如き、乘車人員一萬六千人降車人員二萬六千人を見、十月十四日各驛の貨物輸送二千八十二噸に上る。

(ロ)電車は應急修理の結果、十月一日始めて神奈川驛前より馬車街道まで開通し、京濱線は十一日品川新子安間の徒步連絡を以て開通を見るに及べり。

(ハ)郵便電信　遞信省應急委員會東海道支部及同横濱出張所を表高島町土木出張所內に置き、復舊に努め、九日までに施設を終り、郵便は横濱驛前、櫻木町驛前、横濱公園等八箇所に書狀及葉書の有料引受を開始し、電報は神奈川青木町小學校內にて取扱を始む。

(ニ)電話　市內電話は縣廳市役所警備隊本部各郵便電話局及電信電話技術官駐在所間に、十五日より開通し、加入者は東京へも通話し得るに至りたり。

(ホ)道路　九月三日以來縣當局工費の援助を假りて復舊に從事し九日までに自動車道を假市役所前より磯子まで、及東神奈川まで開通し、徒步街道は、元街要橋より本牧に至るもの、羽衣町より山手に至るもの、東神奈川より子安町に至るもの、横濱驛前より淺間町に至るもの、四幹線を開通し、十四日には萬國橋及稅關側より新港橋を經て岸壁に至る通路成り、十五日横濱厚木間の一部に乘合自動車を通じ、横濱戶塚間にも辛うじて自動車を通ずるに至れり。

(ヘ)運輸　岸壁破壞のため、糧食陸揚に困難を極めしが、鋭意海神奈川東横濱山下橋に應急陸揚設備を施し、海神奈川を東京方面の輸送陸揚用に充し、車輛六十輛を備へ、山下橋は横濱への陸揚用としたるが、十九日に至り横濱稅關關橋開橋し、爲に海陸運輸上多大の便宜を得たり。

聯合艦隊第三戰隊は、震災突發と共に横濱港に來り、陸戰隊を組織して警備に任じ、一面救濟材料陸揚及避難民輸送に全力を注ぎ、軍艦を以て避難民を輸送する事十二日までに二萬六千人、九日の如き九千六百餘人を算す、又十四日よりは品川横濱神戶間の連絡定期航海を實施し、十九日より無賃輸送を改め、普通乘客は運賃を徵し、證明書所持の災民のみ無賃輸送せり。

下、內務省

臨時震災救護事務局の活動は、大半內務省の活動なること既記の如くなるが、尙省としての活動中、重なるもの〻二三を擧ぐ。

(一)地方廳への訓令

十一月十日の大詔を拜し、內務大臣は、地方廳に左の如く訓令す。

內務省令第二十四號

北海道廳府廳

本月十日時弊ヲ戒メ、特ニ　詔書ヲ下シ賜ハル、誠ニ感激ノ至リニ堪ヘス、曩ニ地方長官會同ノ際親シク訓示スル所アリト雖、此ノ振作更張ヲ急トスルノ時ニ方リ、國民一般益至誠奉公ノ精神ヲ鼓舞シ、協力一致、以テ國運進展ノ基ヲ固ウセサルヘカラス、職ニ地方行政ノ任ニ在ル者、聖旨ヲ奉體シテ其ノ普及徹底ニ勉メ、率先躬行相率キテ實効ヲ擧ケムコトヲ期スヘシ。

大正十二年十一月二十二日　內務大臣子爵　後藤新平

(二)選擧權救濟

震災の結果、東京府神奈川縣埼玉縣千葉縣靜岡縣に於ける府縣會議員は、任期滿了するも後任議員選擧の前日まで在任することとなり、勅令第四十九號を以て公布せられ、後任議員の選擧期日及之が選擧人名簿の調製等に關する期日は、大正十三年一月十一日內務省令第一號を以て之を定め、之を施行したり。

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ、帝國憲法第

八條第一項ニ依リ、東京府神奈川縣等ニ於ケル現任府縣會議員ノ任期等ニ關スル件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛
兼外務大臣
內務大臣子爵　後藤　新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一
農商務大臣男爵　田　健治郎
遞信大臣　犬養　毅
司法大臣　平沼麒一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助

勅令第四百九號

東京市神奈川縣埼玉縣千葉縣及靜岡縣ニ於ケル現任府縣會議員ハ、其任期滿了スルモ、後任議員選擧ノ期日ノ前日迄在任ス。

前項ニ規定スル府縣ニ於テハ、前項ニ規定スル選擧ノ期日ノ前日迄府縣會議員ノ補闕選擧ハ之ヲ行ハス。

第一項後任議員選擧ノ期日ハ、內務大臣之ヲ定ム。

第一項ニ規定スル府縣ニ於テハ、大正十二年ニ調製スヘキ府縣會議員ノ選擧人名簿ニ關スル府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限ハ、內務大臣ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第一號

大正十二年勅令第四百九號ニ依リ東京府及神奈川縣ニ於ケル府縣會議員ノ選擧人名簿ニ關シ、府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限、左ノ通定ム

大正十三年一月十一日　內務大臣　水野錬太郎

第九條第一項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿送付ノ期限ヲ三月十日トシ、同條第二項ノ選擧人名簿調製ノ期限ヲ三月二十四日トス。

第十條ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人ノ名簿調製ノ期限ヲ三月二十四日トス。

第十一條ノ直接國稅屆出ノ期限ヲ二月十五日トス。

第十二條第一項ノ選擧人名簿縱覽期限ヲ二月二十九日ヨリ十五日間、異議ノ決定期限ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內トシ、同條第四項ノ選擧人名簿ノ確定期限ヲ六月三日、確定名簿ノ據置期限ヲ十二月十四日トシ、同條第九項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日トス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

東京府衆議院議員選擧區第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十四區、及神奈川縣第一區乃至第七區ノ選擧人名簿調製等ノ期日ハ、大正十二年九月二十日ノ勅令第四百二十三號ニ依リ、大正十二年一月一日內務省令第二號ヲ以テ之ヲ定メリ。

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ、枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ、東京府及神奈川縣ニ於ケル衆議院議員選擧人名簿調製ニ關スル件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名・御璽

攝政名

大正十二年九月二十七日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛
內務大臣子爵　後藤　新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一
農商務大臣男爵　田　健治郎
遞信大臣　犬養　毅
司法大臣　平沼麒一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助
外務大臣男爵　伊集院彥吉

勅令第四百二十三號

衆議院議員選擧區中、東京府第一區乃至第一區第十三區乃至第十五區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於テハ、大正十二年ニ調製スヘキ衆議院議員選擧人名簿ニ關スル衆議院議員選擧法第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條及第二十七條ニ關スル期日及期間ハ、內務大臣ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第二號

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ、衆議院議員選擧區中、東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十五區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選擧人名簿ニ關シ衆議院議員選擧法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間、左ノ通定ム。

大正十三年一月十一日　內務大臣　水野錬太郎

第十八條第一項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿送付ノ期限ヲ三月二日トシ、同條第二項ノ期限ヲ同月十八日トシ、同條第三項ノ選擧資格調査ノ期日ヲ二月十日、選擧人名簿調製ノ期限ヲ三月十八日トス。

第二十條ノ期限ヲ二月十四日トス。

第二十四條ノ期間ヲ三月二十三日ヨリ十五日間トス。

第二十四條ノ期間ヲ二十日以內トス。

第二十六條第一項ノ期間ヲ四月七日ヨリ四月二十七日迄トシ、同條第二項ノ期限ヲ五月七日トス。

第二十七條第一項ノ選擧人名簿ノ確定期日ヲ五月七日トシ、同條第二項ノ確定名簿據置ノ期限ヲ十二月二十日トス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

而して此等選擧人の撰擧資格に關し、大正十二年法律第五十四號を以て、震災の爲め減免せられたる所得稅營業稅は、減免せられざるものと看做され、地租の免除亦大正十三年法律第五號に依りて免除せられざるものとなれり、乃ち減免せられざるものとして實施す。

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル震災ニ因リ租稅ヲ減免セラレタル者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關スル法律ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十二月廿四日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛
內務大臣子爵　後藤　新平

法律第五十四號

大正十二年勅令第四百十號ニ依リ免除又ハ輕減セラルル所得稅及營業稅ハ、法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ、免除又ハ輕減セラレサルモノト看做ス。

前項ノ規定ハ前項ノ所得稅及營業稅ノ附加稅タル市町村稅、大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除又ハ輕減セラルル直接府縣稅ノ附加稅タル市町村稅及其ノ他ノ直接市町村稅ニシテ同震災ニ因リ免除又ハ輕減セラルルモノニ付之ヲ準用ス。

附　則

本法ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

旣帝國議會ノ協賛ヲ經タル震災ニ因リ地租ヲ免除セラルヽ者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關スル法律ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十三年七月十日　　內閣總理大臣子爵　加藤　高明

內務大臣　若槻禮次郎

法律第五號

大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除セラルヽ地租ハ、法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ、免除セラレサルモノトス。

附　則

本法ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(三)白米處分事件救濟

災前內務省に提出したる書類にして、指令に接せざるものは、再び書類を具して其手續を爲さしむ。

內務省告示第二百八十八號

大正十二年九月一日以前ニ處分ヲ求ムルカ爲、當省ニ提出シタル書類ニ對シ、未タ處分ノ指令ニ接セサルモノハ、更ニ書類ヲ具シ其ノ手續ヲ爲スヘシ。

大正十二年九月二十二日　　內務大臣子爵　後藤　新平

(四)警察官其他待遇

震災地たる警視廳神奈川縣千葉縣埼玉縣靜岡縣の巡査俸給支給期日を繰上げ、警察共濟組合規則を改めて非常災害の內に於ける增俸を爲し、警察賞與の規程を定め、巡査看守及遺族の退隱料扶助料の支給期を繰上げ、警察官消防官の被服裝具料を支給する等、之が救濟の手段を講ず。

內務省令第二十九號

巡査、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ俸給其ノ他支給期日、左ノ通定ム。

大正十二年九月九日

巡査、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ支給スル俸給及手當ハ、警視廳、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及靜岡縣ニ屬スル者ニ對シテハ、大正十二年九月分ニ限リ、適宜ノ日ニ繰上ゲ支給スルコトヲ得。

內務大臣子爵　後藤　新平

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

（備　考）　十二年十月四日內務省令第三十八號ヲ以テ、大正十二年九月分ニ限リ」ヲ「大正十二年內ニ限リ」ニ改ム。

內務省令第三十號

警察共濟組合規則中左ノ通改正ス。

大正十二年九月十二日

內務大臣子爵　後藤　新平

第十四條ニ、左ノ但書ヲ加フ。

但シ、非常災害ノ狀況著シキ場合ニ於テハ、特ニ月俸三月分ニ相當スル金額迄ヲ給スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、大正十二年九月一日以降ノ該當者ニ之ヲ適用ス。

內務省令第三十四號

警察賞與ニ關スル件左ノ通之ヲ定ム。

大正十二年九月二十一日

內務大臣子爵　後藤　新平

大正十二年九月一日ノ震災ニ關シ、東京府、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣及靜岡縣ニ於テ、警察上特ニ功勞アリタル者ニ對シ、警察賞與規則ニ依リ、廳府縣長官ノ授與スル金額ハ、當分ノ內、警察賞與規則施行細則第一條ノ規定ニ拘ラス、左ノ區別ニ依ル。

特別賞　金五百圓以下

普通賞　金百圓以下

特別賞ヲ授與スル場合ハ、內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

內務省令第三十五號

廳府縣長官ノ管掌ニ係ル巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料竝遺族扶助料ノ支給期日及證書謄本交付ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十七日

內務大臣子爵　後藤　新平

第一條　大正十二年十月ニ支給スヘキ巡查看手退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料及遺族扶助料ハ、大正十二年九月一日震災ノ際、東京府神奈川縣埼玉縣千葉縣又ハ靜岡縣ニ現住シタル受給者ニ限リ、本人ノ請求ニ依リ大正十二年九月二十五日以後之ヲ支給スルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ、退隱料證書（謄本ヲ含ム）又ハ遺族扶助料證書（謄本ヲ含ム）ヲ現住地ヲ管轄スル警察官署ニ呈示シ、其ノ署長ノ證印ヲ受ケ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ發行シタル廳府縣長官ニ之ヲ請求スヘシ。

第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ス場合ニ於テハ、前項ノ請求ハ之ト同時ニ爲スコトヲ得。

第二條　震災ニ際シ退隱料證書（謄本ヲ含ム）又ハ遺族扶助料證書（謄本ヲ含ム）ヲ亡失シ又ハ毀損シタル者アルトキハ、廳府縣長官ハ本人ノ請求ニ依リ證書ノ特別謄本ヲ交付スルコトヲ得、特別謄本ハ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ト同一ノ効力アルモノトシ之ヲ交付シタルトキハ、原證書ハ其効力ヲ失フ。

前項ノ特別謄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ、在職中ノ上司ニシテ現ニ在職スル者ノ證明又ハ二名以上ノ保證人ヲ立テ、就退職ノ履歷並現ニ受クル退隱料又ハ遺族扶助料年額ヲ具シ、最ニ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ交付シタル廳府縣長官ニ請求スヘシ。

第三條　廳府縣長官前條ノ請求ヲ受タルトキハ、證憑書類ニ依リ正當受給者ナルコトヲ確認シタル上、特別謄本ヲ發行スヘシ。

前項ノ特別謄本ハ本人ノ居住地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由シテ之ヲ本人ニ交付スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(五)失職者救濟

(1)救濟方針　震災に依る失職者救濟に關し、大方針を決定し、九月十二日內務次官及社會局長官より各省次官に左の如く通知す。

一、罹災地ニ於テ施行スヘキ建築土木等ノ事業ハ、政府直營ニ係ルモノハ、此ノ際速ニ之ヲ施行シ、公共團體ニ屬スルモノモ、此ノ際速ニ之ヲ施行セシムルコト。

一、各省所管官營事業ニシテ本年度施行スヘキモノハ、此際成ル可ク繰上ケ施行スルコトトシ、特別ノ事由ナキ限リ震災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

一、罹災地ニテ消滅シタル官營事業ニシテ、地方ニ工場ヲ有スルモノハ、成ルヘク此際解雇ヲ爲サス、之ヲ地方工場ニ移動セシムルコ

ト。

一、府縣ニ於テ本年度豫算ニテ施行スヘキモノハ成ルヘク此際施行セシメ、罹災地ノ失業者ヲ之ニ充テシムルコト。

一、地方ニ移動スル失業者及其ノ家族ニハ、無賃輸送ヲ爲スト同時ニ、旅費ノ貸付ヲ爲スコト。

一、職業紹介事業ノ普及充實ヲ計ルコト。

同日內務次官社會局長官より地方長官に通牒すること左の如し。

失業者救濟ニ關スル件

震災ニ因リ、東京府及神奈川縣ニ於テ失業者ヲ出スコト頗ル多數ニシテ、之カ救濟ハ、極メテ喫緊ノ要務ニ有之、貴官ニ於テ左記ニ依リ、御措置相成度。

尙次官會議ニ於テ失業者救濟ニ關スル件、別紙添付致シ置候條、御了知相成度、申添候。

記

一、府縣其他公共團體ニ於テ施行スヘキ事業ニハ、此際成ルヘク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

二、此際民間求人ヲ開拓スルト同時ニ、震災ニ因リ擴張又ハ新ニ起ルヘキ產業ニヨル勞務ノ需要ニ對シテハ、成ルヘク罹災地ノ失業者ヲ採用スルコト。

三、求人申込ハ、左記要項ニヨルコト。

(イ)申込ハ成ルヘク多數取纏メラレタキコト。

(ロ)申込ハ職業別ナルコト。

(ハ)賃金、雇入期間、勞務場所ヲ明示スルコト。

(ニ)電報ニテ社會局內中央職業紹介所事務局ニ申込マレタキコト。

(ホ)多數申込ノ場合ハ、可成引率者ヲ派遣スルコト。

四、震災ニ際シ適當ナル職業アルヘキヲ豫想シ、多數勞務者等上京スルモノ有之候處、漫然上京スル者ハ、此際阻止スル樣取計ハレ度コト。

(2)地方勞働者入京阻止　大災の餘燼未ださめざるに、職業紹介所の求職者中地方より新に上京したるものあるより、災地の現狀を說示して歸鄕せしめつゝあると共に、九月十一日中央職業紹介事務局長は、東京神奈川以外の地方長官に上京阻止方の配慮を依頼せり。

(3)求人開拓　震災直後勞働の需要は、雜役のみにして智的勞働熟練勞働の需要するものなく、無賃輸送に依り退京するもの多かりしも、秩序恢復に伴ひ日傭勞働者の求職者增加したるを以て、九月九日局長より東京府神奈川縣東京市橫濱市其他會社銀行工場商店等に、職業紹介所利用を照會す。

(4)勞務調節會議　十日局に勞務調節令議を開き、左の如く協定して實行に着手す。

協定事項

一、罹災銀行商店會社工場等に於ける從事員の失職者は、罹災地域外に支店分工場を有する場合は、成るべく之に轉勤せしめ、此際解雇を見合せしむること。

二、各地方職業紹介事務局は、此際管內に於ける職業紹介所に指導督勵を加へ、力を求人開拓に致し、失職者の紹介に努力すること。

三、職業紹介所にして災害に罹りたるものは、應急施設として適當なる場所に假事務所を設け、速に紹介事務を開始せしむること。

四、前項の外必要に應じ臨時職業紹介所を增設せしめ、失職者に對する職業紹介は勿論、宿泊食事等の保護施設を講じ、遺憾なきを期せしむること。

五、中央及東京大阪兩地方職業紹介事務局は、全國各方面に涉り、求人調查勞働移動を行ひ、勞務需要調節の實績を擧ぐるに努むること。

六、前各號の實施に關しては、臨時震災救護事務局及各地方廳の援助を求むること。

十日中央職業紹介事務局長より地方長官に之が協定の實施を依頼す

(5)失業者斡旋方依頼　十二日局長より東京神奈川を除き、各地方長官に、其管下に於て罹災失業者採用の斡旋を依頼す。

(6)求人搜查班　求職者增加の傾向あるに對し、隣接町村に求人開拓をなすため、東京地方職業紹介事務局及府市職業紹介所龜戶澁谷兩町立職業紹介所をして聯合求人搜查班を編成し、九月十九日より一週間各方面に出動せしむ、即ち開拓本部を東京地方職業紹介事務局に置き、開拓班を二班に分ち、一班人員四名乃至五名とし、本局員二名、東京地方職業紹介事務局員三名、東京市中央職業紹介所四名、東京府職業紹介所二名、龜戶澁谷兩町立職業紹介所各一名計十三名を以て、交互に二臺の自動車に分乘して出動せり。

(7)宣傳ポスター　「震災に因る罹災者に職を與へよ!!」と大書したる宣傳ポスター二萬枚を印刷して全國に配布したるを初めとし、各種の宣傳を震災地に配布し、又新聞紙に廣告したり。

(8)職業紹介所設置　職業紹介所は燒失十七、倒壞一、殘存十なるも、殘存のものも被害甚しく、殆ど全滅の姿なるより、天幕張其他の設備を以て、九月十日までに九ケ所、二十日までに十八ケ所、月末までに二十一ケ所を開設せしむ、而も東京橫濱兩市は、震災のため財政窮迫せるを以て、震災應急費中の職業紹介所新營並設備費七萬五千圓を以て東京市十五ケ所、東京府社會事業協會五ケ所、橫濱市五ケ所の職業紹介所を建築し、各般の設備を施し、兩市及東京府社會事業協會をして之が經營に當らしむ。

(9)就職者汽車汽船賃割引　廣汎なる地域に亘りて勞務を調查するの必要を認め、鐵道省に交涉して、職業紹介所の紹介に依り就職する者旅行の場合に、乘車船賃を割引することとし、協定して

一、割引を受け得る者の範圍。

イ、職業紹介所の紹介に依り職を得、其職に就かむが爲に現在地より就職地へ旅行する者、但し常例的出稼人、例へば製糸工女、酒造人夫、漁夫、農夫等、年々季節毎に移動を常とする者は之を除く。

ロ、紹介せられたる職業に三ケ月以上繼續就業の見込ある者。

ハ、月收金百圓未滿の者。

二、本割引は前各號に該當する本人の一乘車船區に限ること。

三、割引率は之等に限り五割とす。

四、第一項各號に該當する者に對しては、當該紹介所長發行の就職旅行證明書並に中央職業紹介所事務局に於て作成したる割引證票を交附すること。

五、內務省は割引證就職旅行證明書の發行交付方に關し、救濟法を規定し、豫め鐵道省の同意を得ること。

と云ひ、大正十二年九月二十二日鐵道省は告示第百八十二號を以て國有鐵道旅客及荷物運送規則中に改正を加へ、內務省は九月二十六日割引證交付規程を設け、取扱心得を訓示す、然るに其後職業紹介事務局に於ても勞務者の地方移動事務を取扱ふ場合に汽車汽船賃割引證發行を必要とし、兼て船員職業紹介法に依り設置したる職業紹介の被紹介者に對しても、同一特典を與ふる事となり、同年十二月二十五日鐵道省告示第三百九號を以て、國有鐵道旅客及荷物運送規則の再改正を爲す、所謂割引規程及之が取扱心得左の如し。

內務省告示第二百九十號

職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十六日　　內務大臣子爵　後藤新平

職業紹介所就業者汽車汽船賃割引證交付規程

第一條　職業紹介法ニ依ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲メ、現在地ヨリ就職地ヘ旅行セムトスル者ニシテ、左ノ各號ニ該當スルトキハ、當該職業紹介所長ニ汽車汽船割引證ノ交付ヲ申請スルコトヲ得、但シ小兒ハ此限ニ在ラス。

一、常例ニ依ル一時ノ出稼ニ非サルトキ。

二、紹介セラレタル職業ニ三月以上就職セムトスルトキ。

三、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月收百圓未滿ノトキ。

前項ノ割引證ノ交付申請ハ、書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

第二條　割引證ヲ携帶スル者ハ、鐵道省所管鐵道汽船三等ニ限リ賃金ノ五割引ヲ以テ乘車船スルコトヲ得、但シ急行列車又ハ急行汽船ニ乘車船スルコトヲ得ス。

第三條　割引證割引乘車船券及就職者旅行證明書ハ、他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ス。

第四條　割引證ハ發行ノ日ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ、其效力ヲ失フ。

第五條　割引乘車船券ヲ購入スル場合ハ、鐵道係員ニ割引證ヲ提出スヘシ。

第六條　乘車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ、職業紹介所發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ、何時ニテモ鐵道係員及職業紹介關係職員ノ請求アルトキハ、之ヲ呈示スヘシ。

第七條　職業紹介關係職員ハ割引證及就職者旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セルコトヲ發見シタルトキハ、之ヲ沒收スルコトヲ得。

第八條　割引證及就職者旅行證明書ハ已ムヲ得サル事由ニ依リ滅失又ハ毀損シタル場合ノ外、再ヒ之ヲ交付セス。

前項ノ割引證及就職者旅行證明書ヲ滅失シタルトキハ、其ノ事由ヲ具シ遲滯無ク交付ヲ受ケタル職業紹介所ニ届出ツヘシ。

第九條　割引證及就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル者之カ必要無キニ至リタルトキハ、遲滯無ク交付ヲ受ケタル職業紹介所ニ返納スヘシ。

第十條　割引證就職者旅行證明書樣式別表ニ依ル。

（別表）

第　號

就職者旅客運賃割引證

乘車船區間	自	驛	
	至	驛	
乘車人氏名年齡			
乘車船等級割引率	三等五割		

大正　年　月　日

所在地
何紹介所長　何　某　印

三寸

表

四寸

中央上部ニ中央職業紹介事務ノ印ヲ押捺シアリ。

裏

注意

一、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受クル者ハ所定ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス

二、本證ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者（別ニ定ムルモノヲ除ク）ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號乘車船區間便用者ノ姓名年齡發行日付ハ發行者之ヲ記入シテ交付スルモノトス

三、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

四、本證ニ依リ請求シタル割引乘車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

五、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受ケタル者ハ急行列車又ハ急行汽船ニ乘車船スルコトヲ得サルモノトス

六、本證ノ有效ハ發行ノ日ヨリ一箇月トス

本規程ハ、大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

附則

就職者旅行證明書

本籍

何　某

生年月日

右ハ本紹介所ニ於テ何地何々ニ紹介シ就職セシムル爲旅行スルモノナルコトヲ證明ス

年　月　日

所在地
何紹介所長　氏　名印

二寸五分

表

四寸

裏

一、本證明書ハ他人ニ貸與シ又ハ讓渡スヘカラス

一、本證明書ハ乘車船中必ス之ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スヘシ

一、本證明書ヲ亡失シタルトキハ直チニ發行者ニ届出ツヘシ

一、本證ハ旅行ヲ終リタルトキハ直チニ發行者ニ返付スヘシ

内務省告示第七十六號

大正十二年九月内務省告示第二百九十號「職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程」ヲ「職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就業者汽車汽船賃割引證交付規程」ニ改メ、左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十三年二月二十三日

内務大臣　水野錬太郎

第一條中「職業紹介法ニ依ル」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ「當該」ノ次ニ「職業紹介事務局長又ハ」ヲ加フ。

第六條中「割引ヲ受クル者ハ」ノ次ニ「職業紹介事務局長又ハ」ヲ、「職業紹介所」ノ次ニ「長」ヲ加フ。

第八條中「交付ヲ受ケタル」ノ次ニ、「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

第九條中「遲滯ナク交付ヲ受ケタル」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

別表就職者旅客運賃割引證中「何紹介所長」ヲ「何職業紹介事務局長又ハ何職業紹介所長」ニ改メ、裏面注意ニ「本證ハ」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ。

就職者旅行證明書中「何紹介所長」ヲ「何職業紹介事務局長又ハ何職業紹介所長」ニ改メ、「右ハ本」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ本職業」ヲ加フ。

内務省訓令第二十三號

職業紹介事務局　職業紹介所

職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程取扱心得左ノ通リ定ム。

大正十二年九月二十六日

内務大臣子爵　後藤新平

第一條　職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得

職業紹介所長割引證ノ交付ヲ申請スル者アルトキハ、職業紹介所紹介就業者汽車汽船賃割引證交付規程第一條各號ノ事實ヲ調査シ之ヲ交付スヘシ。

第二條　製絲女工酒造人夫漁夫農夫及茶摘人夫其ノ他之ニ類スル者ニシテ、常例ニ依リ一時ノ出稼ヲ爲ス者ニハ割引證ヲ交付スルコトヲ得ス。

第三條　職業紹介所長割引證ヲ交付スル場合ハ同時ニ就業者旅行證明書ヲ交付スヘシ。

割引證ニハ番號乘車船區間使用者ノ姓名年齡發行年月日ヲ、就業者旅行證明書ニハ、使用者ノ本籍姓名年齡紹介先發行年月日ヲ記入シ、記名捺印ノ上交付スヘシ。

第四條　職業紹介所長ハ割引證ノ毎三月分ノ所要數ヲ豫定シ、地方紹介事務局ヲ經テ中央職業紹介事務局ニ請求スヘシ、但シ臨時必要ノ場合ハ直接中央職業紹介事務局ニ請求スルコトヲ得。

第五條　職業紹介所長ハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ。

一、割引證受拂簿

付職業心得ノ「ビラ」ヲ加フ。

第六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第四十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第五十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第六十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第七十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第八十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第九十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百二十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百三十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百四十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百五十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百六十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百七十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百八十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第百九十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百二十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百三十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百四十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百五十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百六十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百七十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百八十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第二百九十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百二十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十七條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十八條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百三十九條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十一條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十二條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十三條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十四條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十五條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「職業紹介所長又ハ」ニ改ム。

第三百四十六條中「職業紹介事務局長又ハ」ヲ「

後實費を以て實渡し、又共就職を斡旋する事とし、十二月一日より講習生を收容したり。

(16)臨時職業紹介所　震災直後、失業救濟の應急策として地方廳市町村法人個人經營の臨時職業紹介、全國各地に設置せられ、人事相談衣食品救恤を兼ねて活動したり、內震災地內に十三ケ所、帝都及橫濱に於てとは、各府縣出身者のため各府縣臨時出張所を設けて、人事相談慰問救護共に職業紹介をも爲し、在鄉軍人會亦在鄉軍人のため職業紹介を行ふの類、各所に起れり、其大正十三年三月までに繼續したるもの六ケ所あり、各府縣の應急人事相談職業紹介所は、大阪府應急臨時職業紹介所十三ケ所、應急臨時人事相談所八ケ所、愛知縣人事相談所一ケ所、和歌山縣人事相談所一ケ所、福島縣臨時職業紹介所四ケ所、宮城縣職業紹介人事相談所一ケ所、新潟縣臨時職業紹介所十一ケ所、人事相談所三ケ所、栃木縣臨時職業紹介所一ケ所、山形縣同五ケ所、北海道同一ケ所、群馬縣臨時人事相談所四ケ所、千葉縣臨時職業紹介所一ケ所、熊本縣一ケ所、茨城縣一ケ所なり。

(17)地方廳援助　各地方廳に在りては、內務次官及社會局長官の通牒に依り、直に之を管內都市に移牒し、官公署工場會社銀行共他實業組合實業家等の代表者を會して協議を重ぬ、或は臨時職業紹介所人事相談所を設け、或は求人開拓に努め、十三年一月末までに中央紹介所事務局へ一萬二千五十二人の求人を申込み來れり。

(18)地方紹介所活動　東京地方職業紹介事務局は、中央紹介事務局及災地の各紹介所と共同活動をなし、災地外の管內に於て、九月求職二、六八六中一、六七九、十月求職一、四三七中九四六、十一月求職二、六八九中一、八八四、十二月求職二、三五三中一、一七三を紹介し、大阪地方職業紹介事務局は、管內六十七紹介所に於て、九月求職一八、〇二一中一四、八四二、十月求職一三、一七八中九、三三三、十一月求職四〇、六一六中三〇、四五五、十二月求職二五、五二一中一九、八六五を紹介す、十一月一日よりは同局中央職業紹介所內に知識階級及熟練職工の專門紹介部を特設したり、其外各都市何れもそれ〳〵活動せり。

震災雜錄（第四）

永田青嵐

(九)

震災の混雜に迷兒が澤山に出來て警察や市區役所に收容した者は一時は千人もあつた樣だが二三日の中に多くは身寄りの人に引取られて行つた、靑山女學院內の市設迷子收容所も當初は百數十名を收容したが漸次に引取られて一ケ月後には四五十名に減少した、災後數十日、漸やくにして其母を見出した迷子は母の顏を見るなり、行きたりに飛び付いては嬉し泣きに縋り泣く光景は洵に哀れにも亦美はしきものである、今迄親しく馴染んで居た迷子の友達等は此母子が嬉しげに收容所を出て行く後ろ姿を美ましげに見送る有樣は覺えず係員の袖を濡らしめるのである。

殘る兒に連れ歸る兒に秋の風

丑　陸軍省及陸軍の活動

上機關

陸軍省及陸軍の對災施設は、東京衞戍司令部最初の執行に當り、關東戒嚴司令部特設せられ、警備救護の兩方面に活動せしも、九月十一日省に陸軍震災救護委員を設け、戒嚴司令部は戒嚴警備に專當し、糧食材料の配給、傷病者の救療、交通通信網復舊作業等は、救護委員の手に實施する事と爲る、所謂救護委員は、

陸軍震災救護委員規則

第一條　陸軍震災救護委員は、陸軍大臣の管轄に屬し、震災救護の爲め、糧食材料等の配給、傷病者の救療、交通通信網復舊作業等の實施に任す。

第二條　陸軍震災救護委員に、委員長一名、委員若干名を置き、所要の下士判任文官を屬す。

第三條　委員長は、各委員を統督し、陸軍震災救護委員業務を總理す。

第四條　本省各局課長たる委員は、陸軍省官制に依る各主務に關する救護事業を掌る。

第五條　陸軍震災救護委員に補給部、配給司令部、配給部、輸送部、技術部、救療部を置き、各部に部長及部員を置く、部長部員は委員を以て之に充つ。

補給部　糧食材料の配給殊に、共下卸、陸揚、集積及運搬の計畫指導に關する事項。

配給司令部、配給部及輸送部　糧食材料等の配給、殊に共の下卸、陸揚、及運搬の實施。

技術部　鐵道道路其他の交通通信機關の復舊及建築に關し、當該官憲等の作業援助の計畫及指導に關する事項。

救療部　罹災傷病者の救療救護に關する事項。

第六條　下士判任文官は上官の命を承け服務す。

第七條　委員以下判任文官は、他に本職あるものを以て之に充つ。

第八條　各部の編成及委員以下の配屬並に配給司令部配給部及輸送部の數、位置及其名稱は、委員長之を定む。

にして、九月十一日陸軍次官白川義則陸軍震災救護委員長仰付られ、同時に委員を仰付られしもの陸軍少將木原淸、長谷川直敏、伽英太郎、吉田豐彥、陸軍主計總監田中政明、陸軍軍醫總監山田弘倫なり、同時に陸軍省法務局長松本慶次郎、陸軍步兵大佐外山豐造外百二名、陸軍震災救護委員を命ぜらる、乃ち補給部以下の設置あり。

陸軍震災救護委員業務系統圖　――指揮系統　……業務系統

後委員は十二日に命ぜられたるもの 陸軍工兵中佐大久保雄賢外四名、委員を得付られたるもの十六日に陸軍少將鳴瀧紫磨、命ぜられたるもの六十八名、免ぜられたるもの七名、命ぜられたるもの二十日に二名、廿一日に一名免ぜられたるもの二十二日に一名、二十四日に二十三名、二十六日に一名、二十七日に二名、二十八日に十名、二十九日に十七名あり、十月一日木原少將委員を免ぜられ、外二十一名亦委員を免ぜられ、四日六名、六日十二名同く委員を免ぜられ、十日に至り、陸軍次官宇垣一成委員長仰付られ、陸軍主計總監三井清一郎委員を仰付られ、十一日歩兵大佐外山豐造外七名委員を免ず。

九月二十日陸軍震災善後委員の設置あり、陸軍次官白川義則陸軍震災善後委員長仰付られ、陸軍少將畑英太郎、同阿部信行、同黒澤準、同木原清、同吉田豐彦、陸軍主計總監田中政明、陸軍軍醫總監山田弘倫委員を仰付らる、陸軍歩兵大佐杉山元外十七名委員を命ぜられ、杉山大佐幹事長に、陸軍歩兵中佐梅津美治郎外六名幹事と爲る、十月十日に至り、陸軍次官宇垣一成委員長を、陸軍主計總監三井清一郎委員を仰付らる。

下　活　動

乾　中央的活動

第一　活動の輪廓

震災の突發するや、陸軍省は參謀本部と協議し、直に軍隊を出動せしめ、警備に救護に大活動を開始し、大要

甲、警　備

九月一日變災起ると共に、東京衛戍司令官は、平時の計畫及陸軍大臣の指示に基き、近衞第一兩師團をして帝都を警備せしめ、皇后宮邸官廳大公使館刑務所等の警衞を嚴にすると同時に、火災危險の方面に救援隊を派し、且補助憲兵を憲兵隊に添へて警備に力を盡さしむ、然るに災害益擴張するに及び、警備の十分なる能はざるを慮り、陸軍當局は更に國府臺習志野千葉四街道松戸等に屯在する軍隊並に諸學校教導隊を招致して、東京衞戍司令官の隷下に入らしめ、爲て宇都宮高田兩師團の歩兵各聯隊及弘前仙臺宇都宮高田金澤各師團の工兵隊に、二日各出動を命ず。

東京近郊の航空隊は、二日早朝以來萬難を排して飛行を開始し、帝都並に地方の聯絡、諸命令の傳達、情報の交換、災地の偵察に從事し、第三師團長亦獨斷を以て所屬の飛行隊をして東西の聯絡を圖らしむ、是に於て災地の情況漸次明瞭となり、直に日光御莊營の　兩陛下御安泰の報を市民に傳へたり、午後には飛行機の偵察及神奈川警務課長の徒歩連絡に俟り、横濱市の惨狀判明ずると共に、派兵の緩急あるに俟り、同夜半習志野より、急遽到着の騎兵第十五聯隊を以て其儘横濱に急行せしめ、翌三日芝浦發の臨逓艦を以て歩兵一中隊を同地に派遣す、三日午後相次て同地に着し、直に市内の警備に就く、續て歩兵二大隊工兵一大隊を派し、後歩兵を二聯隊に增加す。

戒嚴令は二日東京市及隣接五郡に布かれしも、三日關東戒嚴司令部特設と同時に、區域を東京府神奈川縣全體に擴張し、四日更に千葉埼玉兩縣に及ぼし、一面三日より五日までに、招致の命を弘前仙臺金澤三師團の歩兵各二箇聯隊、在廣島電信第二聯隊及内地各師團の工兵大隊（第四、第六大隊を除く）衞生隊に傳へ、陸軍士官學校生徒隊亦戒嚴司令官の指揮に屬せしむ。

戒嚴司令官は、三日戒嚴地域を東京北部、東京南部、神奈川田原の四警備區に分ちて兵力を配置し、兼て浦和及八王子附近に派兵し、四日更に千葉縣、中仙道、蒸澤方面の三警備區を增加し、十日までの地方出動部隊逐次到着して警備の部署に就けり、總兵力歩兵五十七大隊、騎兵二十二中隊、砲兵三十四中隊、工兵四十七中隊、鐵道十四中隊、電信十三中隊、航空、輜重、自動車隊、照明隊、鳩隊、各學校教導隊、生徒隊、内地全師團の衞生機關等兵員約五萬に達す。是より先豐橋第十五師團長は、受命に先ち、師團管内の救濟に着手し、三日朝

來之が出動部隊をして小田原方面に進出せしめ、六日夕までの間に、歩兵三大隊及衞生機關を以て、平塚大磯國府津小田原松田箱根町各地の警備救護に任ず、同師團の工兵隊は、沼津以東東海道沿線の電信線復舊に着手し、在三島重砲兵旅團は、伊豆半島方面の救護及箱根山道の修復に從事したり、又第十四師管群馬縣下に在りては、鮮人保護に關して紛爭を見、知事の要請に應じて、九月七日歩兵約三中隊を前橋廳門方面に派遣し之を鎭撫す。

而して之が警戒たる、主として人心の不安動搖を鎭靜するに在りたるを以て、廣く兵力を散分配備し、晝夜警衞巡戒して不慮に備へたりしも、世情次第に安定するに及び、次を以て各地區毎に兵力を結集し、持久の計を爲し、夏に安定を見るに至り、軍隊訓練の必要を顧慮し、九月下旬以後逐次警備兵力を減じて出動部隊を原所屬に復歸せしめ、十月末を以て略ゝ平時狀態に復すると同時に、警察力を充實する爲め憲兵を增加し、十月中旬配置を完了し、東京附近に約千四百名、横濱神奈川方面に約四百名、藤澤鎌倉横須賀方面及小田原方面に各約二百名、埼玉千葉兩縣にも若干を增加し、合計約二千五百名の憲兵補助憲兵を配備したり。

戒嚴服務軍隊及同服務日數一覽表

師團	部隊	服務日數
近衞（東京）	近衞師團司令部	七十七日
	近衞歩兵第一旅團司令部	七十七日
	近衞歩兵第一聯隊	七十四日
	近衞歩兵第二聯隊	七十七日
	近衞歩兵第二旅團司令部	七十七日
	近衞歩兵第三聯隊	七十七日
	近衞歩兵第四聯隊	七十七日
	騎兵第一旅團司令部	五十六日
	近衞騎兵聯隊	七十一日
	騎兵第十三聯隊	五十六日
第一（東京）	騎兵第十四聯隊	五十六日
	近衞野砲兵聯隊	七十七日
	野戰重砲兵第四旅團司令部	七十七日
	野戰重砲兵第四聯隊	五十六日
	近衞工兵大隊	七十七日
	鐵道第一聯隊	七十七日
	鐵道第二聯隊	七十日
	電信第一聯隊	七十七日
	飛行第五大隊	七十七日
	氣球	四十三日
	近衞輜重兵大隊	七十七日
	衞生機關	七十七日
	第一師團司令部	七十七日
	歩兵第一旅團司令部	七十七日
	歩兵第一聯隊	七十七日
	歩兵第四十九聯隊	七十日
	歩兵第二旅團司令部	七十七日
	歩兵第三聯隊	七十七日
	歩兵第五十七聯隊	五十六日
	騎兵第二旅團司令部	五十六日
	騎兵第一聯隊	七十七日
	騎兵第十五聯隊	五十六日
	騎兵第十六聯隊	五十六日
	野戰重砲兵第三旅團司令部	五十六日
	野砲兵第一聯隊	七十二日
	騎砲兵大隊	五十六日
	野戰重砲兵第一聯隊	五十六日

（二）技術的救済作業

臨事は災後直に道路交通の整理、電信電話通信等の技術的救済作業に従事し、九月三日戒厳司令部設置後は、同部に於て通信以外の技術作業を統一区署し、新に焼渡及建築作業をも担任したり。

（イ）道路橋梁電車道　は、

東京及其附近

1、街路　市内道路の清掃補修及新設は、糧食配給上の緊急なるものより着手し、延長数十里に達す。

2、橋梁　永代橋厩橋吾妻橋両国橋新大橋隅田川橋海岸橋黒船橋神田橋災服橋以下、交通特に頻繁なる橋梁及六郷橋等四十五個を新設若くは補修す。

3、電車線路　市内電車の架空線を整理し、各運輸経路上及新宿及有楽町車庫内に於ける電車焼失約三百瓦を分解除去す。

線道路の一部は、市の各所に於て、十月二十日より十一月八日までに永代吾妻両電車橋を改修す。

横須賀其附近

1、街路　市内重要道路及復土ヶ谷並に横須賀に通ずる道路十余里を補修す

2、橋梁　千鳥橋参見橋豊ノ橋千歳橋前田橋武蔵橋目之出橋等二十五個を新設若くは補修す、其工事多くは半永久的なり。

3、電車線路　横須市街線の幹線約一里を開通せしめ、築地谷戸の両電車橋を復旧す。

小田原鎌倉地方

1、道路　東海道、藤沢横須賀道、其他主要町村内の道路を補修す。

2、橋梁　馬入橋、酒匂橋、相模橋等約四十個を補修し、一般交通の外、緊急の場合道路を容易ならしむ。

（ロ）水路及鉄橋　は、

1、水路　東京附近に於ては、隅田川其他主要河川延長約四里を清掃し、横須賀附近に於ては、大岡川中村川等延長約一里半を清掃す。

2、鉄橋　永代橋厩橋吾妻橋南北橋駿河橋海岸橋黒船橋以下、特に頻繁なる橋梁及六郷橋等四十五個を新設若くは補修す。

3、電車線路　市内電車の架空線を整理し、各運輸経路上及新宿及有楽町車庫内に於ける電車焼失約三百瓦を分解除去す。

線道路の一部は、市の各所に於て、十月二十日より十一月八日までに永代吾妻両電車橋を改修す。

線名	区間	開通期日
東海道線	東京―大磯	九月十六日
横須賀線	田町―横須賀	九月十三日
常磐線	上野―土浦	九月十三日
北條線	佐倉―成東	九月十三日
北條線	大網―東金	九月十三日
北條線	成東―上総一ノ宮	九月十三日
北條線	上総一ノ宮―貢川	九月十三日
北條線	貢川―上総湊	九月十三日
北條線	上総湊―安房勝山	九月十三日
北條線	安房勝山―那古船形	九月十三日
北條線	那古船形―館山	九月十三日

（ハ）建築　赤坂御所外諸官衙、国会議事堂、土蔵の新築、復旧、中央電話交換局焼跡整理、官庁の仮建築、復旧、焼失又は破損せる官庁の建築物の復旧、焼跡の新築を含む、外に横須市及横浜市鎌倉町の各所に亘り、左の如き建築物の復旧又は新築を為したり。

種別	数	坪数
横須市附近避難者救容用	十八棟	千七百六十二坪
横須市立商業学校用	二棟	二千二十一坪
鎌倉町附近避難者救容用	十二棟	二百七十一坪
鎌倉町役場用	二棟	七十三坪
鎌倉町郵便局用	一棟	六十六坪

（ニ）仮病救療

震災当日、陸軍は第一第二衛戍病院より救護班を編成して患者救護に従事し、在京各隊亦何れも臨断を以て所要の衛生部員を災害の現場に派し、一日午後二時頃より猛火の中に老幼を救出し、傷病者を救療し、在千葉衛戍病院分院の一部を開放して罹災傷病者を救護し、最寄避難者を収容す、終ろに災害の状況を察するに、東京市の全焼区域内に於ける憲兵屯所の計亜成ると共に、両電信隊除外して東京市内其他の憲兵用電話通信網を構成す、既にして罹災地域内に於ける憲兵屯所の取扱を併始し、引続き横須市内の電話網を構成す、既にして東京市内の一般官報の取扱を併始し、十三日を以て完成し、軍用通信の外一般官報の取扱を併始し、引続き横須市内の電話網を構成す、既にして東京市内の

市飛行隊三大隊、太刀洗同第四大隊も相次で行動を起し、連絡偵察等各種の任務に従事し、總計五百回の飛行を爲すに至れる活動は、

1、九月二日立川飛行大隊の一機（偵察飛行大隊長兼航空工兵學校教官陸軍少佐鈴木重良）は、早朝出發不良の氣流を冒して飛行し、宇都宮練兵場に着陸し、直に電話を以て御機嫌伺し、兩陛下御安泰を確知すると同時に、帝都震災の狀況を上聞に達し、且陸軍大臣の第十四師團長に與ふる命令及宮內大臣への傳言を傳達し、午前八時十五分立川に歸着し、兩陛下の御安泰を國民に傳ふ。

2、同陸軍航空學校の一機（同飛行隊附陸軍少尉中多二郎）は、陸軍大臣より第四師團長への電報竝に關する命令及傳言事項を傳達し、午前九時所澤を發し、途中東京上空より震災狀況を偵察しつゝ、箱根附近の電線を突破し、午前三時大阪練兵場に到着し、電報竝に救援の處置を迅速に、且關東方面の情況を全國に傳ふ。

3、第三師團長は、二日東京方面震災の電を聞知するや、直に天機を奉伺し、勅諚の指示を仰ぶが爲め、參謀大尉佐藤愛一をして各務原飛行大隊の一飛行機（參謀飛行隊附陸軍少尉岡本）に搭乘せしめ、東京に急遽し、早くも東西の連絡を遂ぐ。

4、罹災帝國臣民知に至らず、潮岬沿岸等の被害狀況を知る能はざるを以て、航海學校基地の飛行機に、偵察飛行を爲し、空中實見を報告し、救濟並に兵員招致計畫の立案に有利の資料を與へたり。

5、震災の爲め郵便不通となるや、九月二日以降、東京各府縣間の定期速達飛行を開始し、公用實費（日本銀行の金融に關する緊急勅令第三百八十一號新正貨兌換及金輸出禁止ニ關スル件ニ基ク兌換ノ停止ヲ命ズル勅令）の送達、電報の中繼（中央氣象臺又は各地方廳に受付の旨報じ又は發する電報の其も或る時は、又は各地方廳より發する電報を通達し、陸軍省或は司令部より發する情報を通知し、關西日報夕刊、當日朝刊を午後到着するやう輸送し、之を各省に致して地方及海外の狀況を詳にすることを得せしめたり。

6、此外陸軍大臣會議の爲め東京に往復する許可を得たる新聞記者（大阪朝日日日等）の空中輸送を行ひ、又東京に關する布告又は流言防止の宣傳文振布等を爲す。

氣球隊は、九月六日より十四日まで近衛歩兵第一聯隊參庭に氣球を昇騰し、市街の震災狀況を偵察し、且つ震災地上空

震災救護の為め、陸軍所轄土地建物を提供したるもの左に挙ぐ。

提供者	同	種類	場所
陸軍省	同	練兵場	代々木練兵場
〃	同	射撃場	戸山ヶ原射撃場
〃	同	馬場	戸山ヶ原馬場
〃	同	官舎	戸山ヶ原官舎
〃	同	官舎	青山官舎
〃	同	官舎	三宅坂官舎
〃	同	官舎	麻布官舎
〃	同	官舎	赤坂官舎
〃	同	官舎	牛込官舎
〃	同	官舎	市ヶ谷官舎
〃	同	官舎	本郷官舎
〃	同	官舎	小石川官舎
〃	同	官舎	駒込官舎
〃	同	官舎	千駄木官舎
〃	同	官舎	根岸官舎
〃	同	官舎	下谷官舎
〃	同	官舎	浅草官舎
〃	同	官舎	本所官舎
〃	同	官舎	深川官舎
〃	同	官舎	芝官舎
〃	同	官舎	麻布官舎
〃	同	官舎	赤坂官舎
〃	同	官舎	四谷

(三)宣傳及謀傳防止　本部は迅速に災害の眞相を地方に傳達し、謀傳を防止する必要を痛感し、高田、新潟、富山、金澤、豐橋、津、京都、大阪、奈良、和歌山各地方へ、宣傳將校を派遣し、地方の人心安定謀傳防止に努めたり。

(四)就職斡旋　本部並に本郷臨布兩支部及横濱出張所に人事相談部を設け、就職其他の身上相談に應ず、受付件數六十件以上なり。

(五)勞力救援　罹災地方會員は、自家の被害にも拘らず、災後日ならずして結束救護警戒に當り、非災地會員は直に災害地に救援し、金品募集避難者救護に盡力し、本部の手を經て來援勤務したるもの八千四百餘名、北は北海道より、南は滿洲旅順、西は長崎壹島より上京し、戒嚴司令官區署の下に、皇居宮邸の修繕を始めとし、京濱其他各地の救護事業に從事す。

の事業を擧ぐ。

而して一面、或は歸休除隊すべき看護卒の在營を延期し、或は演習簡閱を取止め、或は災地に於ける受檢壯丁の住所異動を屆出でしめ、又一年志願兵の入營を延期し、罹災の歸休除隊を許す等、諸種臨機應急の措置を執りたり。

陸軍省令第二十一號

本年九月三十日歸休除隊セシムヘキ看護卒ハ、當分ノ內、其ノ在營ヲ延期ス。

前項ノ規定ニ依リ在營ヲ延期セラレタル者ハ、除隊ノ日ヲ以テ其ノ延期ヲ解止ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月八日　　陸軍大臣男爵　田中義一

陸軍省令第二十二號

大正十二年九月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於ケル動務演習召集及簡閱點呼取止メニ關スル件左ノ通定ム、

大正十二年九月十一日　　陸軍大臣男爵　田中義一

第一條　近衛、第一師團ノ部隊ニ召集ヲ命セラレタル者ニシテ、未タ應召セサルモノノ召集ハ、之ヲ取止ム。

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ、前條以外ノ部隊ニ召集ヲ命セラレ未タ應召セサルモノ、又ハ簡閱點呼ヲ命セラレ未タ參會セサルモノノ召集又ハ簡閱點呼ハ之ヲ取止ム。

一、東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、及靜岡縣駿東、田方、賀茂郡ニ本籍ヲ有シ、殊ニ其ノ地ニ居住スル者。

二、前號ニ規定スル府、縣、郡ニ寄留スル者。

第三條　前二條ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ヲ取止メラレタル者ニ對シテハ、聯隊區司令官ヨリノ通知ヲ待タス、市區町村長又ハ之ニ準スル者ヨリ、其ノ旨直ニ本人ニ通知スヘシ。

第四條　第一條又ハ第二條ニ依リ召集ヲ取止メラレタル者ノ中、陸軍補充令第三十七條ニ該當スルモノニシテ、召集ヲ取止メラレタル爲、陸軍補充令施行規則ニ依リ將來召集セラルルコトナキニ至リタルモノニ在リテハ、大正十三年度ニ限リ之ヲ召集スルコトヲ得。

第五條　第一條又ハ第二條ニ依リ召集又ハ點呼ヲ取止メラレタル者ノ令狀ハ速ニ之ヲ聯隊區司令官ニ返付スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月二十九日第二十五號省令ヲ以テ「九月三十日ヲ十一月三十日」ニ改ム、)。

陸軍省令第二十三號

罹災地受檢壯丁ノ住所等ノ異動屆出ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月十八日　　陸軍大臣男爵　田中義一

第一條　第一第十四又ハ第十五師管ニ本籍ヲ有シ、又ハ全戸寄留ヲ爲シ居タル壯丁ニシテ、本年徵兵檢査ヲ受ケ、甲種又ハ乙種ニ合格シタル者ノ中、今回ノ震災ノ爲、轉籍又ハ住所若ハ居所ヲ變更シタルモノアルトキハ、居住地異動屆第一樣式ヲ本年十月三十一日迄ニ、本籍地市町村長ニ差出スヘシ。

町村長前項ノ異動屆ヲ受ケタルトキハ、直ニ之ヲ郡長ニ差出シ、郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ、本人ノ本籍地聯隊區司令官ニ差出スヘシ。

第二條　前條第一項ニ規定スル者ニシテ、今回ノ震災ノ爲、死亡又ハ行方不明ト爲リタルモノアルトキハ、本年十月三十一日迄ニ、戸主戸主在ラサルトキハ家事ヲ擔當スル者在ラサルトキハ、親族又ハ其ノ事實ヲ知リ居ル者ヨリ壯丁異動屆第二樣式ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ。

町村長前項ノ異動屆ヲ受ケタルトキハ、直ニ之ヲ郡長ニ差出シ、郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ本人ノ本籍地聯隊區司令官ニ差出スヘシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令中市長ニ關スル規定ハ、東京、大阪、京都及名古屋ニ在リテハ、區長ニ之ヲ適用ス。(樣式略)

陸軍省令第二十四號

一年志願兵入營延期ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月二十六日　　陸軍大臣男爵　田中義一

一年志願兵條例施行細則第二十四條又ハ徵兵令第二十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ屆出ヲ爲シタル者ニシテ未タ入營セス、本年十月三十一日迄ニ再ヒ就學シ、尙入營延期ノ資格アルモノハ、本年ニ限リ再ヒ入營延期ヲ願出ツルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

陸軍省令第二十六號

今回ノ震災ノ爲、左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル大正十年及其ノ以前徵集ノ兵卒ハ、本人又ハ其ノ家族ノ願ニ依リ、部隊長ニ於テ特ニ本年十月二十五日歸休除隊セシムルコトヲ得。

一、震災地ニ住所ヲ有シ居リタル者ニシテ全戸倒壞又ハ燒失シ本人ニ依ルニ非サレハ家事整理ヲ爲シ難キモノ。

二、震災ノ爲本人ニ依ルニ非サレハ家族自活シ能ハサルノ確證アル者。

三、其ノ前二號ニ準スヘキモノ。

前項ノ願ヲ爲スニハ、附錄樣式(略)ニ依リ願書ヲ作リ、市區町村長、憲兵又ハ警察官ノ奥書證印又ハ證明書ノ交付ヲ受ケ、之ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月一日　　陸軍大臣男爵　田中義一

以下其重なる活動を分叙す。

第二　警備

イ、省及參謀本部

變災の突發に際して第一に施爲せざるべからざるは、救護と警備となり、不虞に備へ、秩序を保持するに非ざれば、救護も施すに道無からんとす、されば政府は、一面臨時震災救護事務局を設けて、極力救護に努むると同時に、一面陸海軍及警察官憲をして警備を嚴にせしめ、市民亦蜂起して自衞の策を講じたり。

就中陸軍は、九月一日災害起るや、東京衞戍司令官代理石光第一師團長(眞臣)直に近衞第一兩師團の警備區域を指示し、以て全部を警備且救護すると同時に、陸軍大臣は參謀總長と協議し、命を傳へて、教育總監近衞第一兩師團長隷下部隊の東京以外に屯在する在習志野騎兵旅團、騎兵學校、在國府臺砲兵諸隊、在下志津野戰砲兵學校、工兵隊、在千葉歩兵學校、在千葉附近鐵道兩聯隊、在松戸工兵學校をして爲し得る限りの多數部隊を東京に派遣し、東京衞戍司令官の隷下に入らしむ。

夜に入り火災の蔓延愈ゝ甚しく、通信交通杜絶して、四圍の狀況全く明かならず、二日當局は、飛行機連絡に依り、第十四師團長をして日光御用邸に參候し、兩陛下の御機嫌を奉伺し、御動靜を報告せしむると共に、所要の兵員を出して、御警衛上に遺憾なきを期せしめ、陸軍大臣參謀總長協議し、尤哉を經て、地方の兵力を招致することとし、首として高田第十三師團、宇都宮第十四師團の步兵各二箇聯隊及工兵隊を招き、弘前第八、金澤第九兩師團の工兵隊を招く、此日及三日に亙り地方師團に召命を發したるもの、

步兵聯隊　四箇
第十三(高田)第十四(宇都宮)師團より、
工兵大隊　五箇
第二(仙臺)第八(弘前)第九(金澤)第十三第十四師團より、
衛生機關
派遣師團工兵に同じ。

なり、又航空本部長をして航空諸隊を區署して帝都と地方との連絡飛行を行ひ、諸命令の傳達、災害の通報、罹災地範圍及被害程度の偵察を爲さしむ。

是日勅令第三百九十八號及第三百九十九號を以て、東京市及荏原、豐多摩、北豐島、南足立、南葛飾五郡に戒嚴令第九條第十四條第十四條規定を適用し、同條中司令官の職務を東京衞戍司令官に執行せしむ。

午後東京附近に於て鮮人暴擧の流言あり、就中東京西南部及船橋方面に於ては、鮮人大擧襲來の報を傳へ、各地の民衆自警團を組織し、處々に殺傷事件を生起す、而して猛火は炎焰天を焦し、悽愴の氣帝都に滿つ。

當時橫濱附近は、災害洵に東京の上に出で、全市悉く燒野と化し、市民は飢渴に瀕するのみならず、鮮人暴擧の風說、根岸刑務所解放の囚人出現、社會主義者橫行の流言ありて、混亂名狀すべからず、乃ち橫濱派兵の議を決し、同夜習志野より急遽歸京したる騎兵一聯隊をして人馬休息の遑なく續いて橫濱に急行せしめ、更に步兵一中隊を翌三日驅逐艦に由り同地に向はしむ。

三日勅令第四百號を以て關東戒嚴司令部條例公布せられ、勅令第四百一號を以て戒嚴令適用區域を東京府神奈川縣下に擴張し、橫須賀鎭守府司令長官橫須賀市及三浦郡を司令し、其他は戒嚴司令官新に任命せられて之を指揮す。

三日仙臺第二師團より步兵二箇聯隊、廣島第五師團より電信一箇聯隊を東京に招致し、豐橋第十五師團より野戰重砲兵一箇聯隊を小田原に招致す、四日更に飛行機の連絡に由り、名古屋第三師團、豐橋第十五師團、京都第十六師團の工兵隊を招致す、是より先千葉縣埼玉縣方面は、房總半島の南部を除き、震動比較的輕微なりしも、二日夕以來、帝都附近の避難民續々雨縣下に溢出したると、交通の杜絶したるとより、流言蜚語忽ち傳はり、船橋附近に在りては、二日夜より三日に亙りて已に殺傷事件を惹起し、中仙道方面亦漸次騷擾波及の兆あるを以て、四日勅令第四百一號を以て、兩縣下も同じく戒嚴地域に入る。

五日、高田第十三師團派遣部隊以下次第に到着す、六日更に、兵力の第三次增加を爲し、弘前第八師團より旅團長指揮の步兵二箇聯隊を招致し、廣島第五師團、旭川第七師團、姬路第十師團、善通寺第十一師團、小倉第十二師團、岡山第十七師團、小倉第十八師團よりは、土木建築材料多數携帶の工兵隊を招致す、是より先宇都宮第十四師團の步兵二箇中隊は、日光御警備に從事しつゝあり、而して東京到着の仙臺第二師團派遣部隊、金澤第九師團派遣の工兵隊及衞生機關、高田第十三師團派遣の步兵一箇聯隊及衞生機關、名古屋第三師團、弘前第八師團の衞生機關は、直に戒嚴司令官の隷下に入る、實に三日より六日までに陸軍當局より地方師團に招命を發したるもの、步兵六箇聯隊、電信一箇聯隊、野戰重砲兵一箇聯隊及未招致の內地全師團(第四第六師團を除く)の工兵大隊及衞生機關なり。

此くの如く陸軍當局は、軍隊の招致を始めとして、警備は勿論救護其他の各方面に活動すること以下各項併記する所の如し。

ロ、東京衞戍司令部

九月一日震災突發の當時、東京衞戍司令官近衞師團長森岡中將(守成)は、參謀長以下を隨へ、野戰重砲兵第四聯隊を檢閱して、方に四街道に在り、第一師團長石光中將(眞臣)衞戍司令官を代理し、直に東京衞戍服務規則に據りて活動を開始し、午後一時過陸軍省構內に位置し、午後二時衞戍司令部を同所に移し、近衞第一兩師團の擔任區域を左の如くに定め、北部を近衞師團、南部を第一師團の所管とし、以て火災其他の異變に備ふ。

非常警備ニ關スル命令　九月一日午後一時十分、於陸軍省構內衞戍司令部

一、東京市街火災其他ノ異變ニ對スル援助ノ爲メ、近衞師團、第一師團ノ擔任區域ヲ、左ノ如ク定ム。

甲武線、新宿—四谷見附—赤坂見附—虎ノ門—日比谷公園—憲兵司令部—永代橋—兩國橋—兩國停車場—總武本線。

但シ、線上ハ近衞師團ニ屬ス。

二、近衞師團ニ於ケル目下ノ警備、左ノ如シ。

宮城	步兵一中隊
赤坂離宮	步兵一小隊
賀陽宮邸	步兵一小隊
僧行社	步兵一小部隊

三、衞戍事務ハ、陸軍省構內ニテ執行ス。

衞戍司令官　石光中將

午後二時、近衞、第一兩師團の步騎輜重兵より約三百の補助憲兵を憲兵司令部に派し、治安の維持に當らしめ、同二時三十分自動車隊に出動を命じ、各一部を近衞及第一師團に配屬し、主力は之を陸軍省構內に收め、交通通信輸送の業務に從事せしめ、一部の貨物自動車を以て軍隊輸送防火救護救恤の爲に使用せしむ、然るに市內の火災愈ゝ猛烈となり、容易に鎭火の模樣なきを以て、午後三時近衞工兵大隊(岩淵町)及工兵第一大隊(岩淵町)を招致し、兩隊夕刻を以て陸軍省內第一師團司令部に着するや、直に各方面の防火を努めしめ、同時に東京第一(麴町區)第二衞戍病院(世田ヶ谷町)及各隊衞生部員を以て救護班を編成し、各要所に固定して救護に當らしむるの外、更に自動貨車に依る巡回救護班を編成し、京橋日本橋芝四谷方面に出動せしむ。

午後四時、電信第一聯隊長(中野町)に、陸軍省、赤羽、世田ヶ谷、糧秣本廠に無線通信の設備を爲すことを命じ、一方に近衞師團と協定して、飛行第五大隊(立川町)をして、成し得るかぎりの速さに宇都宮方面に飛行し、日光御用邸の模樣を聽取し、且狀況の許す限り、東京市の上空を飛行し、震災の狀況を撮影報告せしむ。

同三十分陸軍省構內警備の爲め、第一師團より將校以下四十名を省內に出さしめ、同五時過、各師團糧秣倉庫の糧秣を以て芝、日比谷、宮城前廣場其他に搬送し、二日早朝より避難民に救恤すべきを命ず。

午後八時三十分東宮御所に參內して、震火災の狀況を奏上し、九時陸軍大臣の命に依り、左の部隊を招致す。

近衞師團　騎兵第十三、第十四聯隊(以上千葉縣下津田沼村)、野戰重砲兵第四聯隊(千葉縣千代田村)、鐵道第一(千葉縣都賀村)、第二聯隊(千葉縣津田沼村)、近衞步兵第一聯隊(千葉縣下志津野營)

第一師團　歩兵第四十九聯隊（相模川架橋）、歩兵第五十七聯隊（佐千葉町鎮）、野戰重砲兵第二旅團（相模村田）、騎兵第二旅團（町市川）、工兵第一大隊（午前八時ヲ期シ、騎兵第二旅團ノ渡河點ニ集合）

同時過激派陸軍士官學校生徒を宮城に五十名、赤坂離宮に五十名、各宮邸に各二十名配置し、東京衛戍服務規則所載第六に依る起發隊以外の兵力は、即時引上げて陸軍省に集合することを命ず。

午後十時に至り、火勢益々熾にして隅田川以東の如き、狀況全く不明なり、是に於て兩師團に命じて極力之が偵察を施行せしめ、且近衛工兵及第一工兵大隊をして隅田川右岸の罹災民救助に當らしめ、附近の衛戍司令官の直轄とし、陸軍省構内に集結す。

午後十一時近衛歩兵第四聯隊長に命じ、將校以下約百名を衛戍司令官の直轄とし、陸軍省構内に集結す。

是より先近衛師團長森岡中將は、强震後東京市の被害大なるべきを察し、直に參謀長及衛戍參謀を自動車に乘じて宮城に參謀長は一旦千葉に引上げしも、千葉市震害の狀況より判斷するに、東京市の高燥を排して力行し、午後九時三十分頃衛戍司令部に着す、師團長は幕僚を伴ひ、一日夕自動車千葉を發し、東京に急行し、二日午前八時頃宮城に着し、第一師團長に代りて衛戍司令官の職務に就く。

午前十時命令を下してそれ〴〵警備に就かしめ、別に近衛歩兵第四聯隊下士以下五十名、近衛輜重兵大隊の一部及第一師團の一小隊を出して、補助憲兵とし、實包を携帶し、憲兵司令官の指示を受けしむ。

午後二時頃、主力は概ね配備に就き、新來部隊の到着に伴ひ、逐次配備を完成し、午後十時頃全部の配備を終る。

是日午後東京市に戒嚴を令せらる。

勝田＝緊急ノ必要アリト認メ、帝國憲法第八條＝依リ、一定ノ地域＝戒嚴令ヲ發スルノ件

大正十二年九月二日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

勅令第三百九十九號

大正十二年勅令第三百九十八號＝依リ、左ノ區域＝戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス、但シ同條中司令官ノ職務ヘ、東京衛戍司令官之ヲ行フ。

東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡、

附　則

本令ヘ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

〔參考〕　戒嚴令抄錄

第九條　臨戰地境內ニ於テハ、地方行政事務及司法事務ノ事件ニ關リ、其地ノ司令官ニ對シ委スルモノトス、故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ、其職權ノ施行若クハ之ヲ停止スルノ時ハ、速カニ該司令官ニ協テ其指揮ヲ請フ可シ。

第十四條　戒嚴地境內ニ於テハ、司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス、但其執行ヨリ生スル損害ハ、軍費ヲ以テ之ヲ補償スルコトヲ得ス。

第一、集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アルト認ムルモノヲ停止スルコト。

第二、軍需ニ供ス可キ民有ノ武器彈藥ヲ調査シ、又ハ時機ニ依リ、其輸出ヲ禁止スルコト。

第三、鉄砲彈藥兵器火具其他危險ニ渉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ、之ヲ檢査シ、時機ニ依リ押收スルコト。

第四、郵便電報ノ開緘シ、出入ノ船舶及諸物品ヲ檢査シ、並ニ陸海通路ヲ停止スルコト。

第五、戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ、人民ノ動產不動產ヲ破燬スルコト。

第六、合圖場境內ニ於テハ、其交ノ用ナク、人民ノ家屋建造物船舶ニ立入リ檢索スルコト。

第七、合圖場境內ニ容ルヘカラサル時ハ、臨機ニ衣リ、其地ヲ退去セシムルコト。

是に於て衛戍司令官は、午後四時東京全域に戒嚴令を發すると同時に、

一、暴動の起發、暴動の活動（陸軍省）

二、暴動の起發、暴動の活動（參謀本部）

三、暴動の起發、暴動の活動（警視廳）

四、暴動の起發、暴動の活動（東京府）

五、暴動の起發、暴動の活動（東京市）

六、暴動の起發、暴動の活動（東京憲兵隊）

七、暴動の起發、暴動の活動（近衛師團）

八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團）

九、暴動の起發、暴動の活動（近衛歩兵第一聯隊）

十、暴動の起發、暴動の活動（近衛歩兵第二聯隊）

十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團騎兵第一聯隊）

十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團騎兵第二聯隊）

十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰重砲兵第二旅團）

十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團工兵第一大隊）

十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團歩兵第四聯隊）

十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團歩兵第四十九聯隊）

十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團歩兵第五十七聯隊）

十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團輜重兵大隊）

十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團衛生隊）

二十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團通信隊）

二十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團架橋隊）

二十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰病院）

二十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團輜重隊）

二十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰兵器廠）

二十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰衛生材料廠）

二十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰糧秣廠）

二十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰貨物廠）

二十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰自動車廠）

二十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰倉庫）

三十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰病馬廠）

三十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰獸醫廠）

三十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰電信廠）

三十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

四十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

四十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

四十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

四十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

四十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

四十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

四十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

四十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

四十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

四十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

五十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

五十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

五十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

五十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

五十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

五十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

五十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

五十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

五十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

五十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

六十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

六十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

六十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

六十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

六十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

六十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

六十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

六十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

六十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

六十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

七十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

七十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

七十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

七十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

七十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

七十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

七十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

七十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

七十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

七十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

八十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

八十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

八十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

八十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

八十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

八十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

八十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

八十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

八十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

八十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

九十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

九十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

九十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

九十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

九十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

九十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

九十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

九十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

九十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

九十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百二十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百二十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百二十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百二十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百二十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百二十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百二十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百二十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百二十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百二十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百三十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百三十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百三十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百三十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百三十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百三十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百三十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百三十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百三十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百三十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百四十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百四十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百四十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百四十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百四十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百四十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百四十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百四十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百四十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百四十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百五十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百五十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百五十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百五十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百五十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百五十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百五十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百五十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百五十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百五十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百六十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百六十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百六十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百六十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百六十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百六十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百六十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百六十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百六十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百六十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百七十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百七十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百七十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百七十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百七十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百七十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百七十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百七十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百七十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百七十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百八十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百八十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百八十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百八十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百八十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百八十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百八十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百八十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百八十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百八十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百九十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百九十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百九十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百九十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百九十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

百九十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

百九十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

百九十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

百九十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

百九十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百二十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百二十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百二十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百二十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百二十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百二十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百二十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百二十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百二十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百二十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百三十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百三十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百三十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百三十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百三十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百三十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百三十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百三十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百三十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百三十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百四十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百四十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百四十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百四十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百四十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百四十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百四十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百四十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百四十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百四十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百五十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百五十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百五十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百五十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百五十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百五十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百五十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百五十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百五十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百五十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百六十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百六十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百六十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百六十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百六十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百六十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百六十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百六十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百六十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百六十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百七十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百七十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百七十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百七十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百七十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百七十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百七十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百七十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百七十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百七十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百八十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百八十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百八十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百八十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百八十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百八十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百八十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百八十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百八十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百八十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百九十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百九十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百九十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百九十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百九十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

二百九十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

二百九十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

二百九十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

二百九十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

二百九十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百二十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百二十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百二十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百二十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百二十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百二十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百二十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百二十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百二十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百二十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百三十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百三十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百三十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百三十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百三十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百三十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百三十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百三十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百三十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百三十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百四十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百四十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百四十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百四十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百四十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百四十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百四十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百四十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百四十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百四十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百五十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百五十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百五十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百五十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百五十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百五十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百五十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百五十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百五十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百五十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百六十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百六十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百六十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百六十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百六十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百六十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百六十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百六十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百六十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百六十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百七十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百七十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百七十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百七十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百七十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百七十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百七十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百七十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百七十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百七十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百八十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百八十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百八十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百八十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百八十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百八十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百八十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百八十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百八十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百八十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百九十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百九十一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百九十二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百九十三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百九十四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

三百九十五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

三百九十六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

三百九十七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

三百九十八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

三百九十九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

四百、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

四百一、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

四百二、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

四百三、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

四百四、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

四百五、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道修理廠）

四百六、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道倉庫）

四百七、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道班）

四百八、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道隊）

四百九、暴動の起發、暴動の活動（第一師團野戰鐵道材料廠）

四百十、暴動の起發、暴動の活動（第一師團

を施せしめ、爾後直接航空本部長の指揮をうけしむ。

三日東京府神奈川縣に戒嚴令布かれ、一方に戒嚴司令部設置せられたるを以て、東京衛戍司令官の職務は全く停止せられ、兼岡司令官以下、午後四時頃を以て近衛師團司令部に歸る。

八、關東戒嚴司令部

（參考）關東戒嚴司令部職制並事務分掌。

九月三日、

一、參謀部

1、參謀課

參謀長一名

參謀中佐一名

2、補給課

參謀中佐一名

3、教育課

參謀大佐一名

4、交通課

參謀大佐一名

5、情報課

參謀大佐一名

二、情報部

參謀中佐一名

三、副官部

副官一名

九月四日、補給部職員（補給部職員表參照）。

九月五日、後ノ職制。

九月十一日、後職員表在。

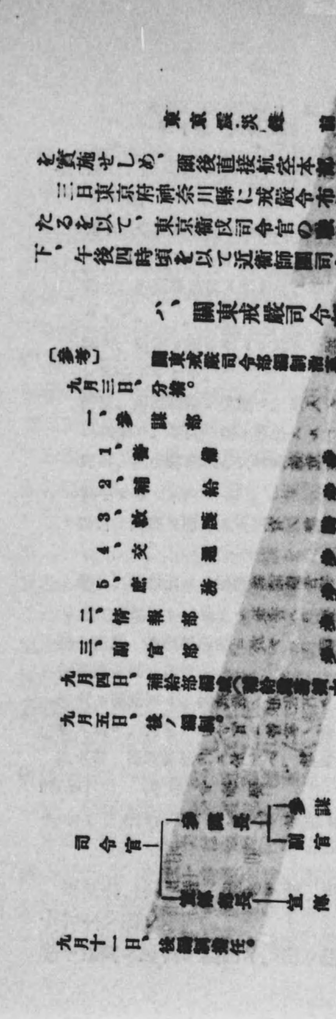

九月二日關東戒嚴司令部特置せられ、東京衛戍司令官に代りて東京府及其附近の鎭守警備に任ぜらるゝと同時に、戒嚴施行區域は、東京府神奈川縣全部に擴張せらる。

戒嚴大正十五年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

攝政名

大正十二年九月三日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

海軍大臣　　子爵　財部　彪

陸軍大臣男爵　田中　義一

勅令第四百一號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通改正ス。

「東京衛戍司令官」ヲ神奈川縣橫須賀市及三浦郡ニ在リテハ橫須賀鎭守府司令官、其ノ他ノ區域ニ在リテハ關東戒嚴司令官ヒニ「東京府神奈川縣ヒニ改ム。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

即日陸軍大將福田雅太郎關東戒嚴司令官に親補せられ、戒嚴地域內現在軍隊各兵學校教導隊及野戰砲兵射擊練習隊並に已に震災地

管掌ニ關スル事項、ハ、人事ニ關スル事項、ニ、日々命令起案、ホ、司令部事務內務及給養其他會計經理ニ關スル事項、ヘ、司令部直屬用自動車ノ管理、ト、人馬現員表ノ調製。

十月二日、情報課閉鎖。

十月下旬、補給、交通、航空課閉鎖。

十一月十五日、關東戒嚴司令部解散。

九月二日關東戒嚴司令部特置せられ、東京衛戍司令官に代りて東京府及其附近の鎭守警備に任ぜらるゝと同時に、戒嚴施行區域は、東京府神奈川縣全部に擴張せらる。

戒嚴大正十五年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

攝政名

大正十二年九月三日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

海軍大臣　　子爵　財部　彪

陸軍大臣男爵　田中　義一　彪

勅令第四百一號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通改正ス。

「東京衛戍司令官」ヲ神奈川縣橫須賀市及三浦郡ニ在リテハ橫須賀鎭守府司令官、其ノ他ノ區域ニ在リテハ關東戒嚴司令官ヒニ「東京府神奈川縣ヒニ改ム。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

即日陸軍大將福田雅太郎關東戒嚴司令官に親補せられ、戒嚴地域內現在軍隊各兵學校教導隊及野戰砲兵射擊練習隊並に已に震災地

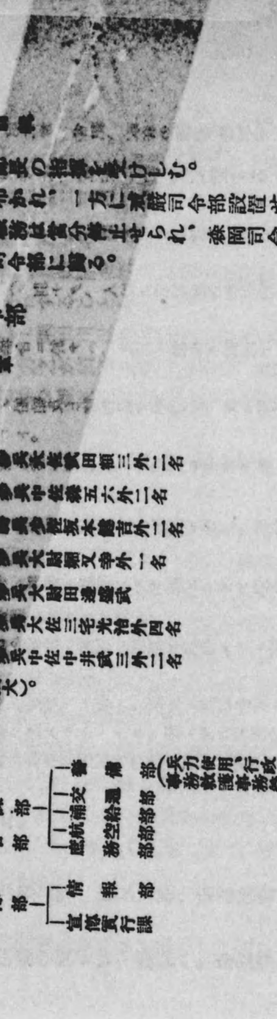

擔任業務

一、參謀部

1、參謀課

イ、指揮下軍隊ノ使用ニ關スル事項、ロ、命令、報告ノ授受、ニ、行政及司法ニ關スル事項、ホ、諜報ノ蒐集、ヘ、上聞案ノ起草、ト、其他參謀部各ノ一般庶務、チ、諜下各部隊ノ作戰ニ必要ナル人馬ノ補給ニ關スル事項。

2、情報課

イ、部外宣傳ノ防諜ノ實施及諜報、ロ、戒嚴地域內(外)ニ對スル宣傳、ハ、通信員及外國人ノ取締。

3、交通課

イ、交通通信ニ關スル情報ノ蒐集、ロ、交通通信施設並工兵及外國人ノ使用ニ關スル事項。

4、補給課

イ、諜下各部隊ノ補給(航空器械及衛生材料ヲ除ク)ニ關スル事項。ロ、諜下各部隊ノ會計經理ニ關スル事項、ハ、司令部直屬貨物自動車ノ管理。

5、航空課

イ、航空通信連絡及諜下航空部隊ノ使用ニ關スル事項、諜下航空部隊器材補給ニ關スル事項、ハ、航空部本部兵及諜下航空部隊學校等ノ連絡。

二、副官部

イ、受附文書ノ往復ニ關スル事項(卷別ノモノヲ除ク)、ロ、同書ノ保管ニ關スル事項、ハ、人事ニ關スル事項、ニ、日々命令起案、ホ、司令部事務內務及給養其他會計經理ニ關スル事項、ヘ、人事ニ關スル事項、ト、人馬現員表ノ調製。

十月二日、情報課閉鎖。

十月下旬、補給、交通、航空課閉鎖。

十一月十五日、關東戒嚴司令部解散。

擔任業務

一、參謀部

1、參謀課

イ、指揮下軍隊ノ使用ニ關スル事項、ロ、命令、報告ノ授受、ニ、行政及司法ニ關スル事項、ホ、諜報ノ蒐集、ヘ、上聞案ノ起草、ト、其他參謀部各ノ一般庶務、チ、諜下各部隊ノ作戰ニ必要ナル人馬ノ補給ニ關スル事項。

2、情報課

イ、部外宣傳ノ防諜ノ實施及諜報、ロ、戒嚴地域內(外)ニ對スル宣傳、ハ、通信員及外國人ノ取締。

3、交通課

イ、交通通信ニ關スル情報ノ蒐集、ロ、交通通信施設並工兵及外國人ノ使用ニ關スル事項。

4、補給課

イ、諜下各部隊ノ補給(航空器械及衛生材料ヲ除ク)ニ關スル事項。ロ、諜下各部隊ノ會計經理ニ關スル事項、ハ、司令部直屬貨物自動車ノ管理。

5、航空課

イ、航空通信連絡及諜下航空部隊ノ使用ニ關スル事項、諜下航空部隊器材補給ニ關スル事項、ハ、航空部本部兵及諜下航空部隊學校等ノ連絡。

二、副官部

イ、受附文書ノ往復ニ關スル事項(卷別ノモノヲ除ク)、ロ、同書ノ保管ニ關スル事項、ハ、人事ニ關スル事項、ニ、日々命令起案、ホ、司令部事務內務及給養其他會計經理ニ關スル事項、ヘ、人事ニ關スル事項、ト、人馬現員表ノ調製。

十月二日、情報課閉鎖。

十月下旬、補給、交通、航空課閉鎖。

十一月十五日、關東戒嚴司令部解散。

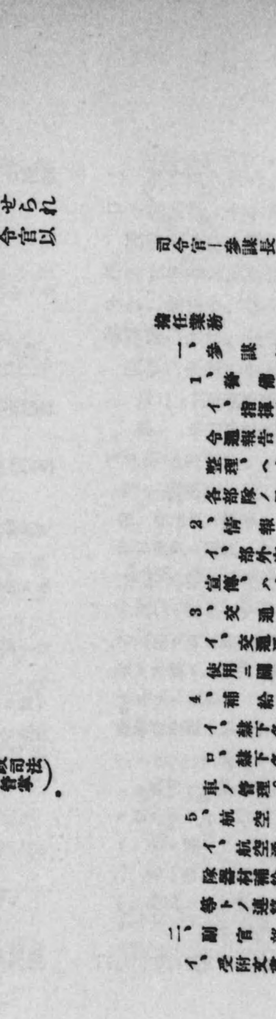

擔任業務

一、參謀部

1、參謀課

イ、指揮下軍隊ノ使用ニ關スル事項、ロ、命令、報告ノ授受、ニ、行政及司法ニ關スル事項、ホ、諜報ノ蒐集、ヘ、上聞案ノ起草、ト、其他參謀部各ノ一般庶務、チ、諜下各部隊ノ作戰ニ必要ナル人馬ノ補給ニ關スル事項。

2、情報課

イ、部外宣傳ノ防諜ノ實施及諜報、ロ、戒嚴地域內(外)ニ對スル宣傳、ハ、通信員及外國人ノ取締。

3、交通課

イ、交通通信ニ關スル情報ノ蒐集、ロ、交通通信施設並工兵及外國人ノ使用ニ關スル事項。

4、補給課

イ、諜下各部隊ノ補給(航空器械及衛生材料ヲ除ク)ニ關スル事項。ロ、諜下各部隊ノ會計經理ニ關スル事項、ハ、司令部直屬貨物自動車ノ管理。

5、航空課

イ、航空通信連絡及諜下航空部隊ノ使用ニ關スル事項、諜下航空部隊器材補給ニ關スル事項、ハ、航空部本部兵及諜下航空部隊學校等ノ連絡。

二、副官部

イ、受附文書ノ往復ニ關スル事項(卷別ノモノヲ除ク)、ロ、同書ノ保管ニ關スル事項、ハ、人事ニ關スル事項、ニ、日々命令起案、ホ、司令部事務內務及給養其他會計經理ニ關スル事項、ヘ、人事ニ關スル事項、ト、人馬現員表ノ調製。

十月二日、情報課閉鎖。

十月下旬、補給、交通、航空課閉鎖。

十一月十五日、關東戒嚴司令部解散。

力に出動を命ぜられたる地方師團派遣の部隊竝に其指揮下に入る、非兵

官ヲ配置シ、以テ保護取締ノ方法ノ講ジ、ツヽアルモ、尚一時其周到ヲ期スルコトニ努ムルコト。

第三、市街及一般民衆ノ保護取締ニ關スル件

一、檢問所ノ設置　市ノ周圍並市内樞要ノ場所ニ檢問所ヲ設ケ、軍隊及警察官等ヲ配置シ、容疑人物ノ發見ニ努メ、之ヲ警察官等ニ引渡シ、或ハ檢問所又ハ警戒線ニ於テ容疑人物ト認ムルモノハ、之ヲ行ヒ、容疑スベキ人物ノ發見ニ努ムルコトヽシ、或ハ檢問ヲ爲サシムベシ。

二、檢問所又ハ警戒線ニ於ケル逮捕　檢問所又ハ警戒線ニ於テ逮捕シタル者ハ、携帶品ニ付テ檢索ヲ行ヒ、危險物件ヲ所持セル場合ニハ、之ヲ領置スルホカ、其逃走ヲ防止スルニ必要ナル處置ヲ爲スコトヽシ、或ハ檢問ヲ爲サシムベシ。

三、危險物件ノ領置　危險物件ヲ所持スル者ハ、之ヲ領置スルコト。

四、一般朝鮮人ノ保護ニ關スル件

朝鮮人ニシテ容疑ノ點ナキ者ニ對シテハ、之ヲ保護スルノ方針ヲ採リ、成ベク通常ナル場所ニ集合避難セシメ、而シテ容疑ノ點アル鮮人ハ、悉ク之ヲ檢束シ、又ハ憲兵ニ引渡シ、適當處分スルコト。

第五、要視察人ノ取締ニ關スル件

要視察人危險ナル朝鮮人其他危險人物ノ取締ニ付テハ、警察官及憲兵ニ於テ充分ノ視察ヲ行フコト。

一般民衆取締ノ際ニ由ル檢舉等所持携帶セル者ヲ發見シタル時ハ、之ヲ逮捕取調ベ、一般危險人物トシテ取扱フコト。

第六、民衆自衛團ノ統制ニ關スル件

民衆自衛團ノ自發ノ任ニ當ルベク通常ナルモ、往々ニシテ之ガ指導ヲ誤ル時ハ、却テ秩序ノ紊亂ヲ來ス虞アルヲ以テ、軍隊ニ於テ由來得ル限リ之ガ統制ヲ保セサルヲ以テ、軍隊自衛團ニ對シ、其ノ範圍内ニ於テノミ行動セシムルコトヽシ、就中下ニ就キ監督ヲ行ヒ、且適當ナル任務ヲ與ヘ、其ノ範圍内ニ於テノミ行動セシムルコト。

第七、出版物及印刷所取締ニ關スル件

本件ニ關シテハ、別紙通牒ノ通トス。

第八、電信電話ノ監督ニ關スル件

通信通話ノ監督ニ關シテハ、別紙通牒ノ通トス。

第九、交通整理交通路ノ改修ニ關スル件

市内交通ノ便ヲ圖ル爲、繁華ノ陷落危險箇所ハ、成ベク通行ヲ禁止シ、其ノ他交通ノ支障トナル所ハ、之ヲ除去シ、以テ交通ノ便ヲ促進スルコト。

第十、宣傳取締並ニ宣傳ヲ實行スル件

不穩ナル印刷物ノ頒布貼紙其ノ他不穩ノ流言浮說ヲ嚴重ナル取締ヲ行ヒ、且ツ人心安定ヲ計ル爲メ、積極的ニ善良ナル宣傳ヲ爲スコト。

右ハ臨時震災各務局檢察部ニ於テ實行ニ努メタルモノニ付、之ヲ充分援助スル同時ニ、警備ノ方面ニ於テモ、適宜適當ナル宣傳ヲ出來得ル限リ實行ニ努ムルコト。

第十二、一般救護事務ノ援助ニ關スル件

糧食飲料水ノ給與、避難場所選定指示罹災ノ執行ニ付、一般救護事務ヲ援助スルコト。

第十二、聯絡船ノ航行ニ關スル件

海峽ニ於テハ、要塞用通信ニ於ケル連絡官船ヲ傭ヘ、連絡船ノ航行ニ關シ、通信特使警備隊ノ派遣ニ對シ、出來得ル限リ便宜ヲ供與スルコト。

第十三、鐵道ニ依ル旅客ノ取扱ニ關スル件

此ノ際罹災民ヲ成ベク東京ヨリ地方ニ避難セシムル爲メ、又地方ヨリ東京ニ來ラントスル者ハ、各務ノ外、其ノ乘車ヲ拒絶スルコト。

第二章　各省、政府の活動（陸軍省）

第一節　概念

第二節　各省、政府の活動（陸軍省）

震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

一、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

二、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

三、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

四、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

五、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

六、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

七、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

八、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

九、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

十、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

十一、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

十二、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

十三、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

十四、震災ノ報ニ接スルヤ、陸軍大臣ハ、直ニ左ノ如キ處置ヲ講ジタリ。

官ノ指令ニ依ル小派兵ニ任ス。

工兵隊学校教導大隊並ニ第一聯隊ハ、各任務ニ関ヒ、東京附近ノ交通通信遮断ノ処置補修ニ任ス。

飛行大隊ハ、戒厳司令官ノ特命ニ依リ、指令ノ下ニ其他通信並ニ交通ノ勤務ニ服セシム。

気球隊ハ、其器成ル毎ニ於テ待令シ、同隊附近ノ警備及一部ノ兵輪ヲ以テ輸送勤務ニ参与ス。

自動車隊ハ、戒厳司令官ノ特命ニ依ル他、臨時物件ハ、東京ヲ起点トシ戒厳地域内外要地間ニ服ス。

第兵ハ、他軍隊及地方警察官ト密接ナル連絡ノ下ニ其本務ニ服ス。

内、東京附近北警備隊及直轄部隊の大部分は、前日来已に配備に就き、神奈川警備部は、是日より四日に掛けて、一部は騎逐艦に便乗し、主力は陸路行軍して横須賀市に入る。唯歩兵第四十九聯隊は、富士裾野演習場に出張中に属し、命令伝達の道なく、五日所命の配備に就きたり。

小田原方面は、野戦重砲兵第一旅団の一聯隊警備の命を受けしも、命令の到着に先ち、第十五師団長独断を以て隷下部隊中の歩工輜兵隊其他を出動せしむ。是に於て当局は其処置を容認し、戒厳司令官をして其編制を精査し、之を戒厳部隊に加へしむ。

四日救護事務局警備部に於て

一、憲兵隊所の勤務は、警察官のみならず、軍隊も之に協力すること。

二、軍隊の配備せられある旨周知せしむる方法を取ること。

三、民衆の凶器携帯を禁止すること、ただし、法律上携帯を禁止ものゝ取締を厳格にし、銃槍剣も使用方法不当なるものを取締ること及凶器の押収は、自衛を危からしむる方法によりて行ひ、押収の実施は警察官憲隊共にこれを行ふこと。

四、罹災人保護の方法を講ずること。

五、民衆自警団に統制を加ふること。

を協定し、戒厳司令官は次の命令を発す。

第二編

歩兵第六十六聯隊第二大隊ハ、戒厳司令部及其附近警衛ノ為戒厳司令官ノ指揮ニ入ルヘシ。

2、直轄部隊

歩兵第六十六聯隊（一大隊ヲ除ク）

1、各方面警備隊ハ、夫々担任区内ニ於ケル治安維持ノ責ニ任シ、地方官憲トノ協力シテ罹災民ノ救恤及保護ニ任ス。

2、直轄部隊

歩兵第六十六聯隊第二大隊ハ、戒厳司令部及其附近警衛ノ為戒厳司令官ノ指揮ニ入ルヘシ。

相模川及其以東ノ神奈川県（三浦郡及横須賀市ヲ除ク）

ロ、警備部隊

歩兵第一旅団司令部（重砲其他必要ノ機関ヲ附ス）

歩兵第一聯隊ノ一中隊

歩兵第五十七聯隊（一大隊欠）

歩兵第四十九聯隊（未着）

騎兵第十五聯隊

工兵第十四大隊（未着）

4、小田原警備隊

イ、警備管区

相模川（含マス）以西ノ神奈川県

ロ、警備部隊

野戦重砲兵第一旅団ノ一聯隊（未着）

5、直轄部隊

歩兵第六十六聯隊ノ一大隊

工兵学校教導大隊

鉄道第一第二聯隊

電信第一聯隊

飛行第五大隊

気球隊

自動車隊

臨時物件隊

憲兵

警備部隊ノ任務

軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完璧スルニ至レリ、依テ左ノ如ク命令ス。

一、自衛ノ為メ團體若ハ個人等ニ於テ執リアルモノハ、凡メ最寄警備部隊憲兵又ハ警察官ニ引渡シ其ノ指示ヲ受クヘシ。

二、戒嚴地境内ニ於ケル通行人ニ對スル臨檢檢問ハ、軍隊憲兵及警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス。

三、軍隊憲兵又ハ警察官ヨリ許可アルニ非サレハ、地方自警團及一般人民ハ武器又ハ凶器ノ携帯ヲ許サス。

大正十二年九月四日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

而して他方には、午前八時軍隊に命して、警視廳の檢問所を援助せしむ。

戒令第八號

檢問所ニ關スル命令

一、警視廳ニ於テ左ノ箇所ニ檢問所ヲ開設ス。　戒嚴司令官　午前八時

停車場（○印ハ常ニ開設セス）

品川　○新橋　○東京　○上野

池袋　新宿　飯田町　○目黒　○日暮里

○巣鴨　○淺草　○押上　○田端　赤羽

陸路要所

八ッ山下、五反田、目黒、高北須、渋谷、神宮表、青梅街道入口、目白橋

大塚ガード下、巣鴨ガード上、駒込橋、千住大橋、淺井橋。

市内要所

新橋（芝口）、銀座本郷町、田町、水道橋、御茶ノ水橋、虎ノ門、赤坂見附、四谷見附、市ヶ谷見附、飯田橋、松住町、萬世橋、和泉橋、淺草橋、兩國橋、新大橋、三ノ宅坂。

二、各師團ハ其警備區内ニ在ル檢問所ニ下士以下約十名ノ兵員ヲ配置シ、警察官ノ檢問ニ對シ充分ナル援助ヲ與フヘシ。

三、實施ノ細部ニ關シテハ、隨メ警視廳ヨリ各師團ニ協議ス。

午前十一時地方師團派遣部隊の配屬を定めて、

戒令第五號

一、東京北部ノ地方ハ、近衛師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

二、東京南部ノ地方ハ、第一師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

三、東京東部ノ地方ハ、第十三師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

四、千葉縣方面ハ、第十二師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

五、小田原方面ハ、第一師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

六、甲府方面ハ、第三師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

七、靜岡縣東部方面ハ、第一師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

八、靜岡縣西部方面ハ、第十師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

九、名古屋方面ハ、第三師團ヲシテ之ヲ警備セシム。

十、伊豆七島南部方面ハ、災害甚大ナリ。

大正十二年九月四日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

戒令第六號

一、警視廳ニ於テ左ノ箇所ニ檢問所ヲ開設ス。　戒嚴司令官　午前八時

停車場（○印ハ常ニ開設セス）

品川　○新橋　○東京　○上野

池袋　新宿　飯田町　○目黒　○日暮里

○巣鴨　○淺草　○押上　○田端　赤羽

陸路要所

八ッ山下、五反田、目黒、高北須、渋谷、神宮表、青梅街道入口、目白橋

大塚ガード下、巣鴨ガード上、駒込橋、千住大橋、淺井橋。

市内要所

新橋（芝口）、銀座本郷町、田町、水道橋、御茶ノ水橋、虎ノ門、赤坂見附、四谷見附、市ヶ谷見附、飯田橋、松住町、萬世橋、和泉橋、淺草橋、兩國橋、新大橋、三ノ宅坂。

二、各師團ハ其警備區内ニ在ル檢問所ニ下士以下約十名ノ兵員ヲ配置シ、警察官ノ檢問ニ對シ充分ナル援助ヲ與フヘシ。

三、實施ノ細部ニ關シテハ、隨メ警視廳ヨリ各師團ニ協議ス。

午前十一時地方師團派遣部隊の配屬を定めて、

戒令第五號

一、自衛ノ為メ團體若ハ個人等ニ於テ執リアルモノハ、凡メ最寄警備部隊憲兵又ハ警察官ニ引渡シ其ノ指示ヲ受クヘシ。

二、戒嚴地境内ニ於ケル通行人ニ對スル臨檢檢問ハ、軍隊憲兵及警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス。

三、軍隊憲兵又ハ警察官ヨリ許可アルニ非サレハ、地方自警團及一般人民ハ武器又ハ凶器ノ携帯ヲ許サス。

大正十二年九月四日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

而して他方には、午前八時軍隊に命して、警視廳の檢問所を援助せしむ。

戒令第八號

檢問所ニ關スル命令

一、警視廳ニ於テ左ノ箇所ニ檢問所ヲ開設ス。　戒嚴司令官　午前八時

停車場（○印ハ常ニ開設セス）

品川　○新橋　○東京　○上野

池袋　新宿　飯田町　○目黒　○日暮里

○巣鴨　○淺草　○押上　○田端　赤羽

陸路要所

八ッ山下、五反田、目黒、高北須、渋谷、神宮表、青梅街道入口、目白橋

大塚ガード下、巣鴨ガード上、駒込橋、千住大橋、淺井橋。

市内要所

新橋（芝口）、銀座本郷町、田町、水道橋、御茶ノ水橋、虎ノ門、赤坂見附、四谷見附、市ヶ谷見附、飯田橋、松住町、萬世橋、和泉橋、淺草橋、兩國橋、新大橋、三ノ宅坂。

二、各師團ハ其警備區内ニ在ル檢問所ニ下士以下約十名ノ兵員ヲ配置シ、警察官ノ檢問ニ對シ充分ナル援助ヲ與フヘシ。

三、實施ノ細部ニ關シテハ、隨メ警視廳ヨリ各師團ニ協議ス。

午前十一時地方師團派遣部隊の配屬を定めて、

戒令第五號

第一章　戒嚴令施行　第二章　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動（陸軍省）

第一章　戒嚴令施行

第一節　戒嚴地域

九月一日ノ震災ニ際シ戒嚴令ノ施行セラレタル地域ハ、東京府下ノ全部、神奈川縣下ノ一部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニシテ、其ノ面積ハ約一千二百方里ニ及ヘリ。

第二節　戒嚴令ノ施行

戒嚴令ノ施行ハ、九月二日午前十時ヲ以テ、東京府下ノ全部、神奈川縣下ノ一部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、同日午後一時ヲ以テ、神奈川縣下ノ全部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、更ニ九月四日午後一時ヲ以テ、靜岡縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、茲ニ戒嚴地域ノ擴張ヲ見ルニ至レリ。

第三節　戒嚴司令官

戒嚴司令官ハ、關東戒嚴司令官陸軍大將福田雅太郎ニシテ、其ノ司令部ハ、東京府下麹町區富士見町陸軍士官學校ニ置カレタリ。

第四節　戒嚴參謀長

戒嚴參謀長ハ、參謀本部第一部長陸軍中將眞野賢ニシテ、其ノ參謀部ハ、陸軍省内ニ置カレタリ。

第二章　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動（陸軍省）

第一節　概論

九月一日ノ大震災ニ際シ、陸軍ハ、戒嚴令ノ施行セラレタル地域内ニ於ケル警備ノ任ニ當リ、又罹災民ノ救護ニ任シ、且ツ震災ニ乘シ不逞ノ行爲ヲ敢テスル者ニ對シ、之ヲ鎭壓スルノ任務ヲ有シタリ。

第二節　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動

一、東京方面

一般情況概略ス。

震災ニ驚キ狼狽スル人心恂々タリ。

現在兵力ハ尚ホ市街ニ散在セラレ、未タ民心ノ不安ヲ救フコト能ハス、事態ノ推移ニ應シ、分散配置及須要ナル避難ノ際ノ行ヲ警戒スルト共ニ、尚十分ナル兵力ノ増加ヲ要ス。

二、横濱方面

災害東京方面ニ比シ更ニ劇甚ニシテ、縣市中央機關及警察ノ實力悉ク閉鎖セラレ、人心恂々タリ、事態ノ刻々推移シ、惡漢ノ跳梁多ク、人心ノ安定ヲ以テ迎ヘラレンツヽアリ。

三、相模灣沿岸地方

災害甚大ニシテ、住民軍隊ノ來着ヲ迎フ。

海嘯ハ、西ス ルニ從ヒ其影響少シ。

小田原方面ハ、全滅ニ近シ。

四、千葉縣方面

房總半島南部方面ハ災害甚大ナリ。

命令

一、目下地方師團ヨリ派遣ノ配屬ヲ、參謀次長ノ指揮下ニ入ラシムル部隊ハ、左ノ通定メラル。（九月四日午前十一時）

東京北部ノ地方ハ

第十三師團（二大隊缺）、歩兵第二十六旅團司令部、歩兵第五十八聯隊、及歩兵第三十九聯隊、及衛生機關。

第二師團ヨリ派遣スル工兵隊。

東京南部ノ地方ハ

第十三師團ヨリ派遣スル工兵隊。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵第一旅團（二聯隊缺）、歩兵第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊。

關東戒嚴司令官直轄部隊

第十三師團ヨリ派遣スル第二大隊、歩兵第五十聯隊（六中隊制）（三中隊缺）、歩兵第六十五聯隊（六中隊制）（二大隊缺）。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵一聯隊及衛生機關、第八師團ノ衛生機關。

二、平時關東上近衛ノ第一師團長ノ隷下ニ在ル部隊（官衙學校、憲隊）ノ兵站ハ、關東戒嚴司令官ノ命令ニ從ヒ之ヲ實施セシムト雖、此等部隊ニ有スル兵站ノ系統ハ、依然所屬師團ニ存スルモノトス。

陸軍大臣、參謀總長、教育總監ノ隷下ニ在ル部隊（官衙學校、憲隊）ノ三、東京兩憲兵隊司令官ハ、騎兵一中隊下部隊ヲ、到着迄、地方官憲ト協力シテ同地方ノ治安維持ニ任セシムヘシ。

メ、神奈川縣下ニ派遣セラレタル第十師團ノ歩兵第六旅團（歩兵第四聯隊缺）ノ部隊ハ、十九日迄ニ警備ヲ、歩兵第五十一聯隊ハ、二十日迄ニ警備ヲ、夫々後續部隊ニ引渡シ、歸還ノ途ニ就カシムヘシ。

四、陸軍士官學校生徒隊ハ、新ニ關東戒嚴司令官ノ指揮下ニ入ルヘキ部隊ハ、戒嚴令第八號ニ依リ、命令受領ノ當時關東戒嚴司令官ニ於テ、適當ト認ムル時期ニ於テ、原駐屯地ニ歸還セシムルニ決セラレタリ。

五、埼玉縣方面

騎兵ノ一部ハ、速ニ熊谷ニ進出シ、地方官憲ト協力シテ同地方ノ治安維持ニ努メツヽアリ。

其他ノ地方ハ、避難民ノ輻輳及流言ニ基ク騷擾ノ鎭壓ニ、殘留軍隊ハ、極力治安ノ維持ニ努メツヽアリ。

兵ハ十五大隊は之を山田警備司令官の指揮下に入らしむ、同隊の先頭は是日到着す、又飛行第五大隊に命じ、五日以後、戒嚴施行地域内の要地に宣伝文を撒布せしむ。

一面軍醫學校學生を基幹として編成したる救護班を出し、東京南北警備隊に分屬して、東京市及附近の罹災民救護に任ぜしめ、陸軍大臣所轄官衙學校保管の電燈及作業燈を徴集して、照明班を編成し、宮城前其他の避難民集合地及交通要點に配置して夜間照明を爲し、芝浦に配給司令部、田端、龜戸、新宿に配給部を設け、以て糧食其他の配給業務に當り、更に官民の要請に應じて派兵せるもの、三四兩日間に大小八十七件に及ぶ。

此夜各方面より得たる情報を綜合して、

一、東京方面

一般情況略ス。

救護者尚到ラス、人心恂々タリ。

現在兵力ハ尚ホ市街ニ散在セラレ、未タ民心ノ不安ヲ救フコト能ハス、事態ノ推移ニ應シ、分散配置及須要ナル避難ノ際ノ行ヲ警戒スルト共ニ、尚十分ナル兵力ノ増加ヲ要ス。

二、横濱方面

災害東京方面ニ比シ更ニ劇甚ニシテ、縣市中央機關及警察ノ實力悉ク閉鎖セラレ、人心恂々タリ、事態ノ刻々推移シ、惡漢ノ跳梁多ク、人心ノ安定ヲ以テ迎ヘラレンツヽアリ。

三、相模灣沿岸地方

災害甚大ニシテ、住民軍隊ノ來着ヲ迎フ。

海嘯ハ、西ス ルニ從ヒ其影響少シ。

小田原方面ハ、全滅ニ近シ。

四、千葉縣方面

房總半島南部方面ハ災害甚大ナリ。

第一節　概論　第二節　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動（陸軍省）

第一章　戒嚴令施行

第一節　戒嚴地域

九月一日ノ震災ニ際シ戒嚴令ノ施行セラレタル地域ハ、東京府下ノ全部、神奈川縣下ノ一部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニシテ、其ノ面積ハ約一千二百方里ニ及ヘリ。

第二節　戒嚴令ノ施行

戒嚴令ノ施行ハ、九月二日午前十時ヲ以テ、東京府下ノ全部、神奈川縣下ノ一部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、同日午後一時ヲ以テ、神奈川縣下ノ全部、埼玉縣下ノ一部、千葉縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、更ニ九月四日午後一時ヲ以テ、靜岡縣下ノ一部ニ對シ之ヲ宣告シ、茲ニ戒嚴地域ノ擴張ヲ見ルニ至レリ。

第三節　戒嚴司令官

戒嚴司令官ハ、關東戒嚴司令官陸軍大將福田雅太郎ニシテ、其ノ司令部ハ、東京府下麹町區富士見町陸軍士官學校ニ置カレタリ。

第四節　戒嚴參謀長

戒嚴參謀長ハ、參謀本部第一部長陸軍中將眞野賢ニシテ、其ノ參謀部ハ、陸軍省内ニ置カレタリ。

第二章　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動（陸軍省）

第一節　概論

九月一日ノ大震災ニ際シ、陸軍ハ、戒嚴令ノ施行セラレタル地域内ニ於ケル警備ノ任ニ當リ、又罹災民ノ救護ニ任シ、且ツ震災ニ乘シ不逞ノ行爲ヲ敢テスル者ニ對シ、之ヲ鎭壓スルノ任務ヲ有シタリ。

第二節　各司令官ノ戒嚴地ニ於ケル活動

一、東京方面

一般情況概略ス。

震災ニ驚キ狼狽スル人心恂々タリ。

現在兵力ハ尚ホ市街ニ散在セラレ、未タ民心ノ不安ヲ救フコト能ハス、事態ノ推移ニ應シ、分散配置及須要ナル避難ノ際ノ行ヲ警戒スルト共ニ、尚十分ナル兵力ノ増加ヲ要ス。

二、横濱方面

災害東京方面ニ比シ更ニ劇甚ニシテ、縣市中央機關及警察ノ實力悉ク閉鎖セラレ、人心恂々タリ、事態ノ刻々推移シ、惡漢ノ跳梁多ク、人心ノ安定ヲ以テ迎ヘラレンツヽアリ。

三、相模灣沿岸地方

災害甚大ニシテ、住民軍隊ノ來着ヲ迎フ。

海嘯ハ、西ス ルニ從ヒ其影響少シ。

小田原方面ハ、全滅ニ近シ。

四、千葉縣方面

房總半島南部方面ハ災害甚大ナリ。

命令

一、目下地方師團ヨリ派遣ノ配屬ヲ、參謀次長ノ指揮下ニ入ラシムル部隊ハ、左ノ通定メラル。（九月四日午前十一時）

東京北部ノ地方ハ

第十三師團（二大隊缺）、歩兵第二十六旅團司令部、歩兵第五十八聯隊、及歩兵第三十九聯隊、及衛生機關。

第二師團ヨリ派遣スル工兵隊。

東京南部ノ地方ハ

第十三師團ヨリ派遣スル工兵隊。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵第一旅團（二聯隊缺）、歩兵第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊。

關東戒嚴司令官直轄部隊

第十三師團ヨリ派遣スル第二大隊、歩兵第五十聯隊（六中隊制）（三中隊缺）、歩兵第六十五聯隊（六中隊制）（二大隊缺）。

第二師團ヨリ派遣スル歩兵一聯隊及衛生機關、第八師團ノ衛生機關。

二、平時關東上近衛ノ第一師團長ノ隷下ニ在ル部隊（官衙學校、憲隊）ノ兵站ハ、關東戒嚴司令官ノ命令ニ從ヒ之ヲ實施セシムト雖、此等部隊ニ有スル兵站ノ系統ハ、依然所屬師團ニ存スルモノトス。

陸軍大臣、參謀總長、教育總監ノ隷下ニ在ル部隊（官衙學校、憲隊）ノ三、東京兩憲兵隊司令官ハ、騎兵一中隊下部隊ヲ、到着迄、地方官憲ト協力シテ同地方ノ治安維持ニ任セシムヘシ。

メ、神奈川縣下ニ派遣セラレタル第十師團ノ歩兵第六旅團（歩兵第四聯隊缺）ノ部隊ハ、十九日迄ニ警備ヲ、歩兵第五十一聯隊ハ、二十日迄ニ警備ヲ、夫々後續部隊ニ引渡シ、歸還ノ途ニ就カシムヘシ。

四、陸軍士官學校生徒隊ハ、新ニ關東戒嚴司令官ノ指揮下ニ入ルヘキ部隊ハ、戒嚴令第八號ニ依リ、命令受領ノ當時關東戒嚴司令官ニ於テ、適當ト認ムル時期ニ於テ、原駐屯地ニ歸還セシムルニ決セラレタリ。

五、埼玉縣方面

騎兵ノ一部ハ、速ニ熊谷ニ進出シ、地方官憲ト協力シテ同地方ノ治安維持ニ努メツヽアリ。

其他ノ地方ハ、避難民ノ輻輳及流言ニ基ク騷擾ノ鎭壓ニ、殘留軍隊ハ、極力治安ノ維持ニ努メツヽアリ。

兵ハ十五大隊は之を山田警備司令官の指揮下に入らしむ、同隊の先頭は是日到着す、又飛行第五大隊に命じ、五日以後、戒嚴施行地域内の要地に宣伝文を撒布せしむ。

一面軍醫學校學生を基幹として編成したる救護班を出し、東京南北警備隊に分屬して、東京市及附近の罹災民救護に任ぜしめ、陸軍大臣所轄官衙學校保管の電燈及作業燈を徴集して、照明班を編成し、宮城前其他の避難民集合地及交通要點に配置して夜間照明を爲し、芝浦に配給司令部、田端、龜戸、新宿に配給部を設け、以て糧食其他の配給業務に當り、更に官民の要請に應じて派兵せるもの、三四兩日間に大小八十七件に及ぶ。

此夜各方面より得たる情報を綜合して、

一、東京方面

一般情況略ス。

救護者尚到ラス、人心恂々タリ。

現在兵力ハ尚ホ市街ニ散在セラレ、未タ民心ノ不安ヲ救フコト能ハス、事態ノ推移ニ應シ、分散配置及須要ナル避難ノ際ノ行ヲ警戒スルト共ニ、尚十分ナル兵力ノ増加ヲ要ス。

二、横濱方面

災害東京方面ニ比シ更ニ劇甚ニシテ、縣市中央機關及警察ノ實力悉ク閉鎖セラレ、人心恂々タリ、事態ノ刻々推移シ、惡漢ノ跳梁多ク、人心ノ安定ヲ以テ迎ヘラレンツヽアリ。

三、相模灣沿岸地方

災害甚大ニシテ、住民軍隊ノ來着ヲ迎フ。

海嘯ハ、西ス ルニ從ヒ其影響少シ。

小田原方面ハ、全滅ニ近シ。

朕大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年九月四日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

陸軍大臣男爵　田中　義一

勅令第四百二號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通改正ス。

「東京府神奈川縣」ノ下ニ、「埼玉縣、千葉縣」ヲ加フ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

是に於て戒嚴司令官は、五日

第三號

本年勅令第四〇二號ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉埼玉兩縣下ニ擴張セラレタルニ依リ、關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ、勅令第四〇二號施行地域內ニ於テ、本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勅務ヲ施行スヘシ、但シ之カ施行ハ極宜シキニ適スルヲ要ス。

一、關係地方長官並警察官ハ、時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト。

二、關係地方長官並警察官ハ、兵器彈藥等其他危險ニ亘ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ檢査シ押收スルコト。

關係地方長官並警察官ハ、時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ檢査スルコト。

三、關係地方長官並警察官ハ、各要所ニ檢問所ヲ設ケ、通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ、又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト。

四、關係地方長官並警察官ハ、晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入リ檢察スルコト。

五、關係地方長官並警察官ハ、本令施行地域內ニ寄宿スルモノニ對シ、時機ニ依リ地域外ニ退去ヲ命スルコト。

六、關係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ關繫スル事

大正十二年九月五日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

の通達を爲すと同時に、職員を兩縣下に派して狀況を視察せしめ、大なる兵力の派遣を要せざるを知り、一面戒嚴區域內現在軍隊、東京府神奈川縣下の警備救護に全力を傾倒しつゝあるのみならず、交通斷絕の今日、之を迅速に新戒嚴施行地に轉用するの餘裕なく、而して地方師團の派遣部隊亦不日來着の豫期あるを以て、乃ち一時左の處置を爲す。

一、千葉縣下ニ對シテハ、大體現狀ヲ維持シ、各衞戍地等ニ、高級先任將校ニ於テ、最寄軍隊殘留諸隊ヲ糾合シテ警戒ノ爲必而ノ處置ヲ執ル、各軍隊ノ警戒方面左ノ如シ。

國府臺衞戍部隊　中山及其以四千葉街道方面

習志野衞戍部隊　中山（含マス）檢見川間千葉街道方面

千　葉衞戍部隊　稻毛、千葉、東金街道及其以南ノ地方

佐　倉衞戍部隊　稻毛、千葉東金街道以北ノ地方

下志津衞戍部隊　其衞戍地附近

二、埼玉縣ニ對シテハ、目下輸送中ナル第二師團步兵部隊中一大隊ヲ浦和附近ニ下車セシメ、增加隊來着ノ時期迄中山道方面ニ應急ノ配置ヲ執ラシム。

戒嚴司令部附笠井中佐（平十郎）命を受けて、方針指示兼現況視察として、市川習志野及千葉方面に向ひ、各衞戍司令官若くは代理者、及步兵學校長と連絡す。

若夫れ三日以來六日までに出動命令を領したる地方師團の派遣部隊に在りては、急遽編制を了りて出動し、第十五師團派遣部隊は陸路及海路より、其他は何れも鐵道に由り、東北本線若くは信越線を經て、東京北郊田端驛若くは日暮里驛に到着したり、當時信越線及東北本線は、帝都出入の唯一陸路にして、避難民上京者等の蝟集混雜名狀すべからず、軍隊は何れも狹縮列車に搭載せられ、極めて不十分なる給養を受けつゝ殆ど不眠の狀態を以て混亂の巷に來着し、直に不知案內の罹災地に配備せられて、連日連夜露天に曝され警備に就くの狀態にして、其勞苦察するに餘りありたり、一方に戒嚴司令官は、豫定の計畫に基き、其後の各地に於ける情況を顧慮し、逐次來着の各部隊を部署して、九月四日乃至十日に亘り、各方面の配備を充了す。

此等地方師團派遣部隊の到着日次及當初の使用區分は左の如し。

地方師團派遣部隊到着日次及使用區分

師團	部隊號	到着日次	使用區分
二	步兵第三旅團司令部	九月五日	東京南部
〃	步兵第二十九聯隊	九月五日	同　右
〃	步兵第六十聯隊（一大隊缺）	九月五日	司令官直轄
〃	步兵第三十二聯隊第二大隊	九月五日	同　右
〃	工兵第二大隊	九月四日	東京北部
〃	衞生　機關	九月四日	司令官直轄
三	工兵第三大隊	九月七日	同令官直轄
〃	衞生　機關	九月六、七日	東京北部
四	衞生　機關	九月九日	神奈川
五	工兵第五大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	電信第二聯隊	九月九日	同
〃	衞生　機關	九月九、十日	東京北部
〃	衞生　機關	九月八日	東京南部
六	工兵第七大隊	九月七、九日	東京北部
七	衞生　機關	九月七日	東京南部
〃	步兵第十五聯隊	九月三日	同
八	步兵第四旅團司令部	九月九日	神奈川
〃	步兵第五聯隊（一大隊缺）	九月九日	司令官直轄
〃	步兵第三十一聯隊（一大隊缺）	九月九日	東京南部
〃	步兵第十七聯隊第一大隊	九月八日	東京南部
〃	步兵第五十二聯隊第二大隊	九月九日	司令官直轄
〃	工兵第八大隊	九月五日	東京北部
〃	衞生　機關	九月六日	東京南部
九	步兵第六旅團司令部	九月五日	中山道
〃	步兵第七聯隊	九月七日	同　右
〃	步兵第三十六聯隊	九月七日	東京南部
〃	工兵第九大隊	九月五、六日	同　右
〃	步三五ノ通信班	九月五、六日	司令官直轄
〃	步六九ノ通信班	九月五、六日	同　右
〃	衞生　機關	九月五、六日	東京南部
十	工兵第十大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	衞生　機關	九月九日	神奈川
十一	工兵第十一大隊	九月十一日	司令官直轄
〃	衞生　機關	九月八日	千　葉
十二	工兵第十二大隊	九月十二日	神奈川
〃	衞生　機關	九月八日	千　葉
十三	步兵第二十六旅團司令部	九月五日	東京北部
〃	步兵第五十聯隊（三中隊缺）	九月五日	司令官直轄
〃	步兵第五十八聯隊第二大隊	九月五日	東京北部
〃	步兵第三十聯隊	九月五、六日	同　右
〃	工兵第十三大隊	九月六日	東京南部
〃	衞生　機關	九月六日	東京北部
十四	步兵第二十八旅團司令部	九月三日	東京南部
〃	步兵第十五聯隊	九月三日	同　右
〃	步兵第六十六聯隊	九月三日	東京北部（一部司令官直轄）

十四　工兵第十四大隊　九月三日　神奈川
〃　衛生機關　九月三、四日　東京南部
十五　歩兵第二十九旅團司令部　九月六日　小田原
〃　歩兵第十四聯隊(三中隊缺)　九月四日以後　同右
〃　歩兵第六十七聯隊第一大隊　九月六日　同右
〃　歩兵第六十聯隊混成一中隊　九月七日　司令官直轄
〃　工兵第十五大隊　九月四日以後　小田原
〃　輜重兵第十五大隊　九月五日　同右
〃　衛生機關　第一救護班九月四日　第一救護班小田原
第二救護班九月十日　第二救護班神奈川
十六　工兵第十六大隊　九月九日　藤澤
〃　衛生機關　九月九日　神奈川
十七　工兵第十七大隊　九月十一日　神奈川
〃　衛生機關　九月八、九日　東京北部
十八　工兵第十八大隊　九月十一日　司令官直轄
〃　衛生機關　九月九日　東京南部

是日、又東京方面罹災地一般の狀況を監視し、所要に應じて民心安定上必要の告示をなさしむるため、氣球隊より氣球一個を東京に招致し、昇騰の準備を爲さしめ、飛行第五大隊に任務を積行せしむるの外、不時着陸救援の場合を顧慮し、所澤、府中、小野路、座間道(含まず)以西の地區に於ける道路の地上偵察を實施せしむ、陸軍航空學校(臨軍航空部本部長兼下)亦引續き飛行第五大隊の作業に協力す、同時に歩兵第六十五聯隊二中隊は之を芝浦配給司令部に配屬したり、五日中に於ける官民要談の爲め、直轄部隊及東京南北警備隊に新派遣を命じたる場所百五箇所なり。

六日事務局警備會報に於て、屍體の所置を督勵する事、入京見舞は見物人を極力制限する事、自警團の取締を勵行する事を協定し、入京者制限に關する第四師團參謀長の照會に答へて、

一、入京許可の範圍　東京に居住し又は親戚を有するもの、及官公吏に限られ度。
一、入京の爲の心得　少くも一週間分の糧食及飲料水を携行する事、鐵道を興ふる事、與へて差支なき範圍は、入京許可の範圍に同じ。
一、其他參考となるべき事項　(一)今や沈靜に歸したるを以て、流言蜚語に惑はざる事、(二)汽車は頗る混雜するを以て婦女子を伴はざる事、夜間成るべく通行せざる事。

と曰ひ、戒嚴令施行區域擴張に關して、司令官より左の告諭出づ。

一、今回ノ震害ニ就キ救護ヲ容易ニシ、治安ヲ維持スル爲メ、東京府及神奈川縣ニ戒嚴ヲ令セラレタガ、此度更ニ之ヲ千葉及埼玉縣ニ擴張セラレタ、此擴張ハ別ニ新ニ恐ルベキ事柄ガ起ッタ爲デハナイ、罹災者ガ次第ニ此地方ニ入リ込ムニ從ヒ、色々ノ虚報流言ガ行ハレ、人心ヲ不安ニスル事ガアルノヲ取締ルノト、必要ノ場合ニハ軍隊ヲ以テ治安ヲ維持シ、救護ニ從事スルニ便ナル爲デアル。
地方民ハ決シテ流言ニ迷ハサルヽコトナク、避難民ハ地方民ニ對シ不都合ノ行動ヲ執ルコトナク、何レモ地方官公吏警察官ニ信頼シテ、平時ノ如ク落付イテ居ッテ、軍隊ノ厄介ニナル樣ナ事ヲシテハイケナイ。
二、戒嚴ヲ令セラレテモ、直接ノ取締ハ地方警察官ガ之ニ任ズルノデアルコトヲ忘レテハイケナイ。

大正十二年九月六日　關東戒嚴司令官　福田雅太郎

六日に於ける各方面の狀況左の如し。

一、東京方面　警備救恤ニ關スル諸施設ハ、逐日完備ニ近ッキ、市内一般ノ狀況、益ゝ安定ニ向ヒツヽアリ、但、個々物件直接警護ニ要スル兵力ハ、尙大ナル不足ヲ告ケ、且東京近郊ハ未タ全ク混亂ノ域ヲ脫セス、之ヲ設置セハ、不良ナル影響更ニ市内及他方面ニ傳播波及スルノ虞アリ、隨テ一層警備兵力ノ增加ヲ必要トス。
二、神奈川方面　軍隊ノ來着及糧食ノ到着ニ依リ、罹災者安堵ノ狀態然タルモノアリ、但、兵力ハ將來之ヲ增加スルノ要アリ。
三、藤澤及鎌倉方面　災害ノ大ナルト該方面ハ地方トノ交渉上、獨立ノ司令部ヲ置クヲ便トス。
四、小田原方面　災害甚大、民心ノ動搖又甚シカリシモ、軍隊ノ來着ニ依リ、逐次鎭靜ス、第十五師團長ノ獨斷ヲ以テ戒嚴施行地域内ニ派遣セラレタル部隊ノ兵力編組ハ、未タ詳ナラサルモ、諸情報綜合ノ結果、概ネ左ノ如クナルヲ知ル。
歩兵第二十九旅團長ノ指揮スル歩兵約三大隊。
野戰重砲兵第一旅團ノ一部。
工兵第十五大隊ノ一部。
衛生機關。
兵力增加ノ必要ヲ陳述スル報告ナシ。
五、千葉縣方面　北部ハ被害極メテ少ク、憂フル所ハ、唯民心ノ動搖ノミ、南部ハ之ニ反シ、災害甚大ナルモ、他地方ノ如キ流言蜚語ニ基ク騷擾輕微ナリ、隨テ目下殘留ノ部隊ニ多少ノ兵力ヲ增加セハ、警備上支障ナカルヘシ。
六、埼玉縣方面　流言蜚語、避難民團集等ニ由ル民心ノ動搖甚シク、殊ニ熊谷、本庄等、縣下北部ニ於テハ、警察殆ト無視セラレ、騷擾逐次外部ニ波及セントスルノ徴候アリ、速ニ兵力ノ增加ヲ必要トス、但衛生機關ハ、派遣ノ必要ナシ。

乃ち七日以後に於ける兵力使用計畫を修正して、

一、東京方面　近衛第一師團現在部隊ノ外、第二、第十三、第十四師團ノ歩兵部隊ヲ使用ス。
八王子方面ノ警備ヲ東京南警備隊ノ擔任ニ移ス。
歩兵學校教導聯隊及工兵學校教導大隊ヲ、夫々所屬學校ニ復歸セシム。
二、神奈川方面　第八第九師團派遣歩兵部隊ノ内、三大隊ヲ增加ス、而シテ何レノ隊ヲ之ニ充ツヘキカハ、到着ノ狀況ニ依リテ之ヲ決スルモノトス、其警區ヲ橫濱市、橘樹郡、都築郡、久良岐郡ニ縮小ス。
三、藤澤及鎌倉方面　新ニ歩兵第一旅團長ヲ該方面ノ司令官トシ、歩兵第四十九聯隊其一大隊ハ現ニ八王子ノ警備ニ任スル外全部及騎兵一中隊ヲ以テ、該方面高座鎌倉兩郡ノ警備ニ任セシム。
四、小田原方面　第十五師團派遣部隊ノ大部ヲ新ニ關東戒嚴司令官ノ指揮下ニ置キ、相模川以西ノ警備ニ任セシム。

五、千葉方面　現在部隊ノ外、前記ノ如ク歩兵學校、工兵學校ノ教導隊ヲ當ラシム。
六、埼玉縣方面　旅團長ノ指揮スル歩兵一聯隊、騎兵一中隊ヲ使用ス。

とし、是日より九日に亘り、逐次命令を下して、地方より來着する軍隊をそれ〳〵部署に就かしめ、埼玉方面は、現に東京に輸送中なる金澤第九師團派遣の歩兵部隊を留めて警戒せしむる事とし、是夜司令部附井出歩兵大尉を浦和に派し、歩兵第六旅團司令部搭乘の列車を迎へて、所要の情況を同旅團長林少將(智得)に通報し、併せて左の命令を傳達せしむ。

貴官ハ、目下輸送中ナル部下團隊中、歩兵一聯隊ヲ熊谷及浦和附近ニ下車セシメ、歩兵第三十二聯隊第二大隊ト交代シテ、埼玉縣下要地ノ警備ニ就キ、地方官憲ト協力シテ、同縣下ニ於ケル治安ノ維持並ニ住民ノ保護ニ任スヘシ。
而して氣球隊より招致したる氣球は、是日より九段上の兵營附近に昇騰して、市街の火災徽候偵知並に災害地の監視に任ず、六日中官民の爲に新に派したるもの五十餘箇所。

事變發生以來、各地の警戒救護に從ひつゝありたる在鄕軍人は是に至て帝國在鄕軍人會本部の指導下に、連繫を確實にし、統制ある行動を執る事となり、以て治安維持、火災盜難の豫防、惡宣傳防止等に努力す。

七日前日決定の方針に依り、命令を發して各方面警備部隊の充實及整理を行ふ、內神奈川方面は、引當部隊未到着、千葉縣方面小田原方面は、現在の兵力編組報告の未着なるため、正確の軍隊區分決定は之を翌日に延期したり。

戒命第十三號

命　令

九月七日午前十時
於東京參謀本部構內

一、九月五日勅令第四〇二號ヲ以テ戒令施行區域ヲ千葉埼玉兩縣下ニ擴張セラル。
震災地方一般ノ狀態ハ、警備ノ充實ニ伴ヒ逐次平靜ニ復シツヽアルモ、此際一

民心ニ安定ヲ與ヘ、且ツ罹災民ノ救護ヲ徹底セシムルノ必要ヲ認ム。

二、茲ニ兼帶部隊ノ整理ヲ行ヒ、前條ノ主旨ヲ貫徹セントス。

三、東京北部兼帶部隊ノ任務左ノ如シ。

歩兵學校教導團隊ハ、九月九日兼帶交代後原所屬ニ復歸セシムヘシ、第二師團衛生隊第二野戰病院教護班ノ開設位置ニ關シテハ、別ニ之ヲ指示ス。

四、東京南部兼帶部隊ノ任務左ノ如シ。

但シ、歩兵二大隊ヲ基幹トスル部隊ヲ以テ品川連絡、歩兵第四十九聯隊ノ一大隊ハ九月十日兼帶交代ヲ終リ、東京ニ到ルモノトス。

第八師團ノ部隊ト交代ヲ終リ、東京ニ到ルモノトス。

第九師團衛生隊第九野戰病院教護班ノ開設位置ニ關シテハ、別ニ之ヲ指示ス。

五、神奈川方面兼帶部隊ノ任務ハ、其管區ヲ縮小スルノ外、故ノ如シ。

騎兵第十五聯隊ノ一中隊ヲ九月九日麻溝附近ニ派遣シ、柴山少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

歩兵第一聯隊騎兵第十六聯隊ノ一中隊ハ、九月十日迄ニ原所屬ニ復歸セシムヘシ。

六、藤澤方面兼帶部隊ハ、地方官ト協力シテ神奈川縣高座郡ニ於ケル治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ、騎兵中隊ハ九月九日藤澤町ニ於テ、工兵隊ハ九月八日午後東京ニ於テ、柴山少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

七、小田原方面兼帶部隊ハ、地方官ト協力シテ神奈川縣相模川以西ノ地域ニ於ケル治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

八、中山道方面兼帶部隊ハ、成ヘク速ニ歩兵第三十二聯隊ノ部隊ト交代シテ兼帶ヲ解キ、地方官ト協力シテ均五縣下ニ於ケル治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

九、市川松戸方面ノ兼帶ハ、則令アル迄、該地方官ト協力シテ治安維持竝住民ノ保護ニ任スヘシ。

十、前記各兼帶部隊管區ノ境界別圖ノ如シ。

東京南部兼帶部隊ノ境界往前ノ如シ。

各管區兼帶部隊ノ名稱ハ、別ニ本命令所載ノ如ク改定ス。

十一、圖東戒嚴司令官直轄部隊中、既ニ行動ヲ終リタル部隊ハ、依然其任務ヲ續行スヘシ。

未着部隊ニハ、其到着ヲ待ヒ所要ノ命令ヲ與フ。

十二、戒嚴司令部ハ、依然參謀本部構內ニ位置ス。

圖東戒嚴司令官　福田雅太郎

軍隊區分

東京北部兼帶部隊

司令官　森岡中將

近衛師團

師團司令部

近衛步兵第一、第二旅團

騎兵第一旅團（近衛騎兵聯隊ノ一中隊缺）

野戰重砲兵第四旅團

近衛工兵大隊

近衛輜重兵大隊

步兵第六十六聯隊（一中隊缺）

步兵第二十六旅團

旅團司令部

步兵第五十聯隊（三中隊缺）

步兵第五十八聯隊ノ一大隊

步兵第三十聯隊

工兵第二大隊

工兵第八大隊（一中隊缺）

藤澤方面兼帶部隊

司令官　柴山少將

步兵第一旅團（第二聯隊缺）

騎兵第十五聯隊ノ一中隊

工兵第十六大隊

第十六師團通信隊

小田原方面兼帶部隊

司令官　木下少將

步兵第二十九旅團派遣部隊

野戰重砲兵第二、旅團派遣部隊

工兵第十五大隊

第十五師團教護班

中仙道方面兼帶部隊

司令官　林少將

步兵第六旅團（二聯隊缺）

近衛輜重兵聯隊ノ一中隊

市川及松戸方面兼帶部隊

千葉方面兼帶部隊

佐倉方面兼帶部隊　則命アル迄該方面殘留ノ部隊

直轄部隊

騎兵ノ一部

たま〳〵埼玉縣知事より、同縣下の騷擾龜岡町其他の群馬境界地方に波及する兆ある事、及川越方面赤民心動搖の傾向ある事を報じ來る、依りて之を中仙道方面警備部隊司令官に通報すると同時に、應急處置に關する訓令を與ふ。

一、工兵隊の使用に關して、既定計畫に基き、左の處置を取る。

（現ヘモ九日）學校教導大隊ハ、既命ノ作業終了後、東京市役所、所屬學校ニ復歸シ、學校所在地附近ノ警備ニ任セシム。

震災の爲使用兵力一覽表（九月七日夕調）

師團	部隊	現在地	警備區域	第十八	第十七	第十六	第十五	第十四
第一	歩兵第一聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第二聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第三聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第四聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第五聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第六聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第七聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第八聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第九聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十一聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十二聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十三聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十四聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十五聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十六聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十七聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第十八聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	歩兵第三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	騎兵第一聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	騎兵第二聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	騎兵第三聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	野戰砲兵第一聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	野戰砲兵第二聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	野戰砲兵第三聯隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第三十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第四十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第五十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第六十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第七十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第八十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第九十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百二十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百三十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百四十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百五十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百六十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百七十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百八十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第百九十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十五大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十六大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十七大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十八大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百十九大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二十大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二十一大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二十二大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二十三大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野
第一	工兵第二百二十四大隊	麻布三聯隊	麻布區	未着	未着	未着	中野	中野

第一章　概念指針

第二章　各社、政府の活動（陸軍省）

第二章　各社、政府の活動（陸軍省）

戒厳令二十七號

命令

九月十三日午前九時
於参謀本部構内

一、各軍管區部隊速ニ不休ノ努力ニ依リ、諸方面ノ秩序恢復ニ、地方治安ノ維持ニ、ソノ活動ヲ開始シ、其ノ實行ヲ期スヘシ。

二、戒嚴部隊ハ、警察非常ニ際シ、ソノ治安ノ維持ニ當リ、且ツ地方ノ情況ニ應シ、軍ノ行動ヲ速カニ地方ニ移シ、現在ノ配備ヲ變更スヘシ。

三、各軍管區部隊ハ、川崎軍需工業地帶ノ警備ニ任スヘシ。

四、戒嚴部隊ハ、別ニ命令スルモノノ外、東京北部及東京南部ノ地域ヲ分擔シ、東京市ノ一部ヲ加ヘ警備スヘシ。

五、戒嚴部隊ハ、東京北部ノ地域ヲ分擔シ、東京市ノ一部ヲ加ヘ警備スヘシ。

六、戒嚴部隊ハ、東京南部ノ地域ヲ分擔シ、東京市ノ一部ヲ加ヘ警備スヘシ。

七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

四十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

五十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

六十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

七十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

八十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

九十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百二十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百三十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百四十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百五十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百六十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百七十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百八十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

百九十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百二十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百三十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百四十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百五十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百六十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百七十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百八十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

二百九十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百二十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百三十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百四十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十一、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十二、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十三、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十四、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十五、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十六、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十七、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十八、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘシ。

三百五十九、戒嚴部隊ハ、東京市ノ一部ヲ分擔シ、警備スヘ

令令　於九月十四日午前九時
本部第二内時

一、陸軍震災救護委員ノ配置ニ付ヒ、現ニ戒厳地域内ニ陸軍ノ主力ヲ以テ震災救護ノ作業ニ従事セシムルコトトナシ、同委員ヲシテ其ノ区処ヲ受ケシムル為、左記工兵隊ノ一部ヲ戒厳司令官ノ直轄トナシ、同委員ノ区処ヲ以テ震災救護ノ作業ニ従事セシムルコトトナレリ。

二、東京北部警備隊司令部ハ、左記工兵隊ヲシテ司令官ノ直轄ヲシテ目下該隊ノ実施中ナル作業ハ、前記委員ヲシテ協議ノ上之ヲ完了セシムヘシ。但シ

メ、且爾後ノ作業ニ関シテハ陸軍震災救護委員ヲシテ区処セシムヘシ。

東京北部警備隊司令部

工兵第二、第八隊

東京南部警備隊司令部

工兵第七、第十三大隊

則ニ近衛工兵大隊及工兵第一大隊ハ、当該警備部隊ノ右南大隊中当該警備部隊司令官ノ直接使用スル兵力ハ、其部隊附記委員ヲシテ区処セシムルノ作業ニ要スル部隊ヲ残シ、前記委員ノ区処ニ従フ様移動セシムヘシ。

三、工兵第三、第五、第九、第十大隊ハ、爾今陸軍震災救護委員ノ区処ヲ以テ作業ニ従事スヘシ。

四、震災救護委員ノ区処スル作業ニ従事スル戒厳司令官直轄工兵諸隊ノ補給ハ、当該警備部隊司令官ノ担任トス。

（近衛工兵大隊及工兵第一大隊）ニ対スル補給ハ、戒厳司令部之ヲ担任シ、其他ノモノ

陸軍大臣　田　中　義　一

戒厳司令官　福　田　雅　太　郎

一、小菅及葛飾刑務所ヘ、左記ノ如ク囚徒ヲ戒厳地域外ニ護送ス。

(1) 自九月十六日　至九月十七日　葛飾ヨリ　秋田ヘ　約二〇〇人

(2) 九月十七日　小菅ヨリ　前橋ヘ　約二〇〇人

(3) 九月二十日　葛飾ヨリ　前橋ヘ　約二〇〇人

右護送ヘ、刑務所ヨリ派遣セラルヽ看守之ニ任ス。

二、東京南部及同北部警備隊司令官ヘ、左記ノ兵員ヲ差遣シ、右囚徒護送ヲ援助セシムヘシ。

東京北部警備隊

前項(1)ノ為、将校二、下士以下二〇。

東京南部警備隊

前項(2)ノ為、将校二、下士以下二〇。

前項(3)ノ為、将校二、下士以下二〇。

三、右護送援助員ヘ、護送着日中ニ警視庁刑務所ニ到ヲ、刑務所長ト連絡セシムヘシ。

護送援助員ヘ、任務完了後、戒厳司令官ノ隷下ヲ脱シ、原所属ニ復帰セシムルコトヲ得。

四、給養ヘ、携帯口糧ニ依ル当日午食ヲ準備スヘシ。

陸軍大臣　田　中　義　一

戒厳司令官　福　田　雅　太　郎

是日ニ於ケル戒厳地域内ニ於ケル警備部隊ノ配置ハ別図ノ如ク、其ノ一部ヲ変更ス。

注意　本令ノ場合ヲ顧慮シ、実包ヲ携行ノコト。

第一篇　総説措置

第二章　各軍、攻防の活動（陸軍省）

第一節　総説措置

戒厳司令官ハ、戒厳地域内ニ於ケル警備ノ為、十分ノ注意ヲ加ヘ、特ニ左ノ施設ヲ要スルモノヘ、之ヲ戒厳司令部ニ要請ス。

第三、直接兵力警護援助ノ順序、左ノ如シ。

1、個人ノ所有ニ関シ、震災後社会経上特ニ警護ノ必要ヲ認ムル物件。

2、官公署及官有、公有著シクハ之ニ準スル重要物件、鉱泉地、及戒厳地域内外国公使館、及之ニ準スルモノ。

3、交通々信機関、及国防軍事上及時局救済上特ニ警護ヲ要スル物件、銀行若シクハ兌換機関物、其他危険ノ度シアル物品ヲ格納セル場所ニシテ特ニ警護ヲ要スルモノ。

戒厳外国人公会堂、人寄所等ハ、則命アル迄各件毎ニ之ヲ警護ス。

巡行ハ、開戒当日ハ直接警護ヲ興フルヲ原則トシ、其他日及爾後漸次縮行自ラ之ヲ警護シ、所在軍隊ハ其請求ニ依リ適宜ヲ以テ之ヲ援助ス。

第四、前後措置ニ於ケル着手時期ハ、各地方ノ情勢ヲ顧慮シ、各警備部隊司令官ニ於テ之ヲ決定スルモノトス。但シ、（3）所載ノモノニ関シテハ、則令ニ依ル。

前後ニ記上セル件ノ警護ニ関シテハ、特ニ命令スルモノヽ外、各警備部隊司令官其裏度ニ応シ適宜援護スルモノトス。

十四日陸軍士官学校生徒、戒厳司令官の指揮を脱して原所属に復帰す、戒厳司令部は、戒令第二十八號を以て、

一、歩兵第六十六聯隊ノ一中隊ヲ東京北部警備部隊ノ指揮下ニ合セシメ、新ニ歩兵第十七聯隊ノ一中隊ヲ戒厳司令官直轄部隊ニ加フ。

二、中山道方面警備部隊所属近衛歩兵聯隊ノ一中隊ヲ所属聯隊ニ復帰セシメ、該兵第十三聯隊ノ一中隊ヲ以テ交代セシム。

と同時に、戒令第二十九號を以て、従来工兵第九大隊の一部として行動中なりし歩兵第三十五第六十九聯隊派遣の通信班を作業一段落に依り、一時直時と為し、戒令第三十號を以て、

戒令第三十號

第二節　各軍、攻防の活動（陸軍省）

是日に於ける戒厳地域内に於ける警備部隊の配置は別図の如く、其の一部を変更す。

陸軍大臣　田　中　義　一

戒厳司令官　福　田　雅　太　郎

戒令第二十一號を以て、照明自動車を宮城前開設のもの、及作業隊の一部を撤す。

十五日戒令第三十二號を以て、飛行第五大隊をして下士以下十六名を出して代々木着陸場の勤務に従事せしめ、第三十三號を以て、現に戒厳施行地域内に行動中の各師団派遣衛生機関は、原所属の儘、陸軍震災救護委員の区処を受けしめ、各方面警備隊司令官は、地方の状況と同時に、戒令第二十九號を以て、従来工兵第九大隊の一部として行動中なりし歩兵第三十五第六十九聯隊派遣の通信班を作業一段落に依り、一時直時と為し、戒令第三十號を以て、

戒令第三十號

人寄ノ後援、防空ニ関シ、十分ノ注意ヲ加ヘ、特別ノ施設ヲ要スルモノヘ、之ヲ戒厳司令部ニ要請ス。

第三、直接兵力警護援助ノ順序、左ノ如シ。

1、個人ノ所有ニ関シ、震災後社会経上特ニ警護ノ必要ヲ認ムル物件。

2、官公署及官有、公有著シクハ之ニ準スル重要物件、鉱泉地、及戒厳地域内外国公使館、及之ニ準スルモノ。

3、交通々信機関、及国防軍事上及時局救済上特ニ警護ヲ要スル物件、銀行若シクハ兌換機関物、其他危険ノ度シアル物品ヲ格納セル場所ニシテ特ニ警護ヲ要スルモノ。

戒厳外国人公会堂、人寄所等ハ、則命アル迄各件毎ニ之ヲ警護ス。

巡行ハ、開戒当日ハ直接警護ヲ興フルヲ原則トシ、其他日及爾後漸次縮行自ラ之ヲ警護シ、所在軍隊ハ其請求ニ依リ適宜ヲ以テ之ヲ援助ス。

第四、前後措置ニ於ケル着手時期ハ、各地方ノ情勢ヲ顧慮シ、各警備部隊司令官ニ於テ之ヲ決定スルモノトス。但シ、（3）所載ノモノニ関シテハ、則令ニ依ル。

前後ニ記上セル件ノ警護ニ関シテハ、特ニ命令スルモノヽ外、各警備部隊司令官其裏度ニ応シ適宜援護スルモノトス。

十四日陸軍士官学校生徒、戒厳司令官の指揮を脱して原所属に復帰す、戒厳司令部は、戒令第二十八號を以て、

一、歩兵第六十六聯隊ノ一中隊ヲ東京北部警備部隊ノ指揮下ニ合セシメ、新ニ歩兵第十七聯隊ノ一中隊ヲ戒厳司令官直轄部隊ニ加フ。

二、中山道方面警備部隊所属近衛歩兵聯隊ノ一中隊ヲ所属聯隊ニ復帰セシメ、該兵第十三聯隊ノ一中隊ヲ以テ交代セシム。

と同時に、戒令第二十九號を以て、従来工兵第九大隊の一部として行動中なりし歩兵第三十五第六十九聯隊派遣の通信班を作業一段落に依り、一時直時と為し、戒令第三十號を以て、

戒令第三十號

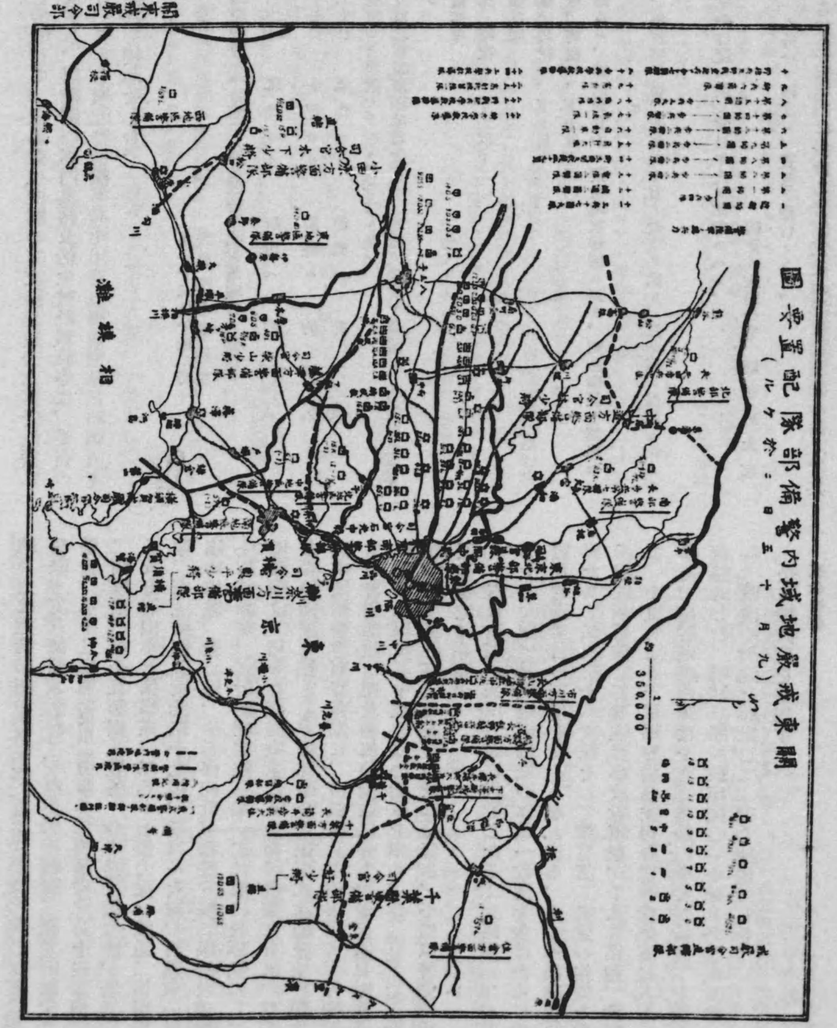

檢問所整理ニ關スル命令　　九月十六日午前十一時
於參謀本部構內

一、九月四日發令「檢問所ニ關スル命令」所載、各檢問所ニ配置スヘキ兵員ハ、本十六日以後、下士若クハ上等兵以下五名トス。

品川、押上、淺草、三停車場ニ、新ニ檢問所ヲ設置ス、同所ニハ、本十六日以後當該地區警備部隊ヨリ前項ト同數ノ兵員ヲ派遣シ、警察官ノ檢問ヲ援助セシムヘシ。

二、九月十日發令「檢問所增設ニ關スル命令」所載檢問所中、左ニ揭クル場所ニハ本十六日以後兵員ノ派遣ヲ要セス。

九段坂下、小川町、鞍掛橋、茅場町、大門前、二本榎、黒田邸正門前、青山六丁目、四谷鹽町丁字路、一乘寺前、藏前片町、薬屋橋、明治神宮裏參道、拔辨天、道玄坂上、向原派出所、木村十字路、雜司ケ谷水窪、椎名町、隅田驛河岸。

關東戒嚴司令官　福田雅太郎

又東京北部警備部隊をして歩兵一中隊を芝浦に出し、同地配給部長區處下に、陸揚作業を援助せしめ、歩兵第十七聯隊及同第三十六聯隊の部隊と交代、約三日間服務せしむ。

十七日小田原方面警備隊救療機關不足を訴ふるを以て、神奈川方面警備部隊所屬にして、現に救容患者を地方機關に移しつゝある第十五師團第二救護班をして、十七日現地を發し、平塚に於て、小田原方面警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、而して芝浦配給所配屬工兵第二大隊一小隊は、十九日所屬大隊に復歸せしめ、第二師團派遣衛生機關第三師團派遣衛生機關一部（第一救護班）、第十三師團派遣衛生機關、第十四師團派遣衛生機關亦十九日を以て原所屬に復歸するため、戒嚴司令官の指揮下を脫せしむ。

十八日芝浦陸揚地に於て夜間盜難多きを以て、在品川沖艦隊は、夜間海上の交通を禁止す、戒嚴司令部亦警視總監に左の命令を與へて、夜間芝浦附近海面の交通を禁ぜしむ。

治安維持ノ爲、明十九日以後、芝浦附近左記區間ニ於テハ、官憲ノ許可セルモノヽ外、夜間ノ交通ヲ禁止スル樣取計ハルヘシ。

左記

目黒川河口ヨリ各桑場外側ヲ經テ、洲崎埋立地西南端ヲ連ヌル線

追テ本件ハ、已ニ海軍ニ於テモ施行中ニ付、之ト連絡スルヲ要ス。

同日（十八日）戒嚴司令官は、九月十日後の各方面に於ける情況に鑑み、逐次地方師團派遣部隊を撤去するも、警備上差支なかるべきを認め、之が準備として、最も早く災地に招致したる歩兵第二十八旅團に兵力集結を命じ、撤兵の着手に關して參謀總長及陸軍大臣に提議する所あり、十九日には、直轄工兵第十一大隊をして、二十日以後、主力を以て鎌倉附近の交通補修作業に任じ、一部を以て江戸川橋梁の補修を爲さしめ、直轄工兵第十八大隊をして同く二十日後、主力を以て酒匂川橋梁、一部を以て厚木附近相模川橋梁を補修せしめ、陸軍航空部本部長指導下に實施中の各務ケ原所澤代々木間の定期連絡飛行を二十二日限り一時中止せしむる事とし、飛行第五大隊に命じ、二十二日中に陸軍航空學校と交代し、代々木着陸場勤務を擔任し、應急出動し得る準備を爲さしむ。

二十日原隊復歸を命ぜられたる諸隊あり。

戒命第三十九號

九月二十日午前十一時
於參謀本部構內

命令

一、左記部隊ハ、九月二十一日予ノ指揮下ヲ脫シ、原所屬ニ復歸セシメラル。

歩兵第三十五聯隊派遣通信班
歩兵第六十五聯隊派遣通信班
第九師團派遣衛生機關
第十七師團派遣衛生機關

二、東京北部同南部警備隊司令官ハ、前記部隊中其指揮下ニ屬セルモノヲ派遣師團ニ復歸セシムヘシ。

三、歩兵第三十五聯隊東連隊区歩兵第六十九聯隊東連隊区ノ出張所ヲ以テ、夫々所属聯隊ニ復帰スベシ。

四、前記諸隊ノ出張期日及復帰経路ニ関シテハ、交通調査ヲシテ区処セシム。

関東戒厳司令官　福田雅太郎

検問所亦再び整理せらる。

戒令第四十二號

検問所整理ニ関スル命令　於九月二十日午前十一時参謀本部発

一、新橋、真砂、及飯田町停車場ニ検問所ヲ設置スヘク、同所ニ於テハ、明二十一日以後、当該地区警備部隊ヨリ下士若シクハ上等兵以下五名ヲ派遣シ、警察官ノ検問ヲ援助セシムヘシ。

二、九月十日戒令第二十一號ニ依リ検問所警戒ニ関スル命令所載ノ検問所中、左ニ掲クル場所ニ於テハ、本二十日夜以後兵ヲ派遣スルヲ要セス。

神保町交叉点、常盤橋十字路、京橋交叉点、宇田川町十字路、赤羽橋派出所前、六本木十字路、竹山二丁目十字路、天満町三叉路、巻日町十字路、江戸川橋、本郷三丁目十字路、東京停車場新橋下、三ノ輪、中ノ郷丁字路、言問、県江町丁字路、日暮橋、真夫久座役所前、板橋警察署前、鬼王神社前踏切（代官）、大正道路防切大倉邸下。

関東戒厳司令官　福田雅太郎

又自警団は、従来警察官憲又は軍隊の許可を得る規定なりしを、警察権恢復の一歩として、全然警察の管掌に属せしむる事とし、第二號命令中、左の通改正す。

一ノ内「最寄憲兵隊部隊憲兵又ハ」ヲ削ル。

同時に事務局警備部令第二ノ内「軍隊憲兵又ハ」ヲ削ル。

除く外帰郷を許す事を協定し、及鮮人に対し便宜促進を提議して、関係各部の同意を得。

是日戒厳司令官の更迭あり、新司令官諸隊に左の如く訓示す。

戒令下諸隊ニ与フル訓示

此ノ時ニ方リ不肖令遂ニ大命ヲ拝シテ戒厳司令官ノ職ニ就ク、深ク諸隊連日ノ労苦ヲ多トスルト共ニ、一層指揮ヲ厳シ、軍紀ヲ粛正シ、厳ニ制ヲ備持シ、軍民鑑力協同シ、以テ戒厳ノ目的ヲ達シ、有終ノ美ヲ完ウセンコトヲ望マスンハアラス、各員宜シク自重奮励、以テ軍ノ栄誉ヲ発揮シ、国民負託ノ重任ニ背カランコトヲ期スヘシ。

大正十二年九月二十日　関東戒厳司令官　山梨半造

要するに震災第一句は、軍隊の手に警備救護を併せ行ひ、警備部隊は、民心の鎮静を目的として、個々物件の直接警護に当り、且頻繁なる巡察を派遣したりしが、第二句に入り、人心漸く安定したるを以て、逐次兵力の集結を行ひ、救護は之を陸軍震災救護委員の手に移し、軍隊は専ら警備に任じ、第三回に及び、新に撤兵期に達して第一次の撤兵を終し、諸学校出動の警備部隊を解任せり。

二十一日戒命第四十三號を以て、

戒令第四十三號

命令　於九月二十一日午前十一時参謀本部発

一、東京北部警備部隊司令官ハ、九月二十二日ヨリ歩兵第一大隊（歩兵第六十六聯隊以外ノモノ）ヲ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシメ、別ニ歩兵二中隊ヲテ直轄タラシムヘシ。

右直轄兵中隊ハ、現在場所近ニ於テ命令受領者（伝令ハ下士各一名傷令各二名）ヲ戒厳司令部ニ差出シ置クモノトス、隊ノ給養ハ、仮令東京北部警備部隊ノ担任トス。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第三十一聯隊（一大隊欠）ヲ九月二十四日東京南部警備部隊ノ指揮下ニ入ラシメ、原所属ニ復帰セシムヘシ。

三、歩兵第三十五聯隊ヲシテ明二十三日迄ニ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシメ、原所属ニ復帰セシムヘシ。

四、歩兵第三十八聯隊第五中隊ハ、近衛歩兵第三聯隊内ニ於テ待令シ、同隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

同大隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

備考

一、前記諸隊間中、既ニ右指定各部隊ヨリ各聯隊ノ直接警護ヲ減ジアルモノハ、之ヲ前記兵力中ニ合算シ、又他各部隊ヨリ減ジアルモノハ、之ヲ減ジアルモノハ、交代ノ後所属各部隊ニ復帰スルモノトス。

二、前記諸隊間ノ管理ヲ今後地方ニ引継カシムル場合ニ於テモ、前命ナキ限リ、前記ノ兵力ヲ以テ警護ヲ持続スルモノトス。

を命じ、又戒命第四十四號を以て匡廓する所あり、歩兵第十七聯隊第一中隊は、二十二日朝までに東京北部警備部隊派遣中隊と交代して所属大隊に復帰を命ぜられ、左の各部隊亦各頭書の期日を以て戒厳司令官の指揮下を脱して、原所属に復帰する事と為る。

九月二十三日	第十八師団派遣衛生隊
九月二十四日	第四師団派遣衛生隊
九月二十四日	第八師団派遣衛生隊
九月二十五日	第十六師団派遣衛生隊

二十二日には、上野駅前の検問所に常設警備地区より下士若くは上等兵以下五名を出すと同時に、戒命第四十五號を以て、左の命あり。

戒令第四十五號

命令　於九月二十二日午前十時参謀本部発

一、歩兵第十五聯隊ハ、九月二十四日本隊ノ指揮下ヲ脱セシメラル。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第十五聯隊ヲシテ二十四日左指揮ヲ脱セシメ、原所属ニ復帰セシムヘシ。

三、静岡連隊区司令官ハ、歩兵第三十六聯隊ヲシテ明二十三日迄ニ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

同大隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

四、歩兵第五十八聯隊第五中隊ハ、近衛歩兵第三聯隊内ニ於テ待令シ、同

三、歩兵第三十五聯隊東連隊区歩兵第六十九聯隊東連隊区ノ出張所ヲ以テ、夫々所属聯隊ニ復帰スベシ。

四、前記諸隊ノ出張期日及復帰経路ニ関シテハ、交通調査ヲシテ区処セシム。

関東戒厳司令官　福田雅太郎

検問所亦再び整理せらる。

戒令第四十二號

検問所整理ニ関スル命令　於九月二十日午前十一時参謀本部発

一、新橋、真砂、及飯田町停車場ニ検問所ヲ設置スヘク、同所ニ於テハ、明二十一日以後、当該地区警備部隊ヨリ下士若シクハ上等兵以下五名ヲ派遣シ、警察官ノ検問ヲ援助セシムヘシ。

二、九月十日戒令第二十一號ニ依リ検問所警戒ニ関スル命令所載ノ検問所中、左ニ掲クル場所ニ於テハ、本二十日夜以後兵ヲ派遣スルヲ要セス。

神保町交叉点、常盤橋十字路、京橋交叉点、宇田川町十字路、赤羽橋派出所前、六本木十字路、竹山二丁目十字路、天満町三叉路、巻日町十字路、江戸川橋、本郷三丁目十字路、東京停車場新橋下、三ノ輪、中ノ郷丁字路、言問、県江町丁字路、日暮橋、真夫久座役所前、板橋警察署前、鬼王神社前踏切（代官）、大正道路防切大倉邸下。

関東戒厳司令官　福田雅太郎

又自警団は、従来警察官憲又は軍隊の許可を得る規定なりしを、警察権恢復の一歩として、全然警察の管掌に属せしむる事とし、第二號命令中、左の通改正す。

一ノ内「最寄憲兵隊部隊憲兵又ハ」ヲ削ル。

同時に事務局警備部令第二ノ内「軍隊憲兵又ハ」ヲ削ル。

除く外帰郷を許す事を協定し、及鮮人に対し便宜促進を提議して、関係各部の同意を得。

是日戒厳司令官の更迭あり、新司令官諸隊に左の如く訓示す。

戒令下諸隊ニ与フル訓示

此ノ時ニ方リ不肖令遂ニ大命ヲ拝シテ戒厳司令官ノ職ニ就ク、深ク諸隊連日ノ労苦ヲ多トスルト共ニ、一層指揮ヲ厳シ、軍紀ヲ粛正シ、厳ニ制ヲ備持シ、軍民鑑力協同シ、以テ戒厳ノ目的ヲ達シ、有終ノ美ヲ完ウセンコトヲ望マスンハアラス、各員宜シク自重奮励、以テ軍ノ栄誉ヲ発揮シ、国民負託ノ重任ニ背カランコトヲ期スヘシ。

大正十二年九月二十日　関東戒厳司令官　山梨半造

要するに震災第一句は、軍隊の手に警備救護を併せ行ひ、警備部隊は、民心の鎮静を目的として、個々物件の直接警護に当り、且頻繁なる巡察を派遣したりしが、第二句に入り、人心漸く安定したるを以て、逐次兵力の集結を行ひ、救護は之を陸軍震災救護委員の手に移し、軍隊は専ら警備に任じ、第三回に及び、新に撤兵期に達して第一次の撤兵を終し、諸学校出動の警備部隊を解任せり。

二十一日戒命第四十三號を以て、

戒令第四十三號

命令　於九月二十一日午前十一時参謀本部発

一、東京北部警備部隊司令官ハ、九月二十二日ヨリ歩兵第一大隊（歩兵第六十六聯隊以外ノモノ）ヲ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシメ、別ニ歩兵二中隊ヲテ直轄タラシムヘシ。

右直轄兵中隊ハ、現在場所近ニ於テ命令受領者（伝令ハ下士各一名傷令各二名）ヲ戒厳司令部ニ差出シ置クモノトス、隊ノ給養ハ、仮令東京北部警備部隊ノ担任トス。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第三十一聯隊（一大隊欠）ヲ九月二十四日東京南部警備部隊ノ指揮下ニ入ラシメ、原所属ニ復帰セシムヘシ。

三、歩兵第三十五聯隊ヲシテ明二十三日迄ニ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ、聯隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

同大隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

四、歩兵第五十八聯隊第五中隊ハ、近衛歩兵第三聯隊内ニ於テ待令シ、同

備考

一、前記諸隊間中、既ニ右指定各部隊ヨリ各聯隊ノ直接警護ヲ減ジアルモノハ、之ヲ前記兵力中ニ合算シ、又他各部隊ヨリ減ジアルモノハ、之ヲ減ジアルモノハ、交代ノ後所属各部隊ニ復帰スルモノトス。

二、前記諸隊間ノ管理ヲ今後地方ニ引継カシムル場合ニ於テモ、前命ナキ限リ、前記ノ兵力ヲ以テ警護ヲ持続スルモノトス。

を命じ、又戒命第四十四號を以て匡廓する所あり、歩兵第十七聯隊第一中隊は、二十二日朝までに東京北部警備部隊派遣中隊と交代して所属大隊に復帰を命ぜられ、左の各部隊亦各頭書の期日を以て戒厳司令官の指揮下を脱して、原所属に復帰する事と為る。

九月二十三日	第十八師団派遣衛生隊
九月二十四日	第四師団派遣衛生隊
九月二十四日	第八師団派遣衛生隊
九月二十五日	第十六師団派遣衛生隊

二十二日には、上野駅前の検問所に常設警備地区より下士若くは上等兵以下五名を出すと同時に、戒命第四十五號を以て、左の命あり。

戒令第四十五號

命令　於九月二十二日午前十時参謀本部発

一、歩兵第十五聯隊ハ、九月二十四日本隊ノ指揮下ヲ脱セシメラル。

二、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第十五聯隊ヲシテ二十四日左指揮ヲ脱セシメラル。

三、静岡連隊区司令官ハ、歩兵第三十六聯隊ヲシテ明二十三日迄ニ東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

同大隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

四、歩兵第五十八聯隊第五中隊ハ、近衛歩兵第三聯隊内ニ於テ待令シ、同

第二章　各配給所の活動（座業者）

第一節　座業指置

「前號」

東京府近配給機関事業部隊差出区分

東京北部警備部隊ヨリ（九月二十二日差出）

田端配給部	歩兵	一中隊
四谷配給部	歩兵	一小隊
巣鴨配給部	歩兵	一小隊
本所配給部	歩兵	一小隊
南葛配給司令部支部	歩兵	二小隊

東京南部警備部隊ヨリ（九月二十二日差出）

芝浦配給司令部	歩兵	一大隊
新宿配給部	歩兵	一中隊
品川駅配給部	歩兵	一小隊

元ニ属シ、前記ノ通東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシムヘシ、聯隊ノ移動ハ、随行軍ニ由ルモノトス。

戒令第三十五號ニ依リ同司令官ノ使用ニ供セシ野戦衛生隊自動車班ハ、九月二十三日迄ニ之ヲ所属学校ニ復帰セシムヘシ。

三、東京府近配給機関事業部隊ノ分割ニ関スル区分ハ別紙ノ如シ。

但シ九月二十二日ヨリ前記大隊派遣ノ時機迄、歩兵一中隊ヲ以テ前記ノ任務ニ服セシムヘシ。

歩兵第五十七聯隊（一大隊欠）ハ、九月二十五日以後適時他隊（前橋ニ属スルモノ）ト交代派出シ得ル準備ニ在ラシムヘシ。

五、歩兵第五十二聯隊ハ、九月二十二日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルヘシ。

歩兵第六十六聯隊東連隊区混成中隊ハ、九月二十四日横須出港所属聯隊ニ復帰スヘシ、輸送ニ関シテハ交通調査ヲシテ区処セシムヘシ。

騎兵学校教導隊派遣中隊ハ、九月二十二日東京出発所属ニ復帰スヘシ。

関東戒厳司令官　山梨半造

聯隊第六中隊ハ別ニ指示スル所ニ據リ、戒嚴司令部ノ警衛ニ任スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

此くの如くにして一部の撤兵を開始すると共に、戒嚴司令部は今後の撤兵に關して準備畫策する所あり、二十三日左の方針を定む。

大正十二年九月二十三日　　警備課第一班

警備部隊撤兵要領（第二案）

本要領ハ、九月十四日起案警備部隊撤兵要領ノ實行延期ノ已ムヲ得サルニ至リシ爲、同日以後ノ情勢推移ニ鑑ミ、更ニ起案セルモノナリ。

方針

一、民心ノ安定秩序ノ復興ニ伴ヒ、機ヲ失セス地方師團派遣部隊ヲ撤去セシム。

九月下旬先ッ小數部隊主トシテ震災當時第一ニヲ撤去シテ、情勢ヲ觀察シ、大勢變化ナクンハ、引續キ數次ニ亘リ、爾餘ノ兵力ヲ撤去ス。

二、各期ヲ通シ、各方面殘存兵力ノ比率ヲ地方ノ情勢ニ適應セシメ、以テ警備ノ持續ニ遺算ナカラシム。

三、技術部隊及衛生機關ハ、適時地方機關ト交代シテ派遣師團ニ復歸セシム。

實地要領（附表參照）

一、第一次撤兵（九月下旬）

在京第十四師團ノ歩兵部隊（六大隊）ヲ原所屬ニ復歸セシム、歩兵第五十七聯隊主力（在横濱）ヲ佐倉ニ、騎兵第一旅團ノ三中隊ヲ習志野ニ、在京各砲兵隊ヲ各兵衛戍地ニ復歸セシメ、夫々衛戍地方面警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシム、但砲兵諸隊ハ、兵種ノ性質ニ鑑ミ、其兵力ヲ兵營附近ニ集結セシム。

各兵學校教導隊ノ警備任務ヲ解キ、戒嚴司令官ノ指揮下ヲ脱セシム。

右兵力移動ニ伴フ警備ノ交代ニハ、概ネ所在歩騎兵部隊ヲ以テ之ニ充テ、之カ爲兵力ノ增加ヲ要スル地方ニハ、他方面警備部隊ノ一部ヲ轉用ス。（附表第一參照）

工兵其他ノ技術部隊ハ、本期ニ於テハ、之ヲ撤去スルコトナシ。

衛生機關ハ、衛戍病院ノ設ナキ地方ニ於テ、軍隊内患者ノ治療ニ要スルモノヽミヲ殘シ、其他ハ地方機關ニ業務ヲ繼承セシメ、九月三十日迄ニ其大部ヲ撤去シ、原所屬ニ復歸セシム。（附表第三參照）

二、第二次撤兵（時期ハ第一次撤兵後ノ形勢ニ依リ之ヲ決スヘシト雖、概ネ十月上旬ト豫定ス）

在京第二第十三師團ノ歩兵部隊（合計十二大隊）ヲ逐次原所屬ニ復歸セシメ、之ニ伴ヒ、東京方面ハ現在ノ南北警區境界ヲ撤シ、近衛師團ノ歩兵十二大隊、第一師團ノ歩兵六大隊、及南師團ノ騎兵部隊ヲ以テ警備ヲ擔任セシム、又横濱方面ノ爲ニハ、神奈川藤澤兩警區ヲ合一シ、第一師團ノ歩兵第三大隊及砲兵一聯隊ヲ以テ警備ヲ持續セシム。（附表第一參照）

中仙道（第九師團）及小田原（第十五師團）方面ノ警備部隊ハ、夫々原所屬ニ復歸セシメ、狀況之ヲ要スレハ、近衛第一師團歩騎兵ノ一部ヲ派遣ス。

工兵其他技術部隊ノ撤去豫定、附表第二ノ如シ。

四、第四次撤兵（時期ハ追テ定ム）

平時固有ノ衛戍狀態ニ復セシム。

附表第一

各警備部隊兵力整理豫定計畫表（歩兵部隊ノ分）（大正十二年九月二十三日　參謀部　警備課）

方面	師團ノ區分	第一次撤兵（九月下旬）	第二次撤兵（追テ定ム）	第三次撤兵（追テ定ム）	第四次撤兵
東京北部	兵力移動	GD ☆☆ (1.2)（十二大隊）東京南部へ（一大隊）…	GD ☆☆ (1.2)（十二大隊）		
	殘存兵力	1D（六大隊） 2D ☆(3)（六大隊） 8D ☆(4)（二大隊） 13D ☆（六大隊） 14D 計 二十二大隊	1D ☆(2)（六大隊） 8D（二大隊） 9D（四大隊） 計 十二大隊	GD ☆☆ (1.2)（十二大隊） 13D ☆ (2.6)（六大隊） 計 十八大隊	1D ☆(2)（六大隊） 2D ☆(2)（六大隊） 8D（二大隊） 9D（四大隊） 計 十八大隊
東京南部	兵力移動	1D ☆(1)（二大隊）☆(2)東京南部へ 8D (1)（二大隊） 9D（一大隊） 計 五大隊	14D 1D（六大隊） 2D ☆(3)（六大隊） 8D ☆(4)（二大隊） 9D（三大隊） 計（十九大隊）		
	殘存兵力	14D 神奈川へ 原衛戍長へ （三大隊） 計 二十二大隊	14D 神奈川へ 原衛戍長へ （二大隊） 計（二十八大隊）	14D 神奈川へ 原衛戍長へ （三大隊） 計（十九大隊）	14D 神奈川へ 原衛戍長へ （二大隊） 計（十六大隊）
神奈川	兵力移動	1D ☆(1)（二大隊）☆(2)東京南部へ 8D (1)（二大隊） 9D（一大隊） 計 五大隊			
	殘存兵力	1D ☆(1)（三大隊） 8D ☆(4)（四大隊） 計 十二大隊	1D ☆(1)（三大隊） 8D ☆(4)（四大隊） 計 十二大隊	1D ☆(1)（三大隊） 8D ☆(4)（四大隊） 計 十二大隊	1D ☆(1)（三大隊） 8D ☆(4)（四大隊） 計 十二大隊
藤澤	兵力移動	1D ☆(1)（三大隊）			
	殘存兵力	1D ☆(1)（三大隊）	1D ☆(1)（三大隊）	1D ☆(1)（三大隊）	1D ☆(1)（三大隊）
小田原	兵力移動	15D ☆(29)（三大隊）			
	殘存兵力	15D ☆(29)（三大隊） 一大隊衛戍長へ	15D ☆(29)（二大隊） 一大隊衛戍長へ	15D ☆(29)（二大隊） 原衛戍長へ	15D ☆(29)（二大隊） 原衛戍長へ
中山道	兵力移動	9D ☆(6)（三大隊） 一大隊東京南部へ			
	殘存兵力	9D ☆(6)（二大隊）	9D ☆(6)（二大隊）	9D ☆(6)（二大隊）	9D ☆(6)（二大隊） 原衛戍長へ
千葉	兵力移動	各兵學校教導隊 57i 1 殘留部隊 解タ			
	殘存兵力	1D ∂(57)（三大隊）	1D ∂(57)（三大隊）	1D ∂(57)（三大隊）	1D ∂(57)（三大隊）
直轄		8D 一大隊ト一中隊他部隊ト交代シ概ネ歩兵二中隊ヲ掌握ス			

備考

一、（一）歩兵以外ノ部隊ニ就テハ別ニ之ヲ計畫ス。

二、（）内ノ數字ハ當該歩兵旅團若クハ歩兵聯隊ノ管轄トス、○ハ次期ニ撤兵スヘキ部隊ヲ示ス。

←――― 固有衛戍狀態ニ復舊セシム ―――→

附表第二

地方師團派遣工兵、直轄技術部隊

撤去豫定計畫表

部隊名	配屬	撤去豫定
第一師團衛生隊	東京方面ニ在テ直轄（陸軍豫備員區處）	作業ノ關係ヲ顧慮シ十月一日乃至十月十日ノ間ニ於テ逐次撤去セシムル
第二師團衛生隊	直轄（陸軍豫備員區處）	十月一日乃至十月十日ノ間ニ於テ逐次撤去セシムル
第一師團第一野戰病院	直轄（陸軍豫備員區處）	十月一日乃至十月十日ノ間ニ於テ逐次撤去セシムル
第二師團第二野戰病院

教育ノ爲原所ヘ復歸セシムヘキ人員表

別紙	種別	所管區別	第十八師團	第十九師團	第八師團	第二師團	同上	同上	第十師團	第八師團	計
	將校	部隊長	一	一	一	一	一	一	一	一	八
	下士	聯隊附	一	一	一	一	一	一	一	一	八
	兵卒	聯隊附	一	一	一	一	一	一	一	一	八

「別　紙」

東京附近兵事部部隊休舍ノ徵利用シ得ヘキ建築設備物（收容豫定人員）

一、東京北部兵事部部隊休舍ノ位

十條兵器製造所	（歩兵約二大隊）
東京兵器支廠（六隊）	（歩兵約二大隊）
陸軍戸山學校校舍	（歩兵約一中隊）
陸軍砲工學校校舍	（歩兵約一中隊）

二、東京南部兵事部部隊ノ位

陸軍大學校校舍	（歩兵約一大隊）
自動車用圓筒形貨車置場	（歩兵約一大隊）
野砲兵第一聯隊	（歩兵約一中隊）
自動車隊兵舍	（歩兵約一中隊）
騎砲兵第一大隊兵舍	（歩兵約一中隊）

附記　一、歩兵第三聯隊練馬内ニ歩兵一大隊分ノ厩舍ノ建築アリ東京南部兵事部部隊司令官ノ使用ニ供ス。

三、飛行機

殺ヶ關陸軍倉庫	（歩兵約二中隊）
陸軍士官學校々内	（歩兵約一中隊）
東京陸軍幼年學校々内	（歩兵約一中隊）

附記　一、前記各收容豫定人員ハ其最大限ヲ示ス。

二、前記各位置ニ乘馬兵種ノ部隊ヲ收容シ、馬匹休舍ノ位置及徒步ノ集合ニ適スル場合ニハ、東京衛戍司令部ニ報告スルモノトス。

三、就ニ各兵事部部隊ニ於テ東京衛戍司令部ニ報告スルモノハ大正九年八月二十七日閣議ヲ以テ諒解セラレタル陸軍ノ各附屬及同日現在收容人員概數ヲ以テ報告スヘシ。

命じ、戒命特就を以て、左の命令を傳ふ。

戒命第五十號

命　令

一、近衛第一師團長ハ、部下團隊教育上必要ト認ムル場合ニ於テハ、警備ニ關スル戒嚴令ノ規定ニ依リ、九月三十日午後二時ヲ以テ

教育ノ爲原所ヘ復歸セシムヘキ人員表

隊號	現在配屬關係	撤去豫定期日
近衛工兵大隊	直轄（待命中）	十月八日第一師團ノ隸下ニ復スル所ニ依リ十月十日第一師團ヨリ分離ス
近衛電信隊	直轄（同上）	同上
第一師團電信隊	當分現在ノ儘トス	
第一師團通信隊	直轄（同上）	同上
第一師團輜重兵大隊	直轄（同上）	同上
第一師團衛生隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰病院	直轄（同上）	同上
第一師團第二野戰病院	直轄（同上）	同上
第一師團第三野戰病院	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰獸醫院	直轄（同上）	同上
第一師團第二野戰獸醫院	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰兵器廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰糧秣廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰自動車廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰鐵道隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰電信隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰航空隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰氣球隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰瓦斯隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰照空隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰水道隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰貨物廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰病馬廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰倉庫	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰材料廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰交通隊	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰郵便所	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰金庫	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰酒保	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰理髮所	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰浴場	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰洗濯所	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰炊事場	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰患畜廠	直轄（同上）	同上
第一師團第一野戰倉庫	當分現在ノ儘トス	
第一師團第一野戰材料廠	同上	
第一師團第一野戰交通隊	同上	
第一師團第一野戰郵便所	同上	
第一師團第一野戰金庫	同上	
第一師團第一野戰酒保	同上	
第一師團第一野戰理髮所	同上	
第一師團第一野戰浴場	同上	
第一師團第一野戰洗濯所	同上	
第一師團第一野戰炊事場	同上	
第一師團第一野戰患畜廠	同上	
第一師團第一野戰倉庫	同上

十月十一日　歩兵第二十六旅團（三大隊缺）
に各戒嚴司令官の隸下を脫して歸還せしめ、戒命第五十八號を以て、神奈川方面警備部隊配屬の騎兵第十五聯隊機關銃隊委員及東京部警備部隊配屬騎兵第十三聯隊機關銃隊をして、共に十月五日現地を發し衛戍地に歸りて千葉縣警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、戒命第五十九號を以て、代々木練兵場に於ける着陸並に通行設備を五日限り撤去せしめ、從て飛行第五大隊よりの同地派遣員及東京南部警備部隊派遣の同地警護隊をして作業完了後原隊に復歸せしめ、十月五日後に於ける航空通信網を左の如く改編す。

關東戒嚴司令部內航空無線通信所
下志津航空無線通信所　十月五日撤去
關東戒嚴司令部航空課ヨリ
所澤及立川ニ至ル航空電話網　代々木通信所ヲ撤去シ、司令部所澤間及司令部立川間ヲ直通トシ存置
又戒命六十號を以て、東京北部警備部隊より中尉一、東京南部警備部隊より軍醫以下四を關東戒嚴司令部に出して同部に服務せしめ、千葉縣警備部隊司令部をば、十月六日後習志野に位置せしめ、特別戒命を以て、歩兵第三十四聯隊の六十一名、工兵第十五大隊の工卒修業者七名をして、教育のため十月五日發を以て歸營せしめ、歩兵第五十八聯隊第六中隊をして、十月五日同聯隊第五中隊に代りて、直轄待命の位置に就かしめ、第五中隊よりは、依然陸軍省衛兵を出すの外、第六中隊の服務を繼承せしむ。

六日には、戒命第六十一號を以て區處すること、左の如し。

戒命第六一號

命　令　　十月六日午前十一時　於參謀本部構內

一、左記部隊ハ、十月八日予ノ指揮下ヲ脫セシメラル。
工兵第十一大隊

右兩隊ハ、十月七日東京ニ來着工兵第十六大隊ハ、同日藤澤方面警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脫ス、シ、八日以後交通課長ノ區處ヲ以テ、原所屬ニ復歸スルモノトス。
東京到着後ノ行動ニ關シテハ、別ニ之ヲ命令ス。
二、十月八日氣球隊、鐵道第一、第二聯隊諸隊中今後特ニ命令スルノ戒嚴ニ關スル任務ヲ解除シ、夫々所屬師團長ノ隸下ニ復セシム。
三、東京北部警備部隊司令官ハ、十月七日十條兵器製造所構內軍隊休宿場ヲ開放シ、戒嚴司令官直轄部隊ノ使用ニ供スヘシ。
四、東京南部警備隊司令官ハ、十月九日歩兵一中隊ヲ戒嚴司令部ニ差遣シテ予ノ直轄タラシメ、別ニ歩兵一中隊騎兵一小隊ヲ同日以後青山附近ニ控置シテ、隨時予ノ使用ニ供シ得ル如ク準備スヘシ。
五、藤澤方面警備部隊司令官ハ、十月八日乃至二十日ノ間ニ於テ、歩兵第四十九聯隊ノ一部ヲシテ交互ニ一時歸營セシメ、人員ノ交代其他ノ整理ヲ行フコトヲ得。
六、歩兵第五十八聯隊第五、第六中隊ハ、十月十日所屬大隊長ノ隸下ニ復歸スヘシ。
戒令第六一號附二（工兵第十一、第十六大隊長ニ與フルモノ）

命　令　　十月六日午前十一時　於參謀本部構內

一、工兵第十一、第十六大隊ヲ東京經由原所屬ニ復歸セシム。
十月七日（工兵第十六大隊ニ在リテハ同日藤澤方面警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脫ス）鐵道ニ由リ東京ニ來着、適宜ノ驛ニ下車シ、先任大隊長ノ區處ヲ以テ、王子町十條兵器製造所構內及附近ニ宿營スヘシ。
但行李器材等ハ、現在地出發ノ際衛戍地宛直送ノ手續ヲ取ルコトヲ得。
二、東京ヨリ衛戍地ニ至ル輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム、速ニ連絡ヲ同官ノ許ニ差遣スヘシ。　關東戒嚴司令官　山梨半造
九日戒命第六十二號を以て、工兵第九大隊は十月十日、工兵第十三大隊は十月十二日、何れも戒嚴司令官の指揮を脫して原所屬に歸らしめ、戒命第六十三號を以て、藤澤方面警備部隊に、十二日八王子及與瀬町に一部隊を出さしめ、依然同司令官の指揮下に同地を警備し、現在の小田原方面警備部隊を原所屬に復せしむ、外に教育の爲め十月十日原隊復歸を命ぜられたるもの、歩兵第七聯隊の將校以下十三名あり、十月戒命第六十四號を以て、

十月十四日　工兵第五大隊（同日横濱ヨリ東京ニ招致）
十月十五日　工兵第十大隊
同　工兵第十七大隊（同日神奈川方面警備司令官の隸下ヲ脫シ、東京に招致）

に戒嚴司令官の指揮を脫して歸還せしめ、小田原方面警備部隊司令官木下少將歸任の要あるに依り、歩兵二十九旅團司令部をして、十月十四日戒嚴司令官の指揮を脫せしめ、同時に歩兵第三十四聯隊長をして、同方面司令官の職務を繼承せしむ。

此くの如くして、十月上旬第二次の撤兵を了し、十月中旬に及ぶや、前月二十九日陸軍大臣の命を以て編成したる補助憲兵豫定の配置に就きて業務を開始し、戒嚴司令官よりは訓示ありたり。

訓　示

臨時增設憲兵隊ノ編成成リ將ニ其配備ヲ了ラムトス、抑ゝ憲兵ノ本務ニ關シテハ法規ノ示ス所重ネテ玆ニ贅スルヲ要セサルノミナラス、過般陸軍大臣亦特ニ懇示スル所アリシモ、職ニ之カ直接指揮ニ任スル本職ノ審眞ヲ疇ヘ注意ヲ喚起セントス。

今ヤ戒嚴施行地域一般ノ情勢ハ外觀殆ント平靜ニ歸シタリト雖、民心未タ全ク堵ニ安スルノ域ニ達セス、從テ一方ニ於テ一部ノ軍隊ヲ歸還セシメ、逐次其本務ニ就カシムルモ、他方ニ於テハ之ニ代ルニ地方警察ノ實力增加ノミヲ以テ足レリトセス、更ニ多數憲兵ノ增加配置ヲ以テシ、之カ缺ヲ補ヒ萬一ニ備ヘサルヲ得サル狀態ニ在リ、蓋シ憲兵ノ任ハ軍隊ノ撤去ト共ニ重且ツ大ヲ加ヘタルモノト謂フヘク、而モ之カ增加ノ趣旨ハ實ニ軍隊配置ノ缺ヲ補フノ主眼トシ、憲兵從來ノ配置ノ不足ヲ充タス意ニアラサルコトハ、之ヲ主トシテ補助憲兵ノ增員ニ俟サルヲ以テ見ルモ明ナリ。

第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動（陸軍省）

両シテ震災後ニ於ケル警備ノ任務ハ、平時ニ比シ多岐多樣ニシテ、特ニ地方一般ノ情勢全然平時ト異ナルモノ多ク、憲兵ノ執務モ亦深タ此情勢ノ變化、就中地方官公吏ノ實情、一般地方民心ノ歸嚮ヲ考慮シ、之ニ順應シテ、地方警察ノ機能及軍隊ノ警備ト相待テ一層機宜ノ措置ヲ要スルモノ尠シトセス。

憲兵ハ深ク今次增員配置ノ趣旨ヲ體シ、地方民心ノ不安ヲ除却シ、從來軍隊ノ主務トセシ治安警備ノ爲メニ其主力ヲ指向スルコト刻下ノ要務タルヘキコトニ留意スルト共ニ、愼重ナル注意ヲ以テ、軍隊及地方警察トノ密接圓滑ナル協調ヲ保チ、努メテ職域ノ分界ヲ守リ、特ニ今次ノ增員ニ基ク被錯綜セル配置ノ裡ニ在テ、較ともスレハ起リ易キ職務執行上ノ扞格ヲ避ケ、徒ニ小異ニ拘泥シ、或ハ小成功ヲ競フ等ノ弊ニ陷ラサルコトヲ期セサルヘカラス、本職ハ此重大ナル時機ニ當リ、憲兵カ克ク所謂國家警察ノ見地ニ立脚シ、常ニ大局ニ着眼シ、深タ民心ノ安定ヲ念トシ、災害後日ヲ經ルニ從ヒ生スヘキ地方官憲及民情ノ變化ニ應シテ、緩急運用ノ妙ヲ誤ラス、斯クテ治安警備ノ重任ヲ果スニ萬遺算ナカラムコトヲ切望シテ已マサル所ナリ。

大正十二年十月十一日　關東戒嚴司令官　山梨半造

憲兵司令部東京憲兵隊幷增置憲兵隊配置定員表

| 階級別 / 區分別 | 憲兵司令部 | 東京憲兵隊 | | |

| | 上野 | | 憲兵隊 | | |

| 備考 | 合計 | 隊兵重原田小 | | |

此間の軍隊移動は、十月十一日千葉縣警備部隊司令官三好少將騎兵學校長に轉じたるを以て、東京北部警備部隊に屬せる騎兵第一旅團長小畑少將之に代る事と爲り、戒命第六十五號を以て、

戒命第六十五號

命令　　十月十一日午後一時　於參謀本部構内

一、騎兵第一旅團長ハ、爾今千葉縣警備部隊司令官トス、十月十二日其司令部ヲ習志野ニ移シ、右職務ヲ繼承スヘシ。

二、東京北部同南部藤澤方面神奈川方面警備部隊司令官ハ、左記諸隊中目下其指揮下ニ在ルモノヲシテ、各頭書ノ期日ニ於テ現在地出發陸路行軍ニ由リ衞戍地ニ復歸セシムヘシ。

左記

十月十四日　騎兵第十三、第十四聯隊。

但シ、騎兵第十三聯隊ハ一中隊ヲ依然中仙道方面警備部隊ニ、騎兵第十四隊ハ一中隊ヲ東京北部警備部隊ニ殘置配屬ス。

十月十五日　騎兵第六聯隊。

但シ、一中隊ヲ東京南部警備部隊ニ殘置配屬ス。

十月十六日　騎兵第十五聯隊（在藤澤方面ノモノハ十）。

但シ、其一中隊（一小隊缺）ヲ神奈川方面警備部隊ニ、一小隊ヲ藤澤方面警備部隊ニ殘留配屬ス。

右諸隊ハ、千葉縣下到着ノ時ヨリ千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルモノトス、又衞戍地復歸ノ爲鐵道輸送ヲ要スル人馬物件ノ處理ハ、當該部隊自ラ之ヲ行フモノトス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

と命ぜられ、十二日戒命第六十六號を以て戒嚴司令部用自動車に對して區處する所あり、戒命編第六號を以て、歩兵第七聯隊の下士以下四名（經理並に兵器委員助手）、歩兵第十七聯隊の下士以下十九名、歩兵五十二聯隊の下士以下二十八名（共に下士、下士候補者、及通信修業者）を、教育並に委員業務整理の爲め、十三日を以て歸還せしめ、十三日亦戒命第六十七號を以て、

戒命第六十七號

命令　　十月十二日午後一時　於參謀本部構内

一、歩兵第一旅團長ハ、爾今千葉縣警備部隊司令官トス、十月十二日其司令部ヲ習志野ニ移シ、右職務ヲ繼承スヘシ。

二、東京北部同南部藤澤方面神奈川方面警備部隊司令官ハ、左記諸隊中目下其指揮下ニ在ルモノヲシテ、各頭書ノ期日ニ於テ現在地出發陸路行軍ニ由リ衞戍地ニ復歸セシムヘシ。

左記

十月十四日　騎兵第十三、第十四聯隊。

但シ、騎兵第十三聯隊ハ一中隊ヲ依然中仙道方面警備部隊ニ、騎兵第十四隊ハ一中隊ヲ東京北部警備部隊ニ殘置配屬ス。

十月十五日　騎兵第六聯隊。

但シ、一中隊ヲ東京南部警備部隊ニ殘置配屬ス。

十月十六日　騎兵第十五聯隊（在藤澤方面ノモノハ十）。

但シ、其一中隊（一小隊缺）ヲ神奈川方面警備部隊ニ、一小隊ヲ藤澤方面警備部隊ニ殘留配屬ス。

右諸隊ハ、千葉縣下到着ノ時ヨリ千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルモノトス、又衞戍地復歸ノ爲鐵道輸送ヲ要スル人馬物件ノ處理ハ、當該部隊自ラ之ヲ行フモノトス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

と命ぜられ、十二日戒命第六十六號を以て戒嚴司令部用自動車に對して區處する所あり、戒命編第六號を以て、歩兵第七聯隊の下士以下四名（經理並に兵器委員助手）、歩兵第十七聯隊の下士以下十九名、歩兵五十二聯隊の下士以下二十八名（共に下士、下士候補者、及通信修業者）を、教育並に委員業務整理の爲め、十三日を以て歸還せしめ、十三日亦戒命第六十七號を以て、

戒命第六十七號

命令　　十月十三日午前十一時　於參謀本部構内

一、左記部隊ハ、各頭書ノ期日ニ於テ予ノ指揮下ヲ脫セシメラル。

十月二十日　歩兵第十七聯隊第一大隊

同　歩兵第五十二聯隊第二大隊

同　工兵第二大隊

同　工兵第十五大隊

十月廿一日　工兵第十八大隊

二、歩兵第五十二聯隊第七中隊ハ、十月十九日所屬大隊ニ復歸スヘシ。

三、東京南部警備部隊司令官ハ、歩兵第十七聯隊第一大隊及同第五十二聯隊第二大隊ヲシテ十月二十日其指揮ヲ脫シ各原所屬ニ復歸セシムヘシ。

四、工兵第十八大隊ハ、十月二十一日東京ニ來着シ、近衞歩兵第二聯隊兵營ニ宿營スヘシ、又東京到着ノ前日速ニ關東戒嚴司令部ニ設營者ヲ出シ、宿營竝給養ニ關スル指示ヲ受ケシムヘシ。

但シ、東京ニ至ル迄ノ鐵道輸送ハ其ノ隊自ラ之ヲ處理スルモノトス。

五、第三第四諸隊ノ東京出發期日追テ命令ス。

六、工兵第二大隊ハ、十月二十日早朝東京出發、原所屬ニ復歸スヘシ。

七、以上諸隊原衞戍地歸還ノ爲メ鐵道輸送ニ關シテハ、交通課長ヲシテ區處セシム、速ニ連絡者ヲ同官ノ許ニ差遣スヘシ。

八、小田原方面警備部隊司令官ハ、工兵第十五大隊ニシテ十月二十日其指揮ヲ脫レ原所屬ニ復歸セシムヘシ。

但鐵道輸送ニ關シテハ、同大隊自ラ之ヲ處理スルモノトス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

の命令すると同時に、戒命第七十號及特命を以て、横須賀方面の要塞補修作業に當りたりし工兵第三大隊は十月二十日、横濱に作業中の鐵道第一聯隊將校以下十三名は十月十八日共に所屬聯隊に復歸せしむ。

十九日歩兵第十七聯隊第一大隊、同第五十二聯隊第二大隊、何れも十月二十日を以て東京發衞戍地歸還の事と爲り、二十日には、戒命第七十一號を以て左の如く命ぜらる。

戒命第七一號

命令　　十月二十日午後一時　於參謀本部構内

一、藤澤方面警備管區及八王子與瀬方面警備ハ、憲兵ヲ除ク外、十月二十七日之ヲ撤去ス。

歩兵第五聯隊（一大隊缺）ハ、近ク予ノ指揮下ヲ脫セシメラルヽ筈。

二、藤澤方面警備部隊司令官ハ、十月二十七日迄ニ其ノ管區内及八王子與瀬方面ノ警戒配置ヲ撤去シ、二十五日歩兵一大隊及騎兵一小隊ヲ神奈川方面警備管區ニ差遣シ、齋藤少將ノ指揮下ニ入ラシムヘシ。

從來歩兵第一旅團司令部ニ增加配屬セラレアリタル人員通信機關ハ、十月二十八日迄ニ夫々原所屬ニ復歸セシメ、增加供用器材ハ之ヲ差出部隊ニ返附スヘシ。

三、歩兵第一旅團司令部及歩兵第四十九聯隊（一大隊缺）ハ、前記警戒配置撤去ト共ニ之ヲ第一師團長ノ隷下ニ復歸セシム、師團長ニ於テ適時之ヲ衞戍地ニ歸還セシムルコトヲ得。

衞戍地歸還ノ爲ノ輸送及行軍ハ、部隊自ラ之カ計畫處理スルモノトス。

四、神奈川方面警備部隊司令官ハ、十月二十五日ニ一旦リ、歩兵第五聯隊（一大隊缺）ヲ東京ニ輸送シ、同地ニ於テ復命ヲ待タレムヘシ。

同隊ハ東京滯在間予ノ直轄トス、其ノ宿營及給養ハ左記部隊ヲ以テ之ヲ擔任セシム。

聯隊本部及一大隊ノ爲　近衞歩兵第二聯隊

殘餘部隊ノ爲　近衞歩兵第四聯隊

歩兵第五聯隊設營者ハ、二十三日戒嚴司令部ニ出頭スヘシ。

關東戒嚴司令官　山梨半造

又工兵第三大隊は、特別を以て十月二十二日原所屬復歸を命ぜらる。

若夫れ陸軍の直接保護せる在習志野朝鮮人支那人の處置は、十月二日支那人六百名を芝浦に移送して外務省に引渡し、四日朝鮮人七百名を朝鮮總督府に、十日一在習志野支那人全部を支那公使に、十五日朝鮮

人五百名を朝鮮總督府出張員に、十九日百五十名、二十四日五十八名を同府出張員に引渡して、之を結了したり。

而して憲兵及警察官の增加增置は、十月中旬完了せるより、下旬に入りては、第三項の撤兵を實行し、全地方師團派遣部隊を歸還せしむ、二十五日迄に千葉埼玉兩縣の戒嚴は解除せられたり。

勝大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

摂政名

大正十二年十月二十三日

内閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

陸軍大臣男爵　田中義一

勅令第四百五十二號

大正十二年勅令第三百九十九號中、左ノ通リ改正ス。

「埼玉縣　千葉縣」ヲ削ル。

附　則

本令ハ、大正十二年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス。

是に於て戒嚴司令官は、兩方面警備撤去の前後、親ら神奈川縣下を巡視し、兼ねて方面毎に隷下各機關の服務狀態及軍隊地方間の關係、民心の趨嚮を調査せしめ、其結果、

1、軍隊部隊憲兵及警方法權關相互ノ協同ハ概ネ圓滿ニ實行セラレ、新加配セラレタル軍兵モ漸ク職務ニ慣レ、軍隊部隊撤去後、治安維持上ノ缺陷ヲ生スルカ如キコトナキ見込ナリ。

2、地方官民ハ一般軍隊ニ大ナル信賴ヲ有スルコト、從來ト變ルコトナク、非ストモ、一般ノ理解ハ、之ニ由リテ多少不安ノ念ヲ生セシメ、隊ニ災害直後ニ於ケル如ク、無責任ナル盲動ヲ敢テスルモノナキニ非ス、隨テ軍隊ニ對シ

準用シ、同中甲師團司令部ニ關スル事項ハ之ヲ戒嚴司令部ニ適用ス。
二、右ノ外兩師團ハ、非常若ハ災害ノ場合直ニ戒嚴司令官ノ使用ニ供スル爲、概ネ左記ノ兵力ヲ常時屯營ニ於置ス。

近衛師團　歩兵二中隊　騎兵一小隊
第一師團　歩兵一中隊　騎兵一小隊

讀於地部隊ノ位置及隊號ハ、變更ノ都度之ヲ報告スルモノトス。
戒命第七十六號（憲兵司令官ニ與フル訓令）

十月二十九日午前十一時
於參謀本部構內

訓令。

一、戒嚴地域ノ縮少並地方師團派遣部隊ノ全部撤去ニ伴ヒ、警備部隊チシテ十一月一日以降別紙戒命第七十五號ニ依リ行動セシム。
二、憲兵司令官ハ、其隷下部隊ヲ以テ其本務ヲ遂行シ、且十月十一日本職訓示ノ趣旨ニ從ヒ、他軍隊ニ協力スヘシ、特ニ現戒嚴地域中軍隊ヨリ兵力ヲ配置セサル地方ニ於テハ、所要ニ應シ治安警備ノ勤務ヲモ無掌スルモノトス。
三、神奈川縣下憲兵諸隊補助通信用トシテ藤澤ニ爲班一箇ヲ配置シ、同地憲兵隊長ノ區處ヲ受ケシム、其給養ハ同官ノ擔任トス。

關東戒嚴司令官　山梨半造

十月下旬軍隊移動

十月二十一日

戒嚴司令官は、戒令第七二號及特號を以て、左の要旨を下達す。

1、左記部隊ヲシテ、夫々頭書ノ期日ニ於テ原所屬ニ復歸セシム。

十月二十三日　歩兵第三十六聯隊（同日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脫シ、同二十四日東京出發）
十月二十五日　歩兵第六旅團（同日東京南部警備部隊司令官ノ指揮下ヲ脫シ、同二十六日東京出發）
同　電信第二聯隊（十月二十五日東京出發）

2、小田原方面ノ警備ハ、憲兵ヲ除ク外、十月二十七日之ヲ撤去ス。
歩兵第三十四聯隊（三中隊缺、臨時配屬機關ヲ含ム）ハ、十月二十五日ヨリ同二十七日ニ亘リ、逐次警備ヲ撤シ、其衞戍地ニ復歸セシム。

3、東京北部警備部隊司令官ヲシテ、十月二十三日歩兵一中隊ヲ戒嚴司令部ニ急遣シ、戒嚴司令官ノ直轄タラシム、從來直轄タリシ歩兵第七聯隊ノ一中隊ハ、之ト交代シテ所屬聯隊ニ復歸ス。

十月二十二日

十月二十五日千葉埼玉兩縣下ニ對スル戒嚴令一部ノ施行解止セラルヘキ豫定ナル事ヲ千葉縣警備部隊司令官ニ內報ス。

十月二十四日

戒嚴令一部解止ノ勅令ニ基キ、戒命第七十三號ヲ以テ左ノ要旨ヲ下達ス。

十月二十五日千葉縣警備部隊ノ戒嚴ニ關スル任務ヲ解キ、夫々原所屬ニ復歸セシム。

神奈川方面ノ情勢平靜ニ歸シタルヲ以テ、戒命第七十四號ヲ以テ左ノ如ク命令ス。

1、左記部隊ヲシテ夫々頭書ノ期日ニ於テ、原所屬ニ復歸セシム。

十月二十七日　歩兵第五聯隊（一大隊缺）十月二十五日東京出發。
十一月三十日　歩兵第四旅團（司令部及歩兵第三十一聯隊（一大隊缺））十月二十九三十兩日
十一月一日　東京出發。
同　橫濱派遣第一師團患者收療班

2、從來歩兵第四旅團司令部ニ臨時配屬セラレタル人員、及第一師團患者收療班ハ、十月三十日夫々原所屬ニ復歸セシム。

3、歩兵第四十九聯隊第三大隊長ヲシテ、十月三十日以後、其大隊及騎兵一中隊ヲ指揮シ、橫濱附近ノ警備ニ任セシム。

十月二十九日

戒命第七十五號ヲ下達シ、同時ニ橫須賀戒嚴司令部、靜視廳、東京廳廳、市役所、神奈川縣廳、橫濱市役所、及關係各省ニ通報ス。

十月三十日

戒命特號ヲ以テ左ノ要旨ヲ下達ス。

騎兵第一第二旅團（近衛騎兵聯隊、騎兵第一聯隊ヲ除ク）ニ屬スル部隊ニシテ、目下戒嚴地域內ニ出動シアルモノハ、所屬師團長ニ於テ、隨時之ヲ交代シ、若ハ所屬聯隊ニ復歸セシムルコトヲ得、橫濱方面ニ對シテハ、當分ノ間、騎兵約一中隊ヲ殘置スルモノトス。

十月三十一日

戒命特號ヲ以て、戒嚴司令部傳令として、下士以下二十五名を近衛師團より出さしむ。

芝浦夜間交通禁止亦三十一日限り之を解除す。

若夫れ十一月一日後に在りては、豫定の如く、近衛第一兩師團を以て新配置に就き、警戒配置を一層緊縮したるも、各方面の狀況平靜にして、愼重の注意を加へたる橫濱方面亦何等憂ふべき事故の發生を見ず、乃ち戒命第七十七號第七十八號第七十九號を以て、電信第一聯隊、鐵道第一第二聯隊、自動車隊臨時鳩隊の派遣人員器材を整理し、それぞれ所屬部隊に歸還せしめ、臨時鳩隊中、十一月十五日以後引續き勤務せしむべき人員は、之を第一師團長の指揮に屬す、而して橫濱警備は、戒命第八十號を以て左の如く命令す。

戒命第八〇號

命令

十一月十三日午前十一時
於參謀本部構內

一、第一師團長ハ在京歩兵部隊中一大隊ヲ橫濱ニ急遣シ、歩兵第四九聯隊第三大隊ト交代セシメ警備勤務ヲ繼承セシムヘシ。
二、在橫濱騎兵第十五聯隊ノ一中隊ハ、第一師團長ニ於テ十一月十四日以後隨時所屬聯隊ニ復歸セシムルコトヲ得。　關東戒嚴司令官　山梨半造

十五日勅令を以て十六日を限り戒嚴令の適用解除せられ、同時に關東戒嚴司令部廢止せらる。

戒嚴ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ、帝國憲法第八條第一項ニ依リ、大正十二年勅令第三百九十八號一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ通用スルノ件廢止ノ件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十一月十五日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
內務大臣子爵　後藤　新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一
農商務大臣男爵　田　健治郎
遞信大臣　犬養　毅
司法大臣　平沼騏一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助
外務大臣男爵　伊集院彥吉

勅令第四百七十八號

大正十二年勅令第三百九十八號ハ、之ヲ廢止ス。

附則

本令ハ、公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。

戒嚴ニ關スル件廢止ノ件

戒嚴ニ關スル件廢止ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十一月十五日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一

勅令第四百七十九號

大正十二年勅令第三百九十八號は、之を廢止す。

焼け出されて無一物となり俄かに露店や公園内でパン屋スイトン屋を始める者もあり、又はペンと筆を握つた白い手で天秤棒を揮ぐと云ふ者も多かつた。市役所で機關の欠員を取片付ける爲に成るべく失業の自由勞働者を雇ひ入れる事としたが三人掛りで漸やく四斗俵を動かすと云ふ者が多く、能率は頗る惡いと云ふ始末であつた。

秋風に人夫の掌の白さかな

震災雜錄

附則

本令ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。

是日勅令第四百八十號を以て東京警備司令部の設置を見たると同時に、關東戒嚴司令部は廢止せられたり。

要するに戒嚴區域内に於ける警備は、約言すれば、

第一期　自九月十日
一、戒嚴施行地域及警備方面の兵力增加。
二、軍隊は警備及救護を併せ行ふ。
三、民心鎭靜の目的を以て警備部隊は、個々物件直接警護の方式を取り、且頻繁なる巡察を派遣す。

第二期　中九月
一、地方[illegible]定に伴ふ兵力の逐次集結。
二、[illegible]に專任し、救護は之を陸軍震災救護委員に移す。

第三期　下旬
一、第一次[illegible]
二、諸學校出動警備部隊の解任。

第四期　上十月
一、第二次撤兵。
二、警備に支障なき範圍にて諸機關の復興。

第五期　中十月
一、憲兵將校の增加配置概ね完了。
二、中仙道方面警備部隊撤去。

第六期　中十月

一、戒嚴地域の縮小（一千葉警備部隊の解任）。
二、第三次撤兵（地方師團派遣部隊全部撤退）。
三、小田原警備方面警備部隊撤去。

第七期　上十一月

近衞第一兩師團諸隊及憲兵を以て警[illegible]し、以て戒嚴[illegible]なりしを見る。

に至る。

警備部隊行動（至自大正十二年九月三日 十月廿一日）

編制	部隊	兵力	前衛部隊	主力	後衛	備考
第一師団	歩兵第一旅団司令部 歩兵第一連隊 歩兵第二連隊 歩兵第三連隊 歩兵第四連隊 騎兵第一連隊 野戦砲兵第一連隊 工兵第一大隊 衛生隊 輜重兵第一大隊	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、二百、二百一、二百二、二百三、二百四、二百五、二百六、二百七、二百八、二百九、二百十、二百十一、二百十二、二百十三、二百十四、二百十五、二百十六、二百十七、二百十八、二百十九、二百二十、二百二十一、二百二十二、二百二十三、二百二十四、二百二十五、二百二十六、二百二十七、二百二十八、二百二十九、二百三十、二百三十一、二百三十二、二百三十三、二百三十四、二百三十五、二百三十六、二百三十七、二百三十八、二百三十九、二百四十、二百四十一、二百四十二、二百四十三、二百四十四、二百四十五、二百四十六、二百四十七、二百四十八、二百四十九、二百五十、二百五十一、二百五十二、二百五十三、二百五十四、二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八、二百五十九、二百六十、二百六十一、二百六十二、二百六十三、二百六十四、二百六十五、二百六十六、二百六十七、二百六十八、二百六十九、二百七十、二百七十一、二百七十二、二百七十三、二百七十四、二百七十五、二百七十六、二百七十七、二百七十八、二百七十九、二百八十、二百八十一、二百八十二、二百八十三、二百八十四、二百八十五、二百八十六、二百八十七、二百八十八、二百八十九、二百九十、二百九十一、二百九十二、二百九十三、二百九十四、二百九十五、二百九十六、二百九十七、二百九十八、二百九十九、三百、三百一、三百二、三百三、三百四、三百五、三百六、三百七、三百八、三百九、三百十、三百十一、三百十二、三百十三、三百十四、三百十五、三百十六、三百十七、三百十八、三百十九、三百二十、三百二十一、三百二十二、三百二十三、三百二十四、三百二十五、三百二十六、三百二十七、三百二十八、三百二十九、三百三十、三百三十一、三百三十二、三百三十三、三百三十四、三百三十五、三百三十六、三百三十七、三百三十八、三百三十九、三百四十、三百四十一、三百四十二、三百四十三、三百四十四、三百四十五、三百四十六、三百四十七、三百四十八、三百四十九、三百五十、三百五十一、三百五十二、三百五十三、三百五十四、三百五十五、三百五十六、三百五十七、三百五十八、三百五十九、三百六十、三百六十一、三百六十二、三百六十三、三百六十四、三百六十五、三百六十六、三百六十七、三百六十八、三百六十九、三百七十、三百七十一、三百七十二、三百七十三、三百七十四、三百七十五、三百七十六、三百七十七、三百七十八、三百七十九、三百八十、三百八十一、三百八十二、三百八十三、三百八十四、三百八十五、三百八十六、三百八十七、三百八十八、三百八十九、三百九十、三百九十一、三百九十二、三百九十三、三百九十四、三百九十五、三百九十六、三百九十七、三百九十八、三百九十九、四百、四百一、四百二、四百三、四百四、四百五、四百六、四百七、四百八、四百九、四百十、四百十一、四百十二、四百十三、四百十四、四百十五、四百十六、四百十七、四百十八、四百十九、四百二十、四百二十一、四百二十二、四百二十三、四百二十四、四百二十五、四百二十六、四百二十七、四百二十八、四百二十九、四百三十、四百三十一、四百三十二、四百三十三、四百三十四、四百三十五、四百三十六、四百三十七、四百三十八、四百三十九、四百四十、四百四十一、四百四十二、四百四十三、四百四十四、四百四十五、四百四十六、四百四十七、四百四十八、四百四十九、四百五十、四百五十一、四百五十二、四百五十三、四百五十四、四百五十五、四百五十六、四百五十七、四百五十八、四百五十九、四百六十、四百六十一、四百六十二、四百六十三、四百六十四、四百六十五、四百六十六、四百六十七、四百六十八、四百六十九、四百七十、四百七十一、四百七十二、四百七十三、四百七十四、四百七十五、四百七十六、四百七十七、四百七十八、四百七十九、四百八十、四百八十一、四百八十二、四百八十三、四百八十四、四百八十五、四百八十六、四百八十七、四百八十八、四百八十九、四百九十、四百九十一、四百九十二、四百九十三、四百九十四、四百九十五、四百九十六、四百九十七、四百九十八、四百九十九、五百、五百一、五百二、五百三、五百四、五百五、五百六、五百七、五百八、五百九、五百十、五百十一、五百十二、五百十三、五百十四、五百十五、五百十六、五百十七、五百十八、五百十九、五百二十、五百二十一、五百二十二、五百二十三、五百二十四、五百二十五、五百二十六、五百二十七、五百二十八、五百二十九、五百三十、五百三十一、五百三十二、五百三十三、五百三十四、五百三十五、五百三十六、五百三十七、五百三十八、五百三十九、五百四十、五百四十一、五百四十二、五百四十三、五百四十四、五百四十五、五百四十六、五百四十七、五百四十八、五百四十九、五百五十、五百五十一、五百五十二、五百五十三、五百五十四、五百五十五、五百五十六、五百五十七、五百五十八、五百五十九、五百六十、五百六十一、五百六十二、五百六十三、五百六十四、五百六十五、五百六十六、五百六十七、五百六十八、五百六十九、五百七十、五百七十一、五百七十二、五百七十三、五百七十四、五百七十五、五百七十六、五百七十七、五百七十八、五百七十九、五百八十、五百八十一、五百八十二、五百八十三、五百八十四、五百八十五、五百八十六、五百八十七、五百八十八、五百八十九、五百九十、五百九十一、五百九十二、五百九十三、五百九十四、五百九十五、五百九十六、五百九十七、五百九十八、五百九十九、六百、六百一、六百二、六百三、六百四、六百五、六百六、六百七、六百八、六百九、六百十、六百十一、六百十二、六百十三、六百十四、六百十五、六百十六、六百十七、六百十八、六百十九、六百二十、六百二十一、六百二十二、六百二十三、六百二十四、六百二十五、六百二十六、六百二十七、六百二十八、六百二十九、六百三十、六百三十一、六百三十二、六百三十三、六百三十四、六百三十五、六百三十六、六百三十七、六百三十八、六百三十九、六百四十、六百四十一、六百四十二、六百四十三、六百四十四、六百四十五、六百四十六、六百四十七、六百四十八、六百四十九、六百五十、六百五十一、六百五十二、六百五十三、六百五十四、六百五十五、六百五十六、六百五十七、六百五十八、六百五十九、六百六十、六百六十一、六百六十二、六百六十三、六百六十四、六百六十五、六百六十六、六百六十七、六百六十八、六百六十九、六百七十、六百七十一、六百七十二、六百七十三、六百七十四、六百七十五、六百七十六、六百七十七、六百七十八、六百七十九、六百八十、六百八十一、六百八十二、六百八十三、六百八十四、六百八十五、六百八十六、六百八十七、六百八十八、六百八十九、六百九十、六百九十一、六百九十二、六百九十三、六百九十四、六百九十五、六百九十六、六百九十七、六百九十八、六百九十九、七百、七百一、七百二、七百三、七百四、七百五、七百六、七百七、七百八、七百九、七百十、七百十一、七百十二、七百十三、七百十四、七百十五、七百十六、七百十七、七百十八、七百十九、七百二十、七百二十一、七百二十二、七百二十三、七百二十四、七百二十五、七百二十六、七百二十七、七百二十八、七百二十九、七百三十、七百三十一、七百三十二、七百三十三、七百三十四、七百三十五、七百三十六、七百三十七、七百三十八、七百三十九、七百四十、七百四十一、七百四十二、七百四十三、七百四十四、七百四十五、七百四十六、七百四十七、七百四十八、七百四十九、七百五十、七百五十一、七百五十二、七百五十三、七百五十四、七百五十五、七百五十六、七百五十七、七百五十八、七百五十九、七百六十、七百六十一、七百六十二、七百六十三、七百六十四、七百六十五、七百六十六、七百六十七、七百六十八、七百六十九、七百七十、七百七十一、七百七十二、七百七十三、七百七十四、七百七十五、七百七十六、七百七十七、七百七十八、七百七十九、七百八十、七百八十一、七百八十二、七百八十三、七百八十四、七百八十五、七百八十六、七百八十七、七百八十八、七百八十九、七百九十、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十四、七百九十五、七百九十六、七百九十七、七百九十八、七百九十九、八百、八百一、八百二、八百三、八百四、八百五、八百六、八百七、八百八、八百九、八百十、八百十一、八百十二、八百十三、八百十四、八百十五、八百十六、八百十七、八百十八、八百十九、八百二十、八百二十一、八百二十二、八百二十三、八百二十四、八百二十五、八百二十六、八百二十七、八百二十八、八百二十九、八百三十、八百三十一、八百三十二、八百三十三、八百三十四、八百三十五、八百三十六、八百三十七、八百三十八、八百三十九、八百四十、八百四十一、八百四十二、八百四十三、八百四十四、八百四十五、八百四十六、八百四十七、八百四十八、八百四十九、八百五十、八百五十一、八百五十二、八百五十三、八百五十四、八百五十五、八百五十六、八百五十七、八百五十八、八百五十九、八百六十、八百六十一、八百六十二、八百六十三、八百六十四、八百六十五、八百六十六、八百六十七、八百六十八、八百六十九、八百七十、八百七十一、八百七十二、八百七十三、八百七十四、八百七十五、八百七十六、八百七十七、八百七十八、八百七十九、八百八十、八百八十一、八百八十二、八百八十三、八百八十四、八百八十五、八百八十六、八百八十七、八百八十八、八百八十九、八百九十、八百九十一、八百九十二、八百九十三、八百九十四、八百九十五、八百九十六、八百九十七、八百九十八、八百九十九、九百、九百一、九百二、九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、九百八、九百九、九百十、九百十一、九百十二、九百十三、九百十四、九百十五、九百十六、九百十七、九百十八、九百十九、九百二十、九百二十一、九百二十二、九百二十三、九百二十四、九百二十五、九百二十六、九百二十七、九百二十八、九百二十九、九百三十、九百三十一、九百三十二、九百三十三、九百三十四、九百三十五、九百三十六、九百三十七、九百三十八、九百三十九、九百四十、九百四十一、九百四十二、九百四十三、九百四十四、九百四十五、九百四十六、九百四十七、九百四十八、九百四十九、九百五十、九百五十一、九百五十二、九百五十三、九百五十四、九百五十五、九百五十六、九百五十七、九百五十八、九百五十九、九百六十、九百六十一、九百六十二、九百六十三、九百六十四、九百六十五、九百六十六、九百六十七、九百六十八、九百六十九、九百七十、九百七十一、九百七十二、九百七十三、九百七十四、九百七十五、九百七十六、九百七十七、九百七十八、九百七十九、九百八十、九百八十一、九百八十二、九百八十三、九百八十四、九百八十五、九百八十六、九百八十七、九百八十八、九百八十九、九百九十、九百九十一、九百九十二、九百九十三、九百九十四、九百九十五、九百九十六、九百九十七、九百九十八、九百九十九、千、千一、千二、千三、千四、千五、千六、千七、千八、千九、千十、千十一、千十二、千十三、千十四、千十五、千十六、千十七、千十八、千十九、千二十、千二十一、千二十二、千二十三、千二十四、千二十五、千二十六、千二十七、千二十八、千二十九、千三十、千三十一、千三十二、千三十三、千三十四、千三十五、千三十六、千三十七、千三十八、千三十九、千四十、千四十一、千四十二、千四十三、千四十四、千四十五、千四十六、千四十七、千四十八、千四十九、千五十、千五十一、千五十二、千五十三、千五十四、千五十五、千五十六、千五十七、千五十八、千五十九、千六十、千六十一、千六十二、千六十三、千六十四、千六十五、千六十六、千六十七、千六十八、千六十九、千七十、千七十一、千七十二、千七十三、千七十四、千七十五、千七十六、千七十七、千七十八、千七十九、千八十、千八十一、千八十二、千八十三、千八十四、千八十五、千八十六、千八十七、千八十八、千八十九、千九十、千九十一、千九十二、千九十三、千九十四、千九十五、千九十六、千九十七、千九十八、千九十九、二千、二千一、二千二、二千三、二千四、二千五、二千六、二千七、二千八、二千九、二千十、二千十一、二千十二、二千十三、二千十四、二千十五、二千十六、二千十七、二千十八、二千十九、二千二十、二千二十一、二千二十二、二千二十三、二千二十四、二千二十五、二千二十六、二千二十七、二千二十八、二千二十九、二千三十、二千三十一、二千三十二、二千三十三、二千三十四、二千三十五、二千三十六、二千三十七、二千三十八、二千三十九、二千四十、二千四十一、二千四十二、二千四十三、二千四十四、二千四十五、二千四十六、二千四十七、二千四十八、二千四十九、二千五十、二千五十一、二千五十二、二千五十三、二千五十四、二千五十五、二千五十六、二千五十七、二千五十八、二千五十九、二千六十、二千六十一、二千六十二、二千六十三、二千六十四、二千六十五、二千六十六、二千六十七、二千六十八、二千六十九、二千七十、二千七十一、二千七十二、二千七十三、二千七十四、二千七十五、二千七十六、二千七十七、二千七十八、二千七十九、二千八十、二千八十一、二千八十二、二千八十三、二千八十四、二千八十五、二千八十六、二千八十七、二千八十八、二千八十九、二千九十、二千九十一、二千九十二、二千九十三、二千九十四、二千九十五、二千九十六、二千九十七、二千九十八、二千九十九、三千、三千一、三千二、三千三、三千四、三千五、三千六、三千七、三千八、三千九、三千十、三千十一、三千十二、三千十三、三千十四、三千十五、三千十六、三千十七、三千十八、三千十九、三千二十、三千二十一、三千二十二、三千二十三、三千二十四、三千二十五、三千二十六、三千二十七、三千二十八、三千二十九、三千三十、三千三十一、三千三十二、三千三十三、三千三十四、三千三十五、三千三十六、三千三十七、三千三十八、三千三十九、三千四十、三千四十一、三千四十二、三千四十三、三千四十四、三千四十五、三千四十六、三千四十七、三千四十八、三千四十九、三千五十、三千五十一、三千五十二、三千五十三、三千五十四、三千五十五、三千五十六、三千五十七、三千五十八、三千五十九、三千六十、三千六十一、三千六十二、三千六十三、三千六十四、三千六十五、三千六十六、三千六十七、三千六十八、三千六十九、三千七十、三千七十一、三千七十二、三千七十三、三千七十四、三千七十五、三千七十六、三千七十七、三千七十八、三千七十九、三千八十、三千八十一、三千八十二、三千八十三、三千八十四、三千八十五、三千八十六、三千八十七、三千八十八、三千八十九、三千九十、三千九十一、三千九十二、三千九十三、三千九十四、三千九十五、三千九十六、三千九十七、三千九十八、三千九十九、四千、四千一、四千二、四千三、四千四、四千五、四千六、四千七、四千八、四千九、四千十、四千十一、四千十二、四千十三、四千十四、四千十五、四千十六、四千十七、四千十八、四千十九、四千二十、四千二十一、四千二十二、四千二十三、四千二十四、四千二十五、四千二十六、四千二十七、四千二十八、四千二十九、四千三十、四千三十一、四千三十二、四千三十三、四千三十四、四千三十五、四千三十六、四千三十七、四千三十八、四千三十九、四千四十、四千四十一、四千四十二、四千四十三、四千四十四、四千四十五、四千四十六、四千四十七、四千四十八、四千四十九、四千五十、四千五十一、四千五十二、四千五十三、四千五十四、四千五十五、四千五十六、四千五十七、四千五十八、四千五十九、四千六十、四千六十一、四千六十二、四千六十三、四千六十四、四千六十五、四千六十六、四千六十七、四千六十八、四千六十九、四千七十、四千七十一、四千七十二、四千七十三、四千七十四、四千七十五、四千七十六、四千七十七、四千七十八、四千七十九、四千八十、四千八十一、四千八十二、四千八十三、四千八十四、四千八十五、四千八十六、四千八十七、四千八十八、四千八十九、四千九十、四千九十一、四千九十二、四千九十三、四千九十四、四千九十五、四千九十六、四千九十七、四千九十八、四千九十九、五千、五千一、五千二、五千三、五千四、五千五、五千六、五千七、五千八、五千九、五千十、五千十一、五千十二、五千十三、五千十四、五千十五、五千十六、五千十七、五千十八、五千十九、五千二十、五千二十一、五千二十二、五千二十三、五千二十四、五千二十五、五千二十六、五千二十七、五千二十八、五千二十九、五千三十、五千三十一、五千三十二、五千三十三、五千三十四、五千三十五、五千三十六、五千三十七、五千三十八、五千三十九、五千四十、五千四十一、五千四十二、五千四十三、五千四十四、五千四十五、五千四十六、五千四十七、五千四十八、五千四十九、五千五十、五千五十一、五千五十二、五千五十三、五千五十四、五千五十五、五千五十六、五千五十七、五千五十八、五千五十九、五千六十、五千六十一、五千六十二、五千六十三、五千六十四、五千六十五、五千六十六、五千六十七、五千六十八、五千六十九、五千七十、五千七十一、五千七十二、五千七十三、五千七十四、五千七十五、五千七十六、五千七十七、五千七十八、五千七十九、五千八十、五千八十一、五千八十二、五千八十三、五千八十四、五千八十五、五千八十六、五千八十七、五千八十八、五千八十九、五千九十、五千九十一、五千九十二、五千九十三、五千九十四、五千九十五、五千九十六、五千九十七、五千九十八、五千九十九、六千、六千一、六千二、六千三、六千四、六千五、六千六、六千七、六千八、六千九、六千十、六千十一、六千十二、六千十三、六千十四、六千十五、六千十六、六千十七、六千十八、六千十九、六千二十、六千二十一、六千二十二、六千二十三、六千二十四、六千二十五、六千二十六、六千二十七、六千二十八、六千二十九、六千三十、六千三十一、六千三十二、六千三十三、六千三十四、六千三十五、六千三十六、六千三十七、六千三十八、六千三十九、六千四十、六千四十一、六千四十二、六千四十三、六千四十四、六千四十五、六千四十六、六千四十七、六千四十八、六千四十九、六千五十、六千五十一、六千五十二、六千五十三、六千五十四、六千五十五、六千五十六、六千五十七、六千五十八、六千五十九、六千六十、六千六十一、六千六十二、六千六十三、六千六十四、六千六十五、六千六十六、六千六十七、六千六十八、六千六十九、六千七十、六千七十一、六千七十二、六千七十三、六千七十四、六千七十五、六千七十六、六千七十七、六千七十八、六千七十九、六千八十、六千八十一、六千八十二、六千八十三、六千八十四、六千八十五、六千八十六、六千八十七、六千八十八、六千八十九、六千九十、六千九十一、六千九十二、六千九十三、六千九十四、六千九十五、六千九十六、六千九十七、六千九十八、六千九十九、七千、七千一、七千二、七千三、七千四、七千五、七千六、七千七、七千八、七千九、七千十、七千十一、七千十二、七千十三、七千十四、七千十五、七千十六、七千十七、七千十八、七千十九、七千二十、七千二十一、七千二十二、七千二十三、七千二十四、七千二十五、七千二十六、七千二十七、七千二十八、七千二十九、七千三十、七千三十一、七千三十二、七千三十三、七千三十四、七千三十五、七千三十六、七千三十七、七千三十八、七千三十九、七千四十、七千四十一、七千四十二、七千四十三、七千四十四、七千四十五、七千四十六、七千四十七、七千四十八、七千四十九、七千五十、七千五十一、七千五十二、七千五十三、七千五十四、七千五十五、七千五十六、七千五十七、七千五十八、七千五十九、七千六十、七千六十一、七千六十二、七千六十三、七千六十四、七千六十五、七千六十六、七千六十七、七千六十八、七千六十九、七千七十、七千七十一、七千七十二、七千七十三、七千七十四、七千七十五、七千七十六、七千七十七、七千七十八、七千七十九、七千八十、七千八十一、七千八十二、七千八十三、七千八十四、七千八十五、七千八十六、七千八十七、七千八十八、七千八十九、七千九十、七千九十一、七千九十二、七千九十三、七千九十四、七千九十五、七千九十六、七千九十七、七千九十八、七千九十九、八千、八千一、八千二、八千三、八千四、八千五、八千六、八千七、八千八、八千九、八千十、八千十一、八千十二、八千十三、八千十四、八千十五、八千十六、八千十七、八千十八、八千十九、八千二十、八千二十一、八千二十二、八千二十三、八千二十四、八千二十五、八千二十六、八千二十七、八千二十八、八千二十九、八千三十、八千三十一、八千三十二、八千三十三、八千三十四、八千三十五、八千三十六、八千三十七、八千三十八、八千三十九、八千四十、八千四十一、八千四十二、八千四十三、八千四十四、八千四十五、八千四十六、八千四十七、八千四十八、八千四十九、八千五十、八千五十一、八千五十二、八千五十三、八千五十四、八千五十五、八千五十六、八千五十七、八千五十八、八千五十九、八千六十、八千六十一、八千六十二、八千六十三、八千六十四、八千六十五、八千六十六、八千六十七、八千六十八、八千六十九、八千七十、八千七十一、八千七十二、八千七十三、八千七十四、八千七十五、八千七十六、八千七十七、八千七十八、八千七十九、八千八十、八千八十一、八千八十二、八千八十三、八千八十四、八千八十五、八千八十六、八千八十七、八千八十八、八千八十九、八千九十、八千九十一、八千九十二、八千九十三、八千九十四、八千九十五、八千九十六、八千九十七、八千九十八、八千九十九、九千、九千一、九千二、九千三、九千四、九千五、九千六、九千七、九千八、九千九、九千十、九千十一、九千十二、九千十三、九千十四、九千十五、九千十六、九千十七、九千十八、九千十九、九千二十、九千二十一、九千二十二、九千二十三、九千二十四、九千二十五、九千二十六、九千二十七、九千二十八、九千二十九、九千三十、九千三十一、九千三十二、九千三十三、九千三十四、九千三十五、九千三十六、九千三十七、九千三十八、九千三十九、九千四十、九千四十一、九千四十二、九千四十三、九千四十四、九千四十五、九千四十六、九千四十七、九千四十八、九千四十九、九千五十、九千五十一、九千五十二、九千五十三、九千五十四、九千五十五、九千五十六、九千五十七、九千五十八、九千五十九、九千六十、九千六十一、九千六十二、九千六十三、九千六十四、九千六十五、九千六十六、九千六十七、九千六十八、九千六十九、九千七十、九千七十一、九千七十二、九千七十三、九千七十四、九千七十五、九千七十六、九千七十七、九千七十八、九千七十九、九千八十、九千八十一、九千八十二、九千八十三、九千八十四、九千八十五、九千八十六、九千八十七、九千八十八、九千八十九、九千九十、九千九十一、九千九十二、九千九十三、九千九十四、九千九十五、九千九十六、九千九十七、九千九十八、九千九十九、一万、一万一、一万二、一万三、一万四、一万五、一万六、一万七、一万八、一万九、一万十、一万十一、一万十二、一万十三、一万十四、一万十五、一万十六、一万十七、一万十八、一万十九、一万二十、一万二十一、一万二十二、一万二十三、一万二十四、一万二十五、一万二十六、一万二十七、一万二十八、一万二十九、一万三十、一万三十一、一万三十二、一万三十三、一万三十四、一万三十五、一万三十六、一万三十七、一万三十八、一万三十九、一万四十、一万四十一、一万四十二、一万四十三、一万四十四、一万四十五、一万四十六、一万四十七、一万四十八、一万四十九、一万五十、一万五十一、一万五十二、一万五十三、一万五十四、一万五十五、一万五十六、一万五十七、一万五十八、一万五十九、一万六十、一万六十一、一万六十二、一万六十三、一万六十四、一万六十五、一万六十六、一万六十七、一万六十八、一万六十九、一万七十、一万七十一、一万七十二、一万七十三、一万七十四、一万七十五、一万七十六、一万七十七、一万七十八、一万七十九、一万八十、一万八十一、一万八十二、一万八十三、一万八十四、一万八十五、一万八十六、一万八十七、一万八十八、一万八十九、一万九十、一万九十一、一万九十二、一万九十三、一万九十四、一万九十五、一万九十六、一万九十七、一万九十八、一万九十九、二万、二万一、二万二、二万三、二万四、二万五、二万六、二万七、二万八、二万九、二万十、二万十一、二万十二、二万十三、二万十四、二万十五、二万十六、二万十七、二万十八、二万十九、二万二十、二万二十一、二万二十二、二万二十三、二万二十四、二万二十五、二万二十六、二万二十七、二万二十八、二万二十九、二万三十、二万三十一、二万三十二、二万三十三、二万三十四、二万三十五、二万三十六、二万三十七、二万三十八、二万三十九、二万四十、二万四十一、二万四十二、二万四十三、二万四十四、二万四十五、二万四十六、二万四十七、二万四十八、二万四十九、二万五十、二万五十一、二万五十二、二万五十三、二万五十四、二万五十五、二万五十六、二万五十七、二万五十八、二万五十九、二万六十、二万六十一、二万六十二、二万六十三、二万六十四、二万六十五、二万六十六、二万六十七、二万六十八、二万六十九、二万七十、二万七十一、二万七十二、二万七十三、二万七十四、二万七十五、二万七十六、二万七十七、二万七十八、二万七十九、二万八十、二万八十一、二万八十二、二万八十三、二万八十四、二万八十五、二万八十六、二万八十七、二万八十八、二万八十九、二万九十、二万九十一、二万九十二、二万九十三、二万九十四、二万九十五、二万九十六、二万九十七、二万九十八、二万九十九、三万、三万一、三万二、三万三、三万四、三万五、三万六、三万七、三万八、三万九、三万十、三万十一、三万十二、三万十三、三万十四、三万十五、三万十六、三万十七、三万十八、三万十九、三万二十、三万二十一、三万二十二、三万二十三、三万二十四、三万二十五、三万二十六、三万二十七、三万二十八、三万二十九、三万三十、三万三十一、三万三十二、三万三十三、三万三十四、三万三十五、三万三十六、三万三十七、三万三十八、三万三十九、三万四十、三万四十一、三万四十二、三万四十三、三万四十四、三万四十五、三万四十六、三万四十七、三万四十八、三万四十九、三万五十、三万五十一、三万五十二、三万五十三、三万五十四、三万五十五、三万五十六、三万五十七、三万五十八、三万五十九、三万六十、三万六十一、三万六十二、三万六十三、三万六十四、三万六十五、三万六十六、三万六十七、三万六十八、三万六十九、三万七十、三万七十一、三万七十二、三万七十三、三万七十四、三万七十五、三万七十六、三万七十七、三万七十八、三万七十九、三万八十、三万八十一、三万八十二、三万八十三、三万八十四、三万八十五、三万八十六、三万八十七、三万八十八、三万八十九、三万九十、三万九十一、三万九十二、三万九十三、三万九十四、三万九十五、三万九十六、三万九十七、三万九十八、三万九十九、四万、四万一、四万二、四万三、四万四、四万五、四万六、四万七、四万八、四万九、四万十、四万十一、四万十二、四万十三、四万十四、四万十五、四万十六、四万十七、四万十八、四万十九、四万二十、四万二十一、四万二十二、四万二十三、四万二十四、四万二十五、四万二十六、四万二十七、四万二十八、四万二十九、四万三十、四万三十一、四万三十二、四万三十三、四万三十四、四万三十五、四万三十六、四万三十七、四万三十八、四万三十九、四万四十、四万四十一、四万四十二、四万四十三、四万四十四、四万四十五、四万四十六、四万四十七、四万四十八、四万四十九、四万五十、四万五十一、四万五十二、四万五十三、四万五十四、四万五十五、四万五十六、四万五十七、四万五十八、四万五十九、四万六十、四万六十一、四万六十二、四万六十三、四万六十四、四万六十五、四万六十六、四万六十七、四万六十八、四万六十九、四万七十、四万七十一、四万七十二、四万七十三、四万七十四、四万七十五、四万七十六、四万七十七、四万七十八、四万七十九、四万八十、四万八十一、四万八十二、四万八十三、四万八十四、四万八十五、四万八十六、四万八十七、四万八十八、四万八十九、四万九十、四万九十一、四万九十二、四万九十三、四万九十四、四万九十五、四万九十六、四万九十七、四万九十八、四万九十九、五万、五万一、五万二、五万三、五万四、五万五、五万六、五万七、五万八、五万九、五万十、五万十一、五万十二、五万十三、五万十四、五万十五、五万十六、五万十七、五万十八、五万十九、五万二十、五万二十一、五万二十二、五万二十三、五万二十四、五万二十五、五万二十六、五万二十七、五万二十八、五万二十九、五万三十、五万三十一、五万三十二、五万三十三、五万三十四、五万三十五、五万三十六、五万三十七、五万三十八、五万三十九、五万四十、五万四十一、五万四十二、五万四十三、五万四十四、五万四十五、五万四十六、五万四十七、五万四十八、五万四十九、五万五十、五万五十一、五万五十二、五万五十三、五万五十四、五万五十五、五万五十六、五万五十七、五万五十八、五万五十九、五万六十、五万六十一、五万六十二、五万六十三、五万六十四、五万六十五、五万六十六、五万六十七、五万六十八、五万六十九、五万七十、五万七十一、五万七十二、五万七十三、五万七十四、五万七十五、五万七十六、五万七十七、五万七十八、五万七十九、五万八十、五万八十一、五万八十二、五万八十三、五万八十四、五万八十五、五万八十六、五万八十七、五万八十八、五万八十九、五万九十、五万九十一、五万九十二、五万九十三、五万九十四、五万九十五、五万九十六、五万九十七、五万九十八、五万九十九、六万、六万一、六万二、六万三、六万四、六万五、六万六、六万七、六万八、六万九、六万十、六万十一、六万十二、六万十三、六万十四、六万十五、六万十六、六万十七、六万十八、六万十九、六万二十、六万二十一、六万二十二、六万二十三、六万二十四、六万二十五、六万二十六、六万二十七、六万二十八、六万二十九、六万三十、六万三十一、六万三十二、六万三十三、六万三十四、六万三十五、六万三十六、六万三十七、六万三十八、六万三十九、六万四十、六万四十一、六万四十二、六万四十三、六万四十四、六万四十五、六万四十六、六万四十七、六万四十八、六万四十九、六万五十、六万五十一、六万五十二、六万五十三、六万五十四、六万五十五、六万五十六、六万五十七、六万五十八、六万五十九、六万六十、六万六十一、六万六十二、六万六十三、六万六十四、六万六十五、六万六十六、六万六十七、六万六十八、六万六十九、六万七十、六万七十一、六万七十二、六万七十三、六万七十四、六万七十五、六万七十六、六万七十七、六万七十八、六万七十九、六万八十、六万八十一、六万八十二、六万八十三、六万八十四、六万八十五、六万八十六、六万八十七、六万八十八、六万八十九、六万九十、六万九十一、六万九十二、六万九十三、六万九十四、六万九十五、六万九十六、六万九十七、六万九十八、六万九十九、七万、七万一、七万二、七万三、七万四、七万五、七万六、七万七、七万八、七万九、七万十、七万十一、七万十二、七万十三、七万十四、七万十五、七万十六、七万十七、七万十八、七万十九、七万二十、七万二十一、七万二十二、七万二十三、七万二十四、七万二十五、七万二十六、七万二十七、七万二十八、七万二十九、七万三十、七万三十一、七万三十二、七万三十三、七万三十四、七万三十五、七万三十六、七万三十七、七万三十八、七万三十九、七万四十、七万四十一、七万四十二、七万四十三、七万四十四、七万四十五、七万四十六、七万四十七、七万四十八、七万四十九、七万五十、七万五十一、七万五十二、七万五十三、七万五十四、七万五十五、七万五十六、七万五十七、七万五十八、七万五十九、七万六十、七万六十一、七万六十二、七万六十三、七万六十四、七万六十五、七万六十六、七万六十七、七万六十八、七万六十九、七万七十、七万七十一、七万七十二、七万七十三、七万七十四、七万七十五、七万七十六、七万七十七、七万七十八、七万七十九、七万八十、七万八十一、七万八十二、七万八十三、七万八十四、七万八十五、七万八十六、七万八十七、七万八十八、七万八十九、七万九十、七万九十一、七万九十二、七万九十三、七万九十四、七万九十五、七万九十六、七万九十七、七万九十八、七万九十九、八万、八万一、八万二、八万三、八万四、八万五、八万六、八万七、八万八、八万九、八万十、八万十一、八万十二、八万十三、八万十四、八万十五、八万十六、八万十七、八万十八、八万十九、八万二十、八万二十一、八万二十二、八万二十三、八万二十四、八万二十五、八万二十六、八万二十七、八万二十八、八万二十九、八万三十、八万三十一、八万三十二、八万三十三、八万三十四、八万三十五、八万三十六、八万三十七、八万三十八、八万三十九、八万四十、八万四十一、八万四十二、八万四十三、八万四十四、八万四十五、八万四十六、八万四十七、八万四十八、八万四十九、八万五十、八万五十一、八万五十二、八万五十三、八万五十四、八万五十五、八万五十六、八万五十七、八万五十八、八万五十九、八万六十、八万六十一、八万六十二、八万六十三、八万六十四、八万六十五、八万六十六、八万六十七、八万六十八、八万六十九、八万七十、八万七十一、八万七十二、八万七十三、八万七十四、八万七十五、八万七十六、八万七十七、八万七十八、八万七十九、八万八十、八万八十一、八万八十二、八万八十三、八万八十四、八万八十五、八万八十六、八万八十七、八万八十八、八万八十九、八万九十、八万九十一、八万九十二、八万九十三、八万九十四、八万九十五、八万九十六、八万九十七、八万九十八、八万九十九、九万、九万一、九万二、九万三、九万四、九万五、九万六、九万七、九万八、九万九、十万、十万一、十万二、十万三、十万四、十万五、十万六、十万七、十万八、十万九、十万十、十万十一、十万十二、十万十三、十万十四、十万十五、十万十六、十万十七、十万十八、十万十九、十万二十、十万二十一、十万二十二、十万二十三、十万二十四、十万二十五、十万二十六、十万二十七、十万二十八、十万二十九、十万三十、十万三十一、十万三十二、十万三十三、十万三十四、十万三十五、十万三十六、十万三十七、十万三十八、十万三十九、十万四十、十万四十一、十万四十二、十万四十三、十万四十四、十万四十五、十万四十六、十万四十七、十万四十八、十万四十九、十万五十、十万五十一、十万五十二、十万五十三、十万五十四、十万五十五、十万五十六、十万五十七、十万五十八、十万五十九、十万六十、十万六十一、十万六十二、十万六十三、十万六十四、十万六十五、十万六十六、十万六十七、十万六十八、十万六十九、十万七十、十万七十一、十万七十二、十万七十三、十万七十四、十万七十五、十万七十六、十万七十七、十万七十八、十万七十九、十万八十、十万八十一、十万八十二、十万八十三、十万八十四、十万八十五、十万八十六、十万八十七、十万八十八、十万八十九、十万九十、十万九十一、十万九十二、十万九十三、十万九十四、十万九十五、十万九十六、十万九十七、十万九十八、十万九十九、二十万、二十万一、二十万二、二十万三、二十万四、二十万五、二十万六、二十万七、二十万八、二十万九、二十万十、二十万十一、二十万十二、二十万十三、二十万十四、二十万十五、二十万十六、二十万十七、二十万十八、二十万十九、二十万二十、二十万二十一、二十万二十二、二十万二十三、二十万二十四、二十万二十五、二十万二十六、二十万二十七、二十万二十八、二十万二十九、二十万三十、二十万三十一、二十万三十二、二十万三十三、二十万三十四、二十万三十五、二十万三十六、二十万三十七、二十万三十八、二十万三十九、二十万四十、二十万四十一、二十万四十二、二十万四十三、二十万四十四、二十万四十五、二十万四十六、二十万四十七、二十万四十八、二十万四十九、二十万五十、二十万五十一、二十万五十二、二十万五十三、二十万五十四、二十万五十五、二十万五十六、二十万五十七、二十万五十八、二十万五十九、二十万六十、二十万六十一、二十万六十二、二十万六十三、二十万六十四、二十万六十五、二十万六十六、二十万六十七、二十万六十八、二十万六十九、二十万七十、二十

師團	時日	師團	時日
第一師團	東京 出發 九月十八日	第二師團	仙台 出發 九月十八日
第三師團	名古屋 出發 九月十八日	第四師團	大阪 出發 九月十八日
第五師團	廣島 出發 九月十八日	第六師團	熊本 出發 九月十八日
第七師團	札幌 出發 九月十八日	第八師團	善通寺 出發 九月十八日
第九師團	金澤 出發 九月十八日	第十師團	岐阜 出發 九月十八日
第十一師團	姬路 出發 九月十八日	第十二師團	岡山 出發 九月十八日
第十三師團	宇都宮 出發 九月十八日	第十四師團	久留米 出發 九月十八日
第十五師團	高田 出發 九月十八日	第十六師團	京都 出發 九月十八日
第十七師團	豐橋 出發 九月十八日	第十八師團	岩國 出發 九月十八日
第十九師團	羅南 出發 九月十八日	第二十師團	會寧 出發 九月十八日
第二十一師團	龍山 出發 九月十八日	第二十二師團	平壤 出發 九月十八日
第二十三師團	豐原 出發 九月十八日	第二十四師團	臺南 出發 九月十八日
第二十五師團	奉天 出發 九月十八日	第二十六師團	奉天 出發 九月十八日
第二十七師團	長春 出發 九月十八日	第二十八師團	吉林 出發 九月十八日
第二十九師團	哈爾賓 出發 九月十八日	第三十師團	齊齊哈爾 出發 九月十八日

師団	第九	軍工歩三	九月四日	九月九日	東京北部	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十五日
師団	第十	軍工歩十	九月四日	九月十一日	東京北部	○九月十四日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十五日
師団	第十一	軍工歩十一	九月四日	九月八日	東京南部	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第十二	軍工歩十二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十	軍工歩三六 輜重輸卒一〇八 一大隊	九月四日	九月六日	東京南部	○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十	軍工歩三八 輜重輸卒一〇五	九月四日	九月三日	東京南部	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十六日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月三日(大正十二年九月一日ノ震災ニ際シ行方不明ト為リ死亡ノ取扱ヲ為シタル者ニ付)(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十九日
師団	第十六	軍工歩十六 輜重輸卒一〇七 一中隊	九月四日	九月六日	東京南部	(九月七日ヨリ九月九日ニ至リ東京府下ニ於テ戒厳令ノ施行セラレタル間ニ於ケル軍人ノ行為ニ関シ軍人ニ非サル者ニ対シ軍法会議ニ於テ裁判ヲ為スヘキ件)	九月二十八日
師団	第十七	軍工歩十七 輜重輸卒一〇七	九月四日	九月九日	東京南部	○十月十七日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	十月八日 九月二十五日
師団	第十八	軍工歩十八 輜重輸卒一〇八	九月四日	九月九日	東京南部	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	十月十五日 九月二十一日
師団	第十九	軍工歩十九 輜重輸卒一〇九	九月四日	九月十一日	東京南部	○九月十六日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23) ○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	十月十五日 九月二十一日
師団	第二十	軍工歩二十 輜重輸卒一一〇	九月四日	九月八日	東京南部	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十一	軍工歩二十一 輜重輸卒一一一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十二	軍工歩二十二 輜重輸卒一一二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十三	軍工歩二十三 輜重輸卒一一三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十四	軍工歩二十四 輜重輸卒一一四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十五	軍工歩二十五 輜重輸卒一一五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十六	軍工歩二十六 輜重輸卒一一六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十七	軍工歩二十七 輜重輸卒一一七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十八	軍工歩二十八 輜重輸卒一一八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第二十九	軍工歩二十九 輜重輸卒一一九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十一	軍工歩三一 輜重輸卒一二一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十二	軍工歩三二 輜重輸卒一二二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十三	軍工歩三三 輜重輸卒一二三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十四	軍工歩三四 輜重輸卒一二四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十五	軍工歩三五 輜重輸卒一二五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十六	軍工歩三六 輜重輸卒一二六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十七	軍工歩三七 輜重輸卒一二七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十八	軍工歩三八 輜重輸卒一二八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第三十九	軍工歩三九 輜重輸卒一二九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十一	軍工歩四一 輜重輸卒一三一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十二	軍工歩四二 輜重輸卒一三二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十三	軍工歩四三 輜重輸卒一三三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十四	軍工歩四四 輜重輸卒一三四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十五	軍工歩四五 輜重輸卒一三五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十六	軍工歩四六 輜重輸卒一三六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十七	軍工歩四七 輜重輸卒一三七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十八	軍工歩四八 輜重輸卒一三八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第四十九	軍工歩四九 輜重輸卒一三九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十	軍工歩五〇 輜重輸卒一四〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十一	軍工歩五一 輜重輸卒一四一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十二	軍工歩五二 輜重輸卒一四二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十三	軍工歩五三 輜重輸卒一四三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十四	軍工歩五四 輜重輸卒一四四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十五	軍工歩五五 輜重輸卒一四五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十六	軍工歩五六 輜重輸卒一四六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十七	軍工歩五七 輜重輸卒一四七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十八	軍工歩五八 輜重輸卒一四八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第五十九	軍工歩五九 輜重輸卒一四九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十	軍工歩六〇 輜重輸卒一五〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十一	軍工歩六一 輜重輸卒一五一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十二	軍工歩六二 輜重輸卒一五二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十三	軍工歩六三 輜重輸卒一五三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十四	軍工歩六四 輜重輸卒一五四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十五	軍工歩六五 輜重輸卒一五五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十六	軍工歩六六 輜重輸卒一五六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十七	軍工歩六七 輜重輸卒一五七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十八	軍工歩六八 輜重輸卒一五八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第六十九	軍工歩六九 輜重輸卒一五九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十	軍工歩七〇 輜重輸卒一六〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十一	軍工歩七一 輜重輸卒一六一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十二	軍工歩七二 輜重輸卒一六二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十三	軍工歩七三 輜重輸卒一六三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十四	軍工歩七四 輜重輸卒一六四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十五	軍工歩七五 輜重輸卒一六五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十六	軍工歩七六 輜重輸卒一六六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十七	軍工歩七七 輜重輸卒一六七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十八	軍工歩七八 輜重輸卒一六八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第七十九	軍工歩七九 輜重輸卒一六九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十	軍工歩八〇 輜重輸卒一七〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十一	軍工歩八一 輜重輸卒一七一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十二	軍工歩八二 輜重輸卒一七二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十三	軍工歩八三 輜重輸卒一七三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十四	軍工歩八四 輜重輸卒一七四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十五	軍工歩八五 輜重輸卒一七五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十六	軍工歩八六 輜重輸卒一七六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十七	軍工歩八七 輜重輸卒一七七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十八	軍工歩八八 輜重輸卒一七八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第八十九	軍工歩八九 輜重輸卒一七九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十	軍工歩九〇 輜重輸卒一八〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十一	軍工歩九一 輜重輸卒一八一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十二	軍工歩九二 輜重輸卒一八二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十三	軍工歩九三 輜重輸卒一八三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十四	軍工歩九四 輜重輸卒一八四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十五	軍工歩九五 輜重輸卒一八五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十六	軍工歩九六 輜重輸卒一八六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十七	軍工歩九七 輜重輸卒一八七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十八	軍工歩九八 輜重輸卒一八八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第九十九	軍工歩九九 輜重輸卒一八九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百	軍工歩一〇〇 輜重輸卒一九〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百一	軍工歩一〇一 輜重輸卒一九一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二	軍工歩一〇二 輜重輸卒一九二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三	軍工歩一〇三 輜重輸卒一九三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四	軍工歩一〇四 輜重輸卒一九四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五	軍工歩一〇五 輜重輸卒一九五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百六	軍工歩一〇六 輜重輸卒一九六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百七	軍工歩一〇七 輜重輸卒一九七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百八	軍工歩一〇八 輜重輸卒一九八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百九	軍工歩一〇九 輜重輸卒一九九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十	軍工歩一一〇 輜重輸卒二〇〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十一	軍工歩一一一 輜重輸卒二〇一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十二	軍工歩一一二 輜重輸卒二〇二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十三	軍工歩一一三 輜重輸卒二〇三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十四	軍工歩一一四 輜重輸卒二〇四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十五	軍工歩一一五 輜重輸卒二〇五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十六	軍工歩一一六 輜重輸卒二〇六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十七	軍工歩一一七 輜重輸卒二〇七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十八	軍工歩一一八 輜重輸卒二〇八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百十九	軍工歩一一九 輜重輸卒二〇九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十	軍工歩一二〇 輜重輸卒二一〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十一	軍工歩一二一 輜重輸卒二一一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十二	軍工歩一二二 輜重輸卒二一二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十三	軍工歩一二三 輜重輸卒二一三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十四	軍工歩一二四 輜重輸卒二一四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十五	軍工歩一二五 輜重輸卒二一五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十六	軍工歩一二六 輜重輸卒二一六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十七	軍工歩一二七 輜重輸卒二一七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十八	軍工歩一二八 輜重輸卒二一八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百二十九	軍工歩一二九 輜重輸卒二一九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十	軍工歩一三〇 輜重輸卒二二〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十一	軍工歩一三一 輜重輸卒二二一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十二	軍工歩一三二 輜重輸卒二二二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十三	軍工歩一三三 輜重輸卒二二三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十四	軍工歩一三四 輜重輸卒二二四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十五	軍工歩一三五 輜重輸卒二二五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十六	軍工歩一三六 輜重輸卒二二六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十七	軍工歩一三七 輜重輸卒二二七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十八	軍工歩一三八 輜重輸卒二二八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百三十九	軍工歩一三九 輜重輸卒二二九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十	軍工歩一四〇 輜重輸卒二三〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十一	軍工歩一四一 輜重輸卒二三一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十二	軍工歩一四二 輜重輸卒二三二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十三	軍工歩一四三 輜重輸卒二三三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十四	軍工歩一四四 輜重輸卒二三四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十五	軍工歩一四五 輜重輸卒二三五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十六	軍工歩一四六 輜重輸卒二三六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十七	軍工歩一四七 輜重輸卒二三七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十八	軍工歩一四八 輜重輸卒二三八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百四十九	軍工歩一四九 輜重輸卒二三九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十	軍工歩一五〇 輜重輸卒二四〇	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十一	軍工歩一五一 輜重輸卒二四一	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十二	軍工歩一五二 輜重輸卒二四二	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十三	軍工歩一五三 輜重輸卒二四三	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十四	軍工歩一五四 輜重輸卒二四四	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十五	軍工歩一五五 輜重輸卒二四五	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十六	軍工歩一五六 輜重輸卒二四六	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十七	軍工歩一五七 輜重輸卒二四七	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十八	軍工歩一五八 輜重輸卒二四八	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護法ニ依リ左ノ通リ指定ス(官報23)	九月二十六日
師団	第百五十九	軍工歩一五九 輜重輸卒二四九	九月四日	九月八日	千葉県	○九月十五日軍事保護

戒嚴地域内警備狀況

自大正十二年九月上旬
至同　年十月下旬

兵力使用要項

旬次	總和曲線	總和人員（第一日）	軍隊並警察官増減曲線 軍隊	警察官	憲兵
九月上旬（前半）		40,000			
九月上旬（後半）		54,000			
九月中旬		64,000			
九月下旬		58,000			
十月上旬		54,000			
十月中旬		53,000			
十月下旬		36,000			

兵力逐次増加
警備（分散配置）一般
濟併行

兵力集結
警備專任

撤去（憲兵及警察官増加）
第一次

第二次

第三次
地方師團及連隊全部撤去

備考
（人員ハ概數ヲ示ス　二千乘與七個軍隊（憲兵ヲ含ム）數約八十五百名）

十月一日以後ハ十月下旬態勢ニ在リ

軍隊最大總兵力

撤去軍隊數

第一次	一、步兵六大隊 二、騎重一大隊 三、衛生隊關十七個
第二次	一、步兵十三大隊 二、工兵十一大隊
第三次	一、步兵一大隊 二、工兵四大隊

補遺

關東戒嚴司令部

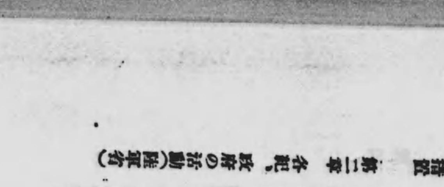

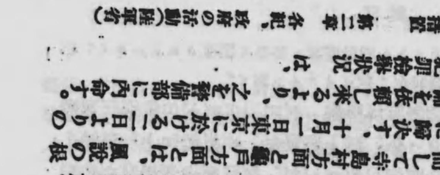

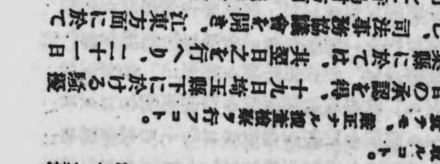

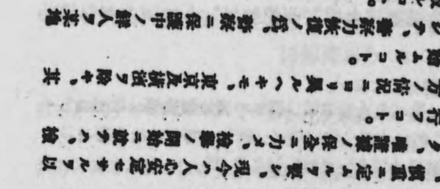

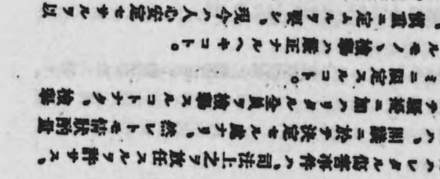

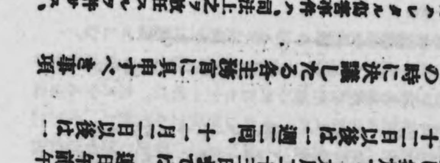

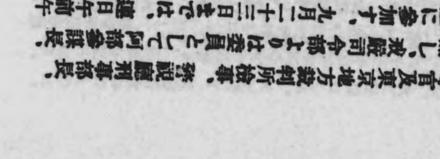

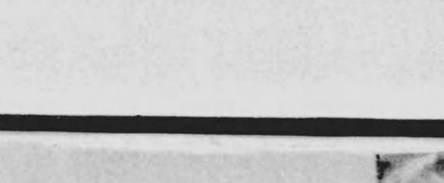

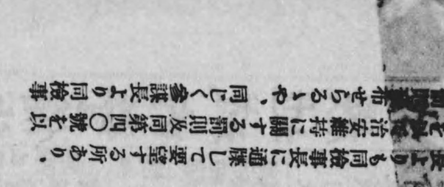

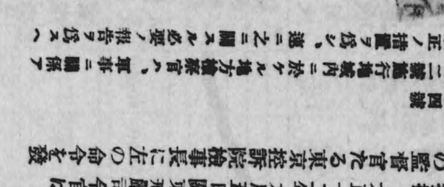

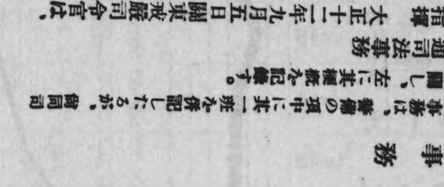

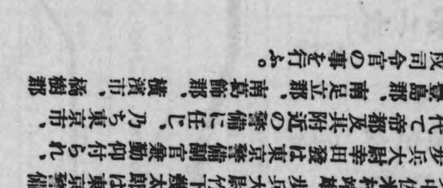

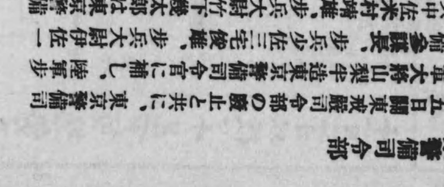

司法事務

令官の指揮を受け、左に其概要を記載す。

(一)東京通司法事務

イ、地方裁判所検事の監督官たる東京控訴院検事長に左の命令を發す。

大正十二年九月五日　関東戒厳司令官

関係地方裁判所検事の監督官たる東京控訴院検事長は、左に掲ぐる事項に關し、適當の措置を爲すべし。

ロ、陸軍刑法犯罪處罰令施行中に於ける加重

陸軍刑法犯罪處罰令施行中に於ける加重は、之を廢止す。

ハ、前項廢止の結果、從前の加重に該當する者にして、未だ其の刑の執行を終らざるものは、其の殘刑期間に於ては、之を減輕す。

ニ、陸軍刑法犯罪處罰令施行中に於ける減輕

陸軍刑法犯罪處罰令施行中に於ける減輕は、之を廢止す。

ホ、前項廢止の結果、從前の減輕に該當する者にして、未だ其の刑の執行を終らざるものは、其の殘刑期間に於ては、之を加重す。

ヘ、地方裁判所検事と東京戒厳司令官との連絡

地方裁判所検事は、其の管轄區域内に於ける治安維持に關する事項に付、東京戒厳司令官と連絡を保つの必要上、東京戒厳司令部に連絡將校を派遣し、以て連絡の圓滑を圖るべし。

ト、東京戒厳司令部と東京警備司令部との連絡

東京戒厳司令部と東京警備司令部とは、緊密なる連絡を保つの必要上、東京警備司令部に連絡將校を派遣し、以て連絡の圓滑を圖るべし。

チ、東京警備司令部

東京警備司令部は、東京戒厳司令官の指揮を受け、東京市内に於ける警備を掌り、且つ東京戒厳司令部の廢止と共に、東京警備司令部に復帰すべし。

大正十二年十一月一日　関東戒厳司令官

東京警備司令部は、大佐一人、陸軍歩兵大佐一人、陸軍歩兵大佐又は陸軍歩兵中佐一人、陸軍歩兵大尉又は中尉一人、陸軍歩兵大尉又は中尉又は陸軍歩兵少尉一人、陸軍歩兵大尉又は中尉又は陸軍歩兵少尉又は陸軍騎兵大尉又は中尉又は陸軍騎兵少尉一人、陸軍騎兵大尉又は中尉又は陸軍騎兵少尉又は陸軍工兵大尉又は中尉又は陸軍工兵少尉一人、陸軍工兵大尉又は中尉又は陸軍工兵少尉又は陸軍輜重兵大尉又は中尉又は陸軍輜重兵少尉一人、陸軍輜重兵大尉又は中尉又は陸軍輜重兵少尉又は陸軍憲兵大尉又は中尉又は陸軍憲兵少尉一人、陸軍憲兵大尉又は中尉又は陸軍憲兵少尉又は陸軍軍醫正又は陸軍軍醫一人、陸軍軍醫正又は陸軍軍醫一人、陸軍軍醫正又は陸軍軍醫一人、陸軍軍醫正又は陸軍軍醫一人、陸軍主計正又は陸軍主計一人、陸軍主計正又は陸軍主計一人、陸軍主計正又は陸軍主計一人、陸軍主計正又は陸軍主計一人、陸軍獸醫正又は陸軍獸醫一人、陸軍獸醫正又は陸軍獸醫一人、陸軍獸醫正又は陸軍獸醫

(二)軍事上必要ある場合又は三々五々なりて交通の途上、部隊を結
したるに準ずるもの。
(三)軍事上特殊人の不足行為を目的としたる犯罪の目的に供用す
るもの。
(三)軍事に関する第一項の行為に供用するもの。
(四)軍事の犯罪捜査を必要とする場合の○○○○の証拠物
件に供用するもの。
ハ、中欄一般に属するもの
(一)正当事実を装置せる一般の船舶の使人。
(二)軍人軍属の同伴者の携帯品又は軍用の船舶に積載したるに
因るもの。
(三)前項一般の事件捜査のため○○○○の証拠物件。
要するに正当事実を装置せる一般の船舶に積載したる物品と雖も、
其の目的のものは、軍事上必要なる場合に於ては、前項一般
のものに関するものは、軍事上必要なる場合に於ては、前項一般
に関するものは、軍事の使人又は○○○○の証拠物件に関係
のものと認められる、或は軍事上緊急の場合に於ては、其の
軍属なり。
軍事令第に於ては、前項に依り第六条に定めたる事項の外、
軍事令第に於ては、前項に依り第六条に定めたる事項の外、
軍事令第に於ては、前項に依り第六条に定めたる事項の外、

に関する部隊あり、茲において左の作戦指導の計画指示をなす。

1、各軍団直轄重砲兵連隊（第二方面軍第十四軍軍直轄重砲兵連隊を除く）自九月十九日至九月三十日
重砲兵連隊計十六隊）

2、関東防空（少将飯田祥二郎）少将飯田祥二郎指揮部隊、少将飯田祥二郎指揮部隊（飛行第二戦隊）
九月二十一日

3、少将工兵隊ヨリ航空兵第一ノ特殊任務（少将二九、少将三一、少将三六、少将三〇、少将八、少将三〇、少将三五、少将三九、少将三七、少将七、少将三五、少将三七、少将三三、少将三五、少将一〇、少将一二、少将一三、少将一五、少将一六大隊、計十六隊）
自九月二十七日至十月五日

4、少将指揮（少将指揮部隊、少将指揮部隊、第一少将指揮部隊、第二十六大隊、第二十八大隊、第二十九大隊、第三十大隊、第三十一大隊、第三十二大隊、第三十三大隊、第三十四大隊、第三十五大隊、第三十六大隊、第三十七大隊、第三十八大隊、第三十九大隊、第四十大隊、第四十一大隊、第四十二大隊、第四十三大隊、第四十四大隊、第四十五大隊、第四十六大隊、第四十七大隊、第四十八大隊、第四十九大隊、第五十大隊、第五十一大隊、第五十二大隊、第五十三大隊、第五十四大隊、第五十五大隊、第五十六大隊、第五十七大隊、第五十八大隊、第五十九大隊、第六〇大隊、第六一大隊、第六二大隊、第六三大隊、第六四大隊、第六五大隊、第六六大隊、第六七大隊、第六八大隊、第六九大隊、第七〇大隊、第七一大隊、第七二大隊、第七三大隊、第七四大隊、第七五大隊、第七六大隊、第七七大隊、第七八大隊、第七九大隊、第八〇大隊、第八一大隊、第八二大隊、第八三大隊、第八四大隊、第八五大隊、第八六大隊、第八七大隊、第八八大隊、第八九大隊、第九〇大隊、第九一大隊、第九二大隊、第九三大隊、第九四大隊、第九五大隊、第九六大隊、第九七大隊、第九八大隊、第九九大隊、第一〇〇大隊、第一〇一大隊、第一〇二大隊、第一〇三大隊、第一〇四大隊、第一〇五大隊、第一〇六大隊、第一〇七大隊、第一〇八大隊、第一〇九大隊、第一一〇大隊、第一一一大隊、第一一二大隊、第一一三大隊、第一一四大隊、第一一五大隊、第一一六大隊、第一一七大隊、第一一八大隊、第一一九大隊、第一二〇大隊、第一二一大隊、第一二二大隊、第一二三大隊、第一二四大隊、第一二五大隊、第一二六大隊、第一二七大隊、第一二八大隊、第一二九大隊、第一三〇大隊、第一三一大隊、第一三二大隊、第一三三大隊、第一三四大隊、第一三五大隊、第一三六大隊、第一三七大隊、第一三八大隊、第一三九大隊、第一四〇大隊、第一四一大隊、第一四二大隊、第一四三大隊、第一四四大隊、第一四五大隊、第一四六大隊、第一四七大隊、第一四八大隊、第一四九大隊、第一五〇大隊、第一五一大隊、第一五二大隊、第一五三大隊、第一五四大隊、第一五五大隊、第一五六大隊、第一五七大隊、第一五八大隊、第一五九大隊、第一六〇大隊、第一六一大隊、第一六二大隊、第一六三大隊、第一六四大隊、第一六五大隊、第一六六大隊、第一六七大隊、第一六八大隊、第一六九大隊、第一七〇大隊、第一七一大隊、第一七二大隊、第一七三大隊、第一七四大隊、第一七五大隊、第一七六大隊、第一七七大隊、第一七八大隊、第一七九大隊、第一八〇大隊、第一八一大隊、第一八二大隊、第一八三大隊、第一八四大隊、第一八五大隊、第一八六大隊、第一八七大隊、第一八八大隊、第一八九大隊、第一九〇大隊、第一九一大隊、第一九二大隊、第一九三大隊、第一九四大隊、第一九五大隊、第一九六大隊、第一九七大隊、第一九八大隊、第一九九大隊、第二〇〇大隊、第二〇一大隊、第二〇二大隊、第二〇三大隊、第二〇四大隊、第二〇五大隊、第二〇六大隊、第二〇七大隊、第二〇八大隊、第二〇九大隊、第二一〇大隊、第二一一大隊、第二一二大隊、第二一三大隊、第二一四大隊、第二一五大隊、第二一六大隊、第二一七大隊、第二一八大隊、第二一九大隊、第二二〇大隊、第二二一大隊、第二二二大隊、第二二三大隊、第二二四大隊、第二二五大隊、第二二六大隊、第二二七大隊、第二二八大隊、第二二九大隊、第二三〇大隊、第二三一大隊、第二三二大隊、第二三三大隊、第二三四大隊、第二三五大隊、第二三六大隊、第二三七大隊、第二三八大隊、第二三九大隊、第二四〇大隊、第二四一大隊、第二四二大隊、第二四三大隊、第二四四大隊、第二四五大隊、第二四六大隊、第二四七大隊、第二四八大隊、第二四九大隊、第二五〇大隊、第二五一大隊、第二五二大隊、第二五三大隊、第二五四大隊、第二五五大隊、第二五六大隊、第二五七大隊、第二五八大隊、第二五九大隊、第二六〇大隊、第二六一大隊、第二六二大隊、第二六三大隊、第二六四大隊、第二六五大隊、第二六六大隊、第二六七大隊、第二六八大隊、第二六九大隊、第二七〇大隊、第二七一大隊、第二七二大隊、第二七三大隊、第二七四大隊、第二七五大隊、第二七六大隊、第二七七大隊、第二七八大隊、第二七九大隊、第二八〇大隊、第二八一大隊、第二八二大隊、第二八三大隊、第二八四大隊、第二八五大隊、第二八六大隊、第二八七大隊、第二八八大隊、第二八九大隊、第二九〇大隊、第二九一大隊、第二九二大隊、第二九三大隊、第二九四大隊、第二九五大隊、第二九六大隊、第二九七大隊、第二九八大隊、第二九九大隊、第三〇〇大隊、第三〇一大隊、第三〇二大隊、第三〇三大隊、第三〇四大隊、第三〇五大隊、第三〇六大隊、第三〇七大隊、第三〇八大隊、第三〇九大隊、第三一〇大隊、第三一一大隊、第三一二大隊、第三一三大隊、第三一四大隊、第三一五大隊、第三一六大隊、第三一七大隊、第三一八大隊、第三一九大隊、第三二〇大隊、第三二一大隊、第三二二大隊、第三二三大隊、第三二四大隊、第三二五大隊、第三二六大隊、第三二七大隊、第三二八大隊、第三二九大隊、第三三〇大隊、第三三一大隊、第三三二大隊、第三三三大隊、第三三四大隊、第三三五大隊、第三三六大隊、第三三七大隊、第三三八大隊、第三三九大隊、第三四〇大隊、第三四一大隊、第三四二大隊、第三四三大隊、第三四四大隊、第三四五大隊、第三四六大隊、第三四七大隊、第三四八大隊、第三四九大隊、第三五〇大隊、第三五一大隊、第三五二大隊、第三五三大隊、第三五四大隊、第三五五大隊、第三五六大隊、第三五七大隊、第三五八大隊、第三五九大隊、第三六〇大隊、第三六一大隊、第三六二大隊、第三六三大隊、第三六四大隊、第三六五大隊、第三六六大隊、第三六七大隊、第三六八大隊、第三六九大隊、第三七〇大隊、第三七一大隊、第三七二大隊、第三七三大隊、第三七四大隊、第三七五大隊、第三七六大隊、第三七七大隊、第三七八大隊、第三七九大隊、第三八〇大隊、第三八一大隊、第三八二大隊、第三八三大隊、第三八四大隊、第三八五大隊、第三八六大隊、第三八七大隊、第三八八大隊、第三八九大隊、第三九〇大隊、第三九一大隊、第三九二大隊、第三九三大隊、第三九四大隊、第三九五大隊、第三九六大隊、第三九七大隊、第三九八大隊、第三九九大隊、第四〇〇大隊、第四〇一大隊、第四〇二大隊、第四〇三大隊、第四〇四大隊、第四〇五大隊、第四〇六大隊、第四〇七大隊、第四〇八大隊、第四〇九大隊、第四一〇大隊、第四一一大隊、第四一二大隊、第四一三大隊、第四一四大隊、第四一五大隊、第四一六大隊、第四一七大隊、第四一八大隊、第四一九大隊、第四二〇大隊、第四二一大隊、第四二二大隊、第四二三大隊、第四二四大隊、第四二五大隊、第四二六大隊、第四二七大隊、第四二八大隊、第四二九大隊、第四三〇大隊、第四三一大隊、第四三二大隊、第四三三大隊、第四三四大隊、第四三五大隊、第四三六大隊、第四三七大隊、第四三八大隊、第四三九大隊、第四四〇大隊、第四四一大隊、第四四二大隊、第四四三大隊、第四四四大隊、第四四五大隊、第四四六大隊、第四四七大隊、第四四八大隊、第四四九大隊、第四五〇大隊、第四五一大隊、第四五二大隊、第四五三大隊、第四五四大隊、第四五五大隊、第四五六大隊、第四五七大隊、第四五八大隊、第四五九大隊、第四六〇大隊、第四六一大隊、第四六二大隊、第四六三大隊、第四六四大隊、第四六五大隊、第四六六大隊、第四六七大隊、第四六八大隊、第四六九大隊、第四七〇大隊、第四七一大隊、第四七二大隊、第四七三大隊、第四七四大隊、第四七五大隊、第四七六大隊、第四七七大隊、第四七八大隊、第四七九大隊、第四八〇大隊、第四八一大隊、第四八二大隊、第四八三大隊、第四八四大隊、第四八五大隊、第四八六大隊、第四八七大隊、第四八八大隊、第四八九大隊、第四九〇大隊、第四九一大隊、第四九二大隊、第四九三大隊、第四九四大隊、第四九五大隊、第四九六大隊、第四九七大隊、第四九八大隊、第四九九大隊、第五〇〇大隊、第五〇一大隊、第五〇二大隊、第五〇三大隊、第五〇四大隊、第五〇五大隊、第五〇六大隊、第五〇七大隊、第五〇八大隊、第五〇九大隊、第五一〇大隊、第五一一大隊、第五一二大隊、第五一三大隊、第五一四大隊、第五一五大隊、第五一六大隊、第五一七大隊、第五一八大隊、第五一九大隊、第五二〇大隊、第五二一大隊、第五二二大隊、第五二三大隊、第五二四大隊、第五二五大隊、第五二六大隊、第五二七大隊、第五二八大隊、第五二九大隊、第五三〇大隊、第五三一大隊、第五三二大隊、第五三三大隊、第五三四大隊、第五三五大隊、第五三六大隊、第五三七大隊、第五三八大隊、第五三九大隊、第五四〇大隊、第五四一大隊、第五四二大隊、第五四三大隊、第五四四大隊、第五四五大隊、第五四六大隊、第五四七大隊、第五四八大隊、第五四九大隊、第五五〇大隊、第五五一大隊、第五五二大隊、第五五三大隊、第五五四大隊、第五五五大隊、第五五六大隊、第五五七大隊、第五五八大隊、第五五九大隊、第五六〇大隊、第五六一大隊、第五六二大隊、第五六三大隊、第五六四大隊、第五六五大隊、第五六六大隊、第五六七大隊、第五六八大隊、第五六九大隊、第五七〇大隊、第五七一大隊、第五七二大隊、第五七三大隊、第五七四大隊、第五七五大隊、第五七六大隊、第五七七大隊、第五七八大隊、第五七九大隊、第五八〇大隊、第五八一大隊、第五八二大隊、第五八三大隊、第五八四大隊、第五八五大隊、第五八六大隊、第五八七大隊、第五八八大隊、第五八九大隊、第五九〇大隊、第五九一大隊、第五九二大隊、第五九三大隊、第五九四大隊、第五九五大隊、第五九六大隊、第五九七大隊、第五九八大隊、第五九九大隊、第六〇〇大隊、第六〇一大隊、第六〇二大隊、第六〇三大隊、第六〇四大隊、第六〇五大隊、第六〇六大隊、第六〇七大隊、第六〇八大隊、第六〇九大隊、第六一〇大隊、第六一一大隊、第六一二大隊、第六一三大隊、第六一四大隊、第六一五大隊、第六一六大隊、第六一七大隊、第六一八大隊、第六一九大隊、第六二〇大隊、第六二一大隊、第六二二大隊、第六二三大隊、第六二四大隊、第六二五大隊、第六二六大隊、第六二七大隊、第六二八大隊、第六二九大隊、第六三〇大隊、第六三一大隊、第六三二大隊、第六三三大隊、第六三四大隊、第六三五大隊、第六三六大隊、第六三七大隊、第六三八大隊、第六三九大隊、第六四〇大隊、第六四一大隊、第六四二大隊、第六四三大隊、第六四四大隊、第六四五大隊、第六四六大隊、第六四七大隊、第六四八大隊、第六四九大隊、第六五〇大隊、第六五一大隊、第六五二大隊、第六五三大隊、第六五四大隊、第六五五大隊、第六五六大隊、第六五七大隊、第六五八大隊、第六五九大隊、第六六〇大隊、第六六一大隊、第六六二大隊、第六六三大隊、第六六四大隊、第六六五大隊、第六六六大隊、第六六七大隊、第六六八大隊、第六六九大隊、第六七〇大隊、第六七一大隊、第六七二大隊、第六七三大隊、第六七四大隊、第六七五大隊、第六七六大隊、第六七七大隊、第六七八大隊、第六七九大隊、第六八〇大隊、第六八一大隊、第六八二大隊、第六八三大隊、第六八四大隊、第六八五大隊、第六八六大隊、第六八七大隊、第六八八大隊、第六八九大隊、第六九〇大隊、第六九一大隊、第六九二大隊、第六九三大隊、第六九四大隊、第六九五大隊、第六九六大隊、第六九七大隊、第六九八大隊、第六九九大隊、第七〇〇大隊、第七〇一大隊、第七〇二大隊、第七〇三大隊、第七〇四大隊、第七〇五大隊、第七〇六大隊、第七〇七大隊、第七〇八大隊、第七〇九大隊、第七一〇大隊、第七一一大隊、第七一二大隊、第七一三大隊、第七一四大隊、第七一五大隊、第七一六大隊、第七一七大隊、第七一八大隊、第七一九大隊、第七二〇大隊、第七二一大隊、第七二二大隊、第七二三大隊、第七二四大隊、第七二五大隊、第七二六大隊、第七二七大隊、第七二八大隊、第七二九大隊、第七三〇大隊、第七三一大隊、第七三二大隊、第七三三大隊、第七三四大隊、第七三五大隊、第七三六大隊、第七三七大隊、第七三八大隊、第七三九大隊、第七四〇大隊、第七四一大隊、第七四二大隊、第七四三大隊、第七四四大隊、第七四五大隊、第七四六大隊、第七四七大隊、第七四八大隊、第七四九大隊、第七五〇大隊、第七五一大隊、第七五二大隊、第七五三大隊、第七五四大隊、第七五五大隊、第七五六大隊、第七五七大隊、第七五八大隊、第七五九大隊、第七六〇大隊、第七六一大隊、第七六二大隊、第七六三大隊、第七六四大隊、第七六五大隊、第七六六大隊、第七六七大隊、第七六八大隊、第七六九大隊、第七七〇大隊、第七七一大隊、第七七二大隊、第七七三大隊、第七七四大隊、第七七五大隊、第七七六大隊、第七七七大隊、第七七八大隊、第七七九大隊、第七八〇大隊、第七八一大隊、第七八二大隊、第七八三大隊、第七八四大隊、第七八五大隊、第七八六大隊、第七八七大隊、第七八八大隊、第七八九大隊、第七九〇大隊、第七九一大隊、第七九二大隊、第七九三大隊、第七九四大隊、第七九五大隊、第七九六大隊、第七九七大隊、第七九八大隊、第七九九大隊、第八〇〇大隊、第八〇一大隊、第八〇二大隊、第八〇三大隊、第八〇四大隊、第八〇五大隊、第八〇六大隊、第八〇七大隊、第八〇八大隊、第八〇九大隊、第八一〇大隊、第八一一大隊、第八一二大隊、第八一三大隊、第八一四大隊、第八一五大隊、第八一六大隊、第八一七大隊、第八一八大隊、第八一九大隊、第八二〇大隊、第八二一大隊、第八二二大隊、第八二三大隊、第八二四大隊、第八二五大隊、第八二六大隊、第八二七大隊、第八二八大隊、第八二九大隊、第八三〇大隊、第八三一大隊、第八三二大隊、第八三三大隊、第八三四大隊、第八三五大隊、第八三六大隊、第八三七大隊、第八三八大隊、第八三九大隊、第八四〇大隊、第八四一大隊、第八四二大隊、第八四三大隊、第八四四大隊、第八四五大隊、第八四六大隊、第八四七大隊、第八四八大隊、第八四九大隊、第八五〇大隊、第八五一大隊、第八五二大隊、第八五三大隊、第八五四大隊、第八五五大隊、第八五六大隊、第八五七大隊、第八五八大隊、第八五九大隊、第八六〇大隊、第八六一大隊、第八六二大隊、第八六三大隊、第八六四大隊、第八六五大隊、第八六六大隊、第八六七大隊、第八六八大隊、第八六九大隊、第八七〇大隊、第八七一大隊、第八七二大隊、第八七三大隊、第八七四大隊、第八七五大隊、第八七六大隊、第八七七大隊、第八七八大隊、第八七九大隊、第八八〇大隊、第八八一大隊、第八八二大隊、第八八三大隊、第八八四大隊、第八八五大隊、第八八六大隊、第八八七大隊、第八八八大隊、第八八九大隊、第八九〇大隊、第八九一大隊、第八九二大隊、第八九三大隊、第八九四大隊、第八九五大隊、第八九六大隊、第八九七大隊、第八九八大隊、第八九九大隊、第九〇〇大隊、第九〇一大隊、第九〇二大隊、第九〇三大隊、第九〇四大隊、第九〇五大隊、第九〇六大隊、第九〇七大隊、第九〇八大隊、第九〇九大隊、第九一〇大隊、第九一一大隊、第九一二大隊、第九一三大隊、第九一四大隊、第九一五大隊、第九一六大隊、第九一七大隊、第九一八大隊、第九一九大隊、第九二〇大隊、第九二一大隊、第九二二大隊、第九二三大隊、第九二四大隊、第九二五大隊、第九二六大隊、第九二七大隊、第九二八大隊、第九二九大隊、第九三〇大隊、第九三一大隊、第九三二大隊、第九三三大隊、第九三四大隊、第九三五大隊、第九三六大隊、第九三七大隊、第九三八大隊、第九三九大隊、第九四〇大隊、第九四一大隊、第九四二大隊、第九四三大隊、第九四四大隊、第九四五大隊、第九四六大隊、第九四七大隊、第九四八大隊、第九四九大隊、第九五〇大隊、第九五一大隊、第九五二大隊、第九五三大隊、第九五四大隊、第九五五大隊、第九五六大隊、第九五七大隊、第九五八大隊、第九五九大隊、第九六〇大隊、第九六一大隊、第九六二大隊、第九六三大隊、第九六四大隊、第九六五大隊、第九六六大隊、第九六七大隊、第九六八大隊、第九六九大隊、第九七〇大隊、第九七一大隊、第九七二大隊、第九七三大隊、第九七四大隊、第九七五大隊、第九七六大隊、第九七七大隊、第九七八大隊、第九七九大隊、第九八〇大隊、第九八一大隊、第九八二大隊、第九八三大隊、第九八四大隊、第九八五大隊、第九八六大隊、第九八七大隊、第九八八大隊、第九八九大隊、第九九〇大隊、第九九一大隊、第九九二大隊、第九九三大隊、第九九四大隊、第九九五大隊、第九九六大隊、第九九七大隊、第九九八大隊、第九九九大隊、第一〇〇〇大隊、第一〇〇一大隊、第一〇〇二大隊、第一〇〇三大隊、第一〇〇四大隊、第一〇〇五大隊、第一〇〇六大隊、第一〇〇七大隊、第一〇〇八大隊、第一〇〇九大隊、第一〇一〇大隊、第一〇一一大隊、第一〇一二大隊、第一〇一三大隊、第一〇一四大隊、第一〇一五大隊、第一〇一六大隊、第一〇一七大隊、第一〇一八大隊、第一〇一九大隊、第一〇二〇大隊、第一〇二一大隊、第一〇二二大隊、第一〇二三大隊、第一〇二四大隊、第一〇二五大隊、第一〇二六大隊、第一〇二七大隊、第一〇二八大隊、第一〇二九大隊、第一〇三〇大隊、第一〇三一大隊、第一〇三二大隊、第一〇三三大隊、第一〇三四大隊、第一〇三五大隊、第一〇三六大隊、第一〇三七大隊、第一〇三八大隊、第一〇三九大隊、第一〇四〇大隊、第一〇四一大隊、第一〇四二大隊、第一〇四三大隊、第一〇四四大隊、第一〇四五大隊、第一〇四六大隊、第一〇四七大隊、第一〇四八大隊、第一〇四九大隊、第一〇五〇大隊、第一〇五一大隊、第一〇五二大隊、第一〇五三大隊、第一〇五四大隊、第一〇五五大隊、第一〇五六大隊、第一〇五七大隊、第一〇五八大隊、第一〇五九大隊、第一〇六〇大隊、第一〇六一大隊、第一〇六二大隊、第一〇六三大隊、第一〇六四大隊、第一〇六五大隊、第一〇六六大隊、第一〇六七大隊、第一〇六八大隊、第一〇六九大隊、第一〇七〇大隊、第一〇七一大隊、第一〇七二大隊、第一〇七三大隊、第一〇七四大隊、第一〇七五大隊、第一〇七六大隊、第一〇七七大隊、第一〇七八大隊、第一〇七九大隊、第一〇八〇大隊、第一〇八一大隊、第一〇八二大隊、第一〇八三大隊、第一〇八四大隊、第一〇八五大隊、第一〇八六大隊、第一〇八七大隊、第一〇八八大隊、第一〇八九大隊、第一〇九〇大隊、第一〇九一大隊、第一〇九二大隊、第一〇九三大隊、第一〇九四大隊、第一〇九五大隊、第一〇九六大隊、第一〇九七大隊、第一〇九八大隊、第一〇九九大隊、第一一〇〇大隊、第一一〇一大隊、第一一〇二大隊、第一一〇三大隊、第一一〇四大隊、第一一〇五大隊、第一一〇六大隊、第一一〇七大隊、第一一〇八大隊、第一一〇九大隊、第一一一〇大隊、第一一一一大隊、第一一一二大隊、第一一一三大隊、第一一一四大隊、第一一一五大隊、第一一一六大隊、第一一一七大隊、第一一一八大隊、第一一一九大隊、第一一二〇大隊、第一一二一大隊、第一一二二大隊、第一一二三大隊、第一一二四大隊、第一一二五大隊、第一一二六大隊、第一一二七大隊、第一一二八大隊、第一一二九大隊、第一一三〇大隊、第一一三一大隊、第一一三二大隊、第一一三三大隊、第一一三四大隊、第一一三五大隊、第一一三六大隊、第一一三七大隊、第一一三八大隊、第一一三九大隊、第一一四〇大隊、第一一四一大隊、第一一四二大隊、第一一四三大隊、第一一四四大隊、第一一四五大隊、第一一四六大隊、第一一四七大隊、第一一四八大隊、第一一四九大隊、第一一五〇大隊、第一一五一大隊、第一一五二大隊、第一一五三大隊、第一一五四大隊、第一一五五大隊、第一一五六大隊、第一一五七大隊、第一一五八大隊、第一一五九大隊、第一一六〇大隊、第一一六一大隊、第一一六二大隊、第一一六三大隊、第一一六四大隊、第一一六五大隊、第一一六六大隊、第一一六七大隊、第一一六八大隊、第一一六九大隊、第一一七〇大隊、第一一七一大隊、第一一七二大隊、第一一七三大隊、第一一七四大隊、第一一七五大隊、第一一七六大隊、第一一七七大隊、第一一七八大隊、第一一七九大隊、第一一八〇大隊、第一一八一大隊、第一一八二大隊、第一一八三大隊、第一一八四大隊、第一一八五大隊、第一一八六大隊、第一一八七大隊、第一一八八大隊、第一一八九大隊、第一一九〇大隊、第一一九一大隊、第一一九二大隊、第一一九三大隊、第一一九四大隊、第一一九五大隊、第一一九六大隊、第一一九七大隊、第一一九八大隊、第一一九九大隊、第一二〇〇大隊、第一二〇一大隊、第一二〇二大隊、第一二〇三大隊、第一二〇四大隊、第一二〇五大隊、第一二〇六大隊、第一二〇七大隊、第一二〇八大隊、第一二〇九大隊、第一二一〇大隊、第一二一一大隊、第一二一二大隊、第一二一三大隊、第一二一四大隊、第一二一五大隊、第一二一六大隊、第一二一七大隊、第一二一八大隊、第一二一九大隊、第一二二〇大隊、第一二二一大隊、第一二二二大隊、第一二二三大隊、第一二二四大隊、第一二二五大隊、第一二二六大隊、第一二二七大隊、第一二二八大隊、第一二二九大隊、第一二三〇大隊、第一二三一大隊、第一二三二大隊、第一二三三大隊、第一二三四大隊、第一二三五大隊、第一二三六大隊、第一二三七大隊、第一二三八大隊、第一二三九大隊、第一二四〇大隊、第一二四一大隊、第一二四二大隊、第一二四三大隊、第一二四四大隊、第一二四五大隊、第一二四六大隊、第一二四七大隊、第一二四八大隊、第一二四九大隊、第一二五〇大隊、第一二五一大隊、第一二五二大隊、第一二五三大隊、第一二五四大隊、第一二五五大隊、第一二五六大隊、第一二五七大隊、第一二五八大隊、第一二五九大隊、第一二六〇大隊、第一二六一大隊、第一二六二大隊、第一二六三大隊、第一二六四大隊、第一二六五大隊、第一二六六大隊、第一二六七大隊、第一二六八大隊、第一二六九大隊、第一二七〇大隊、第一二七一大隊、第一二七二大隊、第一二七三大隊、第一二七四大隊、第一二七五大隊、第一二七六大隊、第一二七七大隊、第一二七八大隊、第一二七九大隊、第一二八〇大隊、第一二八一大隊、第一二八二大隊、第一二八三大隊、第一二八四大隊、第一二八五大隊、第一二八六大隊、第一二八七大隊、第一二八八大隊、第一二八九大隊、第一二九〇大隊、第一二九一大隊、第一二九二大隊、第一二九三大隊、第一二九四大隊、第一二九五大隊、第一二九六大隊、第一二九七大隊、第一二九八大隊、第一二九九大隊、第一三〇〇大隊、第一三〇一大隊、第一三〇二大隊、第一三〇三大隊、第一三〇四大隊、第一三〇五大隊、第一三〇六大隊、第一三〇七大隊、第一三〇八大隊、第一三〇九大隊、第一三一〇大隊、第一三一一大隊、第一三一二大隊、第一三一三大隊、第一三一四大隊、第一三一五大隊、第一三一六大隊、第一三一七大隊、第一三一八大隊、第一三一九大隊、第一三二〇大隊、第一三二一大隊、第一三二二大隊、第一三二三大隊、第一三二四大隊、第一三二五大隊、第一三二六大隊、第一三二七大隊、第一三二八大隊、第一三二九大隊、第一三三〇大隊、第一三三一大隊、第一三三二大隊、第一三三三大隊、第一三三四大隊、第一三三五大隊、第一三三六大隊、第一三三七大隊、第一三三八大隊、第一三三九大隊、第一三四〇大隊、第一三四一大隊、第一三四二大隊、第一三四三大隊、第一三四四大隊、第一三四五大隊、第一三四六大隊、第一三四七大隊、第一三四八大隊、第一三四九大隊、第一三五〇大隊、第一三五一大隊、第一三五二大隊、第一三五三大隊、第一三五四大隊、第一三五五大隊、第一三五六大隊、第一三五七大隊、第一三五八大隊、第一三五九大隊、第一三六〇大隊、第一三六一大隊、第一三六二大隊、第一三六三大隊、第一三六四大隊、第一三六五大隊、第一三六六大隊、第一三六七大隊、第一三六八大隊、第一三六九大隊、第一三七〇大隊、第一三七一大隊、第一三七二大隊、第一三七三大隊、第一三七四大隊、第一三七五大隊、第一三七六大隊、第一三七七大隊、第一三七八大隊、第一三七九大隊、第一三八〇大隊、第一三八一大隊、第一三八二大隊、第一三八三大隊、第一三八四大隊、第一三八五大隊、第一三八六大隊、第一三八七大隊、第一三八八大隊、第一三八九大隊、第一三九〇大隊、第一三九一大隊、第一三九二大隊、第一三九三大隊、第一三九四大隊、第一三九五大隊、第一三九六大隊、第一三九七大隊、第一三九八大隊、第一三九九大隊、第一四〇〇大隊、第一四〇一大隊、第一四〇二大隊、第一四〇三大隊、第一四〇四大隊、第一四〇五大隊、第一四〇六大隊、第一四〇七大隊、第一四〇八大隊、第一四〇九大隊、第一四一〇大隊、第一四一一大隊、第一四一二大隊、第一四一三大隊、第一四一四大隊、第一四一五大隊、第一四一六大隊、第一四一七大隊、第一四一八大隊、第一四一九大隊、第一四二〇大隊、第一四二一大隊、第一四二二大隊、第一四二三大隊、第一四二四大隊、第一四二五大隊、第一四二六大隊、第一四二七大隊、第一四二八大隊、第一四二九大隊、第一四三〇大隊、第一四三一大隊、第一四三二大隊、第一四三三大隊、第一四三四大隊、第一四三五大隊、第一四三六大隊、第一四三七大隊、第一四三八大隊、第一四三九大隊、第一四四〇大隊、第一四四一大隊、第一四四二大隊、第一四四三大隊、第一四四四大隊、第一四四五大隊、第一四四六大隊、第一四四七大隊、第一四四八大隊、第一四四九大隊、第一四五〇大隊、第一四五一大隊、第一四五二大隊、第一四五三大隊、第一四五四大隊、第一四五五大隊、第一四五六大隊、第一四五七大隊、第一四五八大隊、第一四五九大隊、第一四六〇大隊、第一四六一大隊、第一四六二大隊、第一四六三大隊、第一四六四大隊、第一四六五大隊、第一四六六大隊、第一四六七大隊、第一四六八大隊、第一四六九大隊、第一四七〇大隊、第一四七一大隊、第一四七二大隊、第一四七三大隊、第一四七四大隊、第一四七五大隊、第一四七六大隊、第一四七七大隊、第一四七八大隊、第一四七九大隊、第一四八〇大隊、第一四八一大隊、第一四八二大隊、第一四八三大隊、第一四八四大隊、第一四八五大隊、第一四八六大隊、第一四八七大隊、第一四八八大隊、第一四八九大隊、第一四九〇大隊、第一四九一大隊、第一四九二大隊、第一四九三大隊、第一四九四大隊、第一四九五大隊、第一四九六大隊、第一四九七大隊、第一四九八大隊、第一四九九大隊、第一五〇〇大隊、第一五〇一大隊、第一五〇二大隊、第一五〇三大隊、第一五〇四大隊、第一五〇五大隊、第一五〇六大隊、第一五〇七大隊、第一五〇八大隊、第一五〇九大隊、第一五一〇大隊、第一五一一大隊、第一五一二大隊、第一五一三大隊、第一五一四大隊、第一五一五大隊、第一五一六大隊、第一五一七大隊、第一五一八大隊、第一五一九大隊、第一五二〇大隊、第一五二一大隊、第一五二二大隊、第一五二三大隊、第一五二四大隊、第一五二五大隊、第一五二六大隊、第一五二七大隊、第一五二八大隊、第一五二九大隊、第一五三〇大隊、第一五三一大隊、第一五三二大隊、第一五三三大隊、第一五三四大隊、第一五三五大隊、第一五三六大隊、第一五三七大隊、第一五三八大隊、第一五三九大隊、第一五四〇大隊、第一五四一大隊、第一五四二大隊、第一五四三大隊、第一五四四大隊、第一五四五大隊、第一五四六大隊、第一五四七大隊、第一五四八大隊、第一五四九大隊、第一五五〇大隊、第一五五一大隊、第一五五二大隊、第一五五三大隊、第一五五四大隊、第一五五五大隊、第一五五六大隊、第一五五七大隊、第一五五八大隊、第一五五九大隊、第一五六〇大隊、第一五六一大隊、第一五六二大隊、第一五六三大隊、第一五六四大隊、第一五六五大隊、第一五六六大隊、第一五六七大隊、第一五六八大隊、第一五六九大隊、第一五七〇大隊、第一五七一大隊、第一五七二大隊、第一五七三大隊、第一五七四大隊、第一五七五大隊、第一五七六大隊、第一五七七大隊、第一五七八大隊、第一五七九大隊、第一五八〇大隊、第一五八一大隊、第一五八二大隊、第一五八三大隊、第一五八四大隊、第一五八五大隊、第一五八六大隊、第一五八七大隊、第一五八八大隊、第一五八九大隊、第一五九〇大隊、第一五九一大隊、第一五九二大隊、第一五九三大隊、第一五九四大隊、第一五九五大隊、第一五九六大隊、第一五九七大隊、第一五九八大隊、第一五九九大隊、第一六〇〇大隊、第一六〇一大隊、第一六〇二大隊、第一六〇三大隊、第一六〇四大隊、第一六〇五大隊、第一六〇六大隊、第一六〇七大隊、第一六〇八大隊、第一六〇九大隊、第一六一〇大隊、第一六一一大隊、第一六一二大隊、第一六一三大隊、第一六一四大隊、第一六一五大隊、第一六一六大隊、第一六一七大隊、第一六一八大隊、第一六一九大隊、第一六二〇大隊、第一六二一大隊、第一六二二大隊、第一六二三大隊、第一六二四大隊、第一六二五大隊、第一六二六大隊、第一六二七大隊、第一六二八大隊、第一六二九大隊、第一六三〇大隊、第一六三一大隊、第一六三二大隊、第一六三三大隊、第一六三四大隊、第一六三五大隊、第一六三六大隊、第一六三七大隊、第一六三八大隊、第一六三九大隊、第一六四〇大隊、第一六四一大隊、第一六四二大隊、第一六四三大隊、第一六四四大隊、第一六四五大隊、第一六四六大隊、第一六四七大隊、第一六四八大隊、第一六四九大隊、第一六五〇大隊、第一六五一大隊、第一六五二大隊、第一六五三大隊、第一六五四大隊、第一六五五大隊、第一六五六大隊、第一六五七大隊、第一六五八大隊、第一六五九大隊、第一六六〇大隊、第一六六一大隊、第一六六二大隊、第一六六三大隊、第一六六四大隊、第一六六五大隊、第一六六六大隊、第一六六七大隊、第一六六八大隊、第一六六九大隊、第一六七〇大隊、第一六七一大隊、第一六七二大隊、第一六七三大隊、第一六七四大隊、第一六七五大隊、第一六七六大隊、第一六七七大隊、第一六七八大隊、第一六七九大隊、第一六八〇大隊、第一六八一大隊、第一六八二大隊、第一六八三大隊、第一六八四大隊、第一六八五大隊、第一六八六大隊、第一六八七大隊、第一六八八大隊、第一六八九大隊、第一六九〇大隊、第一六九一大隊、第一六九二大隊、第一六九三大隊、第一六九四大隊、第一六九五大隊、第一六九六大隊、第一六九七大隊、第一六九八大隊、第一六九九大隊、第一七〇〇大隊、第一七〇一大隊、第一七〇二大隊、第一七〇三大隊、第一七〇四大隊、第一七〇五大隊、第一七〇六大隊、第一七〇七大隊、第一七〇八大隊、第一七〇九大隊、第一七一〇大隊、第一七一一大隊、第一七一二大隊、第一七一三大隊、第一七一四大隊、第一七一五大隊、第一七一六大隊、第一七一七大隊、第一七一八大隊、第一七一九大隊、第一七二〇大隊、第一七二一大隊、第一七二二大隊、第一七二三大隊、第一七二四大隊、第一七二五大隊、第一七二六大隊、第一七二七大隊、第一七二八大隊、第一七二九大隊、第一七三〇大隊、第一七三一大隊、第一七三二大隊、第一七三三大隊、第一七三四大隊、第一七三五大隊、第一七三六大隊、第一七三七大隊、第一七三八大隊、第一七三九大隊、第一七四〇大隊、第一七四一大隊、第一七四二大隊、第一七四三大隊、第一七四四大隊、第一七四五大隊、第一七四六大隊、第一七四七大隊、第一七四八大隊、第一七四九大隊、第一七五〇大隊、第一七五一大隊、第一七五二大隊、第一七五三大隊、第一七五四大隊、第一七五五大隊、第一七五六大隊、第一七五七大隊、第一七五八大隊、第一七五九大隊、第一七六〇大隊、第一七六一大隊、第一七六二大隊、第一七六三大隊、第一七六四大隊、第一七六五大隊、第一七六六大隊、第一七六七大隊、第一七六八大隊、第一七六九大隊、第一七七〇大隊、第一七七一大隊、第一七七二大隊、第一七七三大隊、第一七七四大隊、第一七七五大隊、第一七七六大隊、第一七七七大隊、第一七七八大隊、第一七七九大隊、第一七八〇大隊、第一七八一大隊、第一七八二大隊、第一七八三大隊、第一七八四大隊、第一七八五大隊、第一七八六大隊、第一七八七大隊、第一七八八大隊、第一七八九大隊、第一七九〇大隊、第一七九一大隊、第一七九二大隊、第一七九三大隊、第一七九四大隊、第一七九五大隊、第一七九六大隊、第一七九七大隊、第一七九八大隊、第一七九九大隊、第一八〇〇大隊、第一八〇一大隊、第一八〇二大隊、第一八〇三大隊、第一八〇四大隊、第一八〇五大隊、第一八〇六大隊、第一八〇七大隊、第一八〇八大隊、第一八〇九大隊、第一八一〇大隊、第一八一一大隊、第一八一二大隊、第一八一三大隊、第一八一四大隊、第一八一五大隊、第一八一六大隊、第一八一七大隊、第一八一八大隊、第一八一九大隊、第一八二〇大隊、第一八二一大隊、第一八二二大隊、第一八二三大隊、第一

同時に陸軍省より左の内務外務逓信文部農商務司法陸軍鉄道各大臣及内閣書記官長警視総監東京府知事東京市長警視庁官房会計課長東京府東京市災害救護事務局長に左の如く通牒せり。

陸軍第三三八號

震災救護法施行ノ件通牒

大正十二年九月三日　陸軍省中村事務官

東京市長　太田黒次郎殿

明四日ヨリ左ノ日迄ノ間陸軍被服廠ニ於テ罹災者ニ給与スル麦酒ハ震災救護法施行ノ際ニ於ケル救護ノ為ニ非ズシテ軍隊ニ対スル給与ノ為メニ外ナラザルヲ以テ救護ニ関スル費用ニ算入セザルモノトス。

追テ、配給ニ当リテハ、陸軍被服廠ニ於ケル配給ノ場合ニ準ジ、東京衛戍司令官ノ指揮ヲ受ケシムルモノトス。

四日の飛行に関する命令は、陸軍航空本部より左の如く出づ。

命令

飛行第五大隊ハ、明四日中ニ東京周辺飛行ヲ実施スベシ（午前九時四十分ヨリ午後四時マデノ間ニ於テ）。

B、戒厳司令部拡充

三日夕閣議戒厳司令部設置せられ、飛行第五大隊及気球隊は共に下に入り、陸軍航空部員を以て佐立飛行大尉、同少佐立川文太郎、同大尉柴田信一、戒厳司令部附を命ぜらる。是日航空本部長命令を以て航空事務改革等中断に下して、代々木練兵場を補助着陸場に使用するため整備せしむ。以て爾後に更するなり。

戒厳司令部編成に伴い、陸軍大臣の命により、航空本部長指揮下の陸軍航空隊、同下志津分校、並に飛行第二大隊と用法上の連絡を図り、常に下の目的を以て、戒厳司令部附のものとして両者の間を連絡せしむるに決す。

命令

飛行第五大隊及気球隊ハ、九月三日中ニ東京周辺飛行ヲ実施スベシ（午前九時四十分ヨリ午後四時マデノ間ニ於テ）。

二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三、気球ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

五十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

六十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

七十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

八十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

九十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百二十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百三十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百四十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百五十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百六十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百七十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百八十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

百九十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百二十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百三十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百四十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百五十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百六十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百七十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百八十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

二百九十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百二十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百三十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百四十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百五十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百六十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百七十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百八十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

三百九十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十六、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十七、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十八、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百二十九、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十一、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十二、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十三、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十四、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ従フベシ。

四百三十五、飛行ハ、戒厳司令部ノ指揮ニ

| | | |

同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵少佐	従歩兵大尉
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵中佐	従歩兵少佐
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵大佐	従歩兵中佐
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵少将	従歩兵大佐
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵中将	従歩兵少将
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵大将	従歩兵中将
同	右	歩兵第二十三聯隊	大正八年六月二十日	任歩兵少将	従歩兵大将

十月四日 〃 〃 〃

と爲す。

(三)第三期　自大九九月月十二日　陸軍省に陸軍震災救護委員の設置を見、戒嚴司令部警備以外の業務を同委員に移すに及び、補給部亦同委員の禁下に入りて一般の輸送配給業務に當り、食糧問題の安定に伴ひ、極力を衣服材料の輸送に轉用するの端を啓くと共に、一面集積業務を開始す、而して一方に於ける戒嚴部隊の補給は、參謀內に補給課を設けて之を主司し、同時に集積業務をも行ふ、之を補給部補給作業の中期、補給課補給作業の上期と爲す。

(四)第四期　自九九月月廿日二日　一般補給業務は、陸軍震災救護委員より臨時震災救護事務局に移され、乃ち輸送配給作業を配給部より同局管理の救護協議會に引渡し、救助米は事務局食糧部之を統制し、販賣米は農商務省食糧局之を處理する事となり、九月二十三日よりニ十八日をもて配給部の引繼了り、補給部は三十日を以て撤廢せらるる、即ち補給部作業の下期なり、軍隊の補給業務は、上期を承けて十月二日の編制改正に至る、即ち補給作業の中期なり。

(五)第五期　自十月二日　十月廿二日　補給課編制改正あり、次第に業務を縮小し、以て同月三十一日の廢止に至る、實に補給課作業の下期なり。

ロ、糧食補給

A、一般糧食補給

大災のため帝都の大半を焦土とし、糧食物資を烏有に歸したるのみならず、交通設備も悉く破壞せられ、二百萬の罹災者は首として糧食缺乏の狀況を感じたり、當局は直に全國に打電して糧食材料の發送を命ずると共に、其の管理する殘存米を以て救助に從事し、有志亦米慶を開きて急を救ふと蜂、資源忽ち枯渴し、四日に至り剩す所僅に一兩

第一節　震災概況

方針

飢餓ニ瀕セル罹災者ニ對シ、速ニ先ツ食糧ヲ配給シ、其危急ヲ救フコトヲ主任者ニ注意シ、各般ノ施設ニ當リテハ、努メテ之ニ關係アル各官衙ト協議シ、協定シテ措置スルヲ本則トスルモ、情況ノ變化ニ應ジ、臨機協定シテ措置スルヲ得ルモノトス。

第二章　各般ノ施設（陸軍省）

第一節　震災概況

方針

罹災者ニ對シ、速ニ先ツ食糧ヲ配給シ、其危急ヲ救フコトヲ主任者ニ注意シ、各般ノ施設ニ當リテハ、努メテ之ニ關係アル各官衙ト協議シ、協定シテ措置スルヲ本則トスルモ、情況ノ變化ニ應ジ、臨機協定シテ措置スルヲ得ルモノトス。

補給計畫

方針ノ概數ニ基キ、前補給計畫ヲ假定シテ左ノ如ク策定ス。

日數	罹災者ノ概數	配給日數	配給ヲ要スル罹災者ノ概數	配給ヲ要スル罹災者ノ概數ニ對スル配給量	備考
約二百十萬人ナリ、罹災者ハ帝都約二割ト見ルヲ適當トス、隣接五郡ノ人口ハ約二百五十萬、隣接五郡ノ人口ハ約三百萬ニシテ、震災ノ爲メ救助ヲ要スル罹災者ハ帝都ノ人口ノ約二割ト見ルヲ適當トス

ヲ要スルモノ東京市百七十五萬、郡部二十四萬、合計約二百萬人ト概算ス。

今一人一日四合ノ米ト四十匁ノ副食物ヲ配給スルモノトセムヂ、八千石ト八萬

貫ノ副食物ヲ配給セサルヘカラス。

此他震災ニヨル失業者罹災不能者一割トシ、若干ノ倍額ヲ見込ムヲ、一日米

一萬石(二萬五千俵)副食物十萬貫ノ輸送ヲ準備スルヲ要ス。

配給管區　配給管區ハ、其後方補給線ノ狀況及其能力及罹災者ノ現在人口、

特ニ救助ヲ要スル人員ノ多寡其他交通機關ノ狀況ニ應シテ之ヲ決定セサルヘカラス、當時人口ノ動搖殊ニ之ヲ知ルヲ能ハス、府市ノ調査モ未タ詳ナラサリシヲ以テ、之ヲ區分スルコトヽ困難ナル故、主トシテ後方補給線ノ依況及交通機關ノ狀況ニヨリテ之ヲ決定シ、現在人口ハ府市ノ大要調査ニ基キテ略ミ各管區ノ救助ヲ要スル人口ノ割合ヲ以テ之ヲ區分セリ。

東京市ノ罹災者百八十萬トシテ、其七割ハ隣接郡ヘ、三割ハ府内ニ在リ、

一割ハ各幾脉ノ安全ナル地域ニ集マルモノト判斷シ、其救助米配給額ハ、之ヲ

標準トシテ其適當材料ヲ準備セリ。以下

部長に、騎兵大佐森諦新宿配給部長に、砲兵大佐本庄房三龜戸配給部長に任じ、即夜出發部署に就き、各部の編成を完結す。

命令左ノ如シ。

戒嚴令第一號

芝浦配給司令官

田端配給部長

龜戸配給部長

新宿配給部長

戒嚴司令部命令

一、則戒嚴令ノ地域ニ配給部ヲ設置シ、戒嚴地區毛在住除ノ給與並ニ罹災民ノ救護ニ關シテハ、其地區ヲ擔當スル配給部ヲシテ之ニ當ラシム。

二、官衙ノ則戒嚴關係諸人員ヲ指揮シ、第一項ノ業務ヲ實施スヘシ。

三、罹災民ノ救護ニ關シテハ、其地區出張配給部ヲシテ協議シ、業務ノ圓滑ヲ

第一節　應急指置　第二章　各部、政府の活動(陸軍省)

ロ、手車及荷馬車

地方官廳ニ於テ所要ノ人夫ヲ徵發スルモノトス。

シ、荷馬場ニ於ケル下卸、分配所ニ於ケル下卸、發送ノ分配ノ爲ニ任スルモノニ

右人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル積載下卸等ノ積載材料等ノ

芝浦配給司令部　三〇〇人

同　兩國支部　三〇〇人

田端(兩國支部)配給部　二〇〇人

新宿配給部　二〇〇人

龜戸配給部　一五〇人

一〇〇人

イ、人夫

ロ、手車及荷馬車

二、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官廳ヨリ左ノ如ク提供セラルル筈。

芝浦配給司令部

同　兩國支部

田端配給部　同　兩國支部

新宿配給部　兩國支部

龜戸配給部

計

配給部	配給管區	交付場所	擔當區域
芝浦配給司令部	麴町區	半藏門麴町高等小學校	以上五區一郡
	京橋區	築地本願寺	
	芝區	勞資協調會	
	赤坂區	役所	
	麻布區	役所	
	在原郡	品川驛前廣場、蒲田、大崎	
兩芝浦配給司令部	日本橋區	水天宮境内	以上三區
支部	神田區	一橋高等小學校	
	淺草區	新谷町元軍艦前	
同田端配給部	本郷區	區役所	以上三區二郡
兩國支部	小石川區	區役所	
	下谷區	東京自治會館	
北豐島郡	三河島驛		
	日暮里驛		
南足立郡	北千住驛		
兩田川支部	兩國驛		

訓ルヘシ。

四、所要ノ輸送機關ハ、其地方官廳又ハ鐵道ノ協議ニ依リ之ヲ徵發シ配給ノ

五、配給所在地並ニ輸送中ノ警備ニ要スヘキ衞兵ハ、其地方官廳又ハ鐵道ノ

請求スヘシ。

六、配給管區並ニ鐵道ノ協議ノ上、之ヲ決定ス。

七、細部ニ關シテハ別ニ指示セムム。

九月五日　戒嚴司令官大將　福田雅太郎

戒嚴指第一號

命令追加其一

一、配給管區並鐵道輸送區域ヲ、左ノ如ク規定ス。

配給(司令)部	配給管區	交付場所	擔當區域
芝浦配給司令部	麴町區	半藏門麴町高等小學校	以上五區一郡
	京橋區	築地本願寺	
	芝區	勞資協調會	
	赤坂區	役所	
	麻布區	役所	
	在原郡	品川驛前廣場、蒲田、大崎	
兩芝浦配給司令部	日本橋區	水天宮境内	以上三區
支部	神田區	一橋高等小學校	
	淺草區	新谷町元軍艦前	
同田端配給部	本郷區	區役所	以上三區二郡
兩國支部	小石川區	區役所	
	下谷區	東京自治會館	
北豐島郡	三河島驛		
	日暮里驛		
南足立郡	北千住驛		
兩田川支部	兩國驛		

配給部	配給管區	交付場所	擔當區域
龜戸配給部	龜戸區	龜戸驛前廣場	以上二區一郡
	深川區	技藝館	
	城東郡	公園	
新宿配給部	豐多摩郡	中野小學校	以上二區一郡
	淀橋區	戸塚町大木戸前	
	新宿區	新宿御苑前	
	牛込區	四谷見附	

補指一號追加　(九月五日)

配給(司令)部服務要領

一、配給部ハ、左ノ要領ニ依リ服務ス。

配給部ハ、陸揚又ハ停車場ニ陸揚下卸セラレタル機械材料ノ受領シ、之ヲ所定分配所ニ輸送ス。

分配所ニ於ケル下卸及爾後ノ輸送分配ハ、地方官廳ノ手ニヨリテ之ヲ保管スヘシ。

二、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官廳ヨリ左ノ如ク提供セラルル筈。

イ、人夫

芝浦配給司令部

同　兩國支部

田端(兩國支部)配給部

新宿配給部

龜戸配給部

ロ、手車及荷馬車

而して芝浦配給司令部に於ける配給は、部員砲兵大佐入江仁六郎之を主任し、船舶は輜重兵大佐服部美男之を主任す。

六日午前八時業務を開始す、芝浦に於ては、海軍及芝浦陸揚場設備に從事し、午前九時急造棧橋五個を完成して、海軍の手に來る能はず、依りて府市に人夫艀舟の提供を要求すると共に、非常徵發令の實施を內務省に上申し、直に裁決を得て、警視廳及府市に協力して之を徵發す。

是亦配給する所左の如し。

一、田端配給部　貨車五十一輛分の糧食、主として山の手方面に配給す。

二、新宿配給部　貨車約十輛分及其他若干の糧食を牛込四谷の兩區及麻布區に配給す。

三、芝浦配給部　米四百八石、乾麵麭千三百八十八俵、鑵詰二千五百個、油類約二千函を陸揚し、內若干を配給す。

四、龜戶配給部　米約二千俵、干瓢並調味品を兩國橋本所深川方面に配給す。

是の夕、藏前高等工業學校跡に芝浦配給部西國支部を開設す、鄕砲兵中佐支部長たり、橫濱配給部は設置準備の爲め砲兵大佐勝野正魚以下五名、午後二時を以て芝浦を發し、海路橫濱に向ふ。

配給業務の敏速圓滑を圖るが爲め、補給部に會報を開き、各配給部の連絡主任及府市の當事者を會し、翌日の配給に關する手筈を定め、府市は日々配給額を要求し、補給部は之に應じて各配給部に命じ配給すること、し、爾後每日午後五時を以て會合するの約を定む、是日の會報に於て、協議の上、補給計畫に若干の修正を加へ、當分日端配給部をして芝浦を援助せしむ。

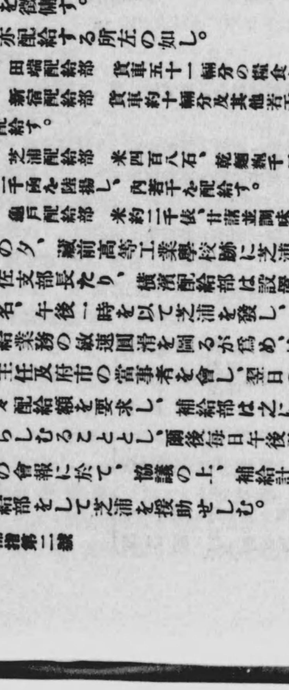

一、明七日早朝ヨリ指示ノ場所ニ於テ左ノ要領ニ依リ補給部各部ヘ、別紙第一ノ如シ。

二、糧秣交付標票（別紙第二）ニヨリ授受ヲ行ヒ、每日ノ授受狀況ヲ明ニシ、會計時ニ報告スヘシ。

陸揚ニ於ケル受領ヘ、陸軍內務海軍主任官立會ノ上、數量ヲ明ニシテ授受ヲナス。

地方官廳又ハ他ノ配給部ニ交付スル時ハ、受領者ヲシテ甲片ニ記名捺印セシメテ之ヲ受領者ニ交付ス。

配給部

下即停車場或ハ外部ヨリ糧秣ヲ受領スル時ハ、甲片ニ自ラ記名捺印シ所要ノ記入ヲナシ、之ヲ發送者ノ上、乙片ヲ保管ス。

府市ノ吏員ニ交付スル時ハ、下即地ニ於テ發送前所要ノ記入ヲナシ、甲片ヲ保管シ、乙片ヲ地方官廳ニ交付ス。

第三、輸送機關ヲ配屬ス。

依テ其管轄給部（司令部）ニ於テ指揮任スヘシ。

左ノ如ク輸送機關ヲ配屬ス。

明七日午前八時ヨリ、左ノ如ク自動車ヲ配屬シ、輸送ニ任セシム。

配給部	自動車數	交付場所	交付日時	交付官	受領者
芝浦	四〇	芝浦（兩國ヲ含ム）			
新宿	一〇	新宿			
田端	一〇	田端（岡田川ヲ含ム）			
龜戶	一〇	龜戶	時八前午時七	所令各（司部都）	當該部長

1、陸軍糧秣廠（戶山原—司令部間）　鰯缶詰五〇〇箱、野菜三〇〇貫、

2、生魚配給　牛込司令部、麻布近衞師團、赤坂、青山、歩兵第一聯隊、第一師團、第三師團、第四師團、第一騎兵旅團、第一野戰重砲兵聯隊、第一野戰電信隊、第一野戰鐵道隊、第一野戰病院、第一野戰自動車隊、第一野戰航空大隊、第一野戰航空修理廠、第一野戰航空補充隊、第一野戰航空研究所、第一野戰航空廠、第一野戰航空材料廠、第一野戰航空機關廠、第一野戰航空倉庫、第一野戰航空學校、第一野戰航空整備隊、第一野戰航空通信隊、第一野戰航空氣象隊

集積配給略々府市の要求を充たす、即ち成績を概観すれば左の如し。

一、田端配給部

主として山手線を利用し、部部及小石川方面及巣谷方面に左の如く輸送配給す。

原	法	新	目	池	巣
宿	谷	宿	白	袋	鴨
カ	カ	カ	カ	カ	カ
両	両	両	両	両	両

一貨車(米)

二二貨車(内米一五貨車)
四三貨車(内米二〇貨車)
二二貨車(米)
六五貨車(内米三七貨車)
四四貨車(内米二九貨車)

補給部長の合に於て、軍用糧秣配給の打合を為し、會報に於て、八長補給部長の合に於て、軍用糧秣配給の打合を為し、會報に於て、八長

目後の配給を確速ならしむる爲め、當分死名の如何に拘らず、出先當

是日八王子及小田原方面に食糧を輸送するため、新宿配給部に命ずるに、支部設置の目的を以て八王子を偵察すべしと云ふを以てす。時に横須賀配給部の増員を追進し、神奈川に支部を設けて、東京方面に物資を輸送するの準備に任ぜしむ。一方に陸軍省軍事課長及糧課

補給部	近衛師團	第一師團	第二師團	第四師團
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
陸軍糧秣廠				

補給部	近衛師團	第一師團	第二師團	第四師團
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
陸軍糧秣廠				

補給部	近衛師團	第一師團	第二師團	第四師團
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
同田端	龜戸	芝浦配給司令部	新宿配給部	品川配給部
陸軍糧秣廠				

より淀谷葛西須大崎に轉送して、芝浦配給管區を援助するを決議す。

戒嚴令第三號

戒嚴司令部命令　九月七日午後八時　於テ戒嚴司令部ニ於テ

一、對內

第一、要領

陸軍省ノ定ムル糧秣ハ、總テ之ヲ糧秣廠ニ於テ受領シ、陸軍省ニ於テ指定スル數量ヲ增減シ、他ヲ戒嚴司令部ニ交付セラルル。

戒嚴司令部ハ、前項ノ糧秣ヲ以テ當該戒嚴地域內陸軍諸部隊ニ補給シ、其殘餘ヲ罹災民ノ救護ニ充ツルモノトス

二、對外

1、陸軍兩廠ヨリ到着スル糧秣ハ、戒嚴司令部ニ於テ之ヲ下卸又ハ揚シ、（軍隊ニ於テ之ヲ運ビ、又ハ港）之ヲ各宛名者ニ配當スルモノトス。

2、而シテ其統制ハ、救護局ノ指示ニ基キ、配給部及地方官廳主任者協議ノ上、其要求ニ從ヒ、若クハ場所近配給部ニ於テ選擇スベシ。

3、總テノ輸送ニ要スル人馬材料ハ、戒嚴司令部ノ要求ニ依リ、地方廳ニ於テ之ヲ差出スモノトス。

第二、赤坂實施ノ要領

一、對外

1、陸揚糧秣ハ、港實ノ上、陸軍ハ、各主任者立會ノ上、授受ヲ明ニシ（宛名官衙ニ於テ受領實任者トスベ）、陸軍之カ保管ニ任ズ。

集積セル糧秣ハ、地方廳ノ要求ニ基キ、若クハ之ヲ輸送。

但シ、配給ノ統制ヲ要スル際ハ、救護事務局主任者ノ指示ニ依リ、各主任者協議ノ上決定ス。

二、對內

陸軍官署ノ必要トスル糧秣ハ、總テ之ヲ糧秣廠ニ於テ受領シ、陸軍省指定スルル數量ヲ殘シ、他ヲ戒嚴司令部ニ交付セラルル。

戒嚴司令部ハ、前項ノ糧秣ヲ以テ當該戒嚴地域內陸軍諸部隊ニ補給シ、其殘餘ヲ罹災民ノ救護ニ充ツルモノトス

二、對外

1、陸揚

各給養補作部ハ、配給セラレタル各配給部ニ至リ協定シ、支付傳票、時日、數量ヲ要求シ、希望ノ場所ニ於テ受領シ、部下ニ分配ス。

八日、引續き陸揚及配給を爲し、概ね府市の要求を充足す。たま〳〵配給の權限に關して救護事務局との間に疑議を生じ、再び權限及責任の範圍を限定し、事務局は萬事を統制し、補給部は、其指示に基き、各配給部に命じ府市要求の日數を分配所まで輸送且監視せしめ、一切彼此流用をなすことなく、宛名のものに交付することに改む。

是日、橫濱及東神奈川に陸揚點を設け、以て芝浦の陸揚を補助し、兼て橫濱市及神奈川縣下の罹災者救護に當らしむる目的を以て、港灣親察團を橫濱附近に派遣す、其結果、橫濱及海神奈川共に陸揚場として利用するに至り、海神奈川陸揚の物資は、之を東京に轉送して、其補給を補助せしめ得ることを確認す。

補給部長より橫濱配給部長への指示、

戒補指第四號

指　示

一、貴官ハ、港東ト協力シテ、橫濱ニ廻送シ來ル救助用糧食及軍用品ヲ陸揚集積シ、配給ヲ行フヘシ。

二、配給ノ要領ハ別紙ニ依ルヘシ。

三、工兵第五大隊ノ一中隊ハ、貴官ノ指示ニ基キ、陸揚場ノ設備ヲ援助スルノ外。

四、所要ノ人夫運搬員ハ、地方官廳ニ調求スルコトヲ得。

五、其他出張ノ港務及鐵道側主任者ト連絡シ、業務ノ進捗ヲ圖ラシムヘシ。

大正十二年九月八日　　補給部長　外山豐造

橫濱配給部長　勝野正魚殿

九日、七日以來の狀況と各部の連繫圓滿なるとより、陸揚配給共に業務の順調なる進捗を見、各配給部は、何れも府市の要求以上を配給す。

是日、救護事務局より、近き將來に於て、救助米は罹災無資産者にのみ給與し、其他は成るべく購買せしむる方針なる所あるべしと命ぜられ、補給部亦近く戒嚴司令官の隸下を脫して陸軍省に移管せらるべきを以て、編成改正を研究す。

翌十日は雨天泥濘のため作業困難なりしも、地方官憲の援助により、品川輸送部編成完結し、關東戒嚴司令官の隸下に入る。砲兵大佐倉岡直龍部長たり。

戒補命第四號

品川輸送部長ニ與フル命令

一、貴官ハ、別紙ノ人員ヲ指揮シ、品川ニ位置シ、停車場司令部ノ業務ヲ實施スヘシ。

二、品川停車場及輸送中ノ爭鬪ニ要スヘキ警戒兵ハ、其地常設憲兵司令官ニ請求スヘシ。

三、部ニ關シテハ、外山少佐ヲシテ指定セシムル。

關東戒嚴司令官大將　福田雅太郎

戒補指第五號

品川輸送部長　倉岡直龍殿

戒補命第四號ニ基キ、左ノ指示ヲナス。

一、業務實施ノ爲ニハ、鐵道輸送勤務令ニ準據スヘシ。

二、輸送ニ關シテハ關係鐵道吏員及配給部（司令部）ト密ニ連繫シ、業務ノ圓滑ヲ期スヘシ。

三、輸送ニハ、臨時配屬セラルル警戒兵ヲ以テ所要ノ半個ヲ附シ、輸送ノ確實ヲ期スヘシ。

四、積載及下卸ニ要スル人夫ハ、其地方官之ヲ徵輯シ使用ニ充當スル等。

關東戒嚴司令官大將　福田雅太郎

品川輸送部編成

戒補命第四號

品川輸送部長ニ與フル命令

一、貴官ハ、別紙ノ人員ヲ指揮シ、品川ニ位置シ、停車場司令部ノ業務ヲ實施スヘシ。

二、品川停車場及輸送中ノ爭鬪ニ要スヘキ警戒兵ハ、其地常設憲兵司令官ニ請求スヘシ。

三、部ニ關シテハ、外山少佐ヲシテ指定セシムル。

關東戒嚴司令官大將　福田雅太郎

戒補指第五號

品川輸送部長　倉岡直龍殿

戒補命第四號ニ基キ、左ノ指示ヲナス。

一、業務實施ノ爲ニハ、鐵道輸送勤務令ニ準據スヘシ。

二、輸送ニ關シテハ關係鐵道吏員及配給部（司令部）ト密ニ連繫シ、業務ノ圓滑ヲ期スヘシ。

三、輸送ニハ、臨時配屬セラルル警戒兵ヲ以テ所要ノ半個ヲ附シ、輸送ノ確實ヲ期スヘシ。

四、積載及下卸ニ要スル人夫ハ、其地方官之ヲ徵輯シ使用ニ充當スル等。

是日品川輸送部業務を開始し、橫濱配給部亦ドック棧橋に於て陸揚を開始す。

十二日、補給部は、十一日現在の府市に於ける人口調査に基き、救助米の數量を擇定すると同時に、救護事務局の指示に從ひ、逐次販賣米を市場協會、商工課等に交付することとなり、補給計畫を改訂す。

配給部	補給計畫
一、要領	府市ノ人口調査ニ基キ、一人一日三合ノ救助米トシテ交付スル外、
各配給部ヨリ合計六千俵ノ標準トシ、販賣米トシテ府市ノ商工課、產業組合市場	
協會等ニ交付シ、罹災救助米ノ減少シテ、販賣制度ニ移ルニ在リ、而シテ當分	
救助米配給日額ヲ九、二二〇石（二、八〇俵）、販賣米二、四〇〇石（六、〇〇〇	
二俵）、合計二二、五二〇石（二八、八〇〇俵）ト豫定ス。	
二、配給單位區ノ人口ハ、別紙ノ如シ、但シ端數ハ適宜之ヲ調整シ、臨機他ノ配給	
ヲ應援セシムルコトアルヘシ。	
三、配給日額左ノ如ク豫定ス。	

配給部		救助米配給日額			販賣米		
同芝浦配給司令部	芝浦ノ如シ	八、二〇〇			二、〇〇〇		九、六〇〇
龜戸配給部	本所區	二、七〇〇	深川區	五、四〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	九、六〇〇
同田端配給部	本所區	八、三〇〇	深川區	五、〇〇〇	一、〇〇〇		九、三〇〇
新宿配給部	四谷區	二、一〇〇	牛込區	一、〇〇〇	三、一〇〇	七、一〇〇	
橫濱配給部	神奈川縣	六、〇〇〇			六、〇〇〇		二八、八〇〇
合計	五一區	二三、八〇〇			二、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、八〇〇

給ヲ敏速ナラシム、御野菜副食物等ニシテ變敗ノ患アルモノハ、適宜處分スルモノトス、之等輸送ノタメ、馬車ノ增加ヲ要スルモノハ、適宜配給部ヨリ府市ニ請求シテ、其提供ヲ受クルモノトス。

五、軍用糧秣　軍用糧秣ハ、左記ノ數量ヲ補給集積セハ、殘餘ハ總テ事務局ニ讓渡シ、一般救助用ニ充ツルモノトス。

1、戒嚴司令部要糧秣十月十五日迄ノ分ヲ戒嚴部隊ニ補給ス。

2、東京衞戍部隊平時所要一ケ月半分ノ糧秣ヲ各電信倉庫ニ集積ス。

而シテ(2)項ハ、中央自動車隊之ニ任シ、(1)ハ各部隊配給部ヨリ受領スルモノトス。

其詳細、別冊軍用糧秣補給集積要領ノ如シ。

六、集積　救護用食糧逐次堆積セリ、速ニ之ヲ格納シ、其變敗ヲ防ク爲、配給部所在地附近ニ集積倉庫ヲ選定シ、急遽倉庫ノ建築ニ着手スルヲ要ス。

而シテ其位置ヲ、左ノ諸點ニ參定ス。

芝　浦　錦絲町驛　　隅田川驛　　池袋驛

青　山　飯田橋驛　　神田川倉庫　　秋葉原

右計畫ニ基キ、戒嚴司令部直轄部隊及補給部ノタメ、三宅坂中央倉庫ヲ開設シ、集積ニ着手ス。

東京衞戍部隊ノ平時要領糧秣集積ノ目的ヲ以テ、其集積地ノ偵察ヲ行ハシム。

是頃市民は、乾麵麭よりも白米を欲し、米よりも副食物を要望す、而して連日の驟雨に依り、野菜の變敗を生ずるもの多きを加へたるを以て、適宜處分し、中央自動車隊をして之が配給に任ぜしむ。

十三日横濱稅關棧橋の陸揚を開始し、作業大に進み、同地附近の配給餘裕を生ずるを以て、東海道線汽車の開通を待ちて、東京に回送するの準備を爲す、是時千葉方面よりの糧食輸送を中止す、救護事務局の照會に依るなり、然るに龜戸配給部の殘存糧食漸く乏しきを以て、補給部より之が復活追送を事務局に具申す、同時に八王子方面糧食缺乏の訴願あり、乃ち十三貨車の糧食を回送して其急に應ず。

十四日は暴風大雨、芝浦の陸揚を中止するの已むなきに至り、一面千葉方面よりの追送亦能力なきの故を以て實現するに至らず、是に於て東武線汽車に依りて田端配給部の糧食を龜戸に送り、以て其配給を援助し、十五日にも依然芝浦の陸揚中止中なるより、引續き田端より龜戸管區を援助し、芝浦管區亦隅田川配給支部の援助を受く、而も田端配給部も物資の到着其量を減じ、各方面の援助漸く困難ならんとするを以て、補給部長自ら横濱配給部に到り、同部長及海軍當事者と協定し、陸揚昨業を海神奈川に開始し、以て芝浦作業を援助し、兼て物資を新宿方面に回送するの議を救護事務局に申す、他方に倉庫事務は事務局並に府市各調査する所あり、是に至りて略ゝ其位置を定む、連日の會報は是日より隔日に之を行ふことに決す。

十六日、横濱配給部海軍と協力して海神奈川陸揚を開始し、鐵道省に交渉して、輸送の準備を整ふ、芝浦に在りても、風波を冒して陸揚に力めしも、功程十分なる能はず、是時各配給部の集積糧、僅に一日分を餘すのみ、幸に軍用糧秣の轉用及海神奈川の陸揚開始により、配給難を免るゝを得たり、品川輸送部是日を以て、癈に田端より回送し來れる貨車に由り配給業務を開始す、前日、荏原郡蒲田附近の守備より同地近傍に飢餓に瀕せる數千の避難民ありとの情報あり、依て是日中央自動車隊をして乾麵麭二十萬食を輸送せしめしに、却て數日分の食糧堆積せることを發見す。

補給部員、救護事務局及府市當局と共に、集積倉庫の位置を實査し、十八日より建築に着手するに決す。

隅田川　一、〇〇〇坪
青　山　九五〇坪　東京府擔任
錦絲堀　八五〇坪

芝　浦　少クモ三、〇〇〇坪　東京市擔任

十七日、天候恢復し、芝浦四千噸を陸揚す、海神奈川亦陸揚作業大に進捗し、二列車を品川に廻送し、各配給部皆要求額を充足するを得たり、就中救助米は、各分配所何れも餘裕あるを以て、專ら野菜副食物の配給を力む、たま〳〵補給部と救護事務局との連繫十分ならざりしため、十八日後海神奈川の陸揚を中止する筈なりしも、交渉の結果之を復活し、一方に公共團體は、芝浦に於て、沖渡法により直接に艦船より貨物を受領することに決す、翌十八日食糧部員横濱配給部同支部に至り、海神奈川に於て毎日少なくも六十貨車分の食糧を陸揚して品川に回送することとなり、同時に横濱支部の光谷監察官救護事務局に到り、補給部長と協議して方針を一定し、全く配給上の困難を除去し得たり。

斯くの如くにして配給業務玆に安定を得、人心漸く平靜に歸するを以て、補給部は、撤退して業務を地方行政官廳及實業家の手に讓るの意見を具申す。

十九日救護事務局に於て補給業務に關する打合せあり、業務引繼の大要を決議せるを以て、補給部は、補給計畫及引繼要領を策定す。

補給業務ニ關シ打合セ事項

第一、目　的

將來ノ補給系統ヲ整理シ、其配給業務ノ實施ヲ圓滑ナラシムル目的ヲ以テ、大正十二年九月十九日午前臨時震災救護事務局ニ於テ、左記關係委員會合シ、協議決定スルコト左ノ如シ。

左　記

事務局		海軍中將　中里重治
食糧部委員		鶴見左吉雄
同		松村眞一郎
同		潮惠之助
同		三浦實生
同		吉田浩
農商務省食糧局長		
鐵道省書記官		
海軍側委員		海軍中佐　名古屋十郎
陸軍側委員		一等主計正　佐藤金治
同		砲兵大尉　深山龜三郎

第二、方　針

救助ノ要否ヲ明ニシ、泛次救助米ヲ減シテ、販賣訓度ニ參リ、以テナルヘク速ニ平常ノ狀態ニ復歸セシムルニアリ、而シテ救護事務局食糧部ハ、優先權ヲ以テ救助米ニ關スル件ヲ統制シ、農商務省食糧局ハ、販賣米ニ關スル件ヲ處理ス。

第三、要　領

一、救護事務局食糧部ニ於テハ、專ラ救助米ニ關スル事項ヲ管掌ス。

之カ爲時々府及市ヲシテ救助人員ヲ調査報告セシメテ、一日一人三合トシテ其額ヲ決定シ、之ヲ補給部ニ移シ、補給部ハ、各配給部ニ命シ、分配所ニ輸送シテ、府市ノ吏員ニ交付セシム。

九月十五日調ニ基ク救助米ハ左ノ如シ。

合　計	四、〇六九石(一〇、一七三俵)、	一、六一七、〇〇〇人
府	二、五九九石(六、四九八俵)	
市	一、四七〇石(三、六七五俵)	

二、補給部ハ、食糧部決定ノ日額ヲ各配給部ニ命シテ配給セシム、而シテ各配給部ハ、常ニ翌一日分ノ豫備ヲ保有スルモノトス。

三、食糧部ハ、右日額ノ外、救助米五日分ヲナルヘク速ニ(一週間以內)左記倉庫ニ集積シテ、不時ノ用ニ充ツ。

芝　浦　御神田川倉庫、秋葉原、飯田橋、汐留、板橋ニ集積倉庫ノ豫定ヲナシ、調査中ナリ。
錦絲町
隅田川
青　山

円、右ノ如ク救助所要額ヲ控除シタル殘額ハ、總テ之ヲ處商務省食糧局ニ交付シ、一般經費用ニ充ツルモノトス。

五、天候其他ノ關係ニヨリ、救助米ニ不足ヲ生スルトキハ、食糧部ハ經費全部ヲ以テ、食糧局ヲシテ其經費米ヲ戻入セシムルモノトス。

第四、補給業務變更要領

要旨　救護米廻實米ノ區分、繼送輸送系統ノ變更ヲ主ヒ、補給部ノ業務系統ヲ整理變更シ、配給管區ノ通リ之ヲ變更セス、但新ニ品川輸送部ヲシテ芝浦管區ヨリ除外ス。

各配給部ニ配給スヘキ後方連絡線　左ノ如シ。

龜戸	常磐線(若ハ東北本線)一我孫子一房總線一龜戸	
四田	東北本線及信越線	
新宿	東海道線一品川一新宿	
芝品川	東海道線一品川	
南國	海上一芝浦一南國	

配給部ノ配給及集積要領　各配給部ハ、其擔任セル日個ノ配給ヲ終レハ、翌二日分ノ豫備ヲ除シ、尚左ノ數量ヲ日々倉庫ニ殘シ、殘額ハ總テ處商務省食糧局ニ交付ス。

區分

龜戸配給部

房總線ヨリ到着スル糧秣(少クトモ日々三十輛ノ糧秣ヲ輸送セムヘシ)ヲ受領シ、其配給日個ヲ府市ニ交付セハ、錦糸町倉庫ニ二十五日迄ニ約五千俵(二千石)ノ救助豫備糧秣ヲ張紙シ。尚殘ヲ錦糸町ニ於テ農商務省食糧局ニ交付ス。

四田端配給部

東北本線、信越線、常磐線ヨリ到着スル糧秣ハ、之ヲ田端管區ノ救助米日個ノ外、總テ之ヲ切替ヘ、日々龜キ三列車(內糧秣三十輛內外)ヲ廻送ス。

田端及四田川ニ到着スヘキ列車ハ、之ヲ他ノ配給管區ニ廻送セス。

海嘯奈川ヨリ品川及新宿ニ廻送スヘキ列車ハ、神奈川ニ於テ之ヲ區分スヘキ或ハ品川ニ於テスヘキヤハ、更ニ研究スルモ、當分品川ニ直送シ、品川ニ於テ整理區分ノ上、新宿ニ廻送スルコトト定ム。

各配給部業務引繼要領　陸軍震災救護委員

(大正十二年九月十九日起早二十日決定)

第一、要旨

一、本要領ハ、各配給部(配給司令部及輸送部ヲ含ム)ノ業務ヲ臨時震災救護事務局ノ管理スル救護協議會ニ引繼ノタメ處理スヘキ要項ヲ掲ケタルモノトス、各配給所ハ、引繼ノ期部ニ關シ、更ニ事務局當事者ト打合ノ上、其ノ實施ニ任スルモノトス。

第二、引繼當事者

一、引繼ハ、救護事務局出張員、各配給部長(芝浦ハ配給司令官、品川ハ輸送部長、支部ニアリテハ支部長)及協議會出張員立會ノ上實施スルモノトス。

第三、引繼日次

一、引繼ノ日次ヲ豫定スル事、左ノ如シ。

芝浦配給司令部(同南國支部)	九月二十二日、二十三日
龜戸配給部	九月二十六日
田端配給部(同四田川支部)	九月二十七日
新宿配給部、品川輸送部	九月二十八日
横濱配給部(同神奈川支部)	九月二十七日、二十八日

第四、引繼當日ノ業務

一、引繼當日(二日ニ亘ルモノハ二日間)ハ、配給業務ハ之ヲ行ハサルモノトス。

ヲ配給シ、翌二日分ノ豫備ヲ除セハ、四田川倉庫ニ二十五日迄ニ三萬俵(二萬二千石)ノ救助豫備糧秣ヲ處商務省食糧局ニ交付ス、殘餘ハ總テ四田川及池袋トス。

其交付場ハ四田川倉庫ニ二十五日迄ニ三萬俵(二萬二千石)ノ救助豫備糧秣ヲ處商務省食糧局ニ交付ス、殘餘ハ總テ四田川及池袋トス。

芝浦配給司令部(南國支部ヲ含ム)

其擔任セル配給管區ノ救助米日個ヲ配給セハ、一日分ノ豫備ヲ殘シ、其他ハ總テ處商務省食糧局ニ交付ス、尚シテ其交付所ハ、ナルヘク汐浜シクハ利用シ、陸上ノモノハ、當分夜川等繁務ニ差支ナキ時刻ニ於テ行フ。

其他ハ之ヲ倉庫ニ集積ス。

新宿配給部

品川ヨリ日々輸送ヲ受ケテ之ヲ擔任セル救助米日個ノ配給ヲ終レハ、翌二日ノ豫備ヲ保留シ、二十五日迄ニ常山倉庫ニ一萬五千俵(六千石)ヲ集積ス。

其殘餘ハ、澁谷ニ於テ處商務省食糧局ニ交付ス。

品川輸送部

横濱配給部神奈川支部ヨリ々數キ六十輛以上ノ輸送ヲ受ク。

右ノ內品川輸送部ノ擔任ニ係ル在庫部ノ救助米日個ノ配給ヲ終レハ、翌二日ノ豫備ヲ保留シテ、殘餘ハ總テ新宿ニ廻送ス。

横濱配給部

救護事務局横濱支部ノ指示ニ從ヒ、神奈川驛及横濱市及附近ノ給ニ任ス。

而シテ神奈川支部ヲシテ附近ノ配給ヲ行ハシムル外、該地ニ於ケル糧秣ヲ東海道線ニヨリ品川ニ輸送ス、其日個少クトモ貨車六十輛トス。

第五、農商務省食糧局ニ交付スヘキ穀類

日個要領ニヨリ、救助米ノ日個五日分ノ豫備ヲ終レハ、爾後ノ日個ハ總テ販賣用トシテ交付スヘキ規定品目數量ヲ除ク。

增加スルモノトス。

其交付場ハ、當分ノ內左ノ場所トシ、爾後逐次販賣米ノ增加ニ伴ヒ、交付場ヲ

錦糸町　四田川　池袋　澁谷　芝浦及同海上。

第六、建築材料及雜品

建築材料ハ、交付場、交付番指定ノモノヲ以外ハ、總テ之ヲ四田川錦糸町芝浦、各

山等ノ集積場ニ集積シ、其主力ヲ四田川トス。

雜品、衣服、救恤品等ハ、事務局ノ指定ニ從ヒ、配給若ハ集積ス。

第七、繼送有トノ交渉事項

龜戸配給部ニ廻送スヘキ列車ハ、常磐線或ハ東北本線ヲ我孫子ニ於テ繼送有ヲ之ヲ切替ヘ、日々龜キ三列車(內糧秣三十輛內外)ヲ廻送ス。

田端及四田川ニ到着スヘキ列車ハ、之ヲ他ノ配給管區ニ廻送セス。

海嘯奈川ヨリ品川及新宿ニ廻送スヘキ列車ハ、神奈川ニ於テ之ヲ區分スヘキ或ハ品川ニ於テスヘキヤハ、更ニ研究スルモ、當分品川ニ直送シ、品川ニ於テ整理區分ノ上、新宿ニ廻送スルコトト定ム。

6、配給部傭役作ハ（然将其他ノ消耗品共）現在品目数ニ依リ引継クモノトス。

但、陸軍ヨリ傭役タル天幕、雨覆、炊具等品目員数ヲ明ニシ、協議會ヨリ借用証ヲ徴シ、後日返却ノ上、協議會ニ於テ借入使用中ノ自動車（運転手共）其他ノ物件ハ、一旦返却等ヨリ、各配給部カ借入使用中ノ自動車（運転手共）其他ノ物件ハ、一旦返却ノ上、協議會ニ於テ借入レヲ終シタル形式ヲ採ルモノトス。

第六、引継後ノ事務

一、治績會ノ業務實施上必要ノ事務ハ、左ニ定ムル部ニ於テ實施スヘキモノヲ要スレハ、補給部出張員（第七參照）ニ申出テ、同出張員之ニ處スル處置ヲ採ルモノトス。

第七、配給部ノ殘務及本務局協議會ト陸軍トノ連絡

一、各配給部ノ業務ヲ協議會ニ引継ヲ終シタル翌日ヲ以テ、各配給部ノ編制ヲ解ク、但シ當分ノ内維持ノ各補給部及支部ノ位置ハ、則チ左表ノ通リ定ム。

局及協議會トノ連絡、及陸軍ノ各部除ノ補給業務（第五ノ（一）陸軍用殘置機械ノ保管出納共）ニ任セシム。	本務局	深川區役所	本所區役所	向島區役所	小石川區役所	麻布區役所	赤坂區役所	芝區役所	京橋區役所	麹町區役所

各配給部ノ殘務整理ノ位置ハ、則チ示ス各配給部ノ殘務ヲ協議會ニ引継タル日ヨリ起算シ、一週間以内ニ完了スルモノトス。

補給部出張所々員及殘務員ハ、則チ任命ス。

第八、引継後ニ於ケル陸軍各部隊様式ノ補給

一、引継後ニ於ケル陸軍諸部隊所要様式（第五ノ（一）ニ依リ殘置シタル様式ヲ受領スルモノトス。

夏ニ必要トスルモノハ、本務局ニ請求シ、協議會ヨリ受領スルモノトス。

第九、庭費ノ整理

一、各配給部ニ配置セラレ又ハ直接傭入使用中ノ諸準備員及人夫等ノ賃金ハ、引継前日迄ノ分ハ、各配給部ニ於テ支拂ヲナスモノトス、引継當日及其以後ニ於ケル分ハ、協議會ノ負担トス。

保管スヘキモノ（引継ノタメ使用スルモノヲ含ム）ハ、各配給部ノ庭費ニ於テ支拂ヲ終ラシメ、引継前日迄ノ分ハ、各配給部ニ於テ支拂ヲ終ラシメ、引継當日及其以後ニ於ケル分ハ、協議會ノ負担トス。

第一篇　應急措置

第二章　各省、政府の活動（陸軍省）

是に於て陸軍震災救護委員長は、二十一日命を受け配給司令部及自動車に傷へ、二十五日各配給部に命を傳へて引継を實行せしむ。

九月十一日より二十日に至る十日間に補給部及配給部に於て實施したる配給額は、米一、六六二、六二六石、副食物一、八六〇、七〇〇貫、及雜品材料にして、一百萬人に對し、一日一人五合八勺に相當し、向厩黨來二、三三〇石をも交付したるものとす。

斯くて芝浦配給部及同兩國司令部は二十三日、龜戸配給部は二十六日、田端配給部及四谷川支部は二十七日、横濱配給部及同神奈川支部、品川新宿何れも二十八日業務を協議會に引継ぎ、補給部業務は、三十日之を陸軍省主任局課に引継ぎ、茲に全く同部を撤廢す、此間各配給部の實施したる配給額は、米二五、四四七石、副食物三七八、〇一八貫、其他衣服材料等なり、又九月四日補給部設置より二十日の撤廢までに於ける總配給額は、米二四五、一八四石四六二、九六一、七一七俵、副食物二、六八一、九六八貫（三二二、二〇〇梱）、燃料一、八一九、五六〇、〇〇〇貫を算す。

二、土地建物ノ使用等ニ關シ、後日使用料金又ハ損傷賠償等ノ要アリタル時ハ、協議會ハ補給部出張員ト協議ノ上、處理スルモノトス。

第十、報告

一、各配給部ハ、引継後ノ殘務整理終了ト共ニ、各配給部取扱ニ係ル總要ノ殘務ノ詳細ヲ補給部ヲ經テ委員長ニ報告スルモノトス。

二、各配給部取扱ニ係ル配給品受拂ノ書類ハ、前記指示スル方法ニ依リ整理シ、前段ノ報告ト共ニ提出スルモノトス。

第十一、雜件

一、引継前現在ス陸軍所屬器具材料ハ、成ルヘク陸軍ト努メ、自辨置スルモノトス、其保管ノ協議會ニ於テ他ニ轉出スル取扱モノトス、關係區道、水路ニ依リ到着スルモノ亦同シ。

二、各配給部傭付ノ書類及事務用品ノ殘後（協議會ニ引継ヲ要セサルモノハ、補給部ニ引継タル日ヨリ起算シ一週間以内ニ完了スルモノトス。

三、陸軍自動車班ハ、委員長ノ區處ニ依リ、軍隊輸送ノ爲カヲ以テ、協議會ノ配給業務ヲ援助ス。

支部	東京市	東京市	日本橋区	神田区	東京市	牛込区	四谷区	小石川区	本郷区	下谷区	浅草区	本所区	深川区	品川町	大森町	蒲田村	品川支部	横浜市	鶴見町	神奈川町	保土ヶ谷町	戸塚町	藤沢町	平塚町	大磯町	小田原町	北足柄村	川崎町	大師河原村	橘樹郡役所	北多摩郡役所	南多摩郡役所	西多摩郡役所	八王子町	横浜支部
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

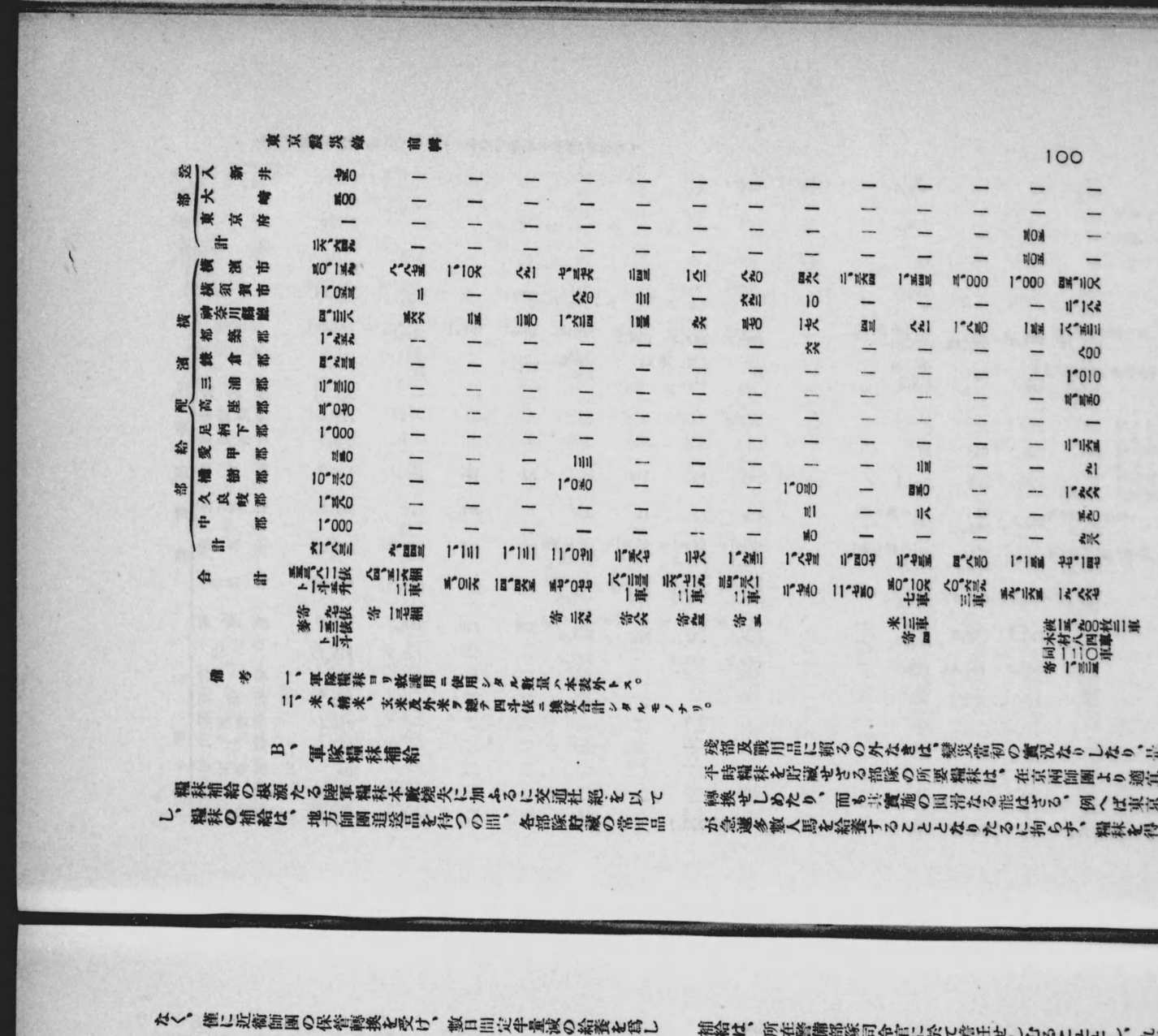

大正十二年九月十一日補給課設置當時、經理關係の勤務に在りたるは、課長陸軍一等主計正松野一藏外七名なりしが、課設置と共に、業務を左の三區分に分ちて之を分掌したり。

一、糧秣、被服、事務用品其他の物品（衛生材料、獸醫材料）の補給及經理業務

二、兵器物品補給業務

三、課全般の庶務業務

八、燃料補給

（一）自動車燃料統制　震災の爲め交通杜絶し、自動車の必要頓に激增したるに拘らず、之が燃料の販賣店多く燒失し、殆ど補充の道なかりしかんとしたるに依り、燃料の配給一大急務となりたり、是に於て陸軍は先づ部內貯藏油を一般官公衙公共團體並信業者其他に配給すると同時に、之が現在量の調査を開始す、即ち九月三日陸軍官衙軍隊學校貯藏の油量を調査し、各警備隊をして管內の燃料調査をなさしめ、又特に日本石油株式會社及砂村「テキサス」會社の在庫品を調査せしむ、たま〳〵流言蜚語盛なりしを以て萬一を慮り、警備部隊に命じ、民間燃料倉庫の警備に任ぜしめたり。

陸軍部內貯藏油量調査表　（單位繼）

區分		揮發油	カストル	揮發油	モヒール
陸軍航空部隊	所澤支部	一、三〇〇	二〇〇		
下志津分校	校	一、五〇〇			
	所	一、三〇〇	一〇〇	六〇	
	學校	一〇〇			
	飛行機用	一	一	一	一
	揮發油			四五〇	二
	カストル				一
	モヒール				

配給開始當時東京附近現在の燃料、左の如し。

陸軍部內提供燃料數量表

品目 / 差出部隊	ガソリン（繼）	モヒール（繼）	グリース（繼）	炭化石灰（俵）
陸軍航空部隊所澤支部	二七〇	二三〇		
所澤航空學校	一〇〇			
飛行第五大隊	四〇〇	五		
自動車調査委員	二二〇	五		
陸軍自動車球場	二三八			
東京陸軍兵器支廠	九六〇		二	三〇〇
計	一、四二七	二七・五	二	三〇〇

陸軍部內のもの即日之を藏庫司令部に蒐集し、同時に民間より蒐集す、內陸軍部內より提供したるは、

民間會社貯藏油量調査表　（單位繼）

會社名	揮發油	モヒール
日本石油會社	一八、〇〇〇	一、九〇〇
アイアンサン會社	三、〇〇〇	
キサス會社	六、〇〇〇	
小倉油會社	三〇〇	
安全自動車會社	一	
計	二八、五〇〇	一、九〇〇

所名	揮發油	ガソリン	モヒール	グリース	炭化石灰
大本營		六、〇〇〇			
砂町村		三、〇〇〇			
島田		三〇〇			
川崎	一				
町所		一八、〇〇〇	一、九〇〇	一	一
驛		一八、〇〇〇	一、九〇〇		
所。		一、八〇〇	一、九〇〇		
場		一、八〇〇	一、九〇〇		
社		一、八〇〇	一、九〇〇		
名		一、八〇〇	一、九〇〇		
計	揮發油	一、八〇〇	一、九〇〇		

差出部隊	ガソリン（繼）	モヒール（繼）	グリース（繼）	炭化石灰（俵）
陸軍航空部隊所澤支部	二七〇	二三〇		
所澤航空學校	一〇〇			
飛行第五大隊	四〇〇	五		
自動車調査委員	二二〇	五		
陸軍自動車球場	二三八			
東京陸軍兵器支廠	九六〇		二	三〇〇
計	一、四二七	二七・五	二	三〇〇

差出部隊	ガソリン（繼）	モヒール（繼）	グリース（繼）	炭化石灰（俵）
陸軍航空部隊所澤支部	二七〇	二三〇		
所澤航空學校	一〇〇			
飛行第五大隊	四〇〇	五		
自動車調査委員	二二〇	五		
陸軍自動車球場	二三八			
東京陸軍兵器支廠	九六〇		二	三〇〇
計	一、四二七	二七・五	二	三〇〇

而して陸軍部內のものは、即日之を藏庫司令部に蒐集し、同時に民間よりも蒐集す、內陸軍部內より提供したるは、

（二）地方燃料徵用　東京南北警備部隊及中仙道警備部隊には、上記の手續を以て燃料を補給したるも、其他の警備部隊及東京以外に出動したるものに對しては、努めて之を搬致補給し、又所在に於て地方燃料を徵用せしむ。

（三）軍隊燃料補給　九月十日一般に對する燃料配給は、補給部之を臨時震災救護事務局に引繼ぎ、陸軍所屬の燃料は、省に所要量を一括して事務局に請求し、兵器廠をして之を受領配給せしむることとしたり、十一日戒嚴地內に於ける陸軍所要自動車無線電信及電燈用燃料補給要領を定め、戒嚴部隊に要するものは同司令部をして請求手續を行はしむ、而して現品受領のため、成るべく自動車の運行を避けるべき目的を以て、所要多大なる東京北警備部隊は近衞師團兵器部、同南警備部隊は第一師團兵器部現品の受領配給を爲すことゝし、其他は司令部構內に送夫搬致して配給を實施したり、十月十二日戒嚴並震災救護のため、陸軍所要の自動車無線電信及電燈用燃料及脂油補給に關する陸軍第四、二六三號の通牒ありて、請求手續を改正せらる。

補給課業務實施期　陸軍省に請求して戒嚴部隊に配給したるものガソリン六、〇一八噸、モヒール五三〇噸、グリース一一噸、九噸、石油二六噸なり。

配給は、九月三日戒嚴司令部に於て先づ配給を開始し、次で同司令部の指示に基き、日本石油株式會社をして隅田川倉庫に於て配給を爲さしむ、民間一般の需用に對しては、五日より亦同會社をして之に任ぜしむ、

以て揮發油三千噸を發送す。

着を以て揮發油五百噸を發送し、廣島縣知事亦七日赤崎驛發田端驛着を以て揮發油一千噸を發送す。

の寢惡きを得たり、此外青森縣知事は、六日午後五時青森發田端驛着を以て揮發油一千噸を日々發送し得る狀態となり、全く補給上盛なりしを以て萬一を慮り、警備部隊に命じ、民間燃料倉庫の警備に任ぜしめたり。

配給は、九月三日戒嚴司令部に於て先づ配給を開始し、次で同司令部の指示に基き、日本石油株式會社をして隅田川倉庫に於て配給を爲さしむ、民間一般の需用に對しては、五日より亦同會社をして之に任ぜしむ、

川口驛隅田川驛間の鐵道開通したるを以て、川口着荷を直に隅田川驛に轉送せしむ、兩製油所より九月九日までに發送する所、揮發油一萬千二百十八函（一函一缶）、モヒール二千一百十六函、グリース二百七十四函にして、兩後揮發油一千函を日々發送し得る狀態となり、全く補給上

川口驛隅田川驛間の鐵道開通したるを以て、川口着荷を直に隅田川驛に轉送せしむ、兩製油所より九月九日までに發送する所、揮發油一萬千二百十八函（一函一缶）、モヒール二千一百十六函、グリース二百七十四函にして、兩後揮發油一千函を日々發送し得る狀態となり、全く補給上

百五十六函、六日四百五十函、兩後每日四百函を發送す、然るに六日柏崎製油所より九月五日揮發油六

給を鐵道省及川口驛長に交涉し、柏崎製油所より九月五日揮發油六

急送することとなし、是時私報未だ通ぜざるを以て官報扱として打電し、四日更に社員を兩製油所に派遣せしむ、而も信越線中川口上野間不通なるを以て到着貽滯の爲め、川口驛附近の農商務省所管研究所內の空地を借入れ、川口驛側線使用及揮發油運搬のため貨車の配

命するに、新潟縣柏崎製油所及秋田縣土崎秋田製油所貯藏油を東京に

ソリン」百六十噸を戒嚴司令部に搬致したり、一面九月三日同令社に

「ソリン」千四百四十噸、「モヒール」二十噸、石油六十噸、芝油集積所より「ガ

路より芝浦埋立地に輸送せしめ、自動車隊は、同倉庫より「ガソリン」

一千噸を以て、九月五日より六日夜までに之を水

七噸は、第一師團工兵大隊に命じて、「モヒール」八百三十八噸、「ガソリン」三千七百七十八噸を提供せしめ、內「ガソリン」四十二噸は日本石油株式會社隅田川倉庫の在庫を提供せしめ、後海軍の行動を變更したるより、九月四日橫須賀より回送したる「ガソリン」四十二噸を發送したるに止まる、民間よりは日本石油株式會社隅田川倉庫にて、爾後揮發油一千函を日々發送し得る狀態となり、全く補給上

計	一、四二七	二七・五	二	三〇〇

臨時震災救護事務局より受領の燃料は、一に省の処理に任せり。

事務用品は、帝都震災後、海軍より交付を受け、之を各部隊に配給し、其より所要品は、陸軍東京経理部より交付を受け、又は現地調

自動車中充電の必要あるものは、海軍無線電信所に於て充電を受くる如く九月六日海軍省に交渉し、海軍第二、七三二号を以て蓄電池充電に関する件を定められ、同十五日海軍省より無線電信所要に応じ、陸軍無線電信所に於て供給を受くる如く九月六日海軍省に交渉し、海軍第二、七三二号を以て蓄電池充電に関する件を定められ、同十五日海軍省より無線電信所要に応じ、陸軍無線

ホ、被服共他

一般罹災救護のため、天幕共他を借用したること、別項記載の如し。

ヘ、兵器補給

九月三日より十日までの期間は、戒厳司令部内兵器に関する業務機関を設けず、補給に関しても規定せらるゝ所より交付を受け、之を各部隊に配給し、其より所要品は、陸軍東京経理部より交付を受け、又は現地調達を以て辛ふじて需要を充足したり。

兵器補給

戒厳司令部及陸軍省より各部隊等へ交付すべき兵器補給は、戒厳司令部第一課之が業務を担任し、陸軍省に於ては、軍事課之が業務を担任し、戒厳司令部第一課と連絡して之が業務を処理したり。

各部隊等へ交付したる兵器補給は、概ね左の如し。

一、小銃弾薬

小銃弾薬は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、弾薬製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二、機関銃

機関銃は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三、野砲弾薬

野砲弾薬は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四、野砲

野砲は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五、山砲

山砲は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七、被服

被服は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八、燃料

燃料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍燃料廠に命じ、燃料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九、自動車

自動車は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍自動車廠に命じ、自動車の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十一、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十二、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十三、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十四、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十五、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十六、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十七、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十八、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

十九、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十一、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十二、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十三、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十四、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十五、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十六、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十七、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十八、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

二十九、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十一、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十二、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十三、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十四、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十五、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十六、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十七、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十八、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

三十九、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十一、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十二、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十三、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十四、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十五、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十六、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十七、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十八、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

四十九、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十一、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十二、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十三、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十四、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十五、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十六、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十七、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十八、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

五十九、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十一、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十二、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十三、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十四、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十五、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十六、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十七、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十八、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

六十九、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十一、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十二、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十三、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十四、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十五、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十六、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十七、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十八、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

七十九、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十一、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十二、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十三、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十四、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十五、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十六、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十七、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十八、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

八十九、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十一、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十二、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十三、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十四、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十五、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十六、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十七、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十八、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

九十九、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百一、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百四、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百五、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百六、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百七、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百八、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百九、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十一、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十二、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十三、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十四、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十五、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十六、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十七、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十八、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百十九、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十一、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十二、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十三、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十四、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十五、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十六、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十七、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十八、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百二十九、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍馬政局に命じ、馬匹の購買に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十、衛生材料

衛生材料は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍衛生材料廠に命じ、衛生材料の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十一、事務用品

事務用品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、事務用品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十二、雑品

雑品は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍東京経理部に命じ、雑品の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十三、天幕

天幕は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍兵器廠及陸軍造兵廠に命じ、天幕の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十四、被服共他

被服共他は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍被服本廠に命じ、被服共他の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十五、糧秣

糧秣は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸軍糧秣本廠に命じ、糧秣の製造に従事せしめ、之を戒厳司令部第一課に交付したり。

百三十六、馬匹

馬匹は、戒厳司令部第一課に於て、陸軍省より受領し、之を各部隊等へ交付したり。

陸軍省に於ては、陸

品目	受領員數	不足員數	返納數	摘要

（裏表上ノ注意
一、「支給若ハ貨與ヲ受ケタル月日及場所ハ通牒ノ參照之ヲ明記スルモノトス。
二、摘要欄ニハ不足或損ノ箇所（部品共）等ニ就キ所要ノ事項ヲ記スルモノトス。）

ト、輸送機關補給

A、自動車

1、東京衞戍司令部自動車

（一）自動車隊　震災の結果、諸施の交通機關悉く破壞し、之を補ふべき自動車あるのみなれば、震災直後の交通界に於ける自動車の活動は、最も目覺ましきものゝ一なり。

九月一日午後二時自動車隊は、衞戍司令官の出動命令に接して直に準備し、近衞第一兩師團に分屬す、爾後二晝夜全く不眠不休、廣ゝ火焰を犯し、死體を越へて救護準備の任に服せり、主要なる活動左の如し。

九月二日　乘用自動車自動二輪は、立川飛行大隊所澤航空學校佐倉下志津地在部隊在京各部隊等に重要命令を傳達し、其他各官衙公衙間の連絡通信に任じ、殊に乘用車一は、二日午前二時出發し、宇都宮へ急行、午後十一時歸來し、栃木廳及小田原御滯在中の各宮殿下の御安否等何とはなく念慮を盡し續行す。

貨車十二輛は、午後五時出發、糧秣本廠就職嚴命に向ひたるも、猛火のため道路埋塞、上野公園諸地點に糧秣分配所を設置するため、糧秣本廠に向ひたるも、猛火のため道路埋塞、上野公園に糧秣を受領し、前記諸公園に輸送分配す。

貨車七輛は、午後七時出發、糧秣本廠に到着し、糧秣を受領し、近衞第一兩師團各部隊より糧秣受領の爲、前記諸公園に輸送分配す。

貨車四輛は、午後五時出發、赤羽より岡田川沿架橋點に架橋材料を輸送す。

貨車三輛は、午後九時出發、第一師團司令部より廣瀨を經由宮城及東京驛前に輸送し、其他の五輛は、午後十一時出發、步工兵を陸軍省に輸送す。

陸軍省參謀本部第一部戒嚴司令部等、類燒の危機に迫るや、貨車及牽引自動車の主力を以て重要書類及金品若干五〇〇名を主官舍宿舍校及陸軍大學に移送し、二日午前八時に及びて終了す。

九月二日　貨車四は、依然第一師團より最寄及衞生材料の輸送を繼續す。

貨車八は、終日給水、糧食の輸送に任じ、午後五時以後衞生部隊、警視廳及衞生材料の輸送に任じ、午後六時出發、糧秣用彈藥を各所に輸送す。

貨車各三は、物資集積となり、大倉及省中方面に向ひ、午後六時出發、糧秣を廣幡中野附近に收集し、更に東京市區役所に輸送し、九月九日終了解散す。

此間牽車一日の輸送行程概ね二百粁なりとす。

貨車各三は、物資收集となり、大倉及省中方面に向ひ、午後六時出發、糧秣を廣幡中野附近に收集し、更に東京市區役所に輸送し、九月九日終了解散す。

貨車各三は、物資收集となり、大倉及省中方面に向ひ、午後六時出發、糧秣用彈藥を各所に輸送す。

貨車八は、終日給水、糧食の輸送に任じ、午後五時以後衞生部隊、警視廳及衞生材料の輸送を繼續す。

貨車四は、依然第一師團より最寄及衞生材料の輸送を繼續す。

九月二日　貨車四は、依然第一師團より最寄及衞生材料の輸送を繼續す。

貨車五輛は、第一師團司令部步兵第一聯隊より糧秣を日比谷公園芝公園及宮城前に輸送し、後天幕を受領に輸送す。

貨車四は、中野電信第一聯隊より電話及電燈材料を陸軍省に輸送す。

貨車五輛は、第一師團司令部步兵第一第三聯隊より糧秣を日比谷公園芝公園及宮城前に輸送し、後天幕及燈火等を受領に輸送す。

貨車四は、午後五時出發、赤羽に至り、工兵隊の一部を芝日本電燈會社に輸送す。

貨車三は、午後九時出發、第一師團司令部より廣瀨を經由宮城及東京驛前に輸送し、他の五輛は、午後十一時出發、步工兵を陸軍省に輸送す。

陸軍省參謀本部第一部戒嚴司令部等類燒の危機に迫るや、貨車及牽引自動車の主力を以て重要書類及金品若干五〇〇名を主官舍宿舍校及陸軍大學に移送し、二日午前八時に及びて終了す。

九月二日　貨車四は、依然第一師團戒嚴司令部自動車隊は、氣球隊自動車班を併せ指揮し、同時に被損自動車の補充修理交換等の業務を敏速ならしむるため、材料廠を設置す。

（二）自動車隊　九月三日關東戒嚴司令部編成あり、自動車隊は、第一兩師團に分屬しありたる二中隊及部隊と爲りて隷下に入り、近衞第一兩師團に分屬し、自動車隊は、前日の如く交通連絡の任に服す、內自動二輪車一は、午後九時二十分出發、危險を冒して横須賀に至り、第一師團司令部に傳達し、三日午前十一時歸來し、他の一輛は、下志津部隊に命令傳達の命を受け、午後三時歸來す。

貨車三は、午後九時出發、第一師團司令部より廣瀨を經由宮城及東京驛前に輸送し、他の五輛は、午後十一時出發、步工兵を陸軍省に輸送す。

貨車四は、午後五時出發、赤羽より電話及電燈材料を陸軍省に輸送す。

貨車五輛は、第一師團司令部步兵第一第三聯隊より糧秣を日比谷公園芝公園及宮城前に輸送し、後天幕及燈火等を受領に輸送す。

貨車四は、中野電信第一聯隊より電話及電燈材料を陸軍省に輸送す。

貨車五輛は續いて近衞師團司令部より天幕を宮城前に輸送し、後歩兵及燈火等を受領に輸送す。

同	陸軍省	使用者／區分	數輛使用行動時間	品目	數	摘要
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一二	此目輸送する所、衞戍司令官直轄部隊と成る、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	發隊とを併せ、衞戍司令部に至りて先發の側車附自動二輪車一と共に、屯營を發し、東京衞戍司令部に至り、數護用糧食其他の運搬に從事す、同隊戶田砲兵大尉より、朝來瓦斯鑛用自動車の鑛滓を脫して、貨物積載用に整理し、午後三時自動貨車四を完成し、兵中尉より、出來得る限り多くの自動車を東京衞戍司令部に提出すべきの口命あり、氣球隊編成砲（二）氣球隊自動貨車班　二日午前五時陸軍大臣より、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	輸送した。
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	海軍と協同して陸揚作業に從事するより、自動車隊は、前日の如く交通連絡の任に服す、內自動二輪車一は、午後九時二十分出發、危險を冒して横須賀に至り、第一師團司令部に傳達し、三日午前十一時歸來し、他の一輛は、下志津部隊に命令傳達の命を受け、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	補指一號追加　九月五日　當時の指示一二を抄す。

（二）氣球隊自動貨車班　二日午前五時陸軍大臣より、出來得る限り多くの自動車を東京衞戍司令部に提出すべきの口命あり、氣球隊編成砲兵中尉（流雄）は、乘用車一、貨車三（屋形天幕を積載）を指揮し、先發隊となり、午前八時屯營を發し、東京衞戍司令部に至り、數護用糧食其他の運搬に從事す、同隊戶田砲兵大尉より、朝來瓦斯鑛用自動車の鑛滓を脫して、貨物積載用に整理し、午後三時自動貨車四を完成し、側車附自動二輪車一と共に、屯營を發し、東京衞戍司令部に至りて先發隊を併せ、衞戍司令官直轄部隊と成る、

同	陸軍省	使用者／區分	數輛使用行動時間	品目	數	摘要
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	此目輸送する所、衞戍司令官直轄部隊と成る、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	發隊とを併せ、衞戍司令部に至りて先發の側車附自動二輪車一と共に、屯營を發し、東京衞戍司令部に至り、數護用糧食其他の運搬に從事す、同隊戶田砲兵大尉より、朝來瓦斯鑛用自動車の鑛滓を脫して、貨物積載用に整理し、午後三時自動貨車四を完成し、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	兵中尉より、出來得る限り多くの自動車を東京衞戍司令部に提出すべきの口命あり、氣球隊編成砲（二）氣球隊自動貨車班　二日午前五時陸軍大臣より、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	輸送した。
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	海軍と協同して陸揚作業に從事するより、自動車隊は、前日の如く交通連絡の任に服す、內自動二輪車一は、午後九時二十分出發、危險を冒して横須賀に至り、第一師團司令部に傳達し、三日午前十一時歸來し、他の一輛は、下志津部隊に命令傳達の命を受け、
同	陸軍省	輸送區間	一二日午後二時至四日正午	糧食不詳	一	補指一號追加　九月五日　當時の指示一二を抄す。

同	同	衞戍司令部	此外使用時間一二分乃至五十分の短時間なるものには、夜間鮮人を
同	同	陸軍省	一人
同	同	陸軍省	四十名
同	同	陸軍省	一
同	同	陸軍省	赤羽
同	同	近歩三	一
同	同	歩四	一
同	同	麻布三聯隊	一
同	同	麻布三聯隊	一
同	同	麻布三聯隊

配給(司令)部並應務要領

一、配給部ハ、左ノ要領ニ依リ服務ス。

配給部ハ、陸揚又ハ停車場ニ於ケル所定分配所ニ輸送ス。

二、輸送機關ハ、明六日午前八時ヨリ左ノ如ク自動車ヲ配屬シ、之ノ分配所ニ於ケル配給部ノ指揮ニ從フヘシ。

右	人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸、關後ノ分配ノ爲メ必要ト認ムル人夫ヲ傭入スルモノトス。	
龜戸配給部	一〇〇人	
新宿配給部	一一五〇人	
田端(兩國)配給部	一二〇〇人	
同芝浦配給部	一一〇〇人	
同司令部	三〇〇人	

イ、人夫

龜戸配給部ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官廳ヨリ左ノ如キ提供スル筈。

其	一片ヲ提供スヘシ。	
之ノ	一面シテ提供機關ハ、司令官若ハ部長ノ捺印アル通票ニ依リ其ノ所要數ヲ地方官廳ノ手ニ受領シ、之ヲ輸送分配ハ、分配所ニ於ケル配給部ノ指揮ニ從フヘシ。	
糧秣材料ヲ受領シ	二、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官廳ヨリ左ノ如キ提供スル筈。	
龜戸配給部	一〇〇人	
新宿配給部	一一五〇人	
田端(兩國)配給部	一二〇〇人	
同芝浦配給部	一一〇〇人	
同司令部	三〇〇人	

右人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸、關後ノ分配ノ爲メ必要ト認ムル人夫ヲ傭入スルモノトス。

筈テ、停車場ニ於ケル下卸分配所ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸ニ從事スル人夫ヲ傭入スルモノトス。

ロ、手車及荷馬車　地方官廳(市役所等關係)ニ於テ出來ル限リノ數量ヲ整ヒ、六日午前八時迄ニ各所定ノ配給所(關係)ニ集合セシムル樣、所要ノ手配ヲ爲スヘシ。

ハ、自動貨車　目下自動貨車ハ、軍部、市役所、四十五輛、軍部二十輛(十四輛關關ニ在ルモノハ、地方官廳ニ貨與シテ、手狹ニ在ルモノ催ニ十五輛ナリ、依テ軍部ノモノハ、軍部ノ指揮ニ從ヒ、地方官廳ノモノハ、地方官廳ノ指揮ニ從フヘシ。

ニ、輸送機關ハ、明六日午前八時各配給部所在地ニ於テ、地方官廳ヨリ左ノ如キ提供スル筈。

其	一片ヲ提供スヘシ。	
之ノ	一面シテ提供機關ハ、司令官若ハ部長ノ捺印アル通票ニ依リ其ノ所要數ヲ地方官廳ノ手ニ受領シ、之ヲ輸送分配ハ、分配所ニ於ケル配給部ノ指揮ニ從フヘシ。	
糧秣材料ヲ受領シ	龜戸配給部	一〇〇人
新宿配給部	一一五〇人	
田端(兩國)配給部	一二〇〇人	
同芝浦配給部	一一〇〇人	
同司令部	三〇〇人	

右人夫ハ、配給部カ其地ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸分配所ニ於ケル糧秣材料等ノ積載下卸ニ從事スル人夫ヲ傭入スルモノトス。

筈テ、停車場ニ於ケル下卸、關後ノ分配ノ爲メ必要ト認ムル人夫ヲ傭入スルモノトス。

ロ、手車及荷馬車　地方官廳(市役所等關係)ニ於テ出來ル限リノ數量ヲ整ヒ、六日午前八時迄ニ各所定ノ配給所(關係)ニ集合セシムル樣、所要ノ手配ヲ爲スヘシ。

ハ、自動貨車　目下自動貨車ハ、軍部、市役所、四十五輛、軍部二十輛(十四輛關關ニ在ルモノハ

| 備考 | 自動車班 | 氣球隊自動車班 | 戒嚴司令部補給部 | 同 | 同 | 同

第七條　雇傭ニ應シ得ル運轉手及職工ノ資格、左ノ如シ。

(1)年齡滿十七歲以上滿四十歲以下ノ男子ニシテ、健康體ト認定。

(2)運轉手ハ免許證ヲ所持スルコト。

(3)職工ハ、少クモ一箇年以上自動車又ハ其部品ノ修理實務ニ從事シタルモノナルコト。

第八條　雇傭セラレタル自動車ノ運轉手又ハ持主及職工ハ、官ト契約ヲ爲スモノトス。

第九條　雇傭自動車ノ燃料消耗品及雇傭者ノ給養ハ、官之ヲ支給ス、但シ雇傭者ノ被服ハ、各自携行シ見苦シカラサルヲ要ス。

第十條　自動車ニ破損ヲ生シタル際、小修理ハ官之ヲ擔任シ、大破損(修理十時間ヲ要スル見込以上ノモノヲ生シタルモノ)ハ、之ヲ解雇ス、但シ破損ニ就テノ責ハ、特ニ事由アルモノヽ外官之ヲ負ハス。

第十一條　傭入間運轉手助手及職工ニシテ業務上傷病ヲ生シタルトキハ、其ノ治療費ハ官之ヲ負擔ス、而シテ爾後ノ行動ニ堪エサルトキハ、即時解傭ス。

第十二條　前二條ノ場合ハ、時ノ如何ヲ問ハス賃金ハ一日ノ金額ヲ支給ス。

第十三條　自動車操縱上ノ事故ニ對スル損害賠償ハ、使用期間ニ限リ官之ヲ負擔ス、但シ自己車輛ノ破損ハ第十條ニ依ル。

第十四條　雇傭自動車同運轉手及職工ノ配當ヲ受ケタル各部隊各部ハ、之カ給與(賃金ヲ含ム)ヲ擔任シ、業務終了後解傭スルモノトス、但シ解傭シタルトキハ其ノ旨ヲ補給課長(報告又ハ通報スルモノトス。

第十五條　補給課ハ、雇傭及各部隊各部ヘ配當ノ狀況ヲ記錄シ置クモノトス。

第十六條　雇傭人員車輛ノ配當ヲ受ケタル各部隊各部ハ、使用中ノ狀況ヲ記錄シ置クモノトス。

とし、之が集收に着手し、赤坂見附、青山、澁谷、三軒茶屋、及駒澤間の各自動車會社及供給者を歷訪し、之が提供を交涉す、五日以後更に赤坂、麻布、四谷、牛込、小石川各區に亙り之が勸誘に努む、而も災後應急整理未だ成らず、運轉手亦難散し、加ふるに餘震猶頻りにして流言蜚語終息せず、快諾するもの甚だ稀なるのみならず、警察其他官

公衙公共團體等に使用せらるゝの結果、收集意の如くならず、是に於て九月六日已むを得ず收集法を改め、兵卒若干名を同行し、走行中の自動車を捉へて勸誘し、受諾すれば直に戒嚴司令部を施し、兵卒を同乘せしめて司令部に誘導し、或は貯藏揮發油消耗の爲め運轉不能に陷りたるものを搜索し、揮發油を供給して雇傭するの手段を撰べり、八九日頃に至り、離散運轉手漸次歸來すると同時に、民間の需用減退の結果、官に徵用せらるゝを有利として雇傭を願出るもの續出したり、側車附自動二輪車に至りては、民間使用の車數少なく、其使用は多く上流子弟の娛樂用に過ぎさりしを以て雇傭に應ずるもの少なく、實用に使用したるは概して小荷物專用にして乘用に適せず、之が爲め收集期間を通じて、僅に三輛を雇傭し得たるに過ぎず、九月七日陸軍省より五輛の支給を得、乃ち運轉手を雇傭して所要を充すを得たり、運轉手職工亦九月七八日頃より希望者增加し、十日頃は供給過多の狀態を呈したり。

乘用自動車四十七輛、種類二十種(ヒック十二輛、フォード七輛、ハドソン六輛、其他ノモノ一乃至二輛)に上り、幌型は僅に七輛にして他は悉く函型なり、車室は多少の廣狹ありしも、運轉手を合し七人の乘用に堪へたり、自動貨車二十五輛は、種類は(フォード二十二輛、レバプリウク五輛、其他ノモノ一乃至二輛)一噸積二十一輛、二噸半積九輛、二噸二噸半、四分の三噸、及半噸積各一輛にして、一噸積以下の自動貨車は積載量少なきも災害の整理完からず、殊に道路の破壞したる地域に使用して極めて有利なるを認むと云ふ、側車附自動二輪車總數三輛は、皆ハレーダビソン種にして、側車型後車型の二類あり、後車附は運動性側車附に及ばざるも、小荷物運搬に利あり、又幌ありて、雨天の使用に便なりき。

收集民間自動車運轉手職工配當

部隊	乘用自動車	自動貨車	自動二輪車	運轉手	職工
陸軍省	二				
戒嚴司令部	三七				
自動車隊		二三	三	六	四三
停泊場司令部					二四
横濱配給部	一				
横濱配給部					
品川配給部					
田端配給部					
龜戸配給部					
横濱宜傳部					
神奈川警備隊司令部	二				
電信隊	一				
重砲兵第四旅團					
衛生材料廠					
近衛師團司令部			患者用二		
第一師團司令部			患者用二		
東京市役所					
計	四七	三五	三	六三	二四

備考　一、本表ノ外、自動車隊ヘハ、東京市役所ヨリ差出シタル自動貨車四十輛(運轉手共)ヲ配屬ス。

二、戒嚴司令部ニハ、側車附インデヤン自動二輛車五(運轉手共)ヲ配屬ス。

三、戒嚴司令部隷下各部隊ハ、民間自動車雇傭規定ニ依リ、各隊ノ所在地ニ於テ必要ノ期間、民間自動車ヲ借上使用ス。

3、陸軍震災救護委員自動車

九月十一日陸軍震災救護委員任命せられ、自動車隊は補給部と共に、其指揮下に移り、戒嚴司令部には、氣球隊自動貨車配屬して、司令部の輸送を專任す。

災後一旬、警備部隊は概ね配置を終り、道路橋梁の整理補修も緒に就き、加ふるに臨時自動車の編制次第に成りて、自動車隊は新勢力を加へ、以て整齊秩序ある集團輸送を行ひ得るに至りたれども、府市要求の日額增加と、屢ゝ襲來せる暴風雨とは、自動車隊の行動を困難ならしめたり。

九月二十一日以降、各配給部逐次に業務を臨時震災救護事務局協議會に引繼ぎ、三十日補給部の廢止を見る、此間自動車隊は、配給部の引繼に支障なからしむるため、全力を擧げて糧食被服建築材料等の輸送に任じ、爾後專ら軍用繃秣の集積に從事すると共に、餘力を以て協議會の配給を援助し、補給部廢止に伴ひ、輸送に關しては、陸軍省砲兵課長の指示を受くる事となり、一部を戒嚴司令部の位置に殘置し、主力は屯營に歸來す。

地、自動車修理

自動車の酷使に依りて頻發する自動車の故障を除くがため、兵器廠在庫部品の補給を受け、部品の交換を行ふと共に、自動車隊は九月三日より其材料廠を戒嚴司令部前の空地に設け、銳意之が修理に任じ、九月八日よりは、造兵廠に於て自動車の修理を開始す、而も關係位置上修理の要求は司令部に殺到するより、兵器局並に造兵廠當事者と協議し、造兵廠より自動車現地修理班(幹部六名、職工三十名)を戒嚴司令部空地に派遣し、九月十七日現地修理作業を開始し、十八日命報に於て修理手續上の注意を指示す、二十五日陸普第三、九四五號を以て戒嚴地域內に於ける陸軍使用自動車修理に關する通牒あり、戒補第一八六號を以て之を各部隊に移牒す。

備考	合計	東京 計	第三旬	第二旬	第一旬	横浜 計	第三旬	第二旬	第一旬	新潟 計	第三旬	第二旬	第一旬
一日平均ヲ示ス。	二、二二五	一、六五〇	六五〇	五〇〇	五〇〇	五七五	一七五	二〇〇	二〇〇	一九八	六九	六六	六三
（二、二〇〇）	（一、六五〇）	（六五〇）	（五〇〇）	（五〇〇）	（五七五）	（一七五）	（二〇〇）	（二〇〇）	（一九八）	（六九）	（六六）	（六三）	
一、七二五	一、二五〇	四五〇	四〇〇	四〇〇	四七五	一五〇	一六〇	一六〇	一五八	五五	五三	五〇	
（一、七二五）	（一、二五〇）	（四五〇）	（四〇〇）	（四〇〇）	（四七五）	（一五〇）	（一六〇）	（一六〇）	（一五八）	（五五）	（五三）	（五〇）	
四八〇	三五〇	一二〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	四〇	四五	四五	四〇	一五	一四	一一	
（四八〇）	（三五〇）	（一二〇）	（一〇〇）	（一〇〇）	（一三〇）	（四〇）	（四五）	（四五）	（四〇）	（一五）	（一四）	（一一）	

第五救護

甲、救恤

震災の突発と共に、在京陸軍各部隊は、非常の活動を開始したること別項記すが如く、例へば鐵道聯隊の如き、九月二日亀戸、砂町間の線路を修理するの傍、避難者を救恤し、後方面に送りたる類の如し、又、聯隊の乾麵麭五千食を分給して、飢餓を救ひ、聯隊の糧秣百名、患者二百五十名を出して、糧食施與、災害の突発と共に、在京陸軍各部隊は、非常の活動を開始したること別項記すが如く、例へば鐵道聯隊の如き、九月二日亀戸、砂町間の線路を修理するの傍、避難者を救恤し、後方面に送りたる類の如し、又、聯隊の乾麵麭五千食を分給して、飢餓を救ひ、聯隊が其平を運輸し、鐵道を修理すると共に、別項記すが如く、非常の活動を開始したるは、非常災害の突發と共に、在京陸軍各部隊は、

輸送川	計	第三旬	第二旬	第一旬	計	第三旬	第二旬	第一旬	計	第三旬	第二旬	第一旬
	二〇二	二〇二			八六	八六			三八	三八		
	一五四	一五四			六五	六五			二六	二六		
	一〇〇	一〇〇			四五	四五			一八	一八

一、水道の破壞は、和田堰淀橋間に二箇所、及築土八幡前にあり、近衞工兵六十名援助して作業中なるも、完成は少なくも尙三日を要すべし。

一、鬼怒川電氣を利用し得るに至らば舊水道の水をポンプ揚して使用し得る見込を以て、此日朝來作業に取掛れり。

一、淨水場の水を自然流下に依り、芝の給水場に送りつゝあり、其最三日間の使用に堪ゆ。

一、此くの如くにして一地方の外、全市斷水し、市民は多少井水を利用するの外、全然給水の途絕ゆ。

一、從來東京市役所使用の撒水用タンク自動車、撒水馬車並に撒水手車燒失又は破損して用を爲さず。

といふに在るを以て、事務局は速に飮料水を全市に運搬するに決し、午前十一時會議終了と共に、陸軍經理局は直に左の處置を爲す。

一、運搬用自動車並に容水器整備

1、容水器調達　午前十一時五十分市內空樽大問屋牛込區星野四郎と空四斗樽購入を約し、在庫品約二千樽を他へ賣却する事なからしむ。

2、自動車整備　午後一時半軍用貨物自動車八輛を用意し、之に「給水」の大標示を施し、出發の準備を了す。

たま〳〵橫須賀より芝浦に廻航したる驅逐艇多量の飮料水を積載するを以て、東京市役所水道課と連絡し、午後二時半同課技手伊藤通敬を伴ひ、事務官矢代主計引率して、八輛の軍用自動車を連ね、四斗樽を滿載して芝浦に急行す、恰も市內各所に黑烟濛々天に漲り、市民は右往左往して混亂の狀筆紙に絕えたりしも、陸軍給水自動車を望見するや、沿道の老幼萬歲を唱呼し、相誡めて道を開き、到る處に「陸軍給水開始、先づ安心」の聲を聞き、作業員の士氣大に振ふ。

驅逐艇飮料水陸揚作業は、假泊時間の關係及陸揚裝置不完全にして、意の如く進捗せざりしも、丸ノ內農工銀行附近の給水栓利用と相俟ちて、午後十一時半まで、戶山ケ原其他の衆團避難者に給水す、翌四日は前夜中淀橋淨水場備付電氣水揚ポンプ六臺の內二臺の運轉を開始し、麴町芝麻布赤坂四區中の小部分に送水せしも、淨水場より本鄕貯水池に通ずる導管市ケ谷見附附近に於て大破し、小石川本鄕牛込下谷淺草方面への送水は見込なく、月島本所深川方面への送水亦隅田川橫斷主要導管の破壞により同く見込立たざるに依り、警視廳及戒嚴司令部等と連繫し、日比谷公園西南端の消火栓に蒸汽ポンプを裝備し、之を給水の據點とし、一方に交通路の狀況を偵察しつゝも、深更まで作業を續行し、本所深川淺草下谷（上野公園）麴町芝神田方面へ各一回以上の給水を爲す。

第二期　九月五日に至り、臨時震災救護事務局は市役所水道課の給水實施中なるを聞き、矢代主計、內務側飮料水部長谷川委員の諒解を得、同省の池田事務官同伴市役所に至り、丹羽道路局長小川水道課長共他と協議し、今後陸軍及市合同し、勤務員及運搬具を統制して、一手に給水するに決し、是日より實行す。

同決議に基き、矢代主計の市給水係長春日主事と協定したる給水計畫、左の如し。

東京市內臨時給水計畫

第一、軍用及市役所給水自動車ヲ各地區ニ配當スルコト、左ノ如シ。

方面	撒水用タンク自動車（容量一二—二〇石）	貨物自動車（容量四石）	摘要
本所	一		
深川	二	一	各車輛毎ニ運轉手及助手ノ外、陸軍及市役所ヨリ職員二—三ヲ附ス
淺草	二	一	
下谷	一	一	
麻布		一	
牛込	一		
本鄕	二		
神田	一		

第二、前項ノ自動車ハ之ヲ市內各區長ニ交付スルコトナク、給水部（東京市役所水道課內）ニ於テ、統制使用スルモノトス。

第三、給水根據地ハ、當分ノ間日比谷公園西南端十字路附近消火栓トシ、水道工事ノ進捗ト共ニ其數ヲ增加シ、且漸次各給水地附近ニ近接セシム。

第四、橋梁破壞ノ爲メ、自動車ヲ通セサル深川方面ニ對シテハ、隅田川ノ水路艀送ニヨリ之ヲ補助ス、

第五、警視廳消火用ポンプヲ各給水栓ニ裝備シ、附近地區ノ給水ヲ實施ス。

第六、各送水地ニ三〇—五〇ノ四斗樽ヲ裝置シテ、附近給水ノ原點タラシム。

是日より陸軍一等主計高木六郎を給水部に配屬せしめ、且戒嚴司令部より自動車隊下士以下六名の配屬を受け、各自動車一名以上の軍人を乘車せしめ、市井運轉手を指導せしむ。

六日午後市ケ谷見附附近の水道鐵管修理成り、小石川本鄕方面の一部に送水せしも、淀橋淨水所附近に故障あるを發見し、再び送水を中止して之を修理し、七日より通水す。是日新に陸軍經理學校普通科學生三名飮料水部に配屬して、業務を補助す、又鐵道省より撒水用タンク自動車（約二〇石入）四臺を借りて給水用に使用す、五日の新計畫以來給水作業整然たる統制下に顯著なる成果を見るに至れり。

八日事務局は橫濱市飮料水供給狀態に關して左の報告に接す。

橫濱市は水道全然破壞し、修理は少なくも今後十日を要し、市民は井水を利用しつゝあるも、過度の使用の爲め濁水となり、市民は勿論、救援の警官數百名水の爲に困却す。

是に於て事務局は直に同市飮料水供給援助の策を定め、陸軍より東京市給水に供しつゝある軍用自動車四臺、及鐵道省より借用の撒水用タンク自動車二臺を急派す。

橫濱市給水作業は、九月九日開始、同三十日一旦作業を打切りたりしも、臨時震災救護事務局よりの依頼に依り、十月二日再び之を開始し、同二十二日に至る、全水量二萬五千二百五石なり。

而して淀橋淨水場に於ける電氣水揚ポンプは、遂に六臺中の五臺まで運轉し得るに至り、各地水道栓の狀況次第に可良となりたりしも、使用增加に從ひ原水に減水を來し、十日頃より殆ど寒心すべき狀況を呈するに至り、連日徹宵して修理作業を續行し、他方には燒跡の水道栓の出水しつゝあるもの多く、防水の爲め派遣したる市職員に對し、附近避難者威嚇する如き擧動あるものあり、之が爲め市內各地警備軍隊は、事務局の依賴に應じて放水を防止す。

十二日事務局より飮料水運搬用として貨物自動車四臺を東京市に交付す、飮料水運搬作業引續き成績良好なり。

第三期、聚團避難者は災後日毎に移動し、戒嚴司令部警視廳等の報告に依り、概ね明瞭なるを得たるも、猶豫期せざる個所より搬水の要求頻出し、同時に工兵隊の交通路復舊作業進捗するに伴ひ、漸く給水計畫の再考を要するに至れり、是に於て九月十二日十二日陸軍側より矢代一等主計、水山陸軍屬、內務省側より萩原事務官、市より春日給水係長出場し、先づ給水の最も困難なる地區より實地調査を爲す、其結果、

イ、月島方面

A、三號地ハ地下四十五尺掘リ下クルコトニ依リ淸澄ナル井水ヲ得ルヲ以テ、現下主トシテ此ノ方法ニ依リ給水ス。

B、二號地ハ掘拔井二アルモ、使用シ得ルハ一ノミ。

C、一號地ニハ使用スヘキ井無シ。

月島ハ十二日午後六時現在避難者八千二百八十四名ニシテ、給水ハ前記井水ヲ利用シ、且五〇噸積水船ニ依リ、辛フシテ需用ノ一部ヲ充タスモ、船夫屢ゝ逃亡シテ給水ノ實擧ラス。

ロ、本所深川方面

A、越中島方面ハ、若干ノ井水ヲ利用スルモ、十分ナラス。

B、洲崎方面ハ、自動車ニ依リ永代橋ヲ通過シ、十二日以來給水ヲ開始ス。

C、隅田川ニ連結スヘキ本所深川方面水路ハ、故障多ク船舶輸送不可能ナリ。

ハ、龜戸方面

堀拔井ノ數比較的多ク、附近ノ住民飲料水ノ不足ヲ感セス。

なる事明かなるを以て、各地區の搬水具配當を更定し、且搬水從業者の服務心得を定む。

搬水具配當

方面	撒水用自動車タンク	貨物自動車	撒水馬車	水船	補給根據地
本所	一（一號）	一	一	二	濱町三丁目消火栓
深川	二（三號）（六號）	一	三（越中島二、岩崎公園一）		
淺草	二（二號）（四號）	一	一	二	上野山下消火栓
下谷	二（三號）（七號）	一	一		
芝本鄕、神田、京橋月島	一（五號）一（一六號）	一	一	一	日比谷公園消火栓
其他	一（九號）	一	一	二	築地消火栓
計	一〇	四	一	七	

備考　水船ハ水上署ニ交渉シ「ランチ」ヲ借リ上ケ之ヲ曳カシム。

配水勤務員服務心得

一、勤務員ハ、夫々定メラレタル地區内ニ於ケル撒水ノ作業ニ從事シ、所定ノ給水回數ヲ確實ニ實施スヘキモノトス。

二、方面係長ハ、各擔任方面内ノ給水實施ヲ監督シ、每日午後五時迄ニ、其實施ノ概況ヲ市役所水道課春日給水係長ニ報告スヘシ。

三、臨機速急ノ需用アリテ、指定個所以外ニ給水ヲ要スルトキハ、方面係長ニ於テ先ツ之ヲ決行シ、爾後報告スルコトヲ得。

四、勤務員ハ、各擔任地區ニ於ケル交通路ノ狀況並ニ避難民分布ノ狀況ヲ偵察シ、時々係長ニ報告スヘシ。

五、各地區運搬具ノ配當並ニ勤務員ノ分課、別紙ノ如シ。

（別紙略ス）

而して本所深川方面殊に月島越中島の給水十分なる能はざるものあるを以て、陸軍は十四日より下士の指揮する工兵十名を差遣して搬水船操漕の任に當らしむ、又市役所の配水職員約百名は、何れも家族を有し、個人としての用務少なからざるのみならず、震災以來連日の劇務に勞疲甚しく、同情に堪へざるものあるより、陸軍は同く十四日以降、在鄕軍人仙臺分會高橋步兵中尉以下八十名を增派して、給水作業を援助せしむ。

幹部に在りても、十五日以降は陸軍二等主計紺田修一を增員し、十七日以降は、陸軍二等主計石井增太郎を增員す、兩主計は市の春日給水係長と共に、現地を巡視偵察して搬水を調節し、自ら搬水自動車に搭乘して從業員の指揮督勵を爲し、兼て各地代表者と連繫して、著しく給水事業を進捗せしめたり、搬水作業從事中の在鄕軍人仙臺分會員は、十五日金澤分會員四十名と交代す、是日事務局より名古屋大阪兩市に電報して、京濱給水用の搬水自動車を送付せしむ。

水道工事は、月島給水の目的を以て十五日より隅田河底に二吋導管を布設し、十七日朝佃島に達し、更に三線に分ちて一號地及二號地に送水することとし、二十一日よりは更に二吋鉛管を閉渡に布設し、二十四日を以て竣工す、本所深川方面送水の既橋及永代橋鐵管は、十五日修繕の準備に着手し、前者は十九日を以て完了したり、然るに本鄕線導管十六日夜新宿大宗寺附近に破裂し、牛込本鄕方面一體に斷水したるを以て直に工事に着手し、十八日午後十一時通水するに至りしも、十九日午前零時三十分同線中富久町附近に故障を生じたるを以て再び斷水す、十九日修理成り、同夜更に本鄕貯水場附近に大小約二十箇所の破裂故障あるを發見し、直に工事に着手し、二十四日を以て成る、芝麻布方面に至る高地線にも、麻布四ノ橋附近の鐵管漏水したりしも、二十日修理し了る。

一面に市内の秩序漸次恢復して、各所にバラックの建築進捗するに及び、罹災者各舊位置に復歸する者多く、從て聚團的避難民雜處する事となり、著しく給水區域を擴大せしめしも、從事員の精勵及水道修理の進捗に依り、給水上に於ける豫期の成果を得るに至れり。斯くて二十五日には、月島方面の鉛管三條已に通水し、永代橋既橋の主要導管も修理を了へ、本所深川方面の一部は送水するを得ることゝなり、淺草方面の送水亦緒に就く、是に於て搬送に依る飲料水の供給は、今後全力を本所深川方面に集注すれば足り、市の現職員を以て之に當るに堪ゆるを得るより、事務局及市役所當事者に協議し、是日を以て陸軍の援を打切り、兵員はそれ〳〵原所屬部隊に復歸せしめたり。

搬水の總量九月三日より二十五日までに三萬百八十七石、內十七日の二千二百八十一石を最多、六日の二百九十七石を最少とし、個所に於ては十八日の六十八箇所を最多、四日の十一箇所を最少とす、區別に於ては、下谷深川區一萬千七百六十五石を最多とし、淺草區五千六百二十石本所區四千五百八十石、下谷區二千七百九十六石、次を以て之に次ぎ、赤坂區日本橋區の各十一石を最少とす。

（二）被服材料施與　罹災民の各所空地に蝟集し、風雨に暴露せらるゝものに對し、戒嚴司令部は陸軍次官よりの通牒に接して、第二第七第八第九第十三第十四各師團の常用古品及陸軍被服本廠現在古品携帶天幕各約四千枚づゝを受領することゝなり、到着に從ひ、被服本廠現品及第八第十四師團追送品は近衞師團に、第二師團追送品は第一師團に交付し、直接之を罹災民救護用に使用せしむ、第七第九第十二師團の分は、陸軍被服本廠之を受領したり。

九月七日陸軍省より陸普第三、五八六號の通牒あり、第一師團交付の戰用車輛雨覆二百枚は、之を芝浦配給司令部に交付し、同日陸普第三、五八七號通牒に依り、近衞師團より交付の戰用方錐形天幕二十張中四は協調會へ、一は東京日日新聞社へ配當す、九日更に陸普第三、六〇七號を以て第五師團廻送戰用天幕及雨覆交付の通牒ありしも、內屋形天幕一千七百枚の大部は、臨時震災救護事務局之を處置する事とし、其內五十二張は之を神奈川方面警備部隊司令官に交付す、同司令部は此內四十七張を橫濱市に配給したり。

乙、救　療

イ、東京衞戍司令部救療

九月一日震災と共に各所に火を發し、死傷續出避難者踏至して、形勢容易ならざるものあるや、陸軍省は、醫務局員野副一等軍醫をして臨時に東京衞戍司令部に參加せしめ、東京第一、第二衞戍病院の職員を指揮して、臨時救護班を編成し、警視廳其他の救療機關と連絡して、患者の收容、衞生材料の交付等に當る、二日戒嚴令布かれ、災害愈〻擴大するに及び、在京兩師團及各部隊並に千葉方面の各部隊衞生員は、それ〳〵獨斷を以て各方面に出動し、患者の救療に從事す。

ロ、關東戒嚴司令部救療

三日關東戒嚴司令部の編制成るや、參謀本部內に於ける同司令部に救療部を設け、關東戒嚴司令官の指揮下に、各部隊の救療機關を統轄

し、罹災患者救療に關する業務を擔任す。

關東戒嚴司令部救療部編成

陸軍騎兵少佐（參謀）坂本健吉
陸軍二等軍醫正久我龜
陸軍一等軍醫野副道彥

當時東京南北警備隊司令部は、已に左の諸班を編成す。

第一師團司令部にて編成せるもの

第一救護班　深川公園　歩兵第三聯隊にて編成す。
第二救護班　芝增上寺　砲工學校にて編成す。
第三救護班　洲崎埋立地　東京第一衞戍病院にて編成す。

近衞師團司令部にて編成せるもの、

第一救護班　兩國國技館　千葉衞戍病院にて編成す。

たま〳〵陸軍大臣より、陸軍醫學校士官學生及准士官學生二十三名を患者救護要員として戒嚴司令部救療部に配屬せるを以て、乃ち之を甲乙二班に分ちて南北警備部隊司令官の指揮に移し、北部に於て四救護班、南部に於て六救護班を編成す、即ち

甲班　軍醫七、上等看護長一、東京北部警備部隊司令部配屬。
乙班　軍醫一四、上等看護長一、東京南部警備部隊司令部配屬。

にして、諸班は即時各警備地に就く、是日南部警備部隊司令部に於て編成する所の救護班左の如し。

第一班　赤坂東宮御所前　新設
第二班　築地海軍大學校附近　新設
第三班　芝增上寺　砲工學校編成ノ芝班ニ代ル。
第四班　日比谷公園　新設
第五班　深川區役所前　新設
第六班　糧秣廠附近　新設

同時に患者救護班用として陸軍衞生材料廠保管の輸送自動車十輛を陸軍省に請求し、四日運轉不能の自動車三輛を除きて七輛の交付を得、三輛を南部警備部隊司令部に、二輛を北部警備部隊司令部に交付す、而して運轉手は、各司令部に於て之を處便せしむ。

是日臨時震災救護事務局及警視廳と協議して、彼我救護狀況を相通報することとし、震災以來收容したる罹災患者は、當分當該軍隊に於て之を救療する事とす。

所謂北部警備部隊司令部編成の救護班四班は、左の如し。

第一班　上野公園　新設
第二班　淺草公園　新設
第三班　兩國附近　新設
第四班　傳通院附近　新設

南部警備部隊亦、更めて左の如く救護隊を配置す。

第一班　本所龜澤町　新設
第二班　深川公園附近（前日築地海軍大學跡開設のものを移動し、衞戍第一病院編成の救護班と交代す。）
第三班　芝增上寺
第四班　深川岩崎邸
第五班　深川糧秣廠跡
第六班　日比谷より深川方面へ巡廻。

別に陸軍省の召致に應じて入京したる第十四師團の衞生隊は、東京北部警備部に配屬して本所方面の患者收療に任ずるの命を受け、同部隊に屬して、市外寺島村第七中學校內に於ける近衞步兵第一聯隊醫務室開設の救護班を增援す、第十五師團衞生機關亦救援して小田原方面の作業に從ふ。

既にして警視廳より、淺草觀音堂救護所收容の罹災患者を小石川駕籠町府立第五中學校內に開設したる警視廳臨時病院に輸送するため、運搬材料及運搬の應援を求む、依て同公園內北部警備部隊救護班收容の患者を同廳救護所に引取收容せしむることとし、同部隊所屬擔架若干及患者運搬車を貸與し、明五日を以て警視廳收容の患者を府立第五

中學校に運搬せしむ。

五日千葉、下志津部隊に於て、看護長以下を以て編成せる救護隊東京北部警備部隊司令部に至る、戒嚴司令部救療部乃ち陸軍省と協議し、陸軍軍醫學校學生五名の配屬を得、內二名を北部部隊に、三名を南部部隊に附屬す、時に警視廳より府下龜戸方面に罹災患者集合の報あり、依りて北部警備部隊司令部をして之を救はしむ、同司令乃ち新に增加したる軍醫學校學生を以て第六救護班を龜戸第一小學校に編成開設す、午後二時より六時に亘り、坂本參謀野添軍醫東京警備部隊司令部所管地區の救護狀況救護交通路を偵察し、救護實施に必要なる事項を調査し、參謀總長に報告して、速に衞生材料（主として火傷に對する）の多量を江東及向島方面に集積し、未收療患者の第一處置を普及せしむるの急務を上申し、特に衞生材料運搬用自動貨車二輛の配屬を受け、陸軍省に協議し、明六日午前八時までに、陸軍衞生材料廠臨時出張所（東京第一衞戍病院內）をして、左の材料を準備せしむ。

東京北部警備部隊司令部に、

硼酸亞鉛	五〇瓦	硼酸　五〇磅	
吳氏副木	三〇〇枚	亞鉛華オレーフ油　五〃	
健胃錠	三、〇〇〇個	二%硝酸銀液　二〃	
カンフル液	三〇〇〃	卷軸繃帶（二號）　三〇〇卷	
棉花	一五、〇〇〇瓦	カーゼ　五〇反	
藥劑行李	一具	脫脂綿　三〇〇磅	
		昇汞ガーゼ　三、〇〇〇瓦	

東京南部警備部隊司令部に、

硫酸亞鉛	二五瓦	硼酸　五〇磅	
吳氏副木	二〇〇枚	亞鉛華オレーフ油　三〃	
棉花	一〇、〇〇〇瓦	二%硝酸銀液　二〃	
健胃錠	二、〇〇〇個	卷軸繃帶（二號）　二〇〇卷	

ガーゼ　五〇反
脫脂綿　二〇磅　——　カンフル液　二〇〇個
昇汞ガーゼ　三、〇〇〇瓦

同時に東京南北警備部隊司令部に、左の指示並に注意を與ふ。

（イ）各救護班作業地點ヲ一般市民ニ宣傳シ徹底セシムルコト。
（ロ）目下淺草、兩國、上野等比較的市內ノ中心地ニ開設セル救護班附近ニハ、既ニ地方團體救護班落次增加開設ノ狀況ナルヲ以テ、現ニ收容中ノ重症患者ハ、速ニ之ヲ東京第一衞戍病院若ハ陸軍軍醫學校ニ轉送シ、成ルヘク速ニ救護未了ノ地域タル本所深川兩區、市外ノ隣接町村ニ移動セシムルコト。
（ハ）部外ノ救護班ト連繫ヲ保チ、相互協力以テ救護ノ任ヲ完カラシムルコト。
（ニ）速ニ衞生材料ノ補給ヲナスヲ要ス、之カ爲明六日午前八時受領者ヲ衞生材料廠臨時出張所ニ差出シ、貨物自動車ニ積載セル衞生材料ヲ受領シ、直チニ江東及向島方面ニ材料ノ補給ヲナスコト。
（ホ）交通路ニ關スル事項。

是に於て東京北部警備隊司令部は、救護班を左の如く移動若くは新設す、南部警備隊司令部指揮下の救護隊は、前日に同じ。

（イ）第一救護班ハ、上野ヲ撤シテ府下隅田村停車場附近ニ移動ス。
（ロ）第四救護班ハ、傳通院ヲ撤シテ寺島村第七中學校ニ移動ス。
（ハ）第五救護班ハ第十四師團衞生隊ヲ以テ新設シ、寺島村第七中學校ニ開設ス。
（ニ）第六救護班ハ、軍醫學校學生ヲ以テ新設、龜戸停車場附近ニ設置ス。
（ホ）其他ハ前日ニ同シ。

是日戒嚴司令部救療部陸軍省に申請して、東京第一衞戍病院附永松軍醫を補給部に配屬し、北海道帝國大學醫學部秦勉造外二十六名より成る救護班は、夕刻着京の豫定なるを以て、震災救護事務局に照會して區處する所あらしむ、又自動車隊醫務室を戒嚴司令部內に開くや、同醫務室をして戒嚴司令部構內勤務者一般の診療に從事せしむ。

六日陸軍大臣命じて軍醫學校學生十名を戒嚴司令部に配屬す、乃ち

各半數を南北警備部隊に分屬せしむ、續に、傳ふる所の召命に應じて上京したる各師團の救護班中是日着京したるは、

一、第九師團患者救護班　近衞工兵大隊屯營内に宿泊せしめ、命じて明七日を以て南部警備部隊司令部の指揮下に入らしむ。

二、第二師團衞生隊　神奈川方面救護の要あるも、補給の途なきを以て之を止め、命じて明七日を以て北部警備部隊司令部の指揮下に入らしむ。

三、第十三師團衞生機關　三小機關を編成して同師團派遣部隊と共に、田端に着す、乃ち同部隊と共に田端附近に在りて一般の救護に任ぜしむ。

にして救護班派遣及衞生材料送附の豫報ありたるは、

一、第三師團　同師團第二救護班(軍醫以下二十五名)五日夕刻出發、同第三救護班六日出發。

二、第四師團　衞生隊二一八名中、先發六日午後一時半大阪出發。

三、第十師團　衞生材料五千人分、是日午後二時四十分の貨物列車にて發送。

四、第二師團　繃帶材料及藥物、五日午後五時五十分發送。

たり。外に北海道大學醫學部並に三重縣赤十字支部より來援の報ありたるを以て、之を震災救護事務局に移牒す。

是日東京南北警備部隊所屬救護機關は、左の如く移動す。

東京北部警備部隊

第十四師團衞生隊を寺島村第七中學校より府下吾嬬村小學校に移動開設せしむ。

其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

第二救護班を深川公園より古石場町を經て糧秣廠に移動せしむ。

第三、第四、第五、第七救護班に第八救護班を新設連合せしめ、府下砂町小學校に開設せしむ。

第六救護班を龜澤町より國技館に移し、北部警備部隊所屬救護班と合同作業せしむ。

同時に兩部隊救療用として患者用毛布四千、病衣二千を赤羽倉庫より受領する爲め、七日以後四日間貨車自動車二輛を自動車隊より得て、南北兩部隊に搬送せしむ。

坂本參謀野副軍醫午前九時より午後四時まで南部警備部隊管區を偵察し、本所深川兩區の隅田川附近に開設せる救護班は、ほゞ第一救護を終り、目下大半內科患者の救療に係るのみならず、赤十字其他の救護機關多數出動作業中なるに反し、大島町、砂町附近には初療を施さざる多數患者集合するを以て、兩部隊に左の區處を與ふ。

(イ)東京北部警備部隊は、救護の全力を本所及寺島、隅田村方面に移し、寺島第七中學校を臨時病院に擴張し、以て罹災患者の救療に從事する事。

(ロ)東京南部警備部隊は、深川方面の患者救護を打切り、兩國國技館に應急患者中繼所を設け、主力は府下砂町、大島町、龜戸町方面に出動し、砂町若くは龜戸小學校に臨時病院を開設し、以て罹災者の救療に從事する事。

是時第四師團長より、滿鐵理事以下醫員看護婦等六十名より成る救護班、多數の手當材料運搬材料を携行して大阪に着することを報ず、乃ち至急上京の命を傳ふると共に、救護事務局に移牒す、又戒嚴司令部構內開設中の自動車隊醫務室は、戒嚴司令部所屬のもの、參謀本部、陸地測量部、陸軍省、東京經理部所屬のもの、一般診療所とす。

七日各師團よりの救援救護班は、

救護班名	出發日時	出發地	東京着日時
第六師團衞生機關	六日午前三、五七	熊本	
第七師團衞生機關	七日午前三、五七		
第十二師團衞生機關	六日午前九、三〇	青森	七日着
第十六師團衞生機關	六日午後八、〇〇	小倉	
	六日午前七、三〇	京都	八日着

の外、第十師團長よりは「救護班人員の大部、衞生材料半部を携行して、六日正午姫路發鐵路出發、八日日暮里着の見込、材料半部及人員の一部は、七日姫路發、神戸に於て長崎丸に乘船橫濱に向ふ」、との報告あり、第十八師團救護班は、齋藤軍醫正以下八十名、六日午後久留米を發し、名古屋經由、中央線信越線に由り、日暮里着の筈なり、第九師團長亦同師團救護班が派遣部隊と共に、陸軍衞生材料廠に交付すべき衞生材料約二十噸を積載して出發し、八日午前田端に着すべきを報じ來る、救療部乃ち陸軍省戒嚴司令部補給部と協議し、同材料は一旦田端配給部に受領保管し、逐次衞生材料廠に輸送する事とす。

是日に於ける南北兩部隊救護機關の動靜、左の如し。

東京北部警備部隊

第三師團第一救護班を、龜戸に於ける既設第六救護班に增加す。

第二師團衞生隊をして、中根岸金曾木小學校に救護所を新設せしむ。

其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

第八師團衞生隊をして大島町小學校に救護所を新設せしむ。

其他は前日に同じ。

開始以來七日までに各陸軍救護所に於て處置したる患者數一萬五千人。

(イ)近衞師團

(1)救護所十二箇所に於けるもの

開設以來處置患者總數　六、〇九八人

現在患者數　七七〇

(2)近歩第一旅團營內救護所に於けるもの

開設以來處置患者數　三八四人

現在患者數　一八三

(ロ)第一師團(救護所十五箇所)

開設以來處置患者數　四、一九五人

現在患者數　五三九

衞生材料を警視廳に交付するもの一萬人分、京京府に交付するもの三萬七千人分なり。

八日朝現在の陸軍救護所位置は、

陸軍救護所位置　(九月公報現在)

近衞師團第一救護所		東京府下隅田小學校
同　第二救護所		淺草公園
同　第三救護所		兩國國技館
同　第四救護所		府下寺島第七中學校
同　第五救護所		府下吾嬬町第一小學校
第一師團第一救護所		兩國國技館
同　第二救護所		芝公園
同　第三救護所		
同　第四救護所		府下砂町小學校
同　第五救護所		
同　第六救護所		深川燈秣廠跡
同　第七救護所		府下砂町小學校
同　第八救護所		
第二師團救護所		下谷金杉小學校
第三師團救護所		牛込第四中學校
第四師團救護所		橫濱　寶
第六師團救護所		藤澤及鎌倉
第七師團救護所		藤澤及鎌倉
第八師團救護所		府下大島町小學校
第九師團救護所		府下砂町小學校
第十師團救護所		橫濱　濱
第十一師團救護所		千葉縣習志野
第十二師團救護所		千葉縣國府臺

第十四師團救護所　府下龜戸町小學校
第十五師團救護所　小田原
第十六師團救護所　横濱

にして、此外業務開設中のもの、三宅坂東京第一衞戍病院、世田ヶ谷東京第二衞戍病院、九段陸軍軍醫學校、市ヶ谷町陸軍軍醫學校、同陸軍士官學校、飛鳥山、田端、南千住等なり。

是日、各師團派遣の救護班來着したるもの少なからず、乃ち第七師團患者救護班に必要の注意事項を指示し、品川驛を經て藤澤方面の救護に任ぜしめ、同方面警備部隊司令官の指揮下に入らしめ、第十六師團衞生隊及第四師團救護班先發命令受領には、同く必要なる注意事項を指示して、神奈川方面警備部隊司令官の指揮に屬し、神奈川横濱方面の作業を爲さしむ、第十師團救護團の一部は、田端に着し、後續部隊は明日横濱上陸の豫定なるを以て、亦必要の注意を指示して直に横濱に向はしめ、後續部隊に合して神奈川方面警備部隊司令官に屬せしむ、同時に貨物自動車三輛を配屬して、携行の衞生材料約四噸を田端より品川驛に輸送せしむ、第十七師團の救護班は、先發命令受領者新宿驛に着す、依て留めて後續部隊の到着を待たしめ、第六師團衞生隊の一部亦新宿驛に着し、後續部隊明日着の豫定なるを以て、後續部隊の來着を待ち、鎌倉の救療に當らしむる事とし、之を藤澤方面警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、第十二師團救護班先發隊は日暮里に着す、後續部隊の到着豫定期不明なるを以て、姑く同所に待命せしむ、萬一で明日日暮里着豫定の報來る、第十一師團救護班は田端に着し、同じく命を待つ。

是時府下砂町、大島町、龜戸町、吾嬬町、寺島村方面の民家に、傳染病（主として赤痢）發生し、漸く蔓延せんとするの傾向あり、乃ち同地區方面駐屯部隊宿營附近の飲料水溝渠不潔地に消毒せしむる事とす、同時に千葉方面警備部隊司令官より、左の申請出づ。

國府臺野戰重砲兵第一、第二聯隊内に、江東方面の避難民約三千、習志野騎舍に支鮮人約三千二百名を收容し、病者續出するも、衞生材料及醫員なし、應援を乞ふ。

と、乃ち午前九時第十一師團救護班を習志野に、十二師團救護班を國府臺に派することとし、明日を以て兩救護班を千葉方面警備隊司令官の指揮下に入らしむ。

兩警備部隊救護班作業狀況は、

東京北部警備部隊

（イ）司令部所屬牛込第四中學校内臨時病院は、是日陸軍軍醫學校職員並に第三師團第二救護班を以て編成し、開設準備を行ふ。

（ロ）其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

前日に同じ。

是日、野副軍醫東京北部警備部隊管區中主として下谷、田端、王子向島方面を偵察し、救護事務の内、震災に因る罹災患者の處置は概ね之を終り、收容患者日に減少するに反し、腸胃障害を伴ふ内科患者（赤痢様疾患二三、上野方面に散見す）續發增加の傾向あり、而も同方面には、地方救療機關開設し、人心概ね安定せるを以て、戒嚴司令部の目的とする應急的救療業務は已に終了するものとなし、陸軍救護機關撤退の内意を北部警備部隊司令部附軍醫に達し、陸軍救護機關に依る患者收容を制限せしむ。

九日第十八師團の救護班新宿に着し、第五師團救護班の一部は田端に着して、共に命を待ち、第十七師團の救護班は後續部隊の來着を待つ、第十二師團の救護班は、日暮里より龜戸まで、第十一師團の救護班は田端より龜戸まで、何れも衞生材料運搬のため各自動貨車三輛の

配屬を受け、北部警備部隊司令部は、所屬市ヶ谷臨時病院用患者布團四〇〇枚の貸與を陸軍省に協議し、芝浦配給本部よりは使用人夫權患者續出のため救護機關設置の要を報ず、因りて東京南部警備部隊司令部をして芝公園附近に作業中の救護機關一部を芝浦に移動せしめ、戒嚴司令部補給部附永松軍醫を派して救護の任に當らしむ。

是日の南北部隊救護班の作業、左の如し。

東京北部警備部隊

（イ）第二救護班を淺草より、第六救護班を龜戸より撤去し、市ヶ谷臨時病院に合して、同病院の編成を完結す。

（ロ）其他は前日に同じ。

東京南部警備部隊

（イ）第六班（芝公園）を南國より月島に移動せしむ。

（ロ）第一救護班（芝公園）を解散し、班長以下三名の軍醫を原所屬習志野衞戍病院に歸還せしめ、下士以下及衞生材料を芝浦に移し、永松軍醫の指揮下に作業せしむ。

鎌倉方面差遣の第二師團衞生隊より、大船方面に患者なく、鎌倉藤澤方面亦患者僅少の見込なる趣報告あり。

十一日に至りて戒嚴司令部の發表したる所に據れば、左の如く見ゆ。

一、九月九日中に陸軍に於て救護したる傷病者は約四千名で、初日以來の累計約二萬五千名である、尚傷病者避難者中には傳染病發生の徵候があり、且一般に井水を飲用して居るのに鑑み、陸軍軍醫學校に於て、逐回水質檢査を實行しつゝある。

一、九日夜迄に、姫路廣島久留米の三師團救護班及豐橋師團の第二救護班（第一班は既に小田原に於て勤務中）が到着し、各〻救護勤務に就いた、これで豫定の全國十七箇師團の救護班は全部到着を了す。

十日應急救護事業ほゞ一段落となれるを以て、救療部は南北兩警備部隊司令部及陸軍省醫務局と會議し、救護班使用の方針を更定す。

（イ）軍部各救護班及地方救護團體共、震災に由る罹災患者の第一初療を終りたれば、新に救護所を增設するの要なし。

（ロ）震災當初より活動せる在京各部隊編成の救護班は、適當の時期に於て地方師團編成の救護班と交代せしむる要あり。

（ハ）陸軍軍醫學校學生にして救護班要員に充當せるものは、學業の關係上、成るべく速に復校せしむるを要す。

是日第十七師團救護班後續部隊新宿に到着す、命じて明十一日を以て東京北部警備部隊司令官の指揮下に入り、府下隅田村の近衞師團第一救護班に交代せしむ、第五師團救護班後續部隊田端に到着す、命じて明十一日を以て東京北部警備部隊司令官の指揮下に入り、府下寺島村第七中學校開設の同隊所屬第四救護班に交代せしむ、第十五師團第二救護班芝浦に上陸す、乃ち在小田原方面同師團第一救護班に連絡容易なる横濱方面に增援することとし、直に鐵路品川より横濱に移動し、明十一日を以て神奈川警備部隊司令官の指揮下に入らしむ、同時に自動貨車三輛を臨時配慮して、携行衞生材料を搬送せしむ、第十八師團救護班後續部隊亦到着す、乃ち之を南部警備部隊司令官の指揮に屬し、自動貨車二輛を臨時配屬して、携行の衞生材料を搬送せしむ。

兩部隊救護班の作業狀況は、

東京北部警備部隊

（イ）第五師團救護班をして、府下寺島村第七中學校に於て近衞師團第四救護班に交代せしむ。

（ロ）其他前日に同じ。

東京南部警備部隊

（イ）第九師團救護班をして、府下砂町第一師團第三第四連合救護班に增加す。

（ロ）第一師團第六救護班をして兩國を撤して、一部を月島に、一部を個島に

移動せしむ。

(ホ)芝浦配給所附要員(下士以下)を派遣し、同所に救護班を新設す。

是日陸軍に於て救護したる傷病者約三千五百名、收容したるもの約二百名にして、患者次第に減少の傾向を示す、累計は二萬八千餘名なり。

ハ、陸軍震災救護委員救療

焦眉の急を救ふて略ゝ區處し了るや、九月十一日戒嚴司令部救療部の編成を解き、所管業務中地方民救護に係る事項は、之を陸軍震災救護委員救療部委員に移管し、戒嚴司令部警備課に於て、新に戒嚴司令部指揮下各部隊の衞生醫事並に衞生材料補給に關する事項を掌ることに決す、是時東京南部警備部隊司令部配屬の患者自動車二輛は東京第一衞戍病院に移管し、東京北部警備部隊司令部配屬の患者自動車一輛は、東京第二衞戍病院に移管す。

南北警備部隊救護班の作業狀況は、

東京南部警備部隊

(イ)第十八師團救護班を二分し、第一半部を東京第二衞戍病院へ、第二半部を佃島救護所に派遣す。

(ロ)第一師團第三第四救護班を砂町救護所より引上げ、同所は全部第九師團救護班の作業に委す。

(ハ)其他前日に同じ。

東京北部警備部隊

(イ)近衞師團第一救護班を引き上げ、第十七師團第一救護班をして、代つて府下隅田町に於て開設せしむ。

(ロ)第十七師團第二救護班を吾嬬町近衞師團第二救護班に增加す。

(ハ)其他前日に同じ。

十二日編制改正を行ひ、坂本參謀救療附を免じ、久我軍醫正、野副軍醫共に警備課に轉ず。是日より連日午前九時より陸軍省醫務局に會報を開催し、戒嚴司令部、陸軍省醫務局、近衞及第一師團軍醫部、陸軍震災救護委員救療部、東京第一衞戍病院、陸軍軍醫學校、陸軍衞生材料廠の代表者を會して打合を爲す。

是日陸軍に於て救護したる傷病者約五千名、收容したるもの約二百名にして、累計報告漏を加入して約五萬人なり、此時中川江東地區の避難者中には、猶多數の傷病者あるに依り、在砂町第九師團救護班の一部を小岩に、在大島町第八師團救護班の一部を一之江に前進せしむ。當時陸軍に於て傷病救護に從事中の衞生部員二千三百餘名、本科將校以下三千二百餘名なり。

帝都以外殊に東郊及神奈川橫濱其他に於ける救療作業は、概して救援救護團の來着を待ちて開始せられ、九月二十一日吾嬬町に開始したる第十四師團の第一救護班、五日小田原方面に開始したる第十五師團の第一救護班の外は、多く六七日頃より開始を見たり、即ち第三師團第一救護班は六日龜戸方面に、第十三師團救護班は南千住方面に、第八師團衞生隊は七日大島町に、第九師團救護班は八日砂町に、第十二師團救護班は市川方面に、第十一師團救護班は九日習志野廠舍に、第十七師團第一救護班は十日隅田小學校に、第二救護班は十一日吾嬬小學校に、第五師團救護班は寺島村府立第七中學校に、第十八師團救護班の半部は佃島に、何れも救療作業を開き、他方には、第十五師團第一救護班の五日小田原方面の救療に就きたる外、第七師團救護班の七日を以て鎌倉方面の救療に就くあり、第十五師團第二救護班の程ケ谷方面の救療に就くあり、第九師團の救護班は八日神奈川青木町小學校に、第六師團救護班は九日藤澤方面に、第四師團救護班は十日橫濱淺間濟生病院に、第十六師團救護班は橫濱貿易小學校に、何れも救療を開始す。

救療數は九月十四日傷病者四千五百名中、收容したるもの約百餘名、累計約六萬、十五日に救療したるもの五千餘名中、收容したるもの約七十名、累計約六萬六千なり、試に十五日に於ける救護狀況を左に掲ぐ。

九段陸軍軍醫學校　收容約五十名、外來患者每日約五十名なり。

三宅坂東京第一衞戍病院、牛込市ケ谷陸軍士官學校(東京第一衞戍病院分室)　收容約三百五十名、外來患者漸く減じて七十名內外なり。

世田ケ谷東京第一衞戍病院(第十八師團救護第一半部を加ふ)　收容患者約百名、外來概ね百名。

牛込加賀町第四中學校市ケ谷臨時病院(軍醫學校職員第三師團救護一半部)　收容現在數二百餘名、外來百三十名。

寺島町第七中學校寺島臨時病院(第五師團救護班)　收容數約三百名、外來五百名なり、外傷患者著しく減少す。

隅田小學校近衞第一救護所(第十七師團救護一半部)　每日外來四百名。

兩國國技館近衞第三救護所　著しく患者を減じ、僅に數名に過ぎず。

吾嬬小學校近衞第五救護所(第十四第十七師團救護班)　外來每日約百五十名、現在收容數約三十名。

龜戸香取小學校近衞第六救護班(第三師團救護一半部)　外來患者約百名。

中根岸金杉小學校近衞第七救護所(第二師團衞生隊)　每日外來約二百五十名。

王子王子救護所(第十三師團村松救護班)　田端田端救護所(第十三師團松本救護班)　南千住南千住救護所(第十三師團高田救護班)　外來患者約二百名。

芝增上寺芝公園救護所(第十四師團救護班二班)　外來約二百名。

深川福森厩第一師團第二救護班外來每日百二十名。

砂町砂町小學校砂町救護所(第一師團第八救護班並第九師團救護班)　外來每日約三百名。

大島町大島町小學校大島救護所(第八師團衞生隊)　每日外來患者約五百名。

佃島佃島救護所(第十八師團救護班一班)　每日百名內外。

橫濱方面

青木小學校第十師團救護班　每日約七十名の外來患者あり、入院患者四十名。

淺草濟生會病院第四師團救護班　每日外來患者約三百五十名、入院七十名。

大牧小學校第十六師團衞生隊　每日約三百五十名の外來患者あり、收容患者は二十名。

神奈川停車場附近第十五師團救護第二半部　每日外來約百七十名內外。

鎌倉鎌倉救護所(第六、第七師團救護班)　現在患者三百餘名、內第六師團救護班は腰越、藤澤、茅ケ崎に救護所を設け、鎌倉の第七師團救護班は、一部を國府津、小田原方面に分派す。

小田原第十五師團救護第一半部。

橫須賀橫須賀衞戍病院　外來約七百名內外、收容患者約四十名なり。

千葉方面

國府臺國府臺衞戍病院　患者約二百五十名內外。

同第十二師團救護班第一半部　市川、新宿、本田に三救護場を設け、每日約二百名內外の患者を救療す。

習志野習志野衞戍病院　患者約二百名內外。

同第十一師團救護班　現在患者六百四十名。

北條保田救護所(第十二師團救護班第二半部)　千葉、佐貫、湊、館山の巡廻救護に任じ、是頃保田に救護所を開く、患者每日約五十名。

此日救療したる傷病者約四千名、收容六十餘名にして、最初よりの累計六萬九千餘名なり、各地とも外傷患者を著しく減じ、胃腸病患者を增加しつゝあり。

十七日神奈川停車場附近に在りたる第十五師團救護班第二半部をして小田原に向はしむ、同方面の救療未だ普及せざる所あるを以てなり、此日救療する所傷病者約五千名、收容五十名、累計報告濟を合して七萬七千餘名に達す。

此くの如くにして陸軍の救療作業は漸く終了に近づきたるを以て、十八日芝增上寺宇都宮師團救護班は、愛媛赤十字救護班に業務を引繼ぎ、中根岸仙臺師團救護班は福岡赤十字救護班に、龜戸名古屋師團救護班は愛知赤十字救護班に業務を引繼ぎ、第二、第十三、第十四師團の救護班及第三師團救護班の半部は十九日出發、衞戍地に歸還す、此外各衞生機關亦次第に原所屬に復歸することとなる。

第九師團衞生機關	九月二十一日	
第十七師團衞生機關	同	二十三日
第十八師團衞生機關	同	二十四日
第四師團衞生機關	同	二十四日
第八師團衞生機關	同	二十四日
第十六師團衞生機關	同	二十五日
第六師團衞生機關	同	二十六日
第十一師團衞生機關	同	
第十二師團衞生機關	同	
第七師團衞生機關	同	二十七日
第三師團衞生機關殘餘	同	二十八日
第五師團衞生機關	同	

なり、救療人數は十九日三千七百名、新收容二十五名、累計八萬六千餘名、二十日五千二百六十名、十萬七千餘名、二十一日四千六百餘名、新收容十七名、累計十一萬三千五百餘名、二十二日四千百名、新收容十七名、累計十二萬二千餘名、二十三日千二百七十六名、新收容十七名、累計十二萬三千五百二十八名、二十四日二千八百七十八名、新收容二名、累計十二萬七千五百三十名、二十五日二千五百六十三名、新收容二十名、累計十二萬九千九百八十名、二十六日一千百四十名、累計十三萬一千百二十名、二十七日三百五十二名、新收容一名、累計十三萬一千四百七十二名、此間に罹災者の初療を了して業務を引繼ぎたるもの、十八日に第七第十三師團衞生機關第一班の作業を地方救護團に引繼げるあり、十九日に第二師團衞生隊の中根岸作業を日本赤十字社福岡支部に、第十四師團救護班の芝增上寺作業を同愛知支部に引繼げるあり、二十日第十四師團救護班第一班の隅田町作業を日本赤十字社京都支部に引繼ぎ、第十七師團の吾嬬町作業を隅田町同師團救護班第一班に合し、二十一日之を警視廳救護班に引繼ぎ、第九師團救護班の砂町作業を日本赤十字社北海道支部に引繼げるあり、二十三日第十八師團救護班の佃島作業を警視廳救護班に引繼ぎ、二十四日第四師團の橫濱作業を日本赤十字社神奈川支部及奈良支部に引繼ぎ、第八師團衞生隊の大島町作業を同愛知支部に引繼げるあり、二十五日第八師團衞生隊及第十六師團衞生隊の橫濱作業を同岡山支部に引繼ぎ、二十六日第六師團救護班の藤澤、川口、茅ヶ崎作業を同神奈川支部及地方團體に、第十一師團救護班の習志野作業を同岡山支部、山梨支部に、第十二師團救護班の市川、本田、保田、古川、那古作業を地方醫師團に引繼げるあり、二十八日第五師團救護班の寺島町作業を泉橋病院及衞生會病院に、第十五師團救護班第二班の程ヶ谷、厚木、平塚作業を地方醫師團に引繼ぎ、第三師團救護班第二班の市ヶ谷臨時病院患者を地方病院に分送し、第十五師團救護班第一班の小田原、根川、豐川作業を日本赤十字社兵庫及廣島支部に引繼げるあり、三十日に至り、自動車隊醫務室亦業務を引繼ぎて原隊に復歸し、第十師團救護班亦神奈川作業を日本赤十字社神奈川支部に引繼ぎ、軍隊患者は之を新設の神奈川患者收容班に引繼ぐ、神奈川患者收容班は第一師團に於て新に編成する所にして、實に、

軍醫二　看護長二　看護卒六
藥劑行李一　患者自動車二　公用荷行一

擔架四

を以て成り、十月一日より業務を開始す、是日第十五師團患者救護班の新編制成り、部隊患者の治療後送に當る、陸軍省救療部の業務此に終了す。

陸軍救護部隊行動表

（九月二十八日）

部隊名	開設場所	開設月日	閉鎖月日	摘要
第一師團救護班 第一班	隅田小學校	九月三日	九月十一日	第十七師團救護班ニ引繼
第二班	淺草公園	同	同九日	警視廳救護員ニ引繼
第三班	兩國國技館	同	同十七日	患者ヲ市谷臨時病院ニ送リ閉鎖
第四班	寺島村	同	同十一日	第五師團救護班ニ引繼
千葉班	本所被服廠跡	同	同四日	風技館近衞師團第三班ニ合併
市谷臨時病院	府立第四中學校	同	同二十八日	地方病院ニ送致中
近衞師團 近衞歩兵第一第三聯隊	九段	同	同十二日	（患者ヲ東京第一衞戍病院軍醫學校市谷臨時病院ニ送リ閉鎖）
近衞騎兵聯隊	戶山原	同	同	收容患者ナキニ依リ閉鎖
近衞野砲兵聯隊	九段	同	同 六日	患者ヲ近衞歩兵第一聯隊ニ送リ閉鎖
野戰重砲兵第八聯隊	板橋	同	同十七日	收容患者ナキニ依リ閉鎖
鐵道第二聯隊	津田沼	同	同十六日	患者ヲ習志野衞戍病院ニ送リ閉鎖
第一師團救護班 第一班	芝園橋	同	同 九日	患者ヲ第一病院ニ送リ閉鎖
第二班	深川公園	同	同十七日	
櫓	秣本廠	同	同 六日	
第三師團救護班 第一班	日比谷公園	同	同十八日	
第三班	砂町小學校	同	同 六日	
第四師團救護班 第一班	水產講習所	同	同十八日	患者ヲ第九師團救護班ニ引繼
第四班	砂町小學校	同	同 六日	
第五師團救護班 第一班	櫓 秣本廠	同	同 九日	
第五班	砂町小學校	同	同十七日	
第六師團救護班 第一班	國技館	同	同十八日	
第六班	月島	同	同 九日	
第七師團救護班 第一班	丸ノ內小學校	同	同十六日	患者ヲ第九師團救護班ニ引繼
第七班	砂町小學校	同	同十八日	
第八師團救護班 第一班	砂町小學校	同	同十八日	

一師團	東京第一衞戍病院	三宅坂	九月一日	
	東京第二衞戍病院	世田ヶ谷	同	同
	横須賀衞戍病院	横須賀	同	同
	國府臺衞戍病院	市川	同	二日
	習志野衞戍病院	習志野	同	三日
	野戰重砲兵第一聯隊	市川	同	二日
	下志津衞戍病院	下志津	同	三日
	步兵第一聯隊	麻布	同	一日
	步兵第三聯隊	麻布	同	同
	騎兵第一聯隊	青山學院及六本木	同	同
	輜重兵第一大隊	四谷見附、赤坂見附、溜池、新宿	同	二日
第三師團救護班	第一班	世田ヶ谷	同	一日
	第二班	代々幡	同	五日
	野砲兵第一聯隊	世田ヶ谷	同	一日
	步兵第二十九聯隊	代々幡	同	五日
	工兵第一大隊	赤羽	同	一日
	陸軍戶山學校	牛込	同	同
	糧秣本廠	深川	同	同
	千住製絨所	千住	同	同
	陸軍造兵廠	小石川	同	同
	救護班	深川岩崎別邸	同	三日
	赤坂御所前	赤坂	同	二日
第二師團	衞生隊	中根岸金曾木小學校	同	八日
	第一班	龜戶、香取小學校	同	六日
	第二班	市ヶ谷臨時病院ニ配屬	同	七日
	橫濱遞信講生會病院		同	十日
第四師團	救護班	寺島村府立第七中學校	同	十一日
第五師團	救護班	藤澤、川口、茅ヶ崎	同	九日
第六師團	衞生隊	鎌倉、戶塚	同	七日
第七師團	救護班	大島町小學校	同	同
第八師團	衞生隊			

患者ヲ日本赤十字社病院ニ轉送中			
地方醫師團ニ引繼		九月十七日	
地方病院ヘ轉送中		同	十八日
地方病院ヘ轉送中		同	二十日
患者ヲ第一衞戍病院ニ送リ閉鎖		同	十七日
患者ヲ第二衞戍病院ニ送リ閉鎖		同	二十日
警視廳救護班ニ引繼		同	二十三日
地方衞生機關ニ引繼		同	二十日
患者ヲ東京第一衞戍病院ニ送リ閉鎖		同	同
第二救護班ト連合		同	十七日
患者ヲ寺島臨時病院ニ送リ閉鎖		同	二十日
患者ヲ第一衞戍病院ニ送リ閉鎖		同	二十一日
警視廳救護班ニ引繼		同	十八日
患者ヲ衞戍病院ニ送リ閉鎖		同	四日
日赤福岡支部救護班ニ引繼		同	十九日
同	同	同	同
日赤神奈川支部及奈良支部濟生會ニ引繼		同	二十四日
泉橋病院及濟生會ニ引繼		同	二十八日
日赤神奈川支部及地方醫師會ニ引繼		同	二十六日
日赤廣島支部及地方醫師會ニ引繼		同	二十七日
日赤愛知支部ニ引繼		同	二十四日

第九師團	救護班	砂町小學校	九月八日
第十師團	救護班	神奈川青木町小學校	同　同
第十一師團	救護班	習志野廠舍	同　九日
第十二師團	救護班	市川、本田村、保田、富浦、古川	同　八日
第十三師團	救護班	南千住、田端、飛鳥山	同　六日
第十四師團	第一班	吾嬬町小學校	同　三日
	第二班、第三班	芝、增上寺	同　三日
第十五師團	第一班	小田原、箱根、根府川、豐川、大磯、松田、惣領、眞鶴、秦野	同　五日
	第二班	程ヶ谷、戶木、平塚	同　七日
第十六師團	救護班	橫濱、易、本牧	同　十日
第十七師團	第一班	隅田小學校	同　同
	第二班	吾嬬小學校	同　十一日
第十八師團	救護班	半部東二院	同　同
陸軍軍醫學校		半部佃島	同　同
		麹町區富士見町	同　一日

日赤北海道支部ニ引繼			
日赤神奈川支部ニ引繼		九月二十一日	
日赤山梨支部ニ引繼		同　二十六日	
地方醫師會ニ引繼		同　同	
日赤京都支部及地方醫師會ニ引繼		同　二十一日	
隅田小學校救護班ニ合同		同　二十日	
日赤愛媛支部ニ引繼		同　十九日	
日赤廣島支部兵庫支部ニ引繼		同　二十八日	
地方醫師會ニ引繼		同　同	
警視廳救護班ニ引繼		同　二十五日	
同		同	
同		同　二十一日	
隅田小學校第一班ニ合同		同　二十日	
警視廳救護班ニ引繼		同　二十三日	
濟生會病院ニ轉送中			

十四日陸軍省醫務局會報に於て、第十師團救護用繃帶各二十日分去る十三日神戶發上海丸にて追送せられたるの件其他を通報し、第十二師團救護班に硼膏外十九品の補給を行ひ、十五日第七師團救護班にチキタミン外十八品の補給を行ひ、陸軍震災救護委員救療部及戒嚴司令部警備課間に於ける陸軍患者救護機關の權限に關する協議を爲す、久我軍醫正は十四日附を以て戒嚴司令部附を免ぜられ、同司令部附衞生部員野添軍醫正一名と爲る。

十六日は第十二師團救護班、第七師團救護班治療用藥品の補給を爲し、十七日は第十一師團救護班、東京南北兩警備部隊司令部、野戰砲兵四、步五〇、步五八聯隊用藥品を補給す。

二、警備部救療

九月十二日戒嚴司令部の編成改正せられ、地方民救療事務を陸軍震災救護委員救療部に移すと共に、戒嚴司令部指揮下各部隊の衞生醫事及衞生材料補給事務は、戒嚴司令部警備課之を主司し、久我軍醫正野添軍醫警備課勤務を命ぜらる。

十三日侍從武官御差遣仰出につき、陸軍關係救護機關の作業地及作業開始以來の收療患者概況に關する書類を調製提出し、軍隊衞生の概況及陸軍部隊に傳染病發生の件に關する上聞書を起草す、是日戒嚴部隊の衞生材料請求交付に關し、陸普第三、九六〇號を以て一般に達せらる。

十八日第七、第十三師團衛生機關第一班患者を地方救護團に引繼ぎて作業を撤し、第六師團衛生隊は、一部を原隊に復歸せしめ、編制を改めて第六師團救護班と爲り、同時に陸軍省より陸軍軍醫學校學生の二十五日復校に關する協議ありて之を承認し、騎兵第十六聯隊に藥品を補給す。

十九日陸軍省救療部より第四、第八、第十、第十六、第十八師團救護班の軍隊復歸に關する協議あり、內第十師團救護班は神奈川、藤澤方面警備部隊の軍隊患者收療の後送機關に充つる計畫あるを以て、之を除いて他を承認す、是に於て第十師團救護班は、救療部委員の手を離れて戒嚴司令部直轄に入り、自動車二輛を配屬して、神奈川、藤澤警備部隊患者の收療後送に任ぜしむ、是より第二師團衛生隊其他次第に軍隊に復歸す。

衛生材料の補給は、二十日騎兵第十六聯隊、野戰重砲兵第四聯隊、步兵第三十聯隊に、二十一日第七師團救護班に、二十二日步兵第六十六聯隊に、二十三日神奈川警備部隊司令部、東京南北兩警備部隊司令部に、二十四日步兵第一聯隊に、二十五日步兵第五十聯隊、第十師團救護班步兵第七聯隊に、それ〳〵補給する所あり、二十五日在神奈川電信第二聯隊第一大隊に赤痢及腸窒扶斯患者續發の兆あり、二十六日陸軍軍醫學校をして臨時防疫班を編成せしめ、防疫業務に從はしむ、野副一等軍醫視察のため出張す、司令部構內陸軍通信所其他にも傳染病患者あり。

二十六日第十三師團救護班に、二十七日騎兵第十六聯隊に、二十八日中仙道警備部隊司令部に、二十九日東京南北警備部隊に、藥品を補給す、二十九日戒嚴司令部構內陸軍省外四部の連合防疫委員設置の件を協議し、事務の打合、分擔事項の協定をなし、三十日之が要員陸軍一等軍醫新田太郎及看護長一名、上等看護卒二名、及藥劑行李一個を派遣し來る。

十月一日電信第一第二兩聯隊に藥物を補給す。

二日陸軍省救療部の業務終了するを以て、爾今醫務局會報を廢す、戒嚴司令部は、指揮下に軍隊衛生防疫業務の實行機關を有せさるため、從來好意的に陸軍々醫學校の該當機關に依賴したりしも、經費の關係上依賴困難となれるを以て、戒嚴費支辨を以て、軍醫學校をして戒嚴部隊の衛生防疫業務を補助せしむへく陸軍省に協議す。

三日戒嚴司令部構內一省五部の連合防疫委員會議を陸軍省に開き、連合防疫規定制定、防疫委員長、委員助手任命の打合を爲す。

戒嚴司令部防疫委員左の如く任命せらる。

委員　陸軍步兵大尉竹下茂太郎、陸軍一等軍醫野副道彥、同二等軍醫新田太郎、助手　陸軍二等看護長上野正平。

是日步兵第七聯隊第一大隊中仙道警備部隊の指揮下を脫し、東京南部警備部隊司令官の指揮下に入るを以て、同隊流行性腦脊髓膜炎菌保有者の探索を行ふ、又神奈川患者收療班に藥物を補給す、此外藥物の補給は一々擧げず。

四日戒嚴司令部用藥物を受領し、直に一省四部の防疫委員に分配交付す、五日亦同じ、六日陸軍省よりの回答あり、陸軍々醫學校をして戒嚴司令部隊の衛生試驗防疫業務等を補助せしむる事となり、關係各方面に通牒す。

爾來軍隊の衛生防疫等の事務を執行して十月末に及び、二十九日戒命第七十五號を以て戒嚴部隊の編制改正せられ、十一月一日以降、軍隊衛生及衛生材料補給に關する業務は、總て平時の勤務系統に依る事に定め、乃ち左の諸件を處置し了る。

1、軍醫學校ヲシテ戒嚴部隊ノ防疫及衛生諸試驗業務ヲ補助セシメテ、來ル三十一日限リ停止ス。

2、軍醫學校ヨリ戒嚴部隊防疫業務實施ノ爲派遣セラレタル、家原一等軍醫外二名ヲ復歸セシム。

3、戒嚴司令部所屬救護所ヲ來ル三十一日原隊ニ復歸セシム。

4、戒嚴司令部構內省部連合防疫委員會ヲ解散ス。

三十日神奈川方面警備部隊司令部より神奈川患者收容班引揚に關し、同班所有衛生材料引繼に關し、指示を乞ひ來れるを以て、陸軍省に協議して携還材料並に步兵第四十九聯隊醫務室に引繼ぐべき材料に就き指示し、三十一日戒嚴司令部所屬救護所を撤去し、衛生材料其他を返納す。

第六　交通救濟

附、工兵其他の救護作業

甲、戒嚴司令部作業

震災に依る交通通信の應急復業は、軍隊の力に待つこと甚大なりしを見、戒嚴司令部編成と同時に、幕僚中交通業務處理の爲め、左の諸員を置く。

船舶業務掘大尉　通信業務大津大尉　鐵道業務佐伯大尉。

然るに三日早朝より交通業務の多端なる言語に絕し、擴大改編の必要刻下に迫る、交通課を設置し、分掌を定めて、

課長　岩越大佐。

通信業務　安井少佐、大津大尉。

鐵道業務　松田中佐(演習中、未着)、佐藤大尉、及川大尉(演習中、未着)。

道路業務　佐伯大尉。

鳩通信業務　山本中佐。

とし、船舶業務は四日芝浦配給部に移して同部の處理と爲る。

是時戒嚴司令官隸下に招致せられたる工兵隊は、主として名古屋以東のものGP 1P教2P 3P 7P 8P 9P 13P 14P 15P 十一箇大隊にして、四日頃より次第に到着す、而して警備地區は、東京北警備地區(近衞師團長)、東京南警備地區(第一師團長)、神奈川警備地區(神奈川警備部隊司令官)、小田原警備地區(小田原警備部隊司令官)に分たるゝを以て、近衞工兵大隊を東京北地區、工兵第一大隊、工兵學校教導隊を同南地區、工兵第十四大隊及通信部隊を神奈川地區、工兵第十五大隊を徒步行軍により小田原地區に配屬し、爾後到着の諸工兵は、一半を各地區に一半を直屬とし、以て作業に從事せしめたり、當時の事情統一指揮に便ならさりしを以てなり。

其後名古屋以東の工兵の外、第四第六兩大隊並に朝鮮駐屯工兵を除くの外、全國の工兵を招致するに至り、警備地區亦九月七日を以て千葉埼玉兩縣へも擴張せられ、新に藤澤、中仙道、市川、佐倉、千葉諸警備區を加ふるに至りたるを以て、工兵使用計畫を左の如く區處し、作業中に豫定したる水道瓦斯電燈及バラック構成は、東京市及臨時救護事務局より要求なきを以て之を中止したり。

工兵使用計畫

地區	部隊	作業概要
東京北部警備地區	8P2PGP GP統一指揮	吾妻、神田、枕、厩、一ノ橋、小石川組橋ノ架橋
		地區內ノ主要道路ノ整理(倒壞セル建築物電車殘骸及電線ノ除去)水路ノ開設
東京南部警備地區	13P7P1P 13P統一指揮	六鄕、永代、海邊、黑鳥、黑船、汐見橋ノ架設
		地區內主要道路ノ整理(倒壞セル建築物電車殘骸及電線ノ除去)水路ノ開設
神奈川警備地區	17P14P12P 17P統一指揮	警備地區內ニ於ケル諸橋梁道路整理水路開設等並ニ陸揭設備ノ實施ニ任ス

小田原警備地區　15P　概ネ右ニ準スル作業ニ從事ス
藤澤警備地區　16P　右ニ同シ

戒嚴司令部直轄　10P 4P 5P 3P 18P 11P
- 深川本所區ノ橋梁並ニ一般道路整理河水路開設
- 市電氣局ノ作業援助ニ任シ殘骸電車ノ除去ニ任ス芝浦及横濱配給部ニ於ケル陸揚設備
- 鐵道聯隊ノ作業援助

六日東京市電氣局より電車復舊に關して工兵隊の援助を乞ふ、七日工兵第九大隊を司令官の直轄として代官町附近に位置し、電氣局の作業を援助せしめ、工兵第三大隊を同く直轄とし、同く代官町附近に位置して、其通信班を以て芝浦配給部横濱配給部間を連結す。

七日工兵第三大隊の江東に於ける水路橋梁作業を指揮し、九日工兵第五大隊の横濱作業を指示す。

九日戒嚴司令部編成の改正あり、參謀部内の交通業務管掌のため、交通課の任務を

1、交通通信ニ關スル情報蒐集。

2、交通通信施設並ニ工兵及鳥ノ使用ニ關スル事項、但交通課内ノ補給事務ハ新設補給課ノ區處ニ屬ス。

十日工兵第十大隊をして芝浦配給部の作業を援助せしめ、同第十八大隊を鐵道第二聯隊の作業援助とし、第七大隊を神奈川警備隊司令部の指揮下に入れ、十一日第十一大隊に深川區橋梁作業を指示し、第十二大隊を神奈川警備隊司令官に屬す。

是時應急交通諸作業概ね第一次作業を了し、第二次復舊作業に入るを以て、陸軍震災救護委員設置と共に、之を同委員の區處に移す、唯實施中の道路鐵道電信に關する應急作業は、依然戒嚴司令官之を擔任する事としたり。

神奈川地區の應急交通諸作業は稍ゝ後れ、尙同地區警備司令官の區處下に實施を續け、略ゝ完成せる十八日を以て、陸軍震災救護委員に引渡す、是日交通部の編成を改む。

十九日工兵第十一大隊の鎌倉方面に於ける交通應急作業及下江戸川の橋梁作業を區處し、工兵第十八大隊の大山街道及東海道方面の交通復舊作業を區處し、二十日工兵第三大隊の東京灣要塞應急整備を指揮し、二十六日工兵教導隊を隷下より脫せしめ、十月二日司令部及戒嚴部隊を縮小し、課長岩城大佐部附井上大尉の司令部附を免す。

十三日第十六師團通信班の撤退を區處し、十四日馬入橋相模橋成り、二十三日戒嚴地内の交通應急整理完成するを以て、工兵諸隊を軍所屬に復歸せしむ、十一月一日戒嚴司令部編成の改正あり、交通課廢せらる、十一月十日まで殘務整理を命ぜられたるは、福島大尉外四名なり。

電信隊　電信第一聯隊は、九月一日三日東京衛戍司令官たる近衛師團の命に依りて活動し、三日戒嚴司令官の隷下に入り、爾で第二聯隊亦同司令官の指揮下に屬す、第二聯隊は十月二十五日作業を了りて廣島に歸還し、第一聯隊は、十一月一日以後近衛師團長隷下に復し、六日其作業を完了す。

鐵道隊　第一第二兩聯隊共戒嚴當初より戒嚴司令官の指揮に屬し、九月十八日以後陸軍震災救護委員技術部の區處を受けて作業す、十一月十日全作業を終る。

乙、陸軍震災救護委員作業

陸軍震災救護委員の設置となるや、九月十三日委員長、技術部關係諸官並に技術部要員の大部を陸軍省に會して業務の打合を爲し、十四日技術部長少將鳴瀧紫麿以下職員の任命あり、技術部を設置せられ、十五日横濱市に支部を開設す、乃ち業務を分擔して、

陸軍震災救護委員技術部職員業務分擔表

部長	庶務掛	指導掛						横濱支部
		師團工兵隊			器材掛			
		道路橋梁	器械電氣	建築	鐵道	電信		
少將 鳴瀧紫麿	工少佐 三宅御繼	工大佐 富家政市					工少佐 志村八彌	工大佐 山内岱造
	工大尉中島三柄雄（兼）	工中佐 佐竹益雄					工大尉 戸澤二郎	工少佐 木村 材
	工少佐佐竹保治郎（兼）						工大尉 佐藤 貢	工少佐 中島完一
	一主計 石原 通						一主計 齋藤正藏	工少佐 加藤 清
	下士判任文官四名	下士判任文官 三名					下士判任文官五名	砲中尉 原乙未生
		工大尉 小野日忱	工大尉 下田宣力	工少佐佐竹保治郎（兼）				下士判任文官八名
		工大尉 小倉 尙		工大尉 戸澤二郎（兼）				
				工少佐 三宅御繼（兼）				
				工大尉 木村經廣				
				一主計 齋藤正藏				
				下士判任文官五名				

備考　一、（兼）ハ兼任ヲ示ス。　一、八木澤少佐ハ松田中佐ノ後任トス。

隊號	區處ニ入リタル月日	區處ヲ脫シタル月日	區處ヲ受ケタル期間
工兵第二大隊	十月 二十日	十月 十日	二十七日間
工兵第三大隊	九月二十五日	十月 十五日	三十一日間
工兵第五大隊	十月 十四日	十月 十六日	三十一日間
工兵第七大隊	十月 五日	十月 十一日	二十八日間
工兵第八大隊	十月 五日	十月 十七日	三十二日間
工兵第九大隊	九月十四日	十月 十五日	三十日間
工兵第十大隊		十月 十六日	
工兵第十二大隊	九月十六日		
工兵第十三大隊	九月十四日		
工兵第十四大隊	九月十六日		
工兵第十七大隊			
鐵道第一聯隊			
鐵道第二聯隊	九月十六日		

第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動（陸軍省）

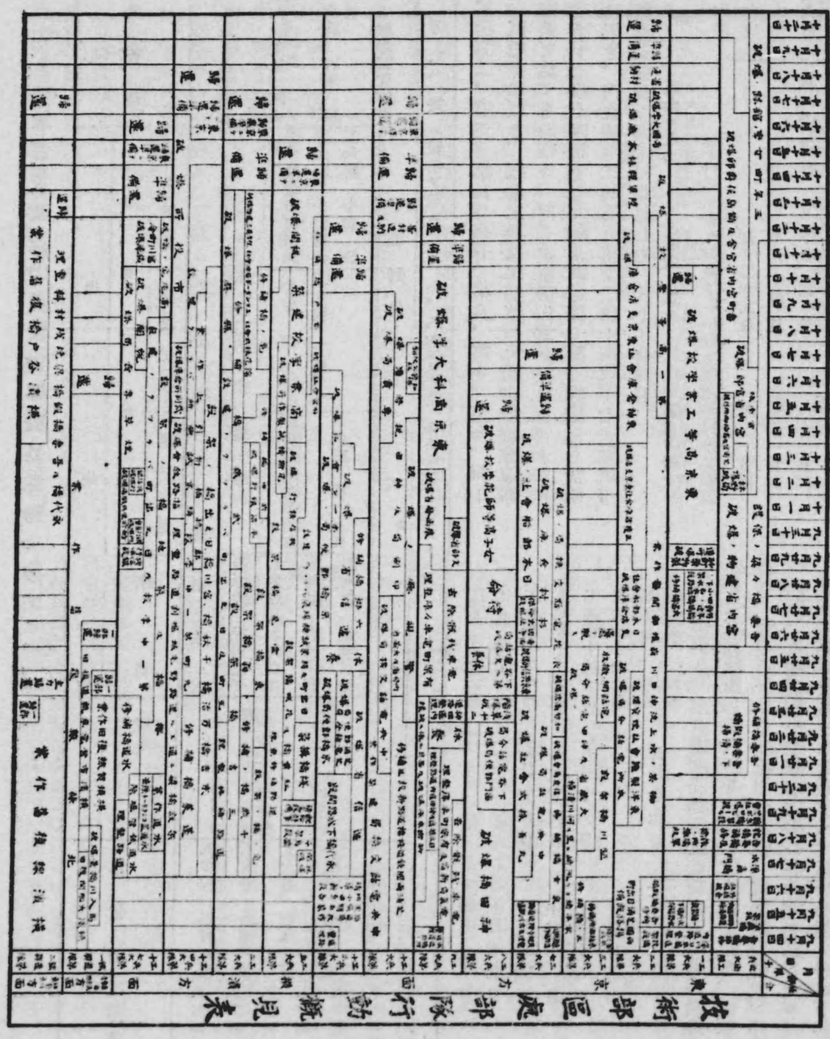

丙、工兵隊作業

(一)各　隊　大要左の如し。

(1)近衛工兵大隊行動

九月一日變災起ると共に、大隊は直に救援隊を派遣し、赤羽附近に於て防火並に救護作業を行ふ。

午後六時三十分、近衛師團の命令に依り、消防救援隊を編成し、午後八時赤羽出發、十一時三十分東京衛戍司令部に至り、芝區櫻田本郷町附近の防火に當る、二日午前二時大隊長來着救援隊を指揮す、是時櫻田本郷町方面は火勢漸く衰へ、霞ヶ關一帶の地域安全なるを確め、救援隊を轉進せしめて、衛戍病院、陸軍省、日本銀行金庫及其附近一帶の危急を救ふ。

一日夜半他の救援隊は、衛戍司令官の命令に依り、築地方面の避難民を救濟する爲め、赤羽出發、水路永代橋に達し、同橋水路を開設し、漕渡に依りて避難民約一萬餘人を救助渡河せしめ、午後十時所命の任務を終了して赤羽屯營に歸還す。

二日、築地方面に於ける給水缺乏の爲め、罹災民の窮狀に在るを知り、同夜特務曹長以下三十二名を遣はし、木舟六に清水を準備し、永代橋附近に急派して給水せしむ。

二日戒嚴を命ぜらるゝと共に、大隊は東京北部警備隊として、三日近歩一營庭に待機の姿勢に在り、交通狀況を偵察す。

四日より十一日に至る間に、吾妻橋に縱列架橋材料を以て縱隊橋を架設し、又枕橋の新設、並に神田下谷淺草及本所方面の交通整理に從事す。

十一日より十五日に至る間に、東京北警備作業隊長弘中大佐の指揮に屬し、前項作業及業平橋源森橋の補修及新設並に神田川の水路開設に任ず。

作業隊解散と同時に、近衛師團の命令に依り、大隊は第一中隊の外屯營に歸還し、爾後の作業を準備す。

第一中隊は、吾妻橋作業準備並に橋梁保護の爲め殘留す、其間九月十六日夜よりの荒川增水に對し、源森橋水門の開鎖に任じ、十七日午前十時完了す。以て同地方の住民をして水難を免れしむ。

中隊は更に技術部の區署に依り、本所新橋の架設に任じ、十九日完了す、同日札幌麥酒會社の高壁を爆破す。

二十日第二中隊の一部豐島ヶ岡圍壁の補修に任じ、二十三日完了す。

爾後大隊の主力は、屯營に歸還集結し、第一中隊の下士以下七名を吾妻橋に殘置し、同橋の保護に任ず。

(2)陸軍工兵學校教導大隊行動　大要左の如し。

九月二日朝集成中隊を東京に派して災害の救援及交通整理に從事せしめ、別に一小隊を小菅刑務所に急派して同所を警戒す、一方に震災の餘殃松戸方面に波及し、地方の秩序を亂さんとするの虞あるより、殘留兵員を以て同地の警備に任じ、戒嚴令布告せらるゝに及び、千葉縣警備隊司令官の隷下に入り、依然松戸方面を警備す、而して東京に派遣せられたる集成中隊は、麹町區に行動して防火救護作業に從ひ、同區西北部をして災害を免れしむ、其より帝都に駐屯する旬日、此間に宮城及赤坂離宮壕壁の應急修理を爲し、神田橋一ツ橋組橋の架橋作業、澁谷水道特設電話線の補修、帝室林野管理局並に第百銀行の爆破作業を實施す、又癒に小菅刑務所の警備に任じたる教導大隊第二中隊の一小隊は、同所の警備を務むること、九月二日より六日に至る。

此くの如くにして工兵學校教導大隊は、各工兵大隊の着京と共に、九月九日歸校を命ぜられ、衛戍地附近の警備に服し、九月二十八日

を以て戒嚴司令官の隷下を脫す。

(3)工兵第一大隊行動　大要左の如し。

九月一日震災と同時に、大隊は直に數個の救援隊を編成して岩淵町に派遣し、防火救助作業に從事し、且王子銃炮製造所及火藥製造所等に赴援す。

一日午後六時四十五分第一師團の命令を以て、將校以下百三名を師團司令部に派遣して防火救助作業に任じ、別に將校以下六十六名をして操舟機二、木舟十二に分乘して、明石水上警備署と協力せしめ、避難民數千を救助す。

二日午後六時四十分戒嚴令を布かる、午後八時赤羽町警戒の爲め將校以下三十五名、橫濱救援の爲め特務曹長以下十一名出發す。

三日午後一時三十分、師團命令を以て、一部は近衞工兵大隊と協力して赤羽を警戒し、大隊の主力は東京に出動し、步三屯營に駐屯して、橋梁架設、補修、河川水路の整理、渡河交通作業、及通信網の構成並に鑿井等の諸作業に從事す。

五日より六日は、江東橋强縱隊橋(縱列材に依る)を架設し、六日より十日は、永代橋耐重橋補修作業に從ひ、七日より十日の間、黑鳥橋耐重橋補修作業、及澤海橋、舟木橋、福島橋其他諸小橋梁の架設作業に任ず。

七日、東京南警備部隊作業隊長見市大佐の指揮に屬し、深川本所方面の交通路清掃補修に從事す。

十二日以後は、作業能率の增進並に兵員裝備の整備上、大隊本部のみ師團司令部に殘屯し、大隊は日々水路若くは陸路に由り東京に到りて、上記各作業及騎兵第一聯隊並に第一衞戍病院の營繕作業に從事す。

十四日大隊は第二中隊の外、戒嚴司令官の直轄となり、十八日再び東京南警備隊司令官隷下に復歸し、爾後一部を以て警備地區の諸作業に從事し、其他は陸軍震災救護委員長の區處を受く。

(4)工兵第二大隊行動　大要左の如し。

九月三日着京し、五日大隊(一小隊缺く)は東京北警備隊司令官の隷下に入り、同警備隊作業隊長弘中大佐の區處を受け、淺草藏前に位置し、主として九月九日まで淺草本所兩區主要街路の清掃補修に從ふ、爾後一中隊を以て本作業を續行し、一中隊半を以て厩橋の應急架設を實施し、十四日を以て完成す。

十四日戒命第三十號命令を以て技術部に統轄區處せられ、十八日後は、二中隊を以て御茶ノ水橋上流神田川堤防崩壞部の開鑿作業に從ひ、一中隊を以て本所深川兩區の建造物殘骸爆破作業六を實施す。

本隊電信隊は、九月五日近衞師團長に直屬して、同師團の電話回線を統一區署し、同く五日戒嚴司令官の直轄となり、芝浦に到りて配給司令官の隷下に入りたる一小隊は、同日夕以後、陸揚設備に從事し、七日以來は同所附近の道路保全補修に任じ、二十日を以て復歸す。

大隊は、十月二十日戒嚴司令官の隷下を脫して原所屬に復歸したり。

(5)工兵第三大隊行動　大要左の如し。

九月七日田端着戒嚴司令官の隷下に入り、即日通信隊(一中隊)を品川に轉進せしめ、八日芝浦補給部橫濱同支部間、九日補給部內關係各所の電話網を構成し、爾後該線の保線及通信勤務に從事し、以て二十三日に及ぶ。

八日より、大隊は本所區橫川竪川の燒失橋梁架作業並に洲崎に至る河川の清掃に任ず。

九日より十六日まで、大隊は北辻橋の徒橋新辻橋南辻橋竪川橋の耐重橋架設作業、及三之橋耐重橋の補修作業を完成す。

尙此間に一小隊を以て赤坂御所園壁崩壞部應急修理作業に任ず。

關後第二中隊は、麴町區神田區內建物殘骸爆破作業を擔任し、神田電話交換局及大藏省の破壞に當り二十五日完了す。

大隊は東京灣要塞司令官の區署を以て該要塞應急補修作業に任することとなり、一小隊は二十三日、大隊は二十七日橫須賀に轉進し、二十八日より要塞內の軍道を補修し、地下道路を開設し、彈藥バラック等を建築し、第三第二第一海堡內の通路を開設し、埋沒器材を掘出する等、各種の重要作業に當り、十月二十三日に至り、戒嚴司令官の指揮を脫して原所屬に復歸す。

(6)工兵第五大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午前五時二十分田端着、午後一時三十分保土ケ谷着。

十一日以降二十六日に至る間、大隊は橫濱市海正面主要道路の清掃及補修作業、陸軍配給部營繕補修作業、繩秣陸揚棧橋構築、橫濱倉庫の清掃改築、並に同倉庫陸揚棧橋及村雨橋千若橋橋礎補修を爲す、此間十五日夕以後は、橫濱技術部支部長の區署を受く。

十七日以來千馬橋改修、山下橋兩岸橋礎附近耐重橋架設、及稅關棧橋朽壞家屋爆破に任じ、十九日を以て完了す。

二十日よりは、紅葉橋、花咲橋耐重橋架設に任じ、二十六日完成す。

大隊通信隊は、十一日より二十三日まで橫濱市內各陸軍官衙關係部隊に通信網を架設し、通信勤務に服したり。

大隊の戒嚴司令官隷下を脫して原所屬に復歸したるは、十月十四日なりとす。

(7)工兵第七大隊行動　大要左の如し。

九月三日夜臨時工兵隊を編成し、五日午前旭川發、七日午後四時半田端到着、直に東京南部警備部隊司令官石光中將の隷下に入り、道路整備作業に任ず。

七日更に大隊の派遣を命ぜられ、午前五時旭川を發し、九日着京、

派遣工兵隊に合し、南部警備隊司令官に屬し、十五日よりは關東戒嚴司令官に直屬す。

十一日以降、大隊は芝、京橋兩區の道路清掃補修に任じ、十四日完成す、一部は十三十四兩日麻布及芝區、その境界に在る古川疏通作業、並に芝浦河岸に於ける架橋材料陸揚作業を爲す。

十五日よりは京橋區采女橋の補修に任じ、十九日修理を了し、自動車の通過に支障なからしむ。

十六日以降は大部、二十日以降は全部を以て信友商會、中央電信局、加賀商會、丸善株式會社、東京興信所、浪花電話分局、杉村倉庫、帝國生命保險會社、及日本郵船會社殘骸諸建築物の爆破作業に任じ、豫期の如く完了す。

大隊通信隊は、十八日より第一師團司令部、步兵第一聯隊、步兵第三聯隊露營地、陸軍省、帝國在鄉軍人會本部の相互に通信網を構成し、且通信所勤務に服事す。

十四日より二十五日に至る間、一部を以て月島淺草及深川方面の避難民に對し、給水作業の援助を爲す。

十月十四日戒嚴司令官の隷下を脫し、原所屬に復歸す。

(8)工兵第八大隊行動　大要左の如し。

九月四日出動の命を受け、五日夜日暮里に着し、東京北警備隊第二警備地區に配屬し、該地區隊長の命に依りて行動す。

六日、一中隊を以て御茶ノ水、小石川、廐、一ツ橋、神田橋、諸橋梁の徒橋架設に從事し、七日完成す。

八日工兵學校教導中隊を本隊の指揮下に入れ、九日指揮を脫したるも、協同作業に任じ、一ツ橋、廐橋は八日、御茶ノ水、小石川橋は十日何れも完成して、自動車を通ず、又八日より神田橋耐重橋架設作業に着手し、二十一日を以て完了す。

十日より十三日に亘り、麹町神田兩區內の交通路整理を爲し、電車道附近の清掃、道路龜裂部埋墳作業を完成す。

十九日一小隊を以て爆裂作業準備に着手し、二十一日淺草雷門電話交換局、二十二日下谷電話交換局を爆破し、別に二十一日より淺草十二階殘骸の爆破作業に着手し、二十三日完了す。

三十日御茶ノ水高等師範學校燒跡爆破を命ぜられ、十月四日完了し、五日原所屬復歸を命ぜらる。

(9)工兵第九大隊行動　大要左の如し。

九月五日東京着、戒嚴司令部に直屬す。

八日より二十五日まで、大隊は日本橋區、京橋區、神田區、淺草區、四谷區に亘る道路の清掃補習及整理に任じ、此間電車道の清掃、及新宿並に有樂町車庫の清掃を爲す。

二十日以降、大隊は主力を以て新宿車庫建築物の爆破及器具に依る破壞、文部省、農商務省東京商科大學の建物殘骸を爆破し、十月十日原所屬に復歸す。

(10)工兵第十大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午前八時品川着、十一日大隊の主力を以て芝浦配給部所管棧橋及道路の新設補修並に輕便鐵道の敷設、補結を爲し、以て十三日後に於ける陸揚作業に支障なからしむ、其後中隊を以て之が補繕保護に任ず。

十二日以降は、約一中隊の兵力を以て、芝浦附近一帶の道路を補修し、同時に輕便鐵道作業を續け、道路補修と相待ちて、配給作業を圓滑ならしむ。

大隊の一部は、九月十一日以來、遞信省中央電話交換局建物作業を援助し、三層建物約三千坪を完成す。

原所屬に復歸したるは、十月十五日なり。

(11)工兵第十一大隊行動　大要左の如し。

九月十一日東京に着す。

十二日より十九日に至る間、深川區內に於て、靈雀橋の船橋、及平野橋の架橋作業に任じ、何れも四噸自動貨車を通過すべき半永久橋を完成す。

二十一日大隊の主力は、鎌倉救護を命ぜられて鎌倉に至り、二十二日より十月五日まで、專に工兵第十六大隊の一中隊が應急掘開したる鎌倉巨福呂坂を補修掘開して四米に擴張し、極樂寺切通の開鑿作業、並に鎌倉町內に於ける主要道路に在る長さ三米乃至六米の橋梁十一を架設及補修を爲し、罹災民のバラック、及町役場郵便局の假廳舍を建築す。

二十一日より二十五日に亘る間に於て、一小隊を以て行德附近の下江戶川橋梁補修作業を爲さしめ、二噸自動車通過程度に補修したり。

十月六日戒嚴司令官の隷下を脫して、原所屬に復歸す。

(12)工兵第十二大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月十二日夜橫濱着、神奈川警備隊司令官の隷下に入り、大岡川以南地區の水路を開設し、中村川に假橋を架し、更に鹵之橋を新設し、千歲橋を補修す。

十七日よりは技術部の區署を受け、前記二橋次で、三吉橋、東橋、翁橋、武藏橋の耐重橋を架設し、前田橋を補修し、此等橋梁に關連したる道路網を補修す、此間一部を以てバラックの新設、及平沼銀行、綿花株式會社、スタンダード石油會社外數個の建物殘骸を爆破す。

原所屬復歸は、十月十六日なり。

(13)工兵第十三大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月六日東京に着し、東京南部警備部隊司令官の隷下に入り工兵第一大隊第七大隊と共に同警備部隊の作業隊となり、該管區內の水陸交通及通信諸作業に任ず。

其間大隊は、日本橋、京橋、本所、深川四區に亘る道路電車道の整備作業、京橋深川兩區に亘る九橋梁の改修若くは架設、深川區小名木川の水路開通、南部警備隊司令部より本鄕聯隊區司令部並に大井川警備隊本部間に電信網の構成を爲す。

十四日夕南部警備隊司令官の指揮下を脫して、戒嚴司令官の直轄となり、作業は技術部長の區署を受く。

十五日以降、大隊は京橋深川兩區に亘り五橋梁の改修若くは架設作業、永代橋水路開通作業、遞信省構內倉庫、京橋郵便局、芝郵便局、同電話分局、京橋區役所、造兵廠東京工廠、京橋區ホーン會社、技術本部等の殘骸爆破作業を實施し、此間代々木飛行場伐木作業、及神奈川縣川崎町六鄕橋補修作業を完了し、十月十一日原所屬に復歸す。

(14)工兵第十四大隊行動　大要左の如し。

九月三日埼玉縣川口町に着し、急行軍を以て四日午前一時第一師團司令部に達す、同夜同地宿營、四日朝東京を發して芝浦より驅逐艇に乘じ、夕橫濱に上陸、神奈川縣警備隊司令官の指揮下に入る、當時橫濱市は慘澹たる狀態をなし、秩序紊亂し、人心の安定を要すること痛切なりしを以て、大隊は取敢へず五日騎兵第十五聯隊と交代して、既に到着しありたる歩一の一中隊騎十六ノ一中隊を併せ指揮し、市內外の警備に任ず。

八日に至り始めて市內の交通整理作業に着手し、十三日第一次作業を了す、又一部を以て警備隊司令部より各地區及各部隊間に電話網を構成し、十一日完成、爾後補繕に當る。

十四日より十六日までは、市內主要水路の開設に任ず。

是より先十一日工十七、十三日工十二工十三到着し、共に神奈川警備隊の指揮下に入り、夫々區域を分擔して交通整理水道工事等に從ふ。

十七日在橫濱工兵大隊は、何れも陸軍震災救護委員技術部支部長の區署に入り、市內主要道路の半永久橋架設、バラック建築、殘骸建築物爆破各作業を爲したり、原所屬復歸は十月十七日。

(15)工兵第十五大隊行動　大要左の如し。

九月二日出動の命に接し、三日未明第一中隊(通信隊)をして豐橋を發せしむ、中隊は沼津に着して直に通信線の構成に着手し、箱根小田原平塚橫濱を經て、途中各駐屯戒嚴部隊間を連絡しつゝ、八日午前十時東京戒嚴司令部に到着し、爾後戒嚴司令部電信線の架設作業進捗に伴ひ、逐次撤收して、十七日小田原地方警備隊管區內に撤退す。

十六日同中隊は、主力を以て工長第十六大隊と協力し、馬入川架設作業に從事し、十月四日完成す。

第三中隊は、九月三日豐橋を發し、御殿場に下車して國府津に着し、六日國府津出帆、橫濱上陸、橫濱藤澤間の電話線を架設し、主力は鐵道通信網及橋梁並に道路の補修作業を實施し、八日乃至十日の間は、橫濱茅ケ崎小田原間に自動車を通ずる目的を以て、道路の補修作業を行ふ。

同隊は九月二十三日より大隊本部と共に馬入川に轉進し、工兵第十六大隊と協力し、第二中隊と同じく馬入川架設作業に從事す、完成は十月四日なり。

其後大隊は、酒匂川橋梁架設の爲め同地に轉進し、工兵第十八大隊に協力して十月十七日架橋を完成し、二十日原所屬に復す。

(16)工兵第十六大隊行動　大要左の如し。

大隊は九月九日大船に着し、藤澤警備部隊司令官の隷下に入り、交通整理に任ず。

十日より十六日に至る間は、大船戸塚間、大船鎌倉間、藤澤鎌倉間藤澤戸塚間、藤澤片瀬間の道路補修作業に任じ、此間川名橋、大道橋、及矢部橋の耐重橋架設作業を完成す。

十日より一中隊を以て大船鎌倉道上鎌倉町北方巨福呂切通大崩壞部の開鑿作業に當らしめ、二十日車馬通行程度に之を開鑿す、同中隊は又十四日より鎌倉避難民收容バラック工事に着手し、亦二十日を以て完了す。

十五日以來、大隊の各中隊を逐次馬入河畔に集結し、尙工兵第十五大隊の二中隊と協力して、馬入川耐重橋の架設に着手し、十月四日全長約四百五十米の永久橋を架設す。

十月八日戒嚴司令官の隷下を脫して原所屬に復歸す。

(17)工兵第十七大隊行動　大要左の如し。

九月十一日正午田端に着し、神奈川方面警備部隊に配屬せられ、同午後三時東神奈川に着す。

十一日先發隊は、月見橋及築地橋兩岸橋礎及其附近の道路を補修す。是日大隊は、反町、東田谷、松本、三ツ屋附近の警備に任じ、地方民心の不安を一掃す。

十二日より十四日まで、一中隊をして築地橋に更に一橋を增設せしめ、兼て月見橋附近の道路を補修せしむ、尙同中隊は、橫濱停車場並に東神奈川方面に通ずる東海道電車道の清掃整理に任ず。

十二日より二十三日に至る間、西谷村濾過池より地下埋設の鐵管延長約二千六百米を掘出し、修理作業を實施す、又水道補修材料運搬の爲め、水道橋の架設、野毛山淨水場に通ずる道路の整理を實施し、九月十六日保土ケ谷町及淺間町の給水を開始し、逐次橫濱市に給水す。

大隊通信隊は、郵便局憲兵隊等より市內樞要官衙の一部に電話網を構成し、其連絡を保持す。

九月二十日以後は、技術部橫濱支部の區署を受け、第二築地橋櫻橋の架設、日出町のバラック、神奈川縣立第一中學校バラックの建設、興信銀行、越前屋呉服店、稅務署、專賣局出張所の爆破、及本町銀行集會所の倒壞作業を實施す。

十月十五日原所屬に復歸す。

(18)工兵第十八大隊行動　大要左の如し。

九月十一日午後三時田端着、戒嚴司令官の隷下に入り、鐵道第二聯隊を援助して鐵道補修作業を爲すべき命を受け、直に東神奈川に到る。

十二日作業地東京府南多摩郡南村に行軍し、十三日より鐵道第二聯隊第二大隊と協力して、橫濱八王子間の鐵道補修作業に着手し、十八日完了、全線の開通を速かならしめ、交通輸送に大なる利便を與ふ。

十八日大隊は、厚木町東方相模橋の補修及小田原東端酒匂橋の架設を命ぜられ、第二中隊を以て二十日相模橋の補修に着手し、十月五日完成し、本部第一中隊は、二十二日より酒匂橋の架設に從事し、二十八日假橋架設を卒へて、交通を恢復し、十月五日より工兵第十五大隊の增援を得て、橋長約三百八十米の半永久橋を完成し、以て小田原方面の交通を完璧たらしむ。

十月二十三日戒嚴司令官の隷下を脫して、原所屬に復歸す。

(二)各　作　業

イ、道　路　作　業

A、工　兵　隊　作　業

工兵隊の從事したる東京市內の道路作業は、大約左の如し。

近衞工兵大隊　は、

九月四日、第一中隊を以て業平橋吾妻橋間及枝恩等橋附近の道路を清掃し、

燒失したる電車、倒潰せる家屋、燒失自動車等の諸殘骸山積したるを除去し、交通を容易ならしむ、當時の實驗に據れば、電話ケーブル懸吊用ワイヤーの多數を切斷するには、鶴嘴を用ゆるを最良とす、纖條狹の如き、暫時にして疏損し、使用に堪へざるに至れりと云ふ。

同日、一部は赤羽附近の道路を清掃す。

第三中隊は、三日より五日までに、北警備地區第一地區內主幹道路の清掃に任じ、諸車の通行を容易ならしむ。

七日午後より九日までは、北警備地區近歩一の地區內に於ける補給路を清掃し、以て龜戸寺島間の物資補給を圓滑ならしむ。

其後九月十五日まで、萬世橋—相生町、厩橋—上野廣小路の線路內に於ける主幹道路を清掃す。

陸軍工兵學校教導隊派遣中隊　は、

九月二日上野廣小路間の電車線路を清掃し、燒失倒壞せる電柱又は電線若は空中線の路上に垂下したるものを排除す。

六日近衞歩兵第一第二聯隊內の道路を清掃して、車馬の通行を容易ならしむ。

工兵第一大隊　は、

九月四日二箇分隊を以て、日本橋區本所區深川區內の道路を清掃補修す。

六日、二箇分隊を以て、江東橋及永代橋附近の道路補修を爲す。

七日、一小隊を以て月島本願寺間の道路を修繕す。

八日約六十五(內人夫二十名)を以て、永代橋より黑江町及洲崎に至る道路を清掃補修す、又一部を以て虎ノ門附近の道路を修繕す。

十二日、兵員四十名人夫六十九名を以て兩國橋江東橋間の道路を補修し、約八時間を以て完成す。

尙に七日、約三十名を以て兩國橋錦絲町間の道標を設置し、路面を整理し、及深川本所日本橋京橋各區內に亘り道路を清掃す。

二十三日一小隊を以て赤羽御圖坂を補修す。

十一日十六日、兩度に、黑江町附近の道路を修理す。

十二日、千葉街道及竪川沿通路、並に其附近の道路作業に任ず、人員約八十名、卽日完成す。

十五日二小隊を以て兩國橋錦絲町間の道路を補修す。

十一日、兵員三十五名人夫八十五名を以て新大橋菊川橋間、蠣殼町海邊橋間の道路を補修し、約八時間を以て成る。

九日六十五名を以て龜戸寺橋附近、十一日約四十名を以て龜澤町永代橋間、十四日下士以下四名人夫四十四名を以て小傳馬町鞍掛橋の各道路を補修す。

工兵第二大隊　は、

九月六日より九日まで、淺草本所兩區內主要道路を清掃し、街路上に在る倒潰家屋、屋壁、燒失電車、自動車を排除して、道路を開き、其他燒落せる電線等を切斷除去す。

工兵第三大隊　は、

東京灣要塞應急整備作業のため、九月二十七日東京の作業を中止し、二十九日より十月十八日まで所命の作業に從ふ。

工兵第七大隊　は、

九月九日より十四日に亘り、芝京橋兩區內の道路交通整理に任ず、此の方面は大建築多く、之が倒潰に依り甚しく交通を妨害したり、乃ち自動車通行を目的として四米乃至十米に開設し、且通行者の爲め、要所に道標を設置す。

工兵第八大隊　は、

九月十一日より十三日に至る三日間、神田川以南に於ける北警備地區內の道路を清掃す。

工兵第九大隊　は、

九月八日より二十五日まで、日本橋淺草京橋四谷神田五區に亘り、道路の補修清掃及整理を爲す、其間に電車道の清掃及新宿車廠等の清掃に從事す。

工兵第十大隊　は、

九月十一日乃至十二月、十五日乃至二十二日、二中隊を以て芝浦配給部道路を新設及補修し、延長千四百三十八米の自動車道及延長百五十米の平車道を開く。

工兵第十三大隊　は、

名称	区間	作業種別	延長又ハ道数	着手年月日	竣功年月日	摘要
神田區錦町二丁目附近	神田區錦町二丁目附近	電車軌道ノ修繕	一、〇〇〇米	九月十九日	九月二十日	震災修繕
神田區岩本町附近	同	同	二、〇〇〇米	同	同	同
神田區自錦町二丁目至同町	同	同	二、九〇〇米	九月廿三日	九月二十日	同
京橋區三十間堀附近一帯	同	同	一、八〇〇米	九月十四日	九月十四日	同
京橋區入船町附近一帯	同	同	三、七〇〇米	同	同	同
京橋區築地附近一帯	同	同	三、四〇〇米	同	同	同
京橋區自入船町至新富町	同	同	一、〇〇〇米	同	同	同
深川區福住町附近

許可	昭和	測量空路	十九
管理	橋梁	業務線上	四
機関	冶橋	十五千	日
橋一	木土	四百七百	
鉄	町橋	延米	
		分担業	
		除三部工	
		大十兵	

四、橋梁新設補修作業

A、工兵隊作業

工兵隊の従事したる東京市内の橋梁作業は、大約左の如し。

近衛工兵大隊は、

(1)吾妻橋架設作業　吾妻橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(2)杭橋架設作業　杭橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(3)業平橋架橋作業　業平橋は東道人道共に焼失は陥落し、電車の軌條を遺したる僅少部分を殘存したり、河川亦木材繊材の殘骸、牛燒の舟、並に死屍等充満して作業困難を極む。

九月九日第一中隊は、主力を以て架設準備に着手し、材料を上流の岡田村日本軍輜重隊式拿証に於、十日午前八時架設を開始し、十一日午後五時、食物自動車を以て自由に運び得るの程度に完成す。

(4)厩橋架設作業　厩橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(5)蔵前橋架設作業　蔵前橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(6)業平橋架橋作業　業平橋は東道人道共に焼失は陥落し、電車の軌條を遺したる僅少部分を殘存したり、河川亦木材繊材の殘骸、牛燒の舟、並に死屍等充満して作業困難を極む。

九月九日第一中隊は、主力を以て架設準備に着手し、材料を上流の岡田村日本軍輜重隊式拿証に於、十日午前八時架設を開始し、十一日午後五時、食物自動車を以て自由に運び得るの程度に完成す。

(7)駒形橋架設作業　駒形橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(8)蔵前橋架設作業　蔵前橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(9)蔵前橋架設作業　蔵前橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(10)蔵前橋架設作業　蔵前橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(11)蔵前橋架設作業　蔵前橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(12)蔵前橋架設作業　蔵前橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(13)中島橋、蛤町に通ずる橋新設　共に簡單なる徒橋なり、九月十三日架設作業を開始し、約三時間を以て之を成す。

(14)一ノ橋新設　九月十五日人員十六名を以て徒橋を架設す、作業三時間な

(15)厩橋補修作業　橋床除去し、橋脚完存す。

九月七日約一小隊を以て補修作業を完成す、自動車の通過支障なし、作業時間約五時間なり。

(16)仲ノ橋新設　九月八日八名を以て徒橋を架設す、作業時間三時間。

(17)下ノ橋新設　橋床には木製鉄式を布き、右岸橋脚より陸落し、橋床面は殆ど九十度傾きあり。

九月八日人員十五名を以て約三時間に徒橋を新架す。

(18)蔵島橋新設　電車軌道の部分のみ完存せしも他の一部陸落す、人道は橋脚を存して他は陸落せり。

九月九日人員二十名を以て自動車通過に支障なき程架橋す、作業時間十三時間。

(19)永代橋補修作業　設置の為め假橋は全部陸落し、通過不能となる、橋梁は橋脚及桁を完存せり。

九月七日より一部を以て之を補修し、十日を以て完成す。

(20)永木橋補修作業　破壊の程度は、電車軌條及人道共陸落し、軌道の部分のみ辛じて徒歩者を通過せしむるものたり。

九月九日兵員六十五名を以て補修に着手し、十一日完成す、自動車の通過に差支なし。

(21)原橋橋補修作業　假橋梁中の橋脚及三頭間の桁は、若干焼失せるも、之を利用し得るの程度に在り。

九月七日作業を開始し、十日自動車の通過に差支なき如く完成す。

(22)蔵所橋新設　橋梁焼失して殘杭を存せず。

九月十二日陸軍以下六十名夫二十五名を以て鉄列材料に依る架設を為す。

(23)中島橋、蛤町に通ずる橋新設　共に簡單なる徒橋なり、九月十三日架設作業を開始し、約三時間を以て之を成す。

(24)一ノ橋新設　九月十五日人員十六名を以て徒橋を架設す、作業三時間な

(25)源森橋架設作業　源森橋は橋梁全部焼失して殘杭を留めず、唯側に瓦斯鐵管を殘したるのみ、架設用材料附近にこれあるし。

九月十四日第一中隊を以て之が架設に着手し、材料の集集の如くならざるより、焼跡の吾妻橋假橋殘杭を之に充て、辛ふじて翌十六日午後四時之を完成し、自動車度事を遂ず。

陸軍工兵学校教導隊派遣中隊は、

(1)一ノ橋新設作業　全橋梁焼失落下したるも、混凝土製列柱三橋脚残存せり。

中隊は、九月七日二小隊を以て橋梁設備に着手し、午後五時三十分徒橋を完成す、次て八日同所に鉄線假橋を架設す。

(2)駒橋新設作業　橋梁は焼失落下せしも、略ぼ並行せる水道鉄管架二残存す、九月七日一小隊を以て架設に着手し、八日正午鉄線假橋として之を完成す。

工兵第一大隊は、

(1)鍋物寺橋新設　橋梁は焼落して、僅に電車軌道桁及列柱を残存し、辛じて單獨徒歩者を通過し得たるのみ。

九月四日橋校以下十六名を以て、取敢ず徒橋を架設し、約二時間を以て完成す、十二日更に之を自動車通過程度に架換ふ、作業人員約二十名、作業時間八時間。

(2)浅草橋新設　作業前の状況鍋物寺橋に同じ。

鍋物寺橋と同時に同人員を以て徒橋を架設し、以て應急通設備を完成す。

(3)月見橋補修作業　本橋に繊材の桁を用ひ、ペトン製橋床を有せしも、地震の為め、橋床落下し、月映となりて水中に垂下したり。

九月四日、横濱方面に派遣せられたる小隊長以下十一名を以て、通路設備を完成す。

(4)江東橋新設　江東橋は焼落して補修すること能はず、而も九月四日緊急歩兵の手に完全なる徒橋(幅一米の鉄橋)架成し、更に簡易応急に、橋床なりしなり、是に於て大隊は、其主流約三十米の地點に、制式材料に依り鉄線假橋を架設すること、したり。

五日大隊は架設準備をなし、六日橋校以下百二十八名を以て一斉に作業に着手し、約四十分を以て架設を完成す、次て七日第一中隊を以て橋床及橋脚の一部を以て新設に着手し、十三日を以て完成す、二噸自動車の通過支障なし。

(2)新辻橋新設　破壊状態は、新辻橋に同じ。

第二中隊の一部を以て九月十一日工事に着手し、十四日完成して、一噸自動車を通ず。

(3)三之橋補修　橋脚及主要部の桁繊材なるを以て残存せしも、コンクリート製橋床及若干の木桁崩壊又は焼却し、人道車道共に通過困難なり。

橋床殘鋲を除去し、新に桁を増加し、橋床面を構成し、以て應急補強の目的を達す、作業日數三日、九月十六日完備し、四噸自動車を通ず。

(4)隅川橋新設　橋床橋脚脊焼失す、五個の列柱は、水面部以下を残存するのみ。

九月十六日第二中隊の一部を以て着手し、二十一日完成す。

工兵第七大隊は、

東京震災誌　前編

許可	昭和	測量空路	十九
管理	橋梁	業務線上	四
機関	冶橋	十五千	日
橋一	木土	四百七百	
鉄	町橋	延米	
		分担業	
		除三部工	
		大十兵	

四、橋梁新設補修作業

A、工兵隊作業

工兵隊の従事したる東京市内の橋梁作業は、大約左の如し。

近衛工兵大隊は、

(1)吾妻橋架設作業　吾妻橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(2)杭橋架設作業　杭橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(3)業平橋架橋作業　業平橋は東道人道共に焼失は陥落し、電車の軌條を遺したる僅少部分を殘存したり、河川亦木材繊材の殘骸、牛燒の舟、並に死屍等充満して作業困難を極む。

九月九日第一中隊は、主力を以て架設準備に着手し、材料を上流の岡田村日本軍輜重隊式拿証に於、十日午前八時架設を開始し、十一日午後五時、食物自動車を以て自由に運び得るの程度に完成す。

(4)厩橋架設作業　厩橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(5)蔵前橋架設作業　蔵前橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(6)業平橋架橋作業　業平橋は東道人道共に焼失は陥落し、電車の軌條を遺したる僅少部分を殘存したり、河川亦木材繊材の殘骸、牛燒の舟、並に死屍等充満して作業困難を極む。

九月九日第一中隊は、主力を以て架設準備に着手し、材料を上流の岡田村日本軍輜重隊式拿証に於、十日午前八時架設を開始し、十一日午後五時、食物自動車を以て自由に運び得るの程度に完成す。

(7)駒形橋架設作業　駒形橋は、橋桁及橋脚の外、全部焼失し、辛に地下用電纜鐵及其鐵蓋用鉄上を知知し得るのみ、但橋赤開鉄橋脚附近の橋床及橋脚の一部を殘す外、全く焼失して使用し得ざるものたり。

大隊は九月五日第一第二中隊を以て午前十一時三十分赤羽を發し、所要材料を携帯して水路吾妻橋に到り、午後五時材料の整頓及諸準備を終り、六日架橋を開始し、夕刻完成す、作業時間四約十時間なり。

然るに右は簡易作業にして橋梁の抗力未だ十分なる能はざるものあり、且橋床附近の消滅を必要とするを以て、更に九月十二日より二十三日まで約一小隊を以て之が往路に當す。

(8)蔵前橋架設作業　蔵前橋は全部焼失して殘杭を留めず、僅に一條の瓦斯管を露ずるのみ、架橋材料亦附近にこれあるを見ず。

第一中隊は之が架設の任に當り。九月七日材料集集のため、各方面を偵察し、岡田村日本軍輜重隊式拿証に於て之を調達し、午後四時を以て杭橋に廻送す。中隊は翌後二支代を以て午後八時作業を開始し、夜を徹して翌八日午前八時完成す。

(9)永代橋補修作業　設置の為め假橋は全部陸落し、通過不能となる、橋梁は橋脚及桁を完存せり。

九月七日より一部を以て之を補修し、十日を以て完成す。

(10)永木橋補修作業　破壊の程度は、電車軌條及人道共陸落し、軌道の部分のみ辛じて徒歩者を通過せしむるものたり。

九月九日兵員六十五名を以て補修に着手し、十一日完成す、自動車の通過に差支なし。

(11)原橋橋補修作業　假橋梁中の橋脚及三頭間の桁は、若干焼失せるも、之を利用し得るの程度に在り。

九月七日作業を開始し、十日自動車の通過に差支なき如く完成す。

(12)蔵所橋新設　橋梁焼失して殘杭を存せず。

九月十二日陸軍以下六十名夫二十五名を以て鉄列材料に依る架設を為す。

(13)中島橋、蛤町に通ずる橋新設　共に簡單なる徒橋なり、九月十三日架設作業を開始し、約三時間を以て之を成す。

(14)一ノ橋新設　九月十五日人員十六名を以て徒橋を架設す、作業三時間な

(15)厩橋補修作業　橋床除去し、橋脚完存す。

九月七日約一小隊を以て補修作業を完成す、自動車の通過支障なし、作業時間約五時間なり。

(16)仲ノ橋新設　九月八日八名を以て徒橋を架設す、作業時間三時間。

(17)下ノ橋新設　橋床には木製鉄式を布き、右岸橋脚より陸落し、橋床面は殆ど九十度傾きあり。

九月八日人員十五名を以て約三時間に徒橋を新架す。

(18)蔵島橋新設　電車軌道の部分のみ完存せしも他の一部陸落す、人道は橋脚を存して他は陸落せり。

九月九日人員二十名を以て自動車通過に支障なき程架橋す、作業時間十三時間。

(19)永代橋補修作業　設置の為め假橋は全部陸落し、通過不能となる、橋梁は橋脚及桁を完存せり。

九月七日より一部を以て之を補修し、十日を以て完成す。

(20)永木橋補修作業　破壊の程度は、電車軌條及人道共陸落し、軌道の部分のみ辛じて徒歩者を通過せしむるものたり。

九月九日兵員六十五名を以て補修に着手し、十一日完成す、自動車の通過に差支なし。

(21)原橋橋補修作業　假橋梁中の橋脚及三頭間の桁は、若干焼失せるも、之を利用し得るの程度に在り。

九月七日作業を開始し、十日自動車の通過に差支なき如く完成す。

(22)蔵所橋新設　橋梁焼失して殘杭を存せず。

九月十二日陸軍以下六十名夫二十五名を以て鉄列材料に依る架設を為す。

(23)中島橋、蛤町に通ずる橋新設　共に簡單なる徒橋なり、九月十三日架設作業を開始し、約三時間を以て之を成す。

(24)一ノ橋新設　九月十五日人員十六名を以て徒橋を架設す、作業三時間な

(25)源森橋架設作業　源森橋は橋梁全部焼失して殘杭を留めず、唯側に瓦斯鐵管を殘したるのみ、架設用材料附近にこれあるし。

九月十四日第一中隊を以て之が架設に着手し、材料の集集の如くならざるより、焼跡の吾妻橋假橋殘杭を之に充て、辛ふじて翌十六日午後四時之を完成し、自動車度事を遂ず。

陸軍工兵学校教導隊派遣中隊は、

(1)一ノ橋新設作業　全橋梁焼失落下したるも、混凝土製列柱三橋脚残存せり。

中隊は、九月七日二小隊を以て橋梁設備に着手し、午後五時三十分徒橋を完成す、次て八日同所に鉄線假橋を架設す。

(2)駒橋新設作業　橋梁は焼失落下せしも、略ぼ並行せる水道鉄管架二残存す、九月七日一小隊を以て架設に着手し、八日正午鉄線假橋として之を完成す。

工兵第一大隊は、

(1)鍋物寺橋新設　橋梁は焼落して、僅に電車軌道桁及列柱を残存し、辛じて單獨徒歩者を通過し得たるのみ。

九月四日橋校以下十六名を以て、取敢ず徒橋を架設し、約二時間を以て完成す、十二日更に之を自動車通過程度に架換ふ、作業人員約二十名、作業時間八時間。

(2)浅草橋新設　作業前の状況鍋物寺橋に同じ。

鍋物寺橋と同時に同人員を以て徒橋を架設し、以て應急通設備を完成す。

(3)月見橋補修作業　本橋に繊材の桁を用ひ、ペトン製橋床を有せしも、地震の為め、橋床落下し、月映となりて水中に垂下したり。

九月四日、横濱方面に派遣せられたる小隊長以下十一名を以て、通路設備を完成す。

(4)江東橋新設　江東橋は焼落して補修すること能はず、而も九月四日緊急歩兵の手に完全なる徒橋(幅一米の鉄橋)架成し、更に簡易応急に、橋床なりしなり、是に於て大隊は、其主流約三十米の地點に、制式材料に依り鉄線假橋を架設すること、したり。

五日大隊は架設準備をなし、六日橋校以下百二十八名を以て一斉に作業に着手し、約四十分を以て架設を完成す、次て七日第一中隊を以て橋床及橋脚の一部を以て新設に着手し、十三日を以て完成す、二噸自動車の通過支障なし。

(2)新辻橋新設　破壊状態は、新辻橋に同じ。

第二中隊の一部を以て九月十一日工事に着手し、十四日完成して、一噸自動車を通ず。

(3)三之橋補修　橋脚及主要部の桁繊材なるを以て残存せしも、コンクリート製橋床及若干の木桁崩壊又は焼却し、人道車道共に通過困難なり。

橋床殘鋲を除去し、新に桁を増加し、橋床面を構成し、以て應急補強の目的を達す、作業日數三日、九月十六日完備し、四噸自動車を通ず。

(4)隅川橋新設　橋床橋脚脊焼失す、五個の列柱は、水面部以下を残存するのみ。

九月十六日第二中隊の一部を以て着手し、二十一日完成す。

工兵第七大隊は、

工兵第八大隊は、

（1）須田橋架設　先づ杭橋を完成し、夫で鉄桁橋を架設す、所要日数二日、人員五十名、人馬屯載車の渡過に堪ゆ。

（2）二ツ橋架設　九月七日杭橋を架し、八九両日鉄桁橋を架す、作業人員七十名、屯車両の渡過に支障なし、十二日人員二十三名を以てこれを補修し、自動車を渡せしむ。

（3）小石川橋架設　九月七日杭橋を架し、夫で貨物自動車の外、各車両を通ずる程度にこれを架設す、作業日数四日、人員三十五名、十一日を以て完成す。

（4）鈴木ノ水橋補修　九月七日杭橋を完成し、夫で鉄桁橋を架設し、十一日成る、日数四日、作業人員二十九名。

（5）鈴田橋架設　九月七日鉄桁橋を架設し、爾後一部を以て架橋材料を運搬し、八日より前項橋架設に着手し、十三日までに足場ペトン橋脚の木柱残餘を〇米四〇に掘鑿し、十四日より列柱に加工並に杭立し、二十一日正午を以て完成す、全作業十四日、延人員九百五十五名を要す、諸車の渡過支障なし。

工兵第十三大隊は、

（1）浅草橋新設　現状列柱の下部及沓載荷を僅に残存す。

九月十一日第一中隊を以てこれを架設し、十五日完成す、以て自動車を通ずべし、所要延人員三百二十四名。

（2）黒船橋新設　橋桁水面上全部焼失し、橋床は僅に電車軌道の部分を存し、著しく垂下す、よつて其両者の渡過を許すのみ、九月十日第二中隊を以て架設に着手し、十六日完成す、作業延人員約百七十名、以て諸車を通ずべし。

（3）相生橋新設　四本橋脚を存して焼失す、第三中隊の一部を以て九月十日これを架設す、其両者の渡過に堪ゆ。

（4）中之橋補修　橋脚を残して他は皆焼失す。

九月十日補修す、其両者渡過程度なり。

（5）栄橋新設　焼失して原形を留めず、市において鉄橋架設中なるを以て、九月十一日手車渡過程度にこれを架す。

（6）明石橋新設　亦焼失して原形を留めざりしものなり。

（7）築地橋新設　両岸の橋礎及水面下の列柱を存したるのみ。

九月十一日十二日の二日を要して完成す、以て諸車を通ずべし。

（8）小田原橋補修　被橋程度は前者に同じ、三日を要して九月十二日完成す、普通自動車の渡過に支障なし。

工兵第十四大隊は、

山下橋補修　自動車渡過の為め鉄桁補強をなす、九月十日着手即日成る、所要人員三十六名。

東京市外の工兵作業

工兵第十一大隊は鎌倉街道近、第十二大隊第十六大隊第十七大隊横須方面、第十五大隊第十八大隊は小田原方面に於て、何れも橋梁作業に従ふ。

B、技術部作業

震後の橋梁に関する応急作業は、工兵大隊等に依りて実施したるも、技術部編成後残存したる者あり、殊に横浜市に在りては、交通杜絶し、困難甚しきに拘らず、府縣市に於て全部の復興に着手する餘裕なきを以て、技術部に於て直にこれが加設補修に着手し、各部隊実施中の者の外、新に左の各工事を命ず。

九月十四日

工兵第三大隊		本所区菊川橋ニ鉄桁橋架設
工兵第七大隊		京橋区木挽橋補修
九月十九日		
工兵第五大隊	横浜市	〔紅葉坂橋ニ鉄桁橋 花咲橋ニ鉄桁橋
工兵第十二大隊	横浜市	〔三吉橋ニ鉄桁橋架設 吉橋ニ鉄桁橋架設
工兵第十七大隊	横浜市鶴見橋ノ鉄桁橋架換	
工兵第十七大隊	横浜市横橋ニ鉄桁橋架設	
九月二十日		
工兵第五大隊	横浜市字見橋ニ鉄桁橋架設	

此等橋梁の架設並に補修は、東京市及其附近に在りては、大部を九月二十日前後に、六郷橋の補修を十月三日までに完了し、横浜市及其附近に在りては、十月十七日までに作業を了したり、作業に際し、最も困難を感じたるは材料の輸送にして、東京市は材料の供給意の如く、ならざりしより、技術部編成の際、偵察研究して数連上復活を必要とし、新設若くは補修するの計画を立てたりしものゝ、全部に之を実施し得ざるを以て、工兵大隊演習材料を融通使用する等、諸種の手段を講じ、漸く交通の混雑を緩和するを得たり、然るに神奈川及横浜市に在りては、材料の調達供給に努力する所あり、従て牛永久程度の橋梁を架設し、若くは規模稍〻大なる補修を為したるものゝみならず、各部隊実施中の者の大に交通の混雑を緩和し得たるもの極めて多く、為に復舊したり。

附近橋梁作業

東京市及附近の橋梁作業を表記すれば、左の如し。

| 第一篇 | 第二章 | 各種機関の活動（従属事項） | 東京市及附近橋梁 | | |

六　郷　橋　神奈川縣川崎町　補修　一七五・〇〇　五・〇〇

永代橋電車橋　日本橋深川間、兩國川口　新設　一九五・〇〇

吾妻橋電車橋　淺草本所間、兩國川上　同　一六・〇〇　同　復舊

ハ、水路作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京市内の水路作業は、大約左の如し。

近衞工兵大隊は、

九月二日夕一中隊兵員約六十名を以て、芥下轟ヶ谷淨光寺北側淨水所の水路を修繕し、四日に完了す。

是日第二中隊の一部は、水路荒川を下り、永代橋附近に於て罹災者の渡船を行ひ、避難者一萬七千人を救助し、同時に永代橋下幅約十米の水路を完成して、交通に便ず。

十二日一部を以て神田川を清掃し、次で淺草橋の北下盛土並石垣を拂除す、まで之を清掃す。

十六日には、龜戸方面淺水防止の爲め、第一中隊を以て源森橋水門の閉鎖工事を終ず。

工兵第二大隊は、

河川清掃に任じ、吾妻橋上流側假橋の橋床殘餘一部を拂除し、閉鎖し居たる水路を開き、又河中浮游の木材機船舟筏等を一時に繫留する等の作業を實施す。

工兵第三大隊は、

大隊(第一中隊缺く)は、九月八日本所方面の河川清掃並に水路開通作業に任ず(淸崎業平橋)。

工兵第七大隊は、

第一節　應急措置

第二章　各局、廳の活動(陸軍省)

一、作業前の景況　約四十間に亘る堤防崩壞し、水路の石垣波損し、且路

二、人　員　　工兵大尉一、同中尉一、下士以下六十四名。

三、作業時間　十二時間。

四、作業經過

九月十一日　午前十時作業開始、午後三時十分作業終了。

十二日　午前六時作業開始、午後三時十分作業終了。

十三日　午前六時作業開始、午後三時十分作業終了。

五、作業成績

十一日　午後三時十分作業終了。

十二日　午後三時十分作業終了。

十三日　午後三時十分作業終了。

六、其　他

十一日　午後三時十分作業終了の際、人夫一名負傷す。

淨水所水路補修作業

一、作業前の景況　約四十間に亘る堤防崩壞し、水路の石垣波損し、且路

二、人　員　　工兵大尉一、同中尉一、下士以下六十四名。

三、作業時間　十二時間。

四、作業經過

九月十一日　午後三時十分作業終了。

十二日　午後三時十分作業終了。

十三日　午後三時十分作業終了。

五、作業成績

十一日　午後三時十分作業終了の際、人夫一名負傷す。

十二日　午後三時十分作業終了。

十三日　午後三時十分作業終了。

六、其　他

十一日　午後三時十分作業終了の際、人夫一名負傷す。

自動車通過支障ナシ

電車通過支障ナシ

同

鐵道第一聯隊　九月十日　同第一鐵道隊ヲ以テ科學的調査ノ爲メ

鐵道第二聯隊　九月八日　同第二鐵道隊ヲ以テ兩國橋ノ修理ニ從事

工兵第七大隊　九月三日　同第一鐵道隊ヲ以テ兩國橋ノ修理ニ從事

工兵第十三大隊　九月十日　同第一鐵道隊ヲ以テ兩國橋ノ修理ニ從事

工兵第一大隊　九月十日　同第一鐵道隊ヲ以テ兩國橋ノ修理ニ從事

神田川清掃作業

自於神田川　九月十一日　至九月十四日

一、作業前の景況　兩岸橋下流假繫留橋塊、桁、即杭等塊殘りて流下物の流下を止め、且橋上の軌條曲殘者す、又淺草川附近に座茶滿載の舟花沒しあり、舟梢の上下を妨げ、其他殘る所に舟常木の塊殘りたるもの散在す。

二、人　員　　特使以下八十一名。

三、作業時間　第一區隊二十四時間、第二區隊二十二時間。

四、作業區域　二千五百米。

三、作業部署

第一區隊　區隊長東田少尉以下三八名。

第一班、長以下十三名、第二班、長以下十二名、第三班、長以下十二名。

第二區隊　區隊長猪野見習士官、以下四十二名。

第一班、長以下十四名、第二班、長以下十二名、第三班、長以下十四名。

四、作業經過

九月十一日　東田區隊、兩岸橋下流假繫留橋上の軌條を排除し、殘橋脚に堆積の塊殘を止め、幅八米の水路を開く、十三日前日の作業を續行完成し、夏に請負業附近の流木流木を排除し、十二日爆破を以て破壞し

東京市内水路開設作業

名稱	位置	長	幅	作業部隊	完成月日	摘要
蛤町附近橋梁下（二ケ所）深川區蛤町		四〇米	四米	工兵第一大隊	九月十四日	三ケ所開鑿ノ爲大島川三千米ノ水路ヲ使用シ得ルニ至レリ
永代橋下	日本橋區―深川區	六〇	一五	同	九月十五日	
竪川、小名木川	深川區	四〇	五	同	九月廿九日	
橋床破壞	吾妻橋上流	九〇	一二	工兵第二大隊	九月十六日	
河中流木除去	兩國橋自鮮橋間	四、三〇〇	二〇〇	同	同	
神田川閉塞部水路開鑿	市電外濠線順天堂前停留所西側	長二二	上幅二・四	同	十月二十日	開鑿ノ爲神田川四千米日本橋川減水ニ依リ五千米ノ水路使用ニ堪ニ
業平橋より洲崎間	本所區―深川區	平均保五、五〇〇	底幅二・五	工兵第三大隊	九月十日	
古川開設	麻布區南端	三、五〇〇	一―三	工兵第七大隊	九月十四日	
永代橋下開設	日本橋區―深川區	一九五	三〇	工兵第十二大隊	九月廿一日	
永代假橋除去	同	橋長一九五	三〇	鐵道第二聯隊	十月十三日	鋏桁ノ切斷除去並橋臺殘存材整理
吾妻假橋除去	淺草區―本所區	同 一五六	三〇	同	同	

ニ、築營作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京に於ける築營作業は、左の如し。

工兵第一大隊　は、

九月四日隊の一部を以て步兵第三聯隊屯營東側及南側に亘る凹地に井戸を掘開し、七日成る。

同十八日第三中隊を以て騎兵第二聯隊の各種建築物修補及バラック建設作業に任ず。

同日第一中隊を以て東京第一衞戍病院諸復舊工事に從事す。

東京市以外の工兵作業

工兵第五大隊　は、横濱に於て、工兵第十一大隊第十六大隊は鎌倉方面に於て、築營作業に從ふ。

B、技術部作業

（イ）外國新設及建築物補修　赤坂御所外園橋、園壁、土壘の新築補修は、技術部編成と共に、戒嚴司令部の部署を承續し、引續き工兵第三大隊をして之を遂行せしめ、九月十五日を以て完了す。

同時に、東京市内の電話開通を迅速ならしむる目的を以て遞信省の依頼に應じ、新に工兵第十大隊に命じて、中央電話交換局燒跡の整理、廳舍の床張、假事務所及板塀の新築作業を實施し、九月二十七日に至り完成す。

（ロ）バラック建築　技術部編成後バラックの建築を爲したるは、神奈川縣廳の依頼に應じ、同部に於て工兵大隊の作業力を斟酌して實施範圍を定め、設計圖を作り、之を橫濱支部に交付して之が建築を實施せしむ、十月十三日までに竣成したり。下命は、

九月二十二日

工兵第五大隊　日ノ出町バラック二棟。

工兵第十二大隊　元町四丁目バラック二棟。

工兵第十四大隊　同バラック一棟。

工兵第十七大隊　日ノ出町バラック二棟。

九月二十七日

工兵第五大隊　日ノ出町バラック三棟。

工兵第十二大隊　日ノ出町バラック一棟。

工兵第十四大隊　日ノ出町バラック二棟。

（組業試驗所裏）

工兵第十七大隊　第一中學校バラック二棟。

（組業試驗所裏）

日ノ出町バラック一棟。

（第一中學校バラック）

外に橫濱支部區處して、工兵第五大隊に橫濱市立商業學校講堂及門衞所用バラック各一棟を建築せしめ、兼て講堂間仕切、物置屋根補修を實施せしめ、十月十日を以て成る。

ホ、通信作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京方面に於ける通信作業、左の如し。

陸軍工兵學校教導隊演習中隊　は、

九月五日東京市内電話線路の補修に任じ、線の切斷部八箇所、短絡部十箇所、電話機不工合一箇を修繕す。

工兵第一大隊　は、

九月三日隊の通信班は、同大隊本部と近衞工兵大隊岩淵町役場荒川船橋に至る間を連絡し、四日同隊と王子火工廠赤羽製煉廠間を連絡して、通信に任じ、前者は十二日後者は二十日之を撤收す。

九月五日王子火工廠―師團司令部―步兵第三聯隊間の通信を開設し、十四日右後牛部を、二十日頃前牛部を撤收す。

九月十四日圖技館―旅所橋、十五日工一より兵器庫、十六日工一より陸軍省、十七日師團司令部―新宿糧秣配給所の通信網を架設す。

工兵第二大隊　は、

大隊通信班、九月五日後近衞師團長に直屬し、同師團電話線を統一區署し、諸通信連絡に任ず。

工兵第三大隊　は、

九月七日第一（通信）中隊を品川に派し、芝浦補給部と橫濱支部間の電話通信連絡に任ぜしむ、該中隊は、九月八日之が電話線を架設完了し、九日更に芝浦補給部内の電話線を架し、其後引續き、其通信補綴を爲す。

工兵第七大隊　は、

九月八日より十六日まで同隊通信班をして、第一師團司令部附近に於ける通信連絡に當らしむ。

工兵第八大隊　は、

九月十二日下士一卒一四を以て近衞師團司令部―作業隊本部―工八本部間に電話を架設し、十五日之を撤收す。

十六日下士一、卒一八を以て陸軍省技術部―工八本部間に往復線にて二局一回線を構成し、以て工兵第二大隊を加へ、三局一回線となす。

工兵第十三大隊　は、

九月七日より十七日まで第一師團司令部と各警備隊其他關係官衙相互に電話通信網を架設す、總線長二萬一千九百五十米、作業人員百三十六名。

東京市以外の工兵作業

工兵第五大隊第十四大隊は橫濱方面に於て、工兵第十六大隊は藤澤方面、第十八大隊は橫須賀線及厚木國府津間に於て通信作業に從ひ、工兵第十五大隊は、豐橋より通信線を構成して東京に入る。

B、技術部作業

東京橫濱兩市内の電話は、戒嚴司令部又は警備部隊司令部の區處に依り、各工兵大隊軍用電話線を以て、警備並に救護事務上必要の電話網を構成し、技術部編成後は、同部及橫濱支部區處して、陸軍省在鄉軍人會本部間、神奈川警備部隊司令部配給部關係官廳間、並に各工兵大隊宿營地技術部若くは支部間に、同く電話網を構へ、及警備兵力の集結撤退若くは工兵隊作業地移轉に伴ふ架線延線撤收、共外市内電話線の一部補修援助等、各通信作業を實施したり、即ち技術部編成後に於

芝浦配給部ニ於ケル通信作業左の如し。

| | | |

鐵道復舊作業

作業概要

線名	區間	距離	作業			開渠(暗渠)	停車場	其他	作業部隊	完成月日
			橋梁	築堤	切取					
東海道本線	自 横濱 至 大船	m 10.3	(位置)豐田川橋梁 (作業)杭木ヲ以テ橋臺補強工事	(延長)一軒六六〇米 (土量)一、八〇〇立方米 (作業)陷沒線の復舊及崩壞土排除	(位置)清水谷隧道入口 (土量)一、八〇〇立方米 (作業)一部兵力ヲ以テ地方土工ヲ指導シ壞土ノ排除	(位置)飯島川暗渠 (作業)軌條桁ヲ以テ補強工事	(位置)大船停車場 (作業)山ノ手側倒家ノ整理及給水設備	軌道杭木交換 方向修正 電線復舊	鐵道第一聯隊	九月十六日
横濱船渠會社貨物線	自 至	m 3.0	一、軌道ノ應急修理 二、轉倒起重機ノ應急修理						九月廿二日	
横須賀線	自 田浦 至 横須賀	m 1.3	上記區間ノ線路復舊						九月廿五日	
北方大谷田線	自 濱金谷 至	m 10.8	橋梁	築堤	開渠	隧道	上部建築	其他	十月六日	
			(位置)佐貫川、梁川各橋梁 (作業)南岸橋臺陷沒部修理	陷沒線路一部ノ應急修理	一、翼壁ノ補強工事 二、架設一ケ所	(位置)第五號及第八號 三、五四六立方米 (作業)崩壞土排除	(延長)九〇米 (土量)七、八〇〇立方米 (作業)崩壞土排除線路復舊	全線ニ亘リ保線	鐵道第二聯隊	九月廿三日
			(位置)子安跨線橋 (長サ)五〇米 (作業)應急架設 (位置)原町田人道跨線橋 (長サ)十三米 (作業)架設	金線ニ亘リ陷沒部及崩壞土ノ復舊 (土量)六、二一〇立方米		(位置)菊名隧道 (土量)三三〇立方米 (作業)崩壞土排除 (位置)相原隧道 (土量)一、八〇〇立方米 (作業)眞壁		全線ニ亘リ保線		

九月十三日十四日、芝浦埋立地に於て架橋材料陸揚作業に任ず、從業延人員百八十五名、人夫七十名。

十五日より二十五日まで、一部を以て永代橋附近に於ける給水作業を援助す。

工兵第十大隊は、

九月十二日より十八日まで、芝浦陸揚場の棧橋結構に從事す、即ち應急用として泥舟を繫定し、陸軍との間に軌條二條を架し、歩板を敷置したるものを補修し、且幅員を增加す。

B、技術部作業

(イ)給水作業　技術部編成後、給水作業に任じたるは、九月十五日より二十五日まで工兵第七大隊をして下士一名、兵卒九名を月島に派遣せしめ、避難民給水船を操縱せしむ。此外は横濱支部に於て、十月三日より十五日まで工兵第十四大隊の下士一名兵卒六名を神奈川方面警備部隊司令部に差遣し、横濱市給水船運行を指導せしめたるあり。

(ロ)揚搭場急設　鐵道不通の爲め、糧秣材料其他の物資を船舶輸送に依りたるを以て、戒嚴司令部は東京横濱海岸に揚搭場を急設し、作業進捗中技術部編成を見たるを以て、同部に於ても之を承行し、工兵第二大隊一部及工兵第十大隊をして芝浦日ノ出町並に兩國配給所に於ける棧橋の構築、配給所構內臺車軌道の敷設、進出路の新設、及此等構築物の補修等揚搭場の設備を實施し、傍ら揚搭作業の指導監督を行はしめ、横濱支部に在りては、棧橋の構築を命じ、何れも九月二十日前後之を完成す。

國つ神千代の岩をもゆりすゑて
動かぬ御代の例にぞ引
（中院通茂）

ト、各種作業

A、工兵隊作業

工兵隊の從事したる東京方面に於ける各種作業、左の如し。

近衛工兵隊は、

九月一日震災直後消防隊を編成し、急遽衛戍司令部に至り、震關離宮及貴衆兩議院防火のため、虎ノ門南側一連の家屋を破壞し、以て同地附近の延燒を免れしむ、其後陸軍省第一衛戍病院日本銀行等の防火に任ず。

九月二日麹町四丁目附近に出動し、家屋約十棟を破壞して防火し、同地一帶及同五丁目附近をして災害を免れしむ。

一部は陸軍省及陸軍士官學校附近を警戒す。

三日中央氣象臺と連絡し、地震に關する通報を得ると同時に、同臺員及家族等約七十名の飢餓を救濟す。

一部は第百銀行鐵扉破壞をなす。

夕刻、人員百三十名を以て參謀本部前材料庫の開放作業を實施す、罹災者收容の爲めなり。

同時に三分隊を以て澁谷町附近に至り、水道の監視及電話の補修を爲す。

四日一箇小隊を以て赤坂離宮の塔壁二百米の應急修理を爲す。

爰日一小隊は、富城の塔壁修理に任じ、一分隊は、近衛師團司令部前城堆入口附近に散亂したる岩石を除去す。

七日、二分隊帝室林野管理局燒燼の破壞作業を爲す。

工兵第二大隊は、

一小隊芝浦罹災救司令官水原少將の隷下に入り、九月五日夕後陸揚設備に從事し、七日後は同所道路の保全に任じ、二十日復歸す。

工兵第三大隊は、

九月十一日約一小隊を以て赤坂御所の補修に任じ、十五日完成す、作業延人員二百十八名、諸關壁の構築延長計六百三十五米なり。

工兵第七大隊は、

| | | |

東京市内建築物殘餘爆破作業

種別	名稱	位置	構造	爆破作業	爆破月日	備考
共濟會	札幌帝國林業試驗所	神田區末廣町	煉瓦造三階建高一四米〇〇	近衛工兵大隊	九月十六日	鉄骨入れセメント使用シルル材下請負
帝國林野局	帝國林野局職員寮	本所區中ノ鄕町	鐵骨ヲ有スル煉瓦造二階建高一二米〇〇	〃	九月十九日	〃
高等商業學校	高等商業學校講堂	芝區高輪南町	煉瓦造高各十七米〇〇	〃	十月五日	〃
南葛飾郡役所	南葛飾郡役所	同　同	同　高各二〇米二〇	〃	十月十三日	〃
東京中央電信局	東京中央電信局	麹町區丸ノ内	煉瓦造高八米〇〇	〃	十月十九日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所	日本橋區小舟町	煉瓦造三階建高一八米〇〇	工兵第七大隊	九月十一日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區通三丁目	鐵骨中煉瓦造三階建高一三米〇〇	〃	九月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區兜町	鐵筋コンクリート造三階建高五米〇〇	〃	九月十五日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區四日市町	煉瓦造三階建	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	同二階及三階建高一一〇米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	同一階建高三米九〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	同　高四米五〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、六米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高六米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一二米〇〇、六米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、四米八〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造高一五米〇〇、五米〇〇	工兵第二大隊	九月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	石造二階建高一一米〇〇	〃	九月十五日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區福川町	煉瓦造一棟高八米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區富吉町	鐵筋コンクリート二階建高八米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區箱崎町	鐵筋コンクリート二階建高一一米〇〇	〃	九月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	本所區緑町二丁目	煉瓦造二階建高一一米〇〇	〃	十月七日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區東平野町	同　高一五米〇〇	〃	十月七日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區越中島	煉瓦造平屋建七棟高各八米〇〇	〃	十月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	麹町區大手町	煉瓦造高一一米〇〇	〃	十月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	九段坂上	煉瓦造	工兵第三大隊	十月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	九段坂下	煉瓦造	〃	十月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區小舟町	煉瓦造三階建高一八米〇〇	〃	十月十五日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區通三丁目	鐵骨中煉瓦造三階建高一三米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區兜町	鐵筋コンクリート造三階建高五米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區四日市町	煉瓦造三階建	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	同二階及三階建高一一〇米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、六米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高六米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一二米〇〇、六米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造二階建高一一米〇〇、四米八〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	煉瓦造高一五米〇〇、五米〇〇	工兵第二大隊	十月十四日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	同　同	石造二階建高一一米〇〇	〃	十月十五日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區福川町	煉瓦造一棟高八米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區富吉町	鐵筋コンクリート二階建高八米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	日本橋區箱崎町	鐵筋コンクリート二階建高一一米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	本所區緑町二丁目	煉瓦造二階建高一一米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區東平野町	同　高一五米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	深川區越中島	煉瓦造平屋建七棟高各八米〇〇	〃	十月十六日	〃
日本橋區役所	日本橋區役所別館	麹町區大手町	煉瓦造高一一米〇〇	〃	十月十六

名稱	位置	構造	面積	作業着手	作業完了	摘要
都商門	麹町区三年町	煉瓦造二階建	一、一八坪	十月十七日	十月二十六日	一部焼失ノ外ハ無事
大蔵省	麹町区三年町	煉瓦造二階建高一四米五〇	二〇〇坪	十月十七日	十月二十六日	一部焼失ノ外ハ無事
学習院	麹町区三年町	煉瓦造二階建	四〇〇坪	十月十七日	十月二十六日	一部焼失ノ外ハ無事

第一篇　応急措置

第二章　各省、政府の活動（陸軍省）

此外近衛工兵大隊の擔任したる爆破作業、左の如し。

名稱	位置	構造	面積	作業着手	作業完了	摘要
日本郵船会社支店倉庫	日本橋区蠣殻町	煉瓦造高八米五三七六米八〇	三、〇一四坪平米	十月十六日	十月十八日	一部焼失ノ外ハ無事
日本郵船会社支店倉庫	日本橋区蠣殻町	煉瓦造二階建高一三米三〇	一、六五〇坪	十月十六日	十月十八日	一部焼失ノ外ハ無事
日本郵船会社支店倉庫	日本橋区蠣殻町	煉瓦造二階建高一〇米〇〇	一、三

3、工兵の給養衛生

工兵隊の宿營給養衛生狀態は、大要左の如し。

近衛工兵大隊、工兵第一大隊、工兵學校教導大隊派遣中隊は、屯營附近に在りたるを以て、特記すべきことなし。

工兵第二大隊は、淺草專賣支局跡に在りたる際、天幕內に露營し、時々豪雨の襲來し、不良の狀態に在りしも、九月十七日宿營地を第一高等學校に移轉後は、概ね良好なりき、又給養は全期を通じて良好なるを得たり。

工兵第三大隊は、九月七日より十六日まで、一中隊を築城本部庭園內の天幕露營とし、一中隊を芝浦橫濱間通信所の點在宿營とす、露營地は、地域狹隘殊に雨天に際し、甚しく不便を感じ、時日の經過と共に、患者の發生、作業能率減退の恐れあるを以て、東京駐屯一中隊を牛込津久戸小學校に移す、二十七日東京灣要塞司令官の隷下に入るに及び、廠舍及倉庫を修築して宿營す、給養は駐屯當初困難したるも、逐次物資を得て支障なきに至れり、衛生は概ね良好なりし。

工兵第五大隊は、九月十一日より十八日に至る間、大部は東海道線保土ヶ谷驛東側山麓の高臺に幕營し、一部は保土ヶ谷驛に貨車生活を爲す、此間給水に困難を極めしも、山麓に清泉を發見して爾後は便宜を得たり、幕營地は適當にして可良なりしも、時々豪雨に逢ひ、且氣候漸く冷氣を加ふにより、九月十九日後は、青木町幸ヶ谷に舍營す、而も單に雨露を凌ぐのみにして不便は依然たり、給養は概して良好にして、漸次圓滿確實に實施す、衛生狀態亦可なり。

工兵第七大隊は、到着後田端驛構內、青山射擊場、步三營庭等に幕營し、初は主として携帶糧秣に賴り、漸次現地調辨若くは第一師團經理部交付品を用ひて給養し、九月十二日後は、步一兵舍內に宿營し、師團經理部供用の給養に賴りたり、十二日前の幕營は、暑熱と蚊軍に苦しめられ、且驟雨の爲め苦難一方ならざりしも、步一兵舍移轉後は、適當なりしも、狹隘且毛布僅少にして、供養十分ならず、給養は到着後約七日間は戰時定量を充足し得ざりしが、爾後之を補充したり、然れども炊爨調理の設備及器具不完全にして、野菜類僅少なりし爲め、調理一般に單調なりき、衛生狀態は、概して可なり。

工兵第八大隊は、九月六日より九日まで近步一營庭に幕營し、十日より近步一兵舍內に宿營す、給養は兵員僅少にして炊具を携行せざりしを以て、六日より近步一に依賴し、引續き同隊の給養を受く、衛生は一般に可なり。

工兵第九大隊は、九月六日より八日まで近工兵舍內に宿營し、同隊の給養を受け、八日より十六日までは近步二空地に幕營す、此間は震災直後なりしを以て給養概して粗惡に、殊に生肉生野菜の調辨困難なりしも、近衛師團經理部或は葛原倉庫より副食物を蒐集し、尙携行生肉菜を以て比較的圓滿に實施し得たり、衛生狀態は概ね良好なり。

工兵第十大隊は、東京着後主力を芝浦に、一部を中央郵便局及東京驛に狹縮舍營を爲し、辛ふじて雨露を凌ぐ狀態なりき、給養は當初大隊携行品を使用し、生魚生肉類は葛原倉庫より受領し、大隊合同炊事を爲し、概ね圓滿に實施したり、次で市況の恢復に伴ひ、生野菜等も現地物資の調達容易となり、給養品ほゞ不足なきに至る。

工兵第十一大隊は、東京着後築城本部及教育總監部內空地に幕營し、時々驟雨及暴風雨に遭ひ、休養上憂ふべき狀態に在るを以て、其後軍樂隊兵舍內に宿營す、鎌倉轉進後は、鎌倉社寺及小學校等に分宿し、寢具は民家より借用し若くは携行品を用ひたり、給養は東京駐屯中可、鎌倉にて相當良好の狀態なり、衛生亦可。

工兵第十二大隊は、橫濱着後、九月二十四日まで本松小學校及市內

西戸部附近の民家並に工場及太田小學校等に分宿す、宿舍は辛ふじて雨露を凌げるのみ、給水最も困難なりき、給養は橫濱着後、最初は携行糧秣を使用し、漸次魚肉等供給せられ、戰時定量を完全に充足し得たり、衛生は可なり。

工兵第十三大隊は、東京着後步一內に狹縮舍營をなし、六鄕橋修理中隊は、民家に狹縮舍營をなし、一部は幕營せり、給養は一般に適當にして、將校以下榮養狀態可也、副食物は戰時定量を基準として成るべく生物の給養に努む、衛生成績は可なり。

工兵第十四大隊は、九月三日第一師團司令部構內に、四日橫濱山下橋附近燒跡に露營し、八日より三十日まで橫濱中學校半潰劍術場及附近倉庫に宿營す、露營用藁の調辨十分ならず、臥床設備不完全なりき、給養は初め携行糧秣、六日以後は倉庫糧秣に賴りしも、地方物資の調辨困難にして、給養十分ならず、殊に給水に困難したり、衛生成績は概して可なり。

工兵第十五大隊、先遣通信隊は九月三日露營し、四日以後舍營す、寢具不足にして寒冷に堪へざりき、九月七日國府津橫濱間輸送船に依り糧秣を受領す、後發の一中隊は、九月六日以來鐵道省の援助を受け、官營給養共に不足を感ぜず、衛生成績は概して良好なり。

工兵第十六大隊は、作業の種類及地方宿營力の關係上、各中隊毎に各地に宿營し、概ね小學校劇場倉庫等半潰家屋に辛ふじて雨露を凌げり、九月十五日以來、大隊は馬入附近に集結し、近傍村落に舍營す、給養は、派遣の初携行糧秣に依り、地方の食糧補給恢復と相待ちて、副食物の調達容易となりしを以て、比較的良好の狀態を保持したり、衛生成績亦可なり。

工兵第十七大隊は詳かならず、十八大隊は九月十一日神奈川渡邊山に露營し、十二日より十九日までは東京府下南多摩郡南村小學校に

狹縮舍營す、酒勾川架橋の際は、國府津及網一色に辛ふじて數軒の家を覓め宿營したり、給養は總て部隊炊爨に依り、携行糧秣及現地調辨を以てしたり、作業間は若干の增食を行ひ、概ね圓滑なるを得たり、衛生亦可なりき。

又、技術部經理作業

(イ)物品受持作業品　技術部は、開設當初器材及爆藥火具の授受並に拂下手續等に付、陸軍內關係各部と協定すると同時に、民間器材の調査をなし、更に工兵各部隊携行器材の員數に徵し、以て作業の種類に應じ、各部隊より請求する器械の品種數量査定上に資し、一面復舊作業援助を申込む所の關係官廳と協議し、所要材料若くは特種器械を提供する等、各部隊の技術作業指導上緊要の各手段を講じ、能く各部隊の作業實施を容易ならしめたり。

救護作業に關し交付を要する一般器材及爆藥火具は、技術部請求品種數量の査定を爲し、取纏めて陸軍省に請求し、受領の上各部隊に運搬交付し、橫濱支部は、各部隊の所要數を取纏めて技術部に請求し、受領の上之を請求部隊に交付したり、又橫濱の架橋及バラック建築材料は、主として橫濱市役所及神奈川縣廳より受領して之を各部隊の作業地に運搬交付し、何れも器材受授の爲に要する各部隊作業力減耗を防ぐ事としたり。

建築物殘骸爆破は、各部隊をして制式黃色藥を使用せしむるを最も安全且確實としたるも、制式品の多量を費消するは、動員計畫上考慮を要するのみならず、戰時補給の難易より考へ、此際制式品にあらざる古品或は代用品の使用を研究し置くの有利を認め、成るべく之を使用せしめ、同時に實施に際して特に綿密なる指導を爲し、以て遺憾なからしむるを期せり。

爆藥火具拂下に關しては、作業部隊をして拂下願書並に爆藥受領證